

平成28年 9月 6日 開会

平成28年 9月29日 閉会

平成28年9月定例会

美作市議会会議録

平成28年第3回9月定例会目次

◎ 第1日（9月6日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	2
3. 欠席議員	3
4. 会議録署名議員	2
5. 出席説明員	2
6. 出席事務局職員	2
開 会	4
散 会	61

◎ 第2日（9月8日再開）

1. 議事日程	63
2. 出席議員	63
3. 欠席議員	63
4. 会議録署名議員	63
5. 出席説明員	63
6. 出席事務局職員	63
開 議	64
延 会	112

◎ 第3日（9月9日再開）

1. 議事日程	113
2. 出席議員	113
3. 欠席議員	113
4. 出席説明員	113
5. 出席事務局職員	113
開 議	114
延 会	179

◎ 第4日（9月12日再開）

1. 議事日程	181
2. 出席議員	181
3. 欠席議員	181
4. 出席説明員	181
5. 出席事務局職員	181
開 議	182
延 会	220

◎ 第5日（9月13日再開）

1. 議事日程	221
2. 出席議員	221
3. 欠席議員	221
4. 出席説明員	221
5. 出席事務局職員	222
開議	223
散会	269

◎ 第6日（9月29日再開）

1. 議事日程	271
2. 出席議員	271
3. 欠席議員	271
4. 出席説明員	271
5. 出席事務局職員	271
開議	272
閉会	314

◎ その他資料

一般質問	315
------	-----

平成28年9月6日

(第 1 号)

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成28年第3回美作市議会9月定例会)

平成28年9月6日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 (委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第6 発議第6号 決算特別委員会設置について
- 日程第7 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第8 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第9 報告第4号 専決処分の報告について (和解及び損害賠償額の決定)
報告第5号 専決処分の報告について (和解)
報告第6号 出資法人等の経営状況について
- ・美作市土地開発公社
 - ・(有)特産館みまさか
 - ・(有)大原農業振興センター
 - ・東栗倉特産物販売(有)
 - ・(株)作東バレンタインホテル
 - ・(株)みまちゃんネル
- 報告第7号 東栗倉工房株式会社の清算終了について
- 報告第8号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第10 議案第69号 平成28年度美作市一般会計補正予算 (第2号)
- 日程第11 認定第1号 平成27年度美作市一般会計決算の認定について
- 認定第2号 平成27年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認定第3号 平成27年度美作市介護保険特別会計決算の認定について
- 認定第4号 平成27年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について
- 認定第5号 平成27年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について
- 認定第6号 平成27年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について
- 認定第7号 平成27年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について
- 認定第8号 平成27年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について
- 認定第9号 平成27年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について
- 認定第10号 平成27年度美作市武蔵の里特別会計決算の認定について
- 認定第11号 平成27年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 認定第12号 平成27年度美作市愛の村パーク特別会計決算の認定について
- 認定第13号 平成27年度美作市水道事業決算の認定について

- 認定第14号 平成27年度美作市病院事業決算の認定について
 認定第15号 平成27年度美作市下水道事業決算の認定について
 日程第12 議案第70号 美作市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
 議案第71号 美作市税条例等の一部を改正する条例について
 議案第72号 美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 議案第73号 美作市立図書館条例の一部を改正する条例について
 議案第74号 字の区域・名称の変更について
 議案第75号 市道路線の認定について
 議案第76号 平成28年度美作市一般会計補正予算（第3号）
 議案第77号 平成28年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 議案第78号 平成28年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）
 議案第79号 平成28年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第1号）
 議案第80号 平成28年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	金	谷	典	子	2番	重	平	直	樹
3番	安	藤		功	4番	安	本	博	則
5番	谷	本	有	造	6番	則	本	陽	介
7番	萬	代	師	一	8番	尾	高	誉	久
9番	岡	崎	正	裕	10番	西	元	進	一
11番	本	城	宏	道	12番	鈴	木	悦	子
13番	岩	江	正	行	14番	小	淵	繁	之
15番	万	殿	紘	行	16番	日	笠	一	成
17番	山	本	重	行	18番	山	本	雅	彦

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

9番	岡	崎	正	裕	10番	西	元	進	一
----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市	長	萩	原	誠	司	副	市	長	安	部		薫						
副	市	長	横	山	博	光	教	育	長	大	川	泰	栄					
政	策	審	議	監	福	原				覚	総	務	部	長	山	本	直	人
危	機	管	理	監	山	本	和	毅	企	画	振	興	部	長	池	田	義	和
総	合	戦	略	監	森	分	幸	雄	市	民	部	長	安	藤	郁	雄		
環	境	部	長	妹	尾	昌	弘		経	済	部	長	尾	崎	功	三		
保	健	福	祉	部	江	見		勉	建	設	部	長	真	野	弘	紀		
教	育	次	長	山	名	浩	二		消	防	長	山	崎	正	雄			
会	計	管	理	者	安	東	弘	子	教	育	総	務	課	長	皆	木	敏	治
下	水	道	課	長	中	島	浩	一	農	業	振	興	課	長	岡	本	和	之
代	表	監	査	委	員	窪	田											
								功										

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会議務局長 本 田 卓 治
課 長 大 佛 裕 彦
主 任 井 上 大 佑

議長（山本 雅彦君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いをいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則を遵守していただきますようお願いをいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は議場より退席をしていただきます。

定刻が参りましたので、ただいまより平成28年第3回9月美作市議会定例会を開会いたします。

本日は全員の出席であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

今定例会に説明員が随時出席をしておりますので、これを許可いたしております。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（山本 雅彦君）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により9番岡崎正裕議員、10番西元進一議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（山本 雅彦君）

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

先般、本定例会の運営について議会運営委員会が開催をされておりますので、委員長の報告を受けます。
小淵議員。

14番（小淵 繁之君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る8月30日午前10時から、議長、委員、市長、副市長、政策審議監、担当部長出席のもと、議会運営委員会を開催し、9月定例会の運営について協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、会期につきましては、本日9月6日から9月29日までの24日間とし、会議日程は既にお手元に配付のとおりでございます。

次に、市長より送付されました議案は、同意1件、諮問2件、報告5件、決算認定案15件、条例の一部改正案4件、宇区域名称の変更案1件、市道路線の認定案1件、補正予算案6件の以上35件の議案であります。

議員からの議案は、決算特別委員会設置発議の1件であります。

決算特別委員会の設置は、議会運営委員会において発議をいたします。

本日の第1日目は、まず3月定例会並びに6月定例会において継続審査となっておりました議案第1号について、美作市新庁舎特別委員会委員長からの報告を受け、質疑、討論、採決といたします。その後、委員からの発議、議案の上程、提案説明を受け、即決案件のみ委員会付託を省略し、質疑、討論、採決といたしま

ます。

続いて、2日目の9月8日から9月14日までの5日間は一般質問、議案質疑を予定をしております。なお、議案質疑終了後、各議案を委員会付託といたします。

最終日は9月29日とし、委員長報告、報告に対する質疑を受けた後、討論、採決を行います。

一般質問では、発言の順番は通告順であり、質問回数は1通告項3回まで、質問時間は45分であります。

議案質疑については、決算認定議案も含めて通告期限を9月8日午後5時までといたします。

なお、通告しない者の質疑は、通告した者の後に行うこととし、1議案につき1件といたします。各議案は委員会付託されますので、所属委員会に属する質疑は控えていただきますようお願いを申し上げます。

次に、請願・陳情案件については、8月29日までに受理した請願6件、陳情2件であり、委員会付託として審議をいたします。

予備日は、9月7日、15日、休会日は、9月21日、27日、28日としております。

以上、議会運営委員会の委員長報告とさせていただきます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りをいたします。

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、本定例会の会期を本日6日から29日までの24日間と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日6日から29日までの24日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（山本 雅彦君）

続きまして、日程第3、「諸般の報告」を行います。

例月出納検査の結果報告はお手元に配付しております資料をもって報告にかえます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長から送付されております議案の送付書につきましては、お手元に配付しておりますのでごらんください。

日程第4 行政報告

議長（山本 雅彦君）

日程第4、「行政報告」を行います。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

改めておはようございます。

9月定例会を招集いたしましたところ、議員各位全ての御出席を賜り、心から御礼申し上げます。恒例に基づきまして、美作市の行政の状況について報告をさせていただきます。

初めに、財政状況でございますが、平成27年度決算における健全化判断比率というものが出ましたので、これについて報告をいたしますが、実質公債費比率は前年度の15.0%から14.0%に、また将来負担比率は79.0%から60.5%に収支改善をいたしております。当市の財政は健全な状態を回復をしております。

歳入におきましては、都市公園の面積の増大、市道の認定基準緩和による面積延長の増大等によりまして、普通交付税の確保に努めております。歳出におきましては、庁舎や総合支所で使用する電力の入札による調達による減、あるいは赤字施設の整理などによりまして経常経費の削減に努めており、平成29年度以降、毎年約1億円強の財政的余裕が生じることとなっております。財政の健全性と柔軟性を維持する取り組みを今後ともきっちりと進めながら、市民生活の質の向上に生かしてまいりたいと、そう考えております。

次に、人口動態についてでございますけれども、住民基本台帳登録者数を平成23年と今年の5年間で比較いたしますと、当時23年には3万1,532人という登録でございましたが、現時点におきましては2万8,980人に減少しております。実数で2,552人、率では5年間の総合的な率で8.09%という減少になってございます。ただ、この5年間一様であったわけではなくて、若干のこぼれがあるわけでございます。減少率の推移という形で見ますと、平成23年度から平成26年度まではおおむね約1.6%を中心として推移をしておりますが、平成27年度は2.11%ということで相当率が上がっております。この要因といたしましては、平成27年度の死亡者数、つまりお亡くなりになられた方々の数がこれまでと比べて大きく上回ったということが考えられるわけでございます。ちなみに、御参考で申し上げますと、平成25年度は年間を通して494人、そして平成26年は517人、昨年は574人ということで相当ふえておられます。死亡された方々の冥福を祈りつつ、この死亡者数につきましてちょうど今時分、平成27、8年ぐらいがピークというふうには考えられてございまして、今後は社会増が自然減を補う、そういう時期を迎えることができるようにさまざまな努力を継続をしていくべき時期だと、こういうふうには考えております。

次に、平成27年度の合計特殊出生率につきまして、新聞記事にもございましたように岡山県は全国の都道府県で唯一上昇することができなかったという状況になってございます。そして、県当局においてはこの要因、つまり岡山県だけが伸びなかったという要因につきまして、女性の有配偶率、つまり現に結婚をしていらっしゃるという率の低下がこの背景にあるのではないかという分析結果をとりあえず明らかにしておられると、こういう状況であります。

そして、目を当市に転じますと、実は女性の有配偶率が、まあ年齢段階によって違うんでございますけれども、15歳から24歳というところは別としまして、その他の全ての年代構成におきまして県の平均及び全国の平均を当然下回ると、こういうふうになってございます。また、出産年齢であるところの15から49歳の女性の方々が人口に占める割合の減少、あるいは婚姻率が低くて離婚率が高いと、こういう傾向も見られるところでございまして、今後こういった問題に目を配っていかねばならない、そう考えております。ちなみに数字を申し上げますと、この平成26年の数字でございまして、全国に812ある市区町の中でございまして、この812の中で婚姻率は742位ということでございまして、下から50番目ぐらいに位置をしております。一方で離婚率が96位でございまして、高い。婚姻率が低くて離婚率が高いと、こういう状況があることを最近のデータでもって知ることができまして、この点につきまして議会並びに市民の方々にも報告を申し上げておる次第でございます。

そして、こういう状況のもとで人口減少に歯どめをかけるためには、こういった問題への対策というものを考えることが必要となっております。我々としては県においてこの問題についてさらに詳細な分析を行っていただきたいと考えておりますところ、県としても今年度の県の補正予算に調査研究のための関係経費

を盛り込むことになったというふうに報告をちょうだいしているところがございます、一定の期待をしながらこの調査結果を見守っていきたいと考えております。

次に、オリンピックムーブメントの関係についてお話をしますが、リオも終わりました、いよいよ4年後の東京オリンピック・パラリンピックに向けてスタートが本格的に切られたという感じを持っておりますが、東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会がホームページ上で公開、紹介をしている事前キャンプガイドというものがございますが、そこにおかげさまで私どもの美作ラグビー・サッカー場が候補として登録をされ、来年の夏ごろに予定されている公認チームキャンプ地の選定に向けて一步前進をいたしました。もちろん、ラグビーのワールドカップの事前キャンプの誘致についても同様の準備を今行っているところであります。

また、文化面では、オリンピックムーブメントといった文化面もあるわけがございますけれども、美作市文化芸術振興委員会というものを組織させていただきまして、オリンピック等に向けて取り組みを強化をしております。その第一弾として、来る10月1日土曜日に宮本武蔵顕彰武蔵武道館におきまして、世界的に有名なトランペット奏者、ジャズトランペットでございますが、奏者であり、日本人で唯一グラミー賞というアメリカの音楽賞ですけれども、これを2度も受賞しておられる方、そしてまたMUSASHIという曲を作曲されまして、この曲が国際作曲コンペ最優秀賞を受賞しておられるという、非常に私どもにも関係のある経歴を持っていらっしゃる大野俊三さんというトランペッターをお招きをして、市内の中・高等学校などの吹奏楽部も友情出演をする中で、武蔵コンサート2016という形で開催をさせていただくことになりました。また、お通杯につきましてもこのオリンピックムーブメントを踏まえてさらなる国際化、参加チームの国際化に取り組もうと考えているところでございます。

次に、地方創生の提案事項について申し上げますが、まず大阪滋慶学園の学校誘致でございますけれども、仮称でございますが、美作市スポーツ医療看護専門学校並びに滋慶学園高等学校美作キャンパスということで議論が進んでございますが、本件につきましては現在大阪滋慶学園から赴任されている専任職員の方々と私どもの準備室の職員が役割分担をしながら、専門学校等の認可事務や看護師等の研修病院の確保など、開校に向けた諸準備作業を比較的順調に進めさせていただいているということでございます。

また、この秋ごろからはいよいよ専門学校等の新築工事が着工される予定でありますので、地域の皆様方のさらなる御協力、御支援をこの場をかりてお願いを申し上げておきたいと存じます。

自衛隊の体育学校の誘致の取り組み状況でございますけれども、自衛隊の女子ラグビー部の合宿を9月1日からきょうまで6日の日程で開催をすることができました。また、3日から4日にかけては関西を中心とした女子の7人制ラグビーチーム10団体13チーム、約200名ぐらいの方々の参加を得て、女子ラグビーセブンズ交流会 in 美作ということで盛大に開催をすることができたわけでございます。各チームの感想を要約いたしますと、すばらしい立地であり温かいおもてなしを受けて、ぜひ来年も開催をしてほしいということを経験したチームの監督の方から私どものところにお声がけをちょうだいしております。

加えまして、期間中には防衛省の担当部員、担当というのは体育学校担当ということでございますけれども、部員の方、岡山県の足羽副知事を初めとする県のスポーツ担当の方々もお越しをいただき、本市が御提案を申し上げている誘致場所も視察をしていただいた。防衛省が初めて現地を視察をしたということも起こってございまして、自衛隊体育学校の誘致に向けての具体的な動きが少し出たということで御報告を申し上げます。

私立中等教育機関の誘致に向けての取り組みにつきましては、9月2日の日に学校法人日本体育大学の松浪健四郎理事長様ほかをお迎えをし、そして同理事長を講師として講演をいただきましたところ、いろんな

話でしたが、本件につきましては、ここでございます、現在日本体育大学としては私立大学で初めて北海道網走において取り組んでいる、体育・芸術・作労、これ農業を中心とした労働でございますが、これを3本柱とした高等支援学校のほかの地域への展開が必要であるというまず認識を市民の皆様の前で明確に示された。必要であると。十分可能であるかどうかにつきましては、この第1号の網走の成功が必要でありますけれども、事業として本当に日本国の将来を考えると必要であると、こういう認識があつて、その後さまざまな懇談あるいは女性議員の方々との懇談等においていろいろおっしゃったわけでございますが、その際と申しますのは、全国にはほかの地域にも展開をしなきゃならない必要な事業であるけれども、日本体育大学と地方の協定の第1号が美作市であるということをも自分から強調したことも忘れないでほしいとお話をいただきました。

一歩前進をしておるわけでございますけれども、これを確かなものとするためには、これは理事長ともいろいろ議論をした上で話でございますけれども、市民の皆様方とともに歓迎署名というものができないか、つまりやっぱり地元で歓迎されるということは網走においても大変大切だったんだと、こういうことでございます。

次に、私立大学で初めて実施をされておるわけでございますが、その財政支援については国からの支援措置が公立と比べて少ないことを念頭に置いて、これを平等なものにしてほしい、その要望が例えば市長会からできないかと、こういった御提案もいただいております、こういう点について真摯に対応することが重要であるというふうに考えております。

なお、松浪理事長ほかの皆さんは、当市の仲介で野田レーシングと連携のための協議を行い、日本体育大学の学生が野田レーシング・アカデミーにおいて訓練を受ける方向で調整が始まったことも御報告を申し上げさせていただきたいと存じます。

次に、ベトナム国との友好関係を構築するための取り組み状況でございますけれども、去る7月24日から28日の日程で、美作日越友好協会の役員の方々ともどもベトナムを訪問させていただきました。ベトナム政府及びダナン大学において、ベトナム人看護師の日本看護師資格取得の支援の問題、あるいは高等教育分野における交流の活性化の問題、さらには相互の友好協会同士の民間交流の推進などについて、かなり詰めた意見交換を行うことができました。

その中で、美作市のベトナムに対する今までの対応あるいは交流につきましては、ベトナム政府、特に外務省において高い評価をいただいているとのことで、ベトナム建国の父でいらっしゃるホーチミン氏の銅像の寄贈について積極的に進めたいとの意向が表明されたわけであります。

この点に基づきまして、8月8日にはベトナム外務省の外務交渉局長を初め8名の訪問団が当市を訪問されまして、日本の自治体では初めてとなるホーチミン像の寄贈のための設置場所候補地の視察、意見交換等が行われた次第であります。

以上が地方創生絡みのポイントでございますが、次に教育の状況について報告を申し上げますが、4月に実施をされた全国学力・学習状況調査の結果によりますと、小学校は全科目全国平均を上回ることができました。多くの小学校が本当にすばらしい力を発揮をしていただいたということでもあります。また、中学校では残念ながら全国平均にはいま一歩及ばない科目もありましたが、小学校、中学校ともに課題があった活用問題の点数、ポイントが上昇して、全体的に改善傾向がはっきり見てとられるわけでございます。各学校における学力向上の取り組みが成果としてあらわれてきていると、うれしく感じております。

この学力向上の背景には、学校や家庭、地域全体で子どもの成長に対する真摯な取り組みがなされ、それが子どもたちの学習環境を落ちついたものにし、あるいは学習意欲をさらに進化させたものと考えておりま

す。規範意識や自己肯定感、いじめを許さない気持ちなど、子どもたちの意識のあり方も向上してきているという調査結果もございます。関係者の皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。

次に、医療、福祉分野でございますが、高齢者や障がい者の方々など、社会生活を営む上で困難を抱えている市民の方々の支援のため、今年度、社会福祉課内に権利擁護センターを開設をいたしまして、去る7月23日に設立記念イベントを開催し、多くの皆さんに御参加をいただきました。一つの家の中で高齢者、障がい者の問題、あるいはDV、つまり家庭内暴力や児童虐待につながる案件など複雑に絡み合っているケースもあり、子どもからお年寄りまで権利擁護に関する相談をワンストップで受けとめ、市民にわかりやすい窓口として機能させることを目指して努力をいたしております。

開設後の状況でございますが、3件の新規相談があり、うち2件は実は他の自治体からの案件でございます。また、開設以前からの引き継ぎ案件で継続事例11件、そして終結事例5件を支援検討委員会で審議し、または審議を終わっております。

次に、武蔵の里及び雲海についての近況を申し上げますが、武蔵の里につきましては、クアガーデン武蔵の里の9月末休館に向けて、7月20日には大原地域区長会役員会において経済部から施設の現状説明と意見交換を行い、さらに同じ7月22日に地元の讚甘地区の区長さんと諸団体の代表者の方々が市役所にお越しになられましてお話をさせていただきました。クアガーデン武蔵の里の休館に理解を示され、武蔵の里の各施設、そして讚甘地区の現状と将来について活発な意見交換を行うことができました。引き続き、経済部を中心に地元の皆さんとの議論を深めていきたいと考えております。

また、雲海につきましては、8月12日から軽食コーナーの営業が開始されておまして、利用者の方々からは好評をいただき、毎週のように利用される方や、食事目的で来館される方も次第にふえていくと聞いております。今後、温泉入浴者などの施設利用者全体の増加につながることを期待するものであります。

次に、ふるさと納税について報告を申し上げたいと存じます。7月末での寄附者の数、寄附をいただくということでお申し込みいただいた方の数は594名、そしてその方々のお申し込みをいただいた金額の総計が1,340万円余というふうになっております。昨年度の同月と比べて、寄附の件数で約14倍、申し込み額では12倍となっております。既に昨年度実績、381人、696万円余を大きく上回ることができてございます。

こういう事情でございますので、今回、補正予算として追加予算を計上させていただいているところでもございます。年度後半に向けて、引き続き美作市の魅力を全国に発信するとともに、返礼品のさらなる充実にも取り組んでまいりたいと思っております。

インターハイの競技が行われました。インターハイの少林寺拳法競技大会が、少林寺拳法創始者の生誕地である当市で開催されたことは大きな意義があると感じておりますが、大会の運営において林野高校、勝間田高校を初めとする地元の高校生の皆さんがスタッフとして参加をしていただき、これら高校生諸君がまことにきびきびし、そして気持ちよく礼儀正しい行動をしていただき、大変な猛暑でありましたけども、おもてなしの気持ちを始終笑顔で表現をされておりました。高校生らしく爽やかな運営ができたと感じていたわけでございますけども、そう感じたのは私だけではなくて、大会に参加をされた全国の方々からいろんな形でお礼がありました。もうこんなの初めてだというような言葉も含めて、ぜひ地元の、少林寺をやっていないけれども少林寺をサポートしていただいた高校生たちによるしくというお礼の言葉、あるいは激賞があったことを報告をさせていただきたいと思っております。

次に、新庁舎の問題でございますが、新庁舎建設につきましては新庁舎整備特別委員会で御審議をいただいておりますが、8月19日に開催された委員会で、今まで候補地として御提案申し上げておりました中尾

地区が否決をされました。

庁舎整備の財源には、合併特例債の活用が不可欠であります。その利用期限となる平成31年度までに時間的な余裕がほとんどない状況にあり、改めて整備に必要な面積の土地を取得から議論する必要がある、そういう候補地については非常に難しいと言わざるを得ない時間的タイミングにあります。

また、美作市庁舎整備検討市民委員会の建議に沿った勝田または作東総合支所の利用についても、同じようにスケジュール的に極めて厳しい状況となっております。市民の方々から、美作市は合併特例債を棒に振ることになるんじゃないかというような不安の声が上がりつつあります。議員の皆さんの適切な御判断をお願いいたします。

次に、これも市民の方々のご声でございますが、市議会議員の改選が来年の4月に予定をされております中で、多くの市民の方々から、無投票の繰り返しはぜひ避けてほしいと、こういう御意見が、あるいは質問が相当来てございます。また、議員1人当たりに対する人口は県内15市で美作市が最も少ないとか、あるいは備前は美作市より人口が多いんだけど議員定数を16名としているとか、財政健全化にも影響がある等々といった声もあります。いずれにしましても、このところ市政の推進に極めて重要な役割を果たしていただいている本市議会のあり方について市民の関心が高まっているというふうに感じておりますところ、今後の議会の御判断について注目が集まっておるとい状況であります。

以上、諸行政の一端を御報告申し上げまして、行政報告とさせていただきます。御清聴どうもありがとうございました。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

以上で行政報告を終了いたします。

日程第5 議案第1号（委員長報告、質疑、討論、採決）

議長（山本 雅彦君）

続きまして、日程第5、議案第1号「美作市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

議案第1号につきましては、3月8日に美作市新庁舎整備特別委員会に付託し、継続審査となっております。

新庁舎整備特別委員会において審査終了の旨報告があり、審査結果報告書はお手元に配付のとおりであります。

この際、新庁舎整備特別委員長から審査結果の報告を求めることにいたします。

山本重行新庁舎整備特別委員長。

17番（山本 重行君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

ただいまから美作市新庁舎整備特別委員会の委員長報告をいたします。

6月定例会終了後から今定例会までの閉会中に、特別委員会を開催いたしましたので、その結果を報告いたします。

去る8月19日午前10時から議員控室におきまして、委員全員、市長、副市長、政策審議監、総務部長、建設部長ほか関係職員出席のもと、本会議に付託され、継続審査になっておりました議案第1号「美作市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例について」審議をいたしました。

初めに、執行部より、資料に基づきボーリング調査の報告を受けました。今回の調査は、盛り土の性質、盛り土の厚さ、支持層の確認をすることを目的としたものでありました。土地については、建物を建てる場所と建物を建てない駐車場などと分けて考えている。この場所に建設するとなると、再度詳細な調査が必要と考えており、利用用途に応じて地盤改良もしたいとのことでした。また、残土処理については、防災施設として予定しているところに運搬する計画であるとのことでした。

次に、質疑に入り、主な内容は、委員より、前回示された単価で購入するのであれば、購入面積より有効利用面積が狭くなると思うが、その面積によっては購入金額が平地を購入するよりかえって高くつくのではないかとの質問に、執行部より、前回、近隣の類似した標準的な単価が出たと思うが、それは有効に使える面積として仕上がったときの単価で、今回それと同じ単価で購入するという意味ではないとの答弁。

委員より、ここに庁舎をした場合、概算でもどのくらいかかって、附帯工事等はどのくらいあるのか、全体像の話が聞きたいとの質問に、執行部より、仮の話であるが、東側の上り坂と庁舎の敷地の端から端くらいまでの南北の部分に合わせて1キロ道路整備をするとしたら、メーター当たり30万円で3億円くらいかかると以前申し上げたが、そういう道路整備も必要とは考えている。この道路整備については、今回の庁舎建設の総金額には入っていないし、ほかの道路改良が必要であれば年次計画で実施していかなければならない。今回とは切り離して考えている。それから、高齢者等の交通弱者については、バスだけではなく、例えばタクシーチケットのようなものも検討していきたいとは思っているとの答弁。

委員より、ここに庁舎を建設するとして、残土処理が幾ら、用地購入面積が幾ら、有効利用面積が幾ら、擁壁をまいて整地したら幾らかかるかを説明してほしいとの質問に、執行部より、測量をしていないので、想定ですが、測量設計、用地取得、補償関係、敷地造成工事、庁舎新築工事費、車庫建設費、外構工事、情報機器、旧庁舎解体工事等、今の試算でいくと41億円程度となっている。ただし、細かい数字の積み上げは詳細測量をしてからになる。また、道路整備の3億円程度は、41億円には含まれておりません。防災施設の多目的広場で一部職員駐車場になる費用は別に1億1,000万円程度必要と見込んでいるとの答弁。

委員より、造成費は合併特例債が使えるのかとの質問に、執行部より、用地取得と造成費についても合併特例債の対象にはなりませんとの答弁。

委員より、用地取得費、造成費、擁壁の大きさ、それに係る費用などの具体的な資料を示してほしいとの質問に、執行部より、用地については、相手があり、交渉があるので、ここで表に出すことはできないとの答弁等の質疑がありました。

次に、討論、採決に入り、討論の内容は、委員より、場所としては私は最悪な場所だと思う。希望としてはもうもう工房跡地を思っている。それも参考にしてほしい。この場所については反対しておきますとの反対討論がありました。賛成の討論はございませんでした。

討論を終結し、採決に入りましたが、委員より、表決は無記名投票でお願いしますとの発言があり、表決は無記名投票となりました。投票の結果は、投票総数17票、有効投票17票、有効投票のうち賛成が7票、反対が10票、よって議案第1号「美作市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例について」は否決されました。

以上で美作市新庁舎整備特別委員会の委員長の報告といたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

新庁舎整備特別委員長報告に対する質疑でございますが、委員会は議員全員で構成され、審査を行っておりますので、質疑はないものと思います。

よって、新庁舎整備特別委員長報告に対する質疑を終了いたしたいと思いますが、御異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

なしと認めます。

新庁舎整備特別委員長報告に対する質疑を終了いたします。

続きまして、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する討論をお願いいたします。

まず、反対討論はございますか。

西元議員。

10番（西元 進一君）

反対討論を行います。原案に対する反対討論です。

私は、新庁舎特別委員会に対しては意見を何回も述べております。そういう中で、本当に新庁舎特別委員会に執行部より提案されたものが真剣なものであったかどうかという問題については疑問を持っております。

ここで一つちょっと紹介しておきますが、3月の時点で市長より、新庁舎問題につきましては挨拶の中で提案がありました。新庁舎につきましては、執行部が昨年来予備的な調査を進めてまいりました。用地費の問題や用地費取得の問題的制限の問題、さらには水害関係での安全性などを総合的に勘案して、当局といたしましては明見に近い中尾地内が最適であるとの方針を得るに至りました。関連の議案を提案したいと思っておりますので、地方自治法、庁舎について執行部の判断よりも特に議会の判断が優先されます。特に議会の圧倒的多数の賛成という点では重視したいと考えておりますので、よろしく願いいたしますということでありました。この点で、本当に真剣に考えられたんかどうかという問題、私は本当に物すごく疑問に思っています。その点ではこの執行部が私たち議会の3分の2以上必要な議決に対して提案された内容は非常に幼稚であるというふうに思います。私たちは、議会が本当に、どういう案件に対しても積極的に対応されなければならないのは、執行部より提案されたものが美作市民に対してどれほど貢献し、美作市民がどれほど納得できるかという問題です。そういう問題がここで問題にされないで、ただ便宜的に用地の交渉が楽だとか用地費が安いとか水害問題がどうのこうの。水害問題、いわゆるハザードマップの問題については簡単にクリアできる問題です。あんな高いところでおかしなところへ行かんでもクリアできます。そういう点ではこの問題が美作市民にとって本当に行く末を示す羅針盤であるかどうか、美作市と行政と議会をつなぐ血液の役割を果たし得る、そういうシンボリックなものが建設されるという点では、非常に幼稚なものではないかというふうに思います。その点で私は今の執行部が提案された問題については幼稚であるし、反対であるし、また美作市民が血道を上げて40億円、50億円というようなかつてない、もう100年、200年も使わにゃならんような市庁舎をつくるのに、本当に血道を上げてできるかという問題については私はこの場所は最悪だろうというふうに思います。

幸か不幸か、私は市民的に言いますと、私の若干の自惚れですが、執行部が少しは誤ったものを提案されても、私みたいなものがおれば少しは修正されたり直していつてくれるだろうということで議会の末席を汚らせていただいております。そういう意味では私はこの問題についてはどうしても得ることができないし、私たちの市民的な規模での建設に対する熱意というものがここでは起こらないということを申し上げて、反対討論といたします。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございますか。

則本議員。

6 番（則本 陽介君）

議案第1号に対する賛成討論をいたします。

この議案第1号は、3月定例会で上程された後、議会内に設置された美作市新庁舎整備特別委員会に付託され、今日に至っておりますが、美作市役所の庁舎移転新築について私は特に注目すべきことが3項目あると思います。

1つには、平成25年度に美作市庁舎整備検討市民委員会を設置し、7回の審議を経て、平成27年7月10日に建議書が提出されたこと。2つ目に、さらに考えますと昭和54年に建設以来37年を経過し、現在の庁舎施設設備の老朽化、また未耐震建築物であることから現在ここに勤務している約160人を超える職員の安全性なども危惧すべきものがあると思います。3つ目に、防災については6月定例会でも議論されたとおり、市民生活を守るための防災行政とあわせて地震や水害などの災害に対して強靱性のある市役所の機能確保とともに防災拠点の確保など、防災、減災対策が求められていると思います。このほかにも近年ではバリアフリー、ユニバーサルデザイン、ワンストップサービスなどへの早期対応が望まれているところであります。

以上のことから、10年先、20年先を考えたとき、今、新庁舎の建設は必要と考えております。

以上、賛成討論といたします。

議長（山本 雅彦君）

反対討論ございますか。

本城議員。

11 番（本城 宏道君）

反対討論をいたしますが、先ほど西元議員のほうからも話がありましたように、当初の提案からかなり変わってきておるといふこと、それから庁舎建設の市民委員会の答申でも明見のあたり、美作駅のあたりということが市長の口からも出ておったわけですが、それが中尾ということに最終的になっておるわけですが、自治法の第4条だったと思うんですけども、この庁舎の位置の決定については市民が最も利用しやすい、いわゆる交通の便利、このことが一番大きな項目として法の中で決定づけられておるわけですが、そういう意味からいって、原案はちょっと場所が離れ過ぎておるといふことで、交通の便がいま一つ大きな問題になるということではないかと思えます。

それから、特別委員会をたびたび開いてきたわけですが、この特別委員会は全議員が参加しての特別委員会でございました。常任委員会の場合はそれぞれ6人とか、あるいはその他の委員会では8人の場合もあるわけですが、そういう中で最終的に議会のこの運営として委員会中心主義というのを今まで言ってきたわけですが、そういう中で先ほど言いましたように6人とか8人の場合にこの委員会で審議したことが本会議で覆されることは当然あり得ると思うんです。しかし、今回の場合は全員がこの特別委員会へ加入し、そして長い審議の結果、投票で原案反対のこの結論を得たわけですが、したがって、全員がそういう立場で否決をしておきながら、ここの本会議でこれがひっくり返されることはまずないだろうと思うんですが、これらの審議を通じて位置的にもあるいは経費的にもいろいろ問題があるということでは否決をされたわけですから、私はその委員長報告のとおり反対をしておきたいというように思います。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論ございますか。

谷本議員。

5番（谷本 有造君）

賛成討論をさせていただきます。

今、毎年ですけども、今月も、先月ですか、北海道、東北、大変な災害が出てます。毎年ですね。いつも聞くのが、まさか我が町が、我が地区が。もう激甚災害ばっかりです。それぐらいもう気候も変わってますし、当然昔と違うのはやはり山も荒れてますし川も荒れてますし天候も変わっている。少しの雨でも災害が起きようになっている。まあ、10年先、20年先っていう話も出てますけれども、もうそんな先じゃないですね。もう今なんですよ、待たなしなんですよ。その中で美作市がここだと、中尾地区だということを示してくれたわけですけども、私も一般質問の中でも言いましたけれども、美作地域の中でこれぐらい安全な場所はないんですよ、正直言って。そして、災害が起きたとき今何が必要かって災害を被災された首長が言っているのは、庁舎も大事、これは当たり前です。もっと大きな広場があったらと。自衛隊の皆さんが、全国からの支援物資を置く場所がない。大きな防災公園が必要なんだと。これは皆さんよく覚えといてくださいよと全国の各首長に言っているんですよ。それがやはり市民の安全・安心を守る。まずは市民の安全を守ることが我々の仕事であり行政であり議会であるんじゃないかなと思います。そのような中で、やはり美作地域の中で一番安心・安全であるこの中尾地区、もうここしかない。会派友和会としても賛成をさせていただきますし、何を優先しなくちゃならないか。交通の利便性とか、そういうもんじゃないんですよ。市民の皆さんの生命と財産、これを守るべくすることが我々行政と市議会のまずもっての使命だと思いますので、賛成討論とさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

反対討論ございますか。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

反対の立場から討論させていただきます。

あそこに用地をというて、するのにですね、有効利用面積はどのくらいあるんならと、どのくらい土を埋めとんなど。非常に私も、何を埋めとんじやろうかと一つの疑問がございました。で、ボーリング調査の予算をつけてくれました。ボーリング調査した。皆さんは確認したんかされてないんか知らんけども、このところへずっと並べとった。ふたをしとった。ふたをぱんとあけたらとんでもない異息じゃね。こういうふうな上に、全国的に今いう災害じゃどうのこうのという話もありましたけれども、耐震問題で全国的にああいうところに家を建てて非常に問題になっとな、ゼネコンが。設計やらくい打ちやら、そういうな中であそここのとに今言ようる土壌改良したらどのぐらいな金がかかるんか。用地のやつは不動産鑑定士にどのぐらいな単価ならというて私が執行部に問い尋ねたら、平面が8,660円じゃと言ようる。約1坪3万円。もうもう工房の辺で恐らく3万円ぐらいで買うように思うんですよ。それを、土壌改良したら1立米が約1万円かかるんです。土壌改良だけで、1立米、1メートル近くのもんが1万円かかるんです。これからパイルを打つと。パイル打ったら今よりどのぐらいかかるんか。それと、先ほど言よりましたけど道路の問題ですね、やっぱり低うしてくれというたらメーター30万円じゃと。約3億円かかるというような数字も言よりました。それと、のり面を、有効利用面積のことは、あんだけ高いところを下からずっと上げていきよったら、5メートル上がったところ1メートル50取り、5メートル上がったところ、1メートル50の歩道をつくりしてしよったら、約40メートルの上へ入るんじやな。これが一つの大きな問題。そういうふうな宅地にもならないようなところを今言ようる8,660円で買うのか、一つの大きな疑問を持つとる。

それと、市長は初めから、今言うこれがセットでなからにやいけんのんじやと。上と下と一つにならにや

いけんのじゃと非常に固持してきた。私は上だけでも十分あるのに、なんで下が、あんだけ高いところをセットにならななきゃいけんのじゃろうというて。まあ、こういうな何かがあるんでしょう。そういうなところに話を持っていくというのは何かがあるんじゃないかと思いますし、とりあえず3万円ぐらいで買えるところがくい打って土壌改良して、それから今言ようる有効利用面積の関係しよったら、恐らく1坪10万円ぐらいかかっちゃへんかと思うんじゃ、わし。こういうような無謀な投資というものは、私は絶対に反対します。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございますか。

鈴木議員。

12番（鈴木 悦子君）

今回の執行部の提案については、2カ所、3カ所というような形で提案をされてきておりません。ただ1カ所ここがいいということで提案されております。今谷本議員からもありましたけれども、少し高いところで、本当に想定外のことが日本、北から南までいろんなところで起きております。毎年毎年です、それが。そういうことで一番いい場所だということで選定されたというふうに思っております。1カ所ということで、私たち議員は選択肢がありません。もうここが、今提案されているところがいいか悪いかという判断をここでしなくてはいけないというときだろうというふうに思っております。今まで委員会でいろいろ議論を本当に重ねてきました。大変貴重な御意見もたくさんあったと思います。しかし、そういった意見、それから思い、それから要望、そういったものはこの場所に決まった後各論の部分で幾らでも話し合いができると思います。道路の高低差、それからアクセスの問題、そういったことは後からできる話だというふうに思います。ですから、私はこの中尾地区については賛成をしたいと思います。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

反対討論ございますか。

安本議員。

4番（安本 博則君）

私は反対の立場で意見をしますけど、これ庁舎の問題について議会で12月に委員会を立ち上げてくれということで、たしか12月に立ち上げて3月の間まで何も、議会まで何ひとつその委員会として動くことがなく、3月議会に出たのが中尾の位置だと。それが1回目の話です。それで、僕は2回目のときに身内の不幸があって委員会には出席できなかったんですけど、後から資料を見ると、A案、B案、C案、D案、こういうような案が出ていました。では、なぜ最初にそのA案、B案、C案を出してきて、議員に、そしていろんな議論をしながら絞っていくという方法もされないまま1カ所中尾地域を出してきました。そこにも疑問があります。

それと、先ほど岩江議員も言うたんじゃけど、なぜ必要じゃないところまで買うのか。これは委員会の中でも言われてましたけど、条件なんだというような話も出ていました。じゃあ条件があれば何でも買うんかということにも僕はならないと思います。

それと、災害時のときの場所が必要だというのであれば、美作市内ほかにもあります、別にそこに新たにつくらなくても。例えば作東のB&Gであったり勝田のグラウンドであったり、中山のサッカーの、メインじゃなくて第2、第3のところもあります。そういうところに仮設しようと思えばできます。それに、今災害がいつ起きるかわからんような話がありましたけど、だったら先に河川改修をしてやるほうが先じゃないで

すか。県に要望したり国に要望して、今こういう時期なんで河川の改修が欲しいと言って市民の安全・安心を守るのが先じゃないですか。今だって職員が160か70かおるのに生命がどうのこうのという、じゃあそこに住んでる市民はどうでもいいんですかということにはならないと思います。

それと、これを仮にするとしても、今言われたように約41億円、それと道路で3億円、それから職員の駐車場に1億1,000万円、約45億円。恐らくこれ以上になると思います。そして、返済する時分にどうですか。まあ約50億円借りても3割は負担、返済するというでも15億円です。その中で今市長が言われた人口がどんどんどんどん減っていつてます。そして、県か国が示しとる2040年にはもう2万人を切るというような推移が出ている。これは美作市だけじゃなくて全国的に人口減りよんですよ。ふえる自治体もあるかわかんけど、それは行ったり来たりがあつたりしてふえているだけで、実際はどんどんどんどん減っていつてんですよ。その中で、じゃあ支払いが始まります、人口減ってます、どこにしわ寄せがいくんですか。市民ですよ。だから、私はそういうことを総合的に考えると、庁舎のこのことについては賛成できないので、反対をいたします。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論ございますか。

尾高議員。

8番（尾高 誉久君）

賛成の立場から討論します。

そもそものこの出だしは、平成17年の合併。合併に基づいてこの地に庁舎が来た。しかしながら、収容能力というものが無い。それで、保健福祉、作東の総合支所に教育委員会ということ、その中で市民の方々が求めるものは、1カ所に統合していただけないかということで、統合というものが考えられたんだろうと思います。

また、東北、先日の熊本の地震等に対する、この建物が昭和54年完成と則本議員も言われてましたけど、56年以前の要するに建築基準法上の構造上のものをクリアしてないということから、それが法的な改善を求めるものではないんですが、市民の皆様がそういうようなことをやっている行政の建物が耐震をクリアできていない建物ではいけないんじゃないかということでこの建物も耐震診断をされた場合、〔聴取不能〕等の改善が必要だということがあったと思います。

それから、特別委員会以前に美作市庁舎整備検討市民委員会というものが立ち上がって、議会の中からも代表議員2名が出席されておられると思います。それに基づいて長い期間かかって建議書が提出され、その中で美作市の地にまず建てるべきじゃないか、それができない場合は勝田または作東というフローチャートが示されたことは、我々も全員の議員が聞いてる中のことだと思っております。それで当然建てるのには財政的な裏づけが要ると。市長も行政報告で言われましたように、平成32年度までが限度なんだということ、その中で合併特例債、こういう建物、公民館とか庁舎というものは補助金が出ないんですね。だから、合併特例債はある意味で交付税の返還等を考えると大きな補助金制度と同じことだという解釈のもとにこれを進めてきたと思います。

それでもう一つ、皆さんがよく言われているのは、ここは借地じゃないかということをやられてるんで、私はこの考えは、借地でどうなんだという考えはあったんですけど、議会の皆さんがかなり多数の方が借地だ、借地だということ。

それで、一番の問題はもう期間がないんだと。これを逃したらもう庁舎を建てる期間がない。それで、土質等のことを言われましたけど、ボーリングをやった中ではこれは盛り土はあるし残土処理はしていると、

これからの問題なんだということで、逆に言うと地価の問題についても山林ですよ。山林というのはこれは地目の中では一番安い価格なんで、これを俗に農振地というところをするまでには除外に1年の歳月がかかる。最終的にはできなくなる。だから、この時点で賛否を問われた場合はベストではないかと。中尾がベストとは私言いませんが、ベターだという点で、今決断するしかないんじゃないか。これをしなかったらもうできません。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

賛成討論ございますか。

万殿議員。

15番（万殿 紘行君）

この件は、私一般質問でもモノレールまで出して市長に申し上げた物件なんでありましてけれども、やはり先ほどのUターン台風で岩手、北海道、あの状況を見まして、さてこれを蹴って今の庁舎で耐震工事をして美作市民に申しわけ立つのかなという思いで本当に悩んどんですよ。

それと、先ほども、同じやるんなら特例債じゃという中で、私も危惧いたしておる。本当に尾高議員が言うベターで我慢せにやいかんのかなと。人命第一、市民の安全・安心を考えるためにはやはり防災拠点というのをしっかり構えにやあかんのかなと、こういう思いでありますので、それぞれの議員の思いがあるだろうけれども、今後これで執行部と煮詰めていって、もし設置するならば、あの地点で、市民が通える、24時間とは言わんけれども、行きたいときにすつと行けるような対策を講じていただくように、またそれを執行部とやりとりすればええことなんで、それはここで切ってしまうのは市民に申しわけないと、こういう思いで今私急遽発言をさせていただきました。

以上であります。

議長（山本 雅彦君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。本案は地方自治法第4条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要とする特別多数議決により決定をいたします。

特別多数議決は、私議長も表決権を有します。よって、出席議員は18人でございます。18人でございますので、12人以上の賛成により可決となります。

なお、本案に対する委員長の報告は否決であります。

原案についての採決となります。

再度申し上げます。本案は、原案についての採決となります。

議案第1号「美作市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例について」……。

萬代委員。

7番（萬代 師一君）

表決は無記名投票でお願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

尾高議員。

8番（尾高 誉久君）

隣の萬代議員が言うたの、それはおかしいと思うんですよ。ここへ配られている前回の定例会、議会改革委員長も今回の庁舎特別委員長も同じ委員長、山本委員長でございますが、委員長自身が報告されとるんですよ。ちょっと読みますけど、会期終了後には議案などに関する各議員の賛否をホームページへ掲載する予定としておりますと。予定であるということですけども、既にこれ掲載されとんですよ。だから、これはするんなら記名でやらないと、我々全員がやっとなる議会改革委員会も特別委員会も筋が通らんようになるよということと言ようるわけです。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

ただいま無記名投票と記名投票の発言がありました。会議規則第71条の規定により、出席議員2名以上からの要求が必要であります。

まず、無記名投票の要求に対し賛成の方の起立を求めます。

〔起立2名以上〕

議長（山本 雅彦君）

5名であります。

次に、記名投票の要求に対し賛成の方の起立を求めます。

〔起立2名以上〕

議長（山本 雅彦君）

8名であります。よって、どちらの要求も成立をいたしました。したがって、会議規則第71条第2項の規定によって、いずれの方法によるかを無記名投票で採決をいたします。過半数議決となります。

これより無記名投票についての採決をいたします。

議場の閉鎖を行います。

〔議場閉鎖〕

議長（山本 雅彦君）

ただいまの出席議員は17名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条の第2項の規定により、立会人に1番金谷議員、2番重平議員を指名いたします。

念のため申し上げます。これより行うのは、無記名投票についての採決であります。無記名投票に賛成の方は賛成と、そして反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条の規定によって否決の否とみなします。

それでは、ただいまより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（山本 雅彦君）

鈴木議員。

12番（鈴木 悦子君）

ちょっとしばらく休憩とっていただきたいんですけど。休憩動議。

議長（山本 雅彦君）

休憩はできませんので、御了承いただきたいと思います。

引き続き、投票について進めてまいります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

議長（山本 雅彦君）

異状なしと認めます。

それでは、点呼により順次投票を願います。

これより点呼を命じます。

議会事務局長（本田 卓治君）

それでは、点呼いたしますので、投票をお願いいたします。

〔点呼・投票〕

議長（山本 雅彦君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

投票漏れはなしと認めます。投票を終了いたします。

それでは、開票を行います。

1番金谷典子議員、2番重平直樹議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（山本 雅彦君）

投票の結果を報告します。

投票総数 17票

有効投票 15票

無効投票 2票

有効投票のうち

賛成 8票

反対 7票

以上のとおりでございます。

続きまして、記名投票についての採決を行います。

ただいまの出席議員は17名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番安藤功議員、4番安本博則議員を指名いたします。

念のため申し上げます。これより行うのは、記名投票についての採決であります。記名投票に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条の規定によって否決の否とみなします。

それでは、ただいまより投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

議長（山本 雅彦君）

無効投票の2票については、他事記載となりますので無効投票としたところでございます。

[「無効は無効で言うたんじゃろうが。有効投票じゃというて言うたらいけんで」と呼ぶ者あり]

有効とは申し上げておりません。

[「それでええんか。はっきりせにやいけんで、議長が」と呼ぶ者あり]

有効投票のうち賛成、反対の数を申し上げましたので、それ以外のものは他事記載として無効にさせていただきます。

それでは、続いて投票を行ってまいります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本 雅彦君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

議長（山本 雅彦君）

異状なしと認めます。

それでは、点呼により順次投票を行います。

これより点呼を命じます。

議会事務局長（本田 卓治君）

[点呼・投票]

議長（山本 雅彦君）

投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本 雅彦君）

投票漏れはなしと認めます。投票を終了いたします。

それでは、開票をお願いします。

3番安藤功議員、4番安本博則議員の開票の立ち会いをお願いいたします。

[開 票]

議長（山本 雅彦君）

それでは、お待たせをいたしました。

投票の結果を報告いたします。

投票総数 17票

有効投票 17票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 10票

反対 7票

したがいまして、日程第5、議案第1号「美作市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例について」は、記名投票にて採決することに決定をいたしました。過半数でございますので、こちらが優先となります。

これより議案第1号「美作市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

岡崎委員。

9番（岡崎 正裕君）

ちょっとひきょうなようですが、私はこの採決に加わることができませんので、退席をさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員、ちょっとお待ちください。今は議場を閉鎖しておりますので、退席はできません。お待ちください。

ただいまは議場を閉鎖しておりますので、一旦議場の閉鎖を解きます。その上で岡崎議員の退席を認めます。

〔議場閉鎖〕

〔9番岡崎正裕君 退場〕

議長（山本 雅彦君）

それでは、続けてまいります。

議案第1号「美作市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

この採決は記名投票で行います。

議場の閉鎖を行います。

〔議場閉鎖〕

議長（山本 雅彦君）

ただいまの出席議員は私を含めて17名でございます。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番谷本有造議員、6番則本陽介議員を指名いたします。念のため申し上げます。

本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記入し、自己の氏名もあわせて記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条の規定によって否とみなします。

それでは、ただいまより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（山本 雅彦君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

議長（山本 雅彦君）

異状なしと認めます。

それでは、点呼により順次投票を行います。

これより点呼を命じます。

議会事務局長（本田 卓治君）

それでは、点呼いたしますので投票をお願いいたします。

〔点呼・投票〕

議長（山本 雅彦君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

それでは、開票を行います。

5番谷本有造議員、6番則本陽介議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（山本 雅彦君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数 17票

有効投票 17票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 9票

反対 8票

以上のおりであります。

したがって、議案第1号は否決をされました。

賛成	1番	金谷	典子
反対	2番	重平	直樹
反対	3番	安藤	功
反対	4番	安本	博則
賛成	5番	谷本	有造
賛成	6番	則本	陽介
反対	7番	萬代	師一

賛成 8番 尾高 誉久
退席 9番 岡崎 正裕
反対 10番 西元 進一
反対 11番 本城 宏道
賛成 12番 鈴木 悦子
反対 13番 岩江 正行
賛成 14番 小淵 繁之
賛成 15番 万殿 紘行
賛成 16番 日笠 一成
反対 17番 山本 重行
賛成 18番 山本 雅彦

議長（山本 雅彦君）

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

議長（山本 雅彦君）

ただいまより1時まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時01分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 発議第6号「決算特別委員会設置について」

議長（山本 雅彦君）

続きまして、日程第6、発議第6号「決算特別委員会設置について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

小淵議員。

14番（小淵 繁之君）〔登壇〕

発議第6号「決算特別委員会設置について」。

〔以下朗読〕

以上であります。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行う前に、市長が急遽公務のため少しおくれけると報告を受けておりますので、了承しております。

それでは、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、質疑を終了いたします。

次に、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、発議第6号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

発議第6号「決算特別委員会設置について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました決算特別委員会につきましては、委員の定数が18名となっておりますので、議員全員となります。

続きまして、委員長、副委員長の選任ですが、委員の構成が議員全員ということでございますので、本会議終了後、決算特別委員会を開催し、委員長、副委員長を決定したいと思いますと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。それでは、決算特別委員会の委員長、副委員長につきましては、後日報告することにいたします。

- | | |
|-------|---|
| 日程第 7 | 同意第 3号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」 |
| 日程第 8 | 諮問第 2号「人権擁護委員候補者の推薦について」
諮問第 3号「人権擁護委員候補者の推薦について」 |
| 日程第 9 | 報告第 4号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」
報告第 5号「専決処分の報告について（和解）」
報告第 6号「出資法人等の経営状況について」
・美作市土地開発公社
・（有）特産館みまさか |

- ・（有）大原農業振興センター
- ・東粟倉特産物販売（有）
- ・（株）作東バレンタインホテル
- ・（株）みまちゃんネル

報告第 7号「東粟倉工房株式会社の清算終了について」

報告第 8号「平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」

日程第10 議案第69号「平成28年度美作市一般会計補正予算（第2号）」

日程第11 認定第 1号「平成27年度美作市一般会計決算の認定について」

認定第 2号「平成27年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」

認定第 3号「平成27年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」

認定第 4号「平成27年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」

認定第 5号「平成27年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」

認定第 6号「平成27年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」

認定第 7号「平成27年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」

認定第 8号「平成27年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」

認定第 9号「平成27年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」

認定第10号「平成27年度美作市武蔵の里特別会計決算の認定について」

認定第11号「平成27年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」

認定第12号「平成27年度美作市愛の村パーク特別会計決算の認定について」

認定第13号「平成27年度美作市水道事業決算の認定について」

認定第14号「平成27年度美作市病院事業決算の認定について」

認定第15号「平成27年度美作市下水道事業決算の認定について」

- 日程第12 議案第70号「美作市附属機関設置条例の一部を改正する条例について」
議案第71号「美作市税条例等の一部を改正する条例について」
議案第72号「美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」
議案第73号「美作市立図書館条例の一部を改正する条例について」
議案第74号「字の区域・名称の変更について」
議案第75号「市道路線の認定について」
議案第76号「平成28年度美作市一般会計補正予算（第3号）」
議案第77号「平成28年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」
議案第78号「平成28年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」
議案第79号「平成28年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第1号）」
議案第80号「平成28年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）」

議長（山本 雅彦君）

続きまして、日程第7、同意1件、日程第8、諮問2件、日程第9、報告5件、日程第10、議案1件、日程第11、認定15件、日程第12、議案11件、同意第3号、諮問第2号、3号、報告第4号から8号、議案第69号、認定第1号から15号、議案第70号から80号を一括議題といたします。

なお、日程第7から日程第10につきましては、即決案件としてお諮りをする予定でございます。

続きまして、日程第7、同意第3号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました同意第3号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を御説明申し上げます。

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服審査決定をするために、市町村に固定資産評価審査委員会を設置することが、これは地方税法第423条第1項に定めております。この委員6名のうち1名が亡くなられたことにより、同条第4項の、遅滞なく当該委員の補欠の委員を選任しなければならないとの規定に基づき、後任の委員は北村久子氏が適任と考え、委員に選任いたしました。このことにつきまして、同条第5項の規定に基づき議会の承認を求めますのでございます。

なお、任期につきましては前任者の残任期間となりまして、平成29年5月23日までとなります。御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

提案説明が終わりました。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

なしと認めます。
次に、同意第3号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りをいたします。

美作市議会申し合わせ事項において人事案件は即決といたしておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、同意第3号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

それでは、同意第3号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、同意第3号は承認することに決定をいたしました。

続きまして、日程第8、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」を御説明申し上げます。

平成28年12月31日に任期満了となります勝田地域人権擁護委員につきまして、渡邊勇幸氏を人権擁護委員の候補者として新任推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、渡邊氏の履歴を申し上げます。

お名前は渡邊勇幸、住所、生年月日及び経歴につきましては、配付しております資料をごらんください。

渡邊氏は、昭和50年3月に大学短期大学部卒業後、民間会社に長年勤務され、平成22年8月に退職された後は現在まで馬形簡易郵便局に勤務されております。また、平成22年12月から民生児童委員を1期務められたほか、平成19年12月から現在まで地元地区の監査役を務められており、地域の信頼も厚く、識見に富み、人権擁護委員として適任者であると判断し、ここに推薦するものでございます。御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

提案説明が終わりました。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

なしと認めます。

次に、諮問第2号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りをいたします。

美作市議会申し合わせ事項において人事案件は即決としておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、諮問第2号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

それでは、これより採決を行います。

諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、諮問第2号は同意することに決定をいたしました。

続きまして、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

ここで市長が帰ってこられました。

続けてどうぞ。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」を御説明を申し上げます。

平成28年12月31日に任期満了となります勝田地域人権擁護委員について、安藤勢輔氏を人権擁護委員の候補者として新任推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、安藤氏の履歴を申し上げます。

お名前は安藤勢輔、住所、生年月日及び経歴につきましては、配付しております資料をごらんください。

安藤氏は、昭和51年3月に大学卒業後、郵政省職員として岡山県内の郵便局に長年勤務され、平成27年3月、勝田郵便局長を最後に退職をされました。また、平成10年2月から現在まで真加部地区の総代を務められており、地域の信頼も厚く、識見に富み、人権擁護委員として適任者であると判断し、ここに推薦するものでございます。御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

提案説明が終わりました。

質疑はございますか。

安本議員。

4番（安本 博則君）

先ほどの説明の中で真加部地区総代を現在まで受けとる。これは22年2月に同上退任と書いてんじやけど、どうなんですか。総代を現在もと言うたんです。これ22年に退任して、真加部の八幡神社には今でもおらんかわからんけど。たしかそう言うたと思うんよ。訂正したほうがいいんじゃない。

議長（山本 雅彦君）

副市長。

副市長（安部 薫君）

失礼します。

説明のほうが間違っておりましたので、選任（任命予定経歴）に記載してあるほうが正しいものでございます。訂正しておわびいたします。

議長（山本 雅彦君）

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

なしと認めます。

次に、諮問第3号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りをいたします。

美作市議会申し合わせ事項において人事案件は即決としておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、諮問第3号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

それでは、これより採決を行います。

諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、諮問第3号は同意することに決定をいたしました。

続きまして、日程第9、報告第4号「専決処分の報告について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第4号「専決処分の報告について」を御報告申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりまして報告するものであります。

それでは、専決処分書を読み上げさせていただきます。

〔以下朗読〕

以上、報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

この件につきましては、8月19日開催の全員協議会において執行部より報告を受けておりますので、質疑は行いません。

以上で報告第4号を終わります。

続きまして、報告第5号「専決処分の報告について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第5号「専決処分の報告について」、これは和解でございます

が、御報告を申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

市営住宅入居者と滞納している住宅使用料の支払いについて合意したため、津山簡易裁判所に訴え、提起前の和解申し立てを行うために専決処分を行い、議会に報告するものです。

それでは、専決処分書を読み上げさせていただきます。

〔以下朗読〕

以上、報告とさせていただきます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

この件につきましては、8月19日開催の全員協議会において執行部より報告を受けておりますので、質疑は行いません。

以上で報告第5号を終わります。

続きまして、報告第6号「出資法人等の経営状況について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第6号「出資法人等の経営状況について」を報告申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、市が出資する法人借入金の元金もしくは利子の支払いを保証し、または損失補償を行う等、債務負担をしている法人につきまして経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出するよう義務づけられております。

この規定によりまして、美作市土地開発公社、有限会社特産館みまさか、有限会社大原農業振興センター、東粟倉特産物販売有限会社、株式会社作東バレンタインホテル、株式会社みまちゃんネルの6件につきまして、平成27年度の経営状況及び平成28年度の経営状況、事業計画及び、これは予算状況でございますが、これを御報告申し上げるものでございます。

内容につきましては、担当部長のほうから報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

それでは、ただいまの報告第6号「出資法人等の経営状況の報告について」、内容を御説明申し上げます。

まず、美作市土地開発公社でございます。

平成27年度事業並びに決算報告書をごらんいただきたいと思います。

1ページをお願いいたします。

美作市土地開発公社は、公有地の先行取得及び合併前に英田土地開発公社が造成した作東産業団地の分譲などを行っております。

〔以下朗読〕

土地開発公社については以上でございます。

続きまして、有限会社特産館みまさかの御説明を申し上げます。

決算報告書を願ひいたします。

特産館みまさかは、道の駅彩菜茶屋と農産物直売所の彩菜みまさか箕面店を運営しており、主に市内及び近隣町村で生産、加工された農産物の販売を行っております。

〔以下朗読〕

続きまして、有限会社大原農業振興センターの御説明を申し上げます。

決算報告書を願ひいたします。

大原農業振興センターは、農作業の受託、育苗、ライスセンター、黒大豆乾燥調整施設の管理運営、野菜の苗、農業資材、肥料、農薬の販売等を行っております。

〔以下朗読〕

続きまして、東栗倉特産物販売有限会社を願ひいたします。

こちらの決算報告書でございます。

〔以下朗読〕

続きまして、株式会社作東バレンタインホテルについて御報告申し上げます。

決算報告書1ページを願ひいたします。

バレンタインホテルは、職員一同、顧客満足度向上を第一に目標に掲げ、鋭意努力を行っております。

〔以下朗読〕

以上、経済部所管の出資法人等の経営状況についての報告でございます。よろしく願ひいたします。

〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

続いて、企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

失礼します。

企画振興部の所管の株式会社みまちゃんネルの経営状況について御説明をさせていただきます。

株式会社みまちゃんネルは、美作市内と西栗倉村内の視聴者の方を対象としたケーブルテレビ番組やテレビコマーシャルの作成、放送を行っております。また、27年度からは美作市情報化推進に伴う管理支援業務を受託しており、ケーブルテレビの支障対応や光ケーブルのサポートも行っているところでございます。

平成25年3月に株式会社を設立し、同年4月から業務を開始しておりまして、今回本年2月29日までの第3期の決算報告等を御報告させていただきます。

〔以下朗読〕

説明は以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

以上で補足説明が終了いたしました。

報告第6号「出資法人等の経営状況について」、質疑に入ります。

質疑ございますか。

安本議員。

4番（安本 博則君）

一つ一つ、それともまとめて今部長なんか説明したけど、それで全部で行くか。

議長（山本 雅彦君）

一括で結構です。

安本議員。

4番（安本 博則君）

まず、土地開発公社の、数字的なことじゃないんですけど、役員の異動があつて2人辞任されて新しいのが該当がないとなつてんですけど、この辺は次を後任を選ぶ予定があるのかなのかというのと、次は、どこにも言えるんですけど、雑収入というのがあるんですけど、一番最後のときに国などの補助金とか何か言われたんで、全部それに金額的に300万円とか、例えば大原農業振興なんか雑収入が360万円、特産館でも902万3,000円とかというように上がつてんですけど、内容的にはどのようなのが雑収入で入ってくるのかというのをお尋ねします。

それと、みまちゃんネルについては、みまちゃんネルで損益計算書、3ページ、4ページに絡むんですけど、これ給与が1,400万円、それに伴う500万円、約1,900万円、ざっと2,000万円じゃな、はしたまで足すと、ふえとんですけど、これはどういう、例えば人がふえたのは当然だろうけど、何人ふえたのか、それでこれだけになったのかというのをお尋ねします。

議長（山本 雅彦君）

安本議員、答弁は休憩の後から説明にします。

ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時57分 休憩

午後2時08分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）

それでは、まず1点目の土地開発公社の役員の関係でございますが、本日お配りしております平成27年度の事業並びに決算報告でございます、平成27年度中の異動を記載しております。退職等で辞任というのはもう決まっておりますので入れておりますが、4月以降に就任ということになりますので、ここには入っておりません。現在は、5月に理事会を開きまして新しい体制は整っております。

それから、雑収入でございますが、私のほうからまず彩菜みまさかの分でございます。2ページにあります902万3,291円というのが合計でございますが、このうち主なものは箕面店の駐車場をお借りしておるんですが、その一部を地元といいますか、その病院とかにお貸しをしております。それがほぼ600万円台、これが一番大きな額です。それから、こちら美作の本店の隣にあります駐車場としてJAのほうにお貸ししております。こういったものが一番大きいものでございます。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

副市長。

副市長（安部 薫君）

大原農業振興センターのほうは私が代表取締役ですので、私のほうからお答えします。

27年度の会計では362万3,150円の雑収入、それから28年度の事業計画は300万円を見ておりますが、これは中四国農政局の転作の交付金が主なものでございまして、その次が担い手助成金が30万円ぐらい、それか

ら米の出荷奨励金、これ勝英農協からですけど、これが20万円ぐらいで、28年度については300万円ぐらいを見ておまして、本体の決算書を見ていただければわかりますけど、本体のほうの事業収益のほうマイナスで成り立ってますので、この会社自体がもう既にマーケットが非常に狭いといいますか、ないという状態ですので、何とか赤字を招かないように頑張っているところでございます。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）

失礼します。

みまちゃんネルの、4ページのところに掲載しております給与等の増額の件でございますが、この件につきましては昨年度から美作市情報化推進に伴う管理支援業務を新たに受託したことに伴い、業務量がふえたことに伴い人員を増加したものでございます。昨年、27年4月から4名、それから7月から1名、トータル5名をプラスしたものでございます。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

わかりました。

もう一点、東粟倉特産物販売の3ページ、4ページの3ページのほうで損益計算書があるんですけど、上からずっと売上高があり売上原価があり、販売費及び一般管理費があって営業外収益で、その下の経常損失。この損失を入れて三角を表示したほうがいいのか、損失がないほうがいいのか。その科目の入れ方がええんか、三角が要らないんか、その辺はどうなん。その下もそうなんですけど、例えば税引き前当期純損失で三角、それから当期純損失の三角、この損失があって三角が必要なのか、どっちかが要らないのかというのをお尋ねしたいんですけど。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）

失礼いたします。

申しわけございません、本来、表現の仕方でございますが、経常損失を書くのでありましたら三角は要らないというふうに理解しておまして、確かに二重に書いておるように思います。次回からこれはこういうことのないように訂正をさせていただきたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

安本議員、3回目です。

4番（安本 博則君）

いや、それでええんかな、議会出しとってそれで済むんかな。議案として出してきて、まあ報告として出しとんじゃけど、これで今の言葉だけで済むんかな。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）

失礼いたします。

今回この報告ということで、損失のところ三角が二重に入っておるということで、数字等の間違いはないというふうには思っておりますので、後日差しかえということで資料を出させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（山本 雅彦君）

よろしいか。

他にございますか。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

バレンタインもみまちゃんネルも同じなんじゃけども、これは役員の報酬が768万円で書いとんじゃけど、これ何人にこんだけ。人数をちょっと書いたらいいんじゃけどね、職員の関係やこうでもちょっと説明してくれたら。これみまちゃんネルの中でも同じことをちょっと言わせてもらうんじゃけれども、人件費はことしやこうは、今度は28年度は6,162万7,000円というて書いとんじゃけども、何人にこんだけの給与が必要なんか、人件費が必要なんかということをおつと教えてください。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）

失礼いたします。

みまちゃんネルの人件費6,100万円ほど計上させていただいておりますが、一応役員として1名、それから給与として職員13名、トータル14名の人件費をここに計上させていただいております。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）

失礼します。

バレンタインホテルでございますが、役員につきましては5名おりますが、無報酬が2名おりますので報酬が発生しておるのは常勤1名、非常勤2名の3名分でございます。

給与につきましては、済みません、ちょっと今その人数が手元でございます。職員の給与費でございます、おわかり次第、調べまして後ほど御答弁させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

役員の数はおつたんじゃけど、3名つておつたんじゃけども、社長と、常勤じゃろう。それと、これみまちゃんネルのやつについても役員報酬が259万9,200円おつたんじゃけども、これおつたんが何で問ひよるかというたら、みまちゃんネルが物すごう高うなつたつて言ようわけよ、皆が見るのが。会社の内容が悪うなつたんだつたら、視聴者があつてやっぱりこれが運営していけるわけじゃけど、会社の内容が悪うなつたんだつたら給料も上げたらいいんし、報酬やこう、役員報酬やこう一番にカットせにやいけん分でしょう。その辺のところは考えとんか、考えてなかつたんか、どがいなんなら。

議長（山本 雅彦君）

答弁できますか。

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）

みまちゃんネルの役員の報酬等でございますが、みまちゃんネルにつきましては役員報酬は上げてはございません。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

上げとるじゃねえ、役員報酬でも少のうして視聴者の軽減を図るようにせにやいけんじゃねえかと言よんじゃ。内容が悪いから、今言ようる、皆が高うなった原因があるんじゃろ、みまちゃんネルは。皆高うなった、高うなったと言ようるわけじゃから、うちのは引いとらんからわからんよ。みまちゃんネルは高うなった、高うなったという言ようるん。ほいじゃから、そんなこの説明をしなさいよという言よん。高うなるんだったら、上げとる、上げとらんじゃなしに、役員から、そがんとこから一番に社長のところから給料切つていかにや、カットせにやいけんのんよ。働く者より先に。そのことを言よんよ。誰が上げとる、上げとらんという話をしょんなら。じゃから、このバレンタインにしてみても、経営が厳しゅうなりやあ厳しゅうなるほど役員の関係やこうが自分らの身を切つていかなんだら。経営ができんわけじゃから、そんなこの議論をやっぱり十分してもらいたい、かように思います。ちょっと答弁。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

御意見として非常に重要な意見だと思いますので、各担当からそれぞれの会社に伝えさせていただきます。もっともっと善処を求めたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（山本 雅彦君）

他にございますか。

金谷議員。

1番（金谷 典子君）

まず、特産館みまさかの在庫です。期首が309万円、それから期末が463万円ということで、期首の50%の150万円ぐらいの増額になっているんですが、その理由ですね、それが1点と、それから株式会社みまちゃんネルの、これ説明あったのかどうか、ちょっと私が聞き漏らしているかもしれないんですが、管理支援業務収入、前年は37万6,000円が3,100万円ということでふえているこのことの説明、お願いします。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）

失礼いたします。

みまちゃんネルの損益計算書の3ページの管理支援業務収入が3,000万円ほどふえているという御質問ですが、これは先ほど来も御説明させていただいておりますが、美作市情報化推進に伴う管理支援業務を新たに受託したことに伴う収入増でございます。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）

失礼します。

明確にこれがこれという御説明はできませんが、要するに仕入れ、棚卸しなどで仕入れた物全てを商品、製品として出していない部分が150万円ばかりふえておるといことなんで、その詳細についてはちょっと今すぐにお答えはできませんが、そういう商品といますか、野菜とかそういう物以外にもやっぱり棚卸しで締めるときに残っておるものがありますので、その物が150万円ふえておったということなんで、棚卸しの去年と1年間たったときの差ということで、個々の詳細は、済みませんが今はちょっとお答えできないのが現状でございます。

議長（山本 雅彦君）

金谷議員。

1 番（金谷 典子君）

棚卸しするときに大体前年を意識していたします。前年の棚卸しがこれぐらいだったんでこれぐらいに抑えていくというのが企業でも大体そうして調整していくんですが、これが把握できてないというのがちょっと疑問ですし、そういうこと意識がないっていうところと、それから2年前に東栗倉工場の決算見させていただいたときに、極端に棚卸し額が上がっておりました。そういう傾向があるというのは注意すべき点だと思いますので、ぜひ次回はチェックしていただきたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

他にございますか。

西元議員。

10 番（西元 進一君）

ケーブルテレビの関係ですが、人件費についてですが、役員についてはよろしいが、これは職員に準ずるような格好になるんで給与表みたいなものがきちっとしたものができとるかどうかというて。年限に対してどれぐらいの給料ができとるかというものがなかったらおかしいと思うんで、その辺のものができとるかというののもう一回答弁してください。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）

給料表等につきましては、最終的にはまだ確認はできておりません。手元に資料ございませんので、確認とれ次第出せる物があれば出させていただきます。よろしくお願いします。

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10 番（西元 進一君）

確認できとらんということで、それは結構ですが、やっぱりこういうものというのははっきり言うと美作市民の税金がほとんどなんで、そういう点では無駄がないということで、職員もそういう面からいうと厳しい査定の上で、勤務評定はないわけですけど、勤務評定みたいなものまでつけられて、職員としては厳しゅうやられとるわけですから、そういう点ではちゃんと給料表に基づいて採用されていくと。それに基づいて仕事をしてもらおうというようなシステムをきちっと管理体制としてしていかなと、こういう問題が起こりやすいんで、できるだけ早く部長のもとでやってくださいということをお願いしておきます。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、質疑はなしと認め、質疑を終了し、以上で報告第6号を終わります。

続きまして、報告第7号「東栗倉工房株式会社の清算結了について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第7号「東栗倉工房株式会社の清算結了について」を御報告申し上げます。

東栗倉工房の解散につきましては、顧問弁護士との協議の結果、岡山弁護士会が設立、運営されております行政仲裁センター岡山において中立の立場にある第三者の弁護士を交え解決を図る方法を選択いたしました。その結果、美作市が主張したとおり、市が出資した4,500万円のうち損失補償分の2,000万円を除く2,500万円について現金などにより東栗倉工房から返金を受け、懸案となっておりました出資金の問題を解決することができました。

そして、決算及び残余財産の分配について会社の臨時総会において承認をされましたので、会社解散から清算結論までの経過並びに結果について報告をさせていただきます。

内容につきましては、担当部長から御報告させていただきますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

それでは、報告第7号「東栗倉工房株式会社の清算結了について」、内容について御説明申し上げます。

まず、1ページをお願いいたします。

美作市の第三セクターであります東栗倉工房株式会社の清算結了についてでございますが、平成25年10月22日に会社の臨時株主総会を開催し、会社解散の決議がなされております。それに基づきまして平成25年12月26日に会社の解散、そして清算人の登記を行っております。年が変わりまして平成26年1月7日には官報で再建申し出の公告が行われました。4月2日には現市長より監査事務局に対し経営状況等の事務監査請求が行われまして、これの回答としまして9月30日に代表監査委員より清算手続に関する意見書、そして12月8日には監査結果報告書が提出されております。平成27年4月30日には監査結果報告書において4,500万円の追加出資は不当出資であるとの指摘を受けたことから、顧問弁護士等と協議も重ね、追加出資のうち損失補償契約を締結しておりました2,000万円を差し引いた2,500万円を不当利得金として会社に対し要求しております。また、7月7日には行政仲裁センター岡山へ不当利得返還の申し立てを行っております。そして、この申し立てによりまして8月12日に仲裁センターによる第1回目の仲裁が行われ、8月19日には仲裁弁護士からの意見書の提出がございました。内容といたしまして、清算に必要な出資については無効であり、申立人、市は不当返還請求権を有する。また、会社の保有する資産を看過せず、資産を申立人、市に譲渡することで清算結了に持っていくことも考えられるなどの意見が出されておまして、申立人及び相手方ともにこの意見に従うということとし、平成28年6月21日に現金で1,570万円、建物などの代物で930万円相当を返還することとし、美作市東栗倉工房株式会社及び仲裁弁護士による確認書の締結をいた

しました。そして、この確認書に基づきまして、8月1日、不当利得返還金として先ほどの1,570万円が東栗倉工房株式会社より入金されまして、また残余財産として分配を受ける2,920万6,743円の財産のうちの金銭での分配分として82万6,586円が入金されております。

以上で会社の清算事務が終了し、会社の財産がなくなった8月23日に臨時総会を開催し、清算終了の議決をしたところでございます。

続きまして、資料の御説明でございますが、不当利得の返還内容及び残余財産の分配結果についてでございます。

資料の2ページをお願いいたします。

こちらは、東栗倉工房株式会社が解散した平成25年10月25日の貸借対照表でございます。

左側の欄でございますが、資産の部でございますが、流動資産のうち普通預金が2,776万7,125円、未収入金としまして新しい東栗倉工房に譲渡した棚卸資産等の代金が347万8,060円、そして還付見込みの消費税が36万5,800円でございます。また、固定資産が4,374万4,446円となっておりますが、これは会社の利益が見込めなくなった時点から減価償却が先送りされている簿価での価格でございますが、清算の過程において弁護士及び税理士と協議の上、建物については固定資産の評価額に、土地については時価、機械装置などの償却資産は税理士が現在までの減価償却を再計算して見直しを行っております。

続いて、3ページでございます。

現金預金処理精算書の欄でございます。

この簿では清算期間中の歳入と歳出の記載をしております。

まず、歳入の未回収金でございますが、棚卸資産を譲渡した代金として115万9,360円のうち送金手数料864円を差し引いた115万8,496円が入金されております。

次に、精算金でございますが、これは仕入れ商品の代金を一部二重に支払っていたというのがございまして、4万6,560円の返還がございました。

次に、消費税の還付金が36万6,900円、法人税等の還付金が28万3,526円ございまして、これに利息8,128円を加えますと、清算期間中の収入が186万3,610円となっております。

次に、表の右側でございますが、歳出でございます。

退職金が、当時の職員といえますか、5名おりました。93万3,825円、これは中小企業退職共済事業団の退職共済契約を結んでいなかったため、社員5名に対して会社の退職支給規定というのがございまして、それに基づきまして支給を行ったものでございます。

預かり金返金は、当時の専務取締役が運用資金の不足した際に立てかえ金として600万円を出してございまして、それを返金したものでございます。仲裁人弁護士も、公益性が認められるということから返金が適当であるという判断に基づいたものでございます。

そして、消費税を67万9,100円、法人税など134万7,800円、固定資産税145万4,400円を納付してございます。また、期間中の借地代68万円、税務申告及び当期の費用として68万2,754円、行政仲裁センター岡山への仲裁費用12万928円、郵便代2万4,100円、火災共済の掛金57万5,691円、そして雑費としまして送金手数料や謄本の印紙代などを支払っております。

不当利得返還金と残余財産分配金を除いた清算期間中の支出は1,251万4,114円ございまして、期間中の収入と支出を差し引きますと1,065万504円のマイナスとなっております。そして、会社解散時の預金は2,776万7,125円でありましたので、清算期間中に減額となった1,065万504円を差し引きますと、不当利得返還金及び残余財産の分配に充てることができる現金預金は1,711万6,621円となりました。

次に、4ページでございます。

不当利得返還金と残余財産の分配内容について御説明いたします。

資料では、残った財産を流動資産と固定資産に分けて表示しております。

まず、流動資産でございますが、先ほどの3ページで御説明をいたしました普通預金は解散時に2,776万7,125円ございましたが、清算期間中の収支によりまして1,711万6,621円となっております。また、棚卸資産の未収金は期間中に一部入金がありましたので、231万8,700円となり、未収消費税は清算により0円となっております。流動資産合計は1,943万5,321円でございます。

次に、固定資産でございますが、先ほど申しましたように関係者による価格の見直しを行いまして、建物を2,873万8,870円、建物附属設備を161万6,364円、機械装置を305万5,890円、車両運搬具を37万5,728円、工具器具備品を4万4,387円、土地を153万218円といたしましたので、固定資産の合計は3,536万1,457円でございます。

そして、流動資産の1,943万5,321円を加えますと、美作市へ返還金及び残余財産の分配に充てることのできる財産は5,479万6,778円となりました。

次に、左から5列目になりますが、美作市への返還金2,500万円は、仲裁弁護士を加えた三者での確認書に基づき、現金により1,570万円、そして建物の一部739万4,054円、車両運搬具37万5,728円、工具器具備品153万218円の固定資産計930万円により返還したところでございます。

そして、最終的に株主に対し分配可能となった会社の財産は、流動資産で373万5,321円、固定資産で2,606万1,457円の計2,979万6,778円でございますので、これを出資割合の美作市が82.02%、東粟倉特産物販売有限会社が1.98%の割合で分配いたしております。

分配の内容でございますが、東粟倉特産物販売有限会社への分配は59万35円、全て金銭で行いましたので、美作市には金銭の残り82万6,586円と未収入金となっている棚卸し譲渡代金の債権231万8,700円、そして建物などの固定資産2,606万1,457円の計2,920万6,743円が分配され、8月23日に解散結了に至ったという内容でございます。

失礼いたしました、申しわけございません。出資比率でございます、美作市が98.02%、東粟倉特産物販売有限会社が1.98%の出資割合でございました。

以上でございます。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ございますか。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

これ、あそこに委託業務してもらおうとるわな、今餅工房。あそこの、してもらおうときに、モチのきねがめげとるから、あれはきちっと全部整備するという話だったというように聞いとんけども、それらについては全部できとんかな、きれいに。できた形の中で清算をしたんか、そのところをちょっと説明してください。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）

失礼します。

岩江議員の御質問ですが、清算するまでにつきましては旧会社と現在の会社との間での契約条項で進んできたものでございまして、このたび市のほうへ全て財産としてお受けいたしますので、今後そういうお話としましては新しい会社と市のほうとで改めて契約なり協議をさせていただくことになろうかと思えます。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

ほんなら、まだしとらんという話じゃな。してないんじゃな。ほんなら、これから約束は守るということか。清算するまで待ってくれという言ううったんか。これはお金が絡むこっちゃからな。ちょっと機械直すのに800万円ぐらいな金が要ると言う言よったでしよ。簡単にあんた言ようるけど、清算してしもうたらもう後は知らんよというようなことじゃたら困るんじゃけどな。約束しとんの、わしらが説明聞いとるのは、今あそこに営業なされようる人と町との関係で、きちっとして機械を直して出しますというように聞いとんじゃけども、それを未だ立ってしてくれんのじゃというような。雨漏りはするし、人の建物じゃから自分とこのお金で直すという言うても、人の建物直すというても大変じゃし、そがい言うてまだ個人の金を入れて直し直し営業続けてきよんじゃけども、そういうな中身についてはあんた方ようわかって説明されよんか。

議長（山本 雅彦君）

副市長。

副市長（安部 薫君）

経過からいいますと、私も全部が全部詳しいわけじゃありませんけれど、25年の当時、あの会社というか、地域の産業の維持というか発展のために、特にヒメノモチをつくってられたんで、それをモチを主体として生産販売して地域振興、農業振興に寄与するということで、ところが会社は御承知のとおり倒産をいたしまして、簡単に言えば倒産になりましようが、その後あの地区ではたしか3名の有志の方が後を引き継いで何とかこの地域の、先ほど言いました農業振興のためにやりたいということで、その中である1者といえますか、一人の方があれを引き受けて今やっておられます。その折の使用賃貸借契約とか、それから棚卸資産の譲渡契約とかというのはきちっと一応会社の中ではできておりまして、それに基づいて今現在やっておるわけですけど、先ほどの、今回の処理の後につきましては市とその会社との話になりますけど、何々をするということは、約束ごとの金銭的なこととか一応書いておりませんので、それについてはお答えはしかねます。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

これ、公募しとんのは市がしたんじゃな。3者ぐらいの人が参加したんでしよ。その中で1者が残って今存続してもらようるということになってる。わしらの耳にどこで聞いたんかな。恐らくそんなよそのほうで聞いとらん思うで。きねがめげとんじゃとか、これはきちっとしてくれなんたらこれはできんとかというような話はその中であったということは聞いとんじゃけども、ないということになりやあ、何もそんなことを書いたもんがないんじゃって言われりやあな、まあわしがどうこう言うことはないけども。ちょっとおかしいんじゃな、それ。

議長（山本 雅彦君）

答弁ありませんか。

副市長。

副市長（安部 薫君）

金額的なものの書類はありません。例えば話がちょっとそれますが、何年もたったアパートを貸すなら10万円、それをリニューアルするなら恐らく貸し主は15万円なり20万円なりいただくという話になりましょうけど、直すとすればその持ち主、甲のほうで借り手を乙だとすれば甲のほうと乙の中で協議を当然しなきゃならないということになります。当時の賃貸借使用契約ではそのままのものを渡すということが書いてありますので、その中で営業をされているんじゃないかと思っております。

議長（山本 雅彦君）

他にございますか。

安本議員。

4番（安本 博則君）

先ほど岩江議員の続きになるんですけど、その覚書、僕は一回ここでも質問したと思うんですけど、金額は確かに書いてないかもわからんけど、双方で協議をするようなことも書かれてるはずですよ。それが結局されないで、屋根をいつまでたってもしてくれんから、屋根のトタンが飛んだから直したとかという話を僕したと思うんですけど、それはやっぱりしっかりしてあげないと、ただ単に覚書で何もしない。そのときの、ここにあるように出資は美作市がほとんど、98%。その次に前の取締役であったり元市長であったり、それから元議員であったり部長であったりされとんじゃけど、そういう中でやっぱり覚書をしとんだから、その辺はきっちり約束事ですから守ってあげないといけないと思います。

次に、未収金で347万8,060円ですか、これは棚卸しというようなことも多分言われたと思うんですけど、棚卸しは当初は一千何百万円あったんじゃないかな。いつの間にこれ少のうなったんかな。1,700万円ぐらいあったんじゃないかな。これ347万円、まあ約350万円ほどになっとんじゃけど、5分の1ぐらいになっとんかな、もうちょいか、その辺はどうなんですか。当初したときには一千何百万円、700万円が正しいかわからん、一千何百万円という数字はあったと思うんですけど、それがいつの間にこうなったのか。その辺を説明してもらいたいんですけど。

それと、残りの美作市に引き継がれている231万8,700円が、いつごろじゃあこれが現金に変わってくるんか。その辺をお願いします。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）

まず、棚卸しでございます。実際棚卸資産といいますか、その当時ありました資産について積算したところ、約1,000万円以上あったというのは事実だと思います。実際それを倒産をした会社といいますか、ということで新しい現在の会社のほうで事業を引き継いでいただいたということで契約に基づいてさせていただいておるのが現状でございます。旧東粟倉工房が行ってございました全てを今の会社でやっていただいておりますかというところの差もあると思います。ですから、全てが資産としてあったものが全ては使わない、要らない部分もある。それから、当然使わない部分がありまして、あくまで最終的には会社の清算人と現在の新会社を受けていただいている方との協議に基づいて必要なものだけを契約ということで棚卸しの譲渡ということをさせていただいております。それがこの価格でございます。当然使わない不要な部分がかなりあったとい

うことになろうかと思えます。

それから、もう一点、その部分に対して未収金で、現在は340万円のうち一部、3分の1ですか、入っておりますので、現在では二百数十万円の未収金でございます。これについてはそのものを美作市のほうへ債権といいますか、権利としていただいておりますので、現会社のほうへ、その棚卸しの部分の残金でございますのでいただくようお願いをするようになろうと思えます。

議長（山本 雅彦君）

副市長。

副市長（安部 薫君）

棚卸しのことですが、当初347万8,060円、それで棚卸しの譲渡契約をされてますけど、会社と会社ですから、旧会社から新会社へということで、そのうちの115万9,360円を会社としてはここ25年から今までの間に受け取っているということで、残りが231万8,700円ということで、実はこれはその新会社が、例えば中身を言いますと米とかヒメノモチとか段ボールとか商品に変化していく材料ですね、売られていると思うんですけど、中の商売の状態がどうであるかってちょっと私のほうではわかりませんが、本来でしたらこの期までには納めていただかなきゃいけないところだったと思います。ただし、今回これが市に来るということになれば、市は一定の基準を設けて徴収をしていきますということです。

議長（山本 雅彦君）

安本議員。立って言ってください。

4番（安本 博則君）

答弁ができていないです。

議長（山本 雅彦君）

答弁ありますか。

副市長。

副市長（安部 薫君）

手持ちで持ってますのは、使用貸借契約書とそれから棚卸資産譲渡契約書というのを私は持ってますけど、これ以上のものを私はちょっと知りませんので。

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

僕ここへ資料、きょうその分持ってきてないんですけど、要は前の旧東粟倉にしても美作市が98%出資って、先ほど言った元市長が代表になったり、取締役や元地元議員があったり、それから担当部長であったりされてきた事業ですね。それで、今されている人らが地元になんとかということで頑張っておられると。その中で、先ほど岩江議員も言われた、きねが悪いとかポンプが悪いとか、屋根が悪かったからこれは直したんだとかという話を私も聞いていますので、やっぱりできる範囲は。最初4,500万円入れるときには地元が一生懸命やりたい言よんじゃ、じゃからお金入れにやいけんのじゃと言いながら、その部分を見放すということは、じゃあ言うたことは何なのということになるんで、おかしい。その辺をきっちりしてもらいたい。

それと、未収金はやっぱり物を今副市長がお餅であったり段ボールだったりもろもろ、それがいつか商品になって出るわけだから、その代金としてそれが現金化されたときにはその都度やっぱり回収してもらわないと、いつまでたっても未収のまま残るような気がするんです。その辺だけはしっかりしてもらいたい。

それと、今言うたその一千何百万円あったけどと、だけど今の新しくやられとる人らがどう見てもこれは

商品にならないと、だからのけてのけていった最後が350万円ぐらいになったというように理解していいんですか。

議長（山本 雅彦君）

副市長。

副市長（安部 薫君）

大方は先ほど経済部長が言ったとおりだと思いますけれど、それは会社における棚卸しがまともなことにならないというのは管理不足だと思います。

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

僕もこれいろいろと現地、前も言いましたけど現地へ何回も足を運び、いろいろと聞いてんですけど、確かに冷凍焼けしたようなのは商品にならんしわかるんですけど、当時の旧東栗倉ではそういうもんも在庫というか、商品で売ったと。だから金額が一千何百万円になつとるけど、実際では僕が受けるとしても当然そういうものは商品にならんから、これは何ぼ旧会社が期末の商品の在庫として上げとつても、それはあくまでも数字をごまかす上の商品在庫だったと思うんですよ。だから、その辺は理解できないこともないんだけど、やっぱりその辺今後はそういうことも二度とないんで、未収の分についての回収をなるべく早急に行ってもらおうということじゃ。

議長（山本 雅彦君）

答弁はありませんか。

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）

ありがとうございます。おっしゃること十分肝に銘じて取り組んでまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

それでは、質疑なしと認め、質疑を終了し、以上で報告第7号を終わります。

続きまして、報告第8号「平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」、安部副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第8号「平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」を御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の審査を受け、その意見をつけて議会に報告するものであります。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率並びに資金不足比率は、各会計が現金収支において黒字決算のため該当がありません。

実質公債費比率は14.0%、将来負担比率は60.5%と、いずれも改善傾向にありまして、健全化判断比率の4指標がありますが、これら全て早期健全化基準以下であります。

また、公営企業会計の資金不足についても発生しておらず、健全段階にあります。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願ひします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

説明が終わりました。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

質疑なしと認め、質疑を終了し、以上で報告第8号を終わります。

ただいまから10分間休憩いたします。

午後3時02分 休憩

午後3時12分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、日程第10、議案第69号「平成28年度美作市一般会計補正予算（第2号）」について、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第69号「平成28年度美作市一般会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

平成28年度一般会計補正予算（第2号）につきましては、国の地方創生推進交付金によるもので、歳入歳出それぞれ6,655万円を追加し、予算総額を200億4,941万8,000円とするものです。

歳出の補正では、総務費のみまさか創生事業に補正額を全額を追加しており、その内容は、基幹産業を中心とした地域活力創生事業では、もうかる農林業の推進、これに2,359万2,000円、地場企業の活力創生事業については538万円、スポーツクラスター形成による人づくり等産業振興の好循環創出事業では、スポーツツーリズムの推進700万円、生涯学習の町推進による産業の創出、これにつきましては1,277万8,000円、スポーツと地域文化の融合による新たな国際交流の推進1,390万円、新たな学び場の形成など390万円となっております。

なお、今回の補正予算の財源につきましては、国庫支出金が3,282万5,000円、地方交付税3,372万5,000円となっております。

以上、議案について御説明を申し上げました。御審議のほどよろしくお願ひいたしまして提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

提案説明が終わりました。

質疑はございますか。

本城議員。

11番（本城 宏道君）

10ページのところで、ヘルスケア産業推進調査検討委員会というのがあるんですが、このヘルスケア産業というのはどういうものなのかということ。それから、旅費で666万6,000円組んであると。また、委託料のところで高齢者のフィットネス事業委託料というのがあるが、これについてもどういうものか説明をお願いしたいと思います。また、この広報媒体制作委託料というのが640万円、かなり大きな金額なんですけど、この事業内容について説明をお願いしたい。また、ベトナム高校生留学意向調査委託料、これの300万円、あるいは通訳・会場使用料など現地での手配委託料というのが300万円、合わせてこれ600万円もかかるわけですが、これらの内容について説明をお願いしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

森分総合戦略監。

総合戦略監（森分 幸雄君）

御質問にお答えいたします。

ヘルスケア産業は何かということでございますけども、今こちらで考えていますのは、まず皆様方の、要は市民の方の気づきですね。御自分が健康かどうかを気づいていただく、そのセルフチェックをするということに支援策を考えているのが一つです。それから、より健康になるための対応策として3つプログラムあるんですけど、一つは食事による健康増進、もう一つは運動による健康増進、そしてもう一つはその地域の特性を生かした健康増進ということで、温泉地が多いということですのでヘルスツーリズム、いわゆるヘルスケアと旅行商品を兼ね備えたヘルスツーリズム、この3つぐらいを対応として検討していきたい、そういうことをやっていただく検討委員会を立ち上げていこうというのが考えているところでございます。

あと、項目でございますけども、旅費につきましてはこれは先ほど副市長からも提案説明ございましたけども、今回大きく分けて2つの事業、いわゆる基幹産業を充実させていこうという事業と、もう一つはスポーツクラスターによる新しいまちづくりという事業で、それぞれ項目ごとにいろいろな事業ございます。その旅費を全部合算したものでございますので、ちょっと細かくはなるんですけども、例えば今回新たに宮本武蔵ブランドと剣道をかけ合わせたいわゆるシティプロモーションというのを欧州でやっていこうと、ヨーロッパでやっていこうと考えてございまして、そのための欧州のトップセールスに要する旅費であるとか、美作市の誇るスポーツ、女子サッカーとベトナムとの交流を進めていこうということでベトナムに対するトップセールスの旅費、あるいはサッカーについてはこちらのほうから指導される方を現地に行っていたら、そちらでということですからそういう随員職員の旅費であるとか、そういうものがありますし、あとは例えばヘルスケアでいきますとヘルスケアの先進地の視察の旅費であるとか、これは日体大と今健康体操というのを普及しようということを考えておりまして、その普及のための職員の旅費であるとか、農業のことにつきましては農産物の販路拡大のために市場調査に行ったり、アグリフェア、いわゆる見本市、展示会ですね、それに出たり、あとはジビエの商談に行ったり、あとはジビエのサミット、これと歌山でことしあるんですけども、そういう都市間交流をやるという、そういうことの旅費を全て合計したものでございます。

続きまして、高齢者フィットネス事業委託料につきましてはでございますけれども、これは高齢者のためのフィットネス、いわゆる運動による健康増進というのを考えていきたいんですけども、ただ機械を置いたらいいというものではなくて、やはり効率的な機械の使い方であるとか、こういう症状の方だったらこういうふうな運動をこういう機械でやったらいい、今みまさかアリーナとかでもありますけれども、こういう機械でこういうことをやって、例えば背筋を鍛える、腹筋を鍛えるということによって転倒防止になりますよとか、そういう健康のプログラムを専門家につくっていただくと、そういうことを考えている委託料でございます。

広報媒体委託料でございますけれども、これにつきましては基本的には今回シティプロモーションをやったいたりスポーツクラスターという、いわゆるスポーツのまちづくりをするに当たっては、やはり外から来ていただく人にPRしていく必要がございますので、そのために、例えば海外から来ていただく人のための多言語のパンフレットをつくるお金であるとか、あと海外向けのテレビコンテンツなんかをつくってより効果的な情報発信をする、そういうための委託料を考えているところでございます。

それから、ベトナム高校生留学意向調査委託料でございますが、これは今大原で建設が進んでおります美作スポーツ医療看護学校の中に日本語学科をつくります。日本語学科の生徒で、やはりベトナムに、昨年も大学生調査をしましたけれども、その中でやはり今の高校生、非常に高校生レベルのところの意向調査、やっぱり特に我々のPRというのが非常に重要だということがわかりましたので、その調査を今回しようということでございます。

それから最後に、通訳・会場使用料等現地調査委託料でございますけど、これは先ほども申し上げましたけど、いわゆるシティプロモーションの一環で、ことしは欧州、ヨーロッパとベトナムに対して市長を初めとするトップセールスを行っていきたいと思うんですけれども、それに要する通訳であるとか現地でのアテンドというか、向こうの担当職員のための委託もろもろです。いわゆるバスを手配したりですね、そういうようなことの、あとちょっとしたセミナーをやるときの会場料であるとか、そういうものを積算したものが通訳・会場使用料と現地手配委託料ということで今回計上させていただきました。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

話はわかったんですが、ベトナムとの交流が多様な感じなんですが、ベトナムから来たり、あるいは現地で調査したりする、まあ全てうちのほうで持つと、市のほうで持つというようなことになるんでしょうか。国・県補助が半々で一般財源のほうがちよっと多いわけですが、一般財源3,300万円もつぎ込むということになるわけですからかなり大きな事業になってくるようです、全体では。

それから、生産基盤強靱化事業補助金というのがありますが、これはどういうことをするんでしょうか。

議長（山本 雅彦君）

総合戦略監。

総合戦略監（森分 幸雄君）

失礼いたします。

ベトナムとの交流につきましては、今現在いろいろな角度でやっております、今特に東京オリンピック・パラリンピックに向けたベトナムとのホストタウンということで我々の市もシティプロモーションをやっているところでございますので、ベトナムとはスポーツを通じた取り組み、この美作地域のやっぱり特徴のある取り組みとベトナムがやはり向こうからのオファーでこういうことをやりたいという、そのマッチングで今回サッカー、女子サッカーということをやりますけれども、当然今回1年目で我々のほうからベトナムから来ていただきたいということもございますけども、今後は双方向で、全てが全て全部みてもらうわけでもなくて、例えば8月8日にベトナムの政府の国から8名来られますが、あれは一切我々みておりません。ベトナムのほうからもこちらのほうへたくさん国費を使って来ていただいておりますので、全部が全部美作市でみるというわけではございません。

それから、生産基盤の強靱化事業補助金でございますけど、これにつきましてはいわゆる農業補助金を考えてます。やっぱり農業に携わる方がもうかる、稼げる農業をするためにある程度の生産基盤、機械を入れたり設備を入れたりする必要がございます。それについて、やはり頑張ってくださいだけ言ってもしょうがないんで、ちょっと大きいものも買いたいですよというときに国、県にないレベルの、美作市で応援しているんだというその補助制度をつくって生産基盤の強化、強靱化を図っていただく、そういう後押しをしたいということで今回補助事業を計上させていただいております。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

よろしいか。

他にございますか。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

その3,372万5,000円か、これ一般財源でいっとんじゃけども、これを投資効果じゃな、投資効果。美作市にとってはどのような形の中でメリットがあるんか、ある程度の数字を出さなんだら、あんたみたいなべらべらべらべらしゃべり回ってじゃで、ベトナムがどうの、何がどうのという言うたところで、これだけの金を入れて、3,000万円入れたら3,100万円返ってくるんじゃとかというふうにせなんだら、何のための事業をしょんならということになるんよ。もうかる農業でも、今農業新聞にも出とる。1キロが1万1,000円というたかな。ほんじゃけん、1俵というていうたら66万円じゃ。なぜならというたら、これが新潟のお米と熊本のお米をブレンドしてうまい米をつくって、これがやっぱりそういうな米をつくったら京都の料亭やこうでも売れるらしいがな。そういうような研究をするのにお金が要るんじゃというて言わなんだら、もうかるのを口先だけでべらべらべらべらしゃべり回って、わしら何もわかりやへんがな、そんなもん、あんたの言ようことは。ベトナムの生徒にな、ヨーロッパ行くんでもええがな、剣道の大会があるんじゃろう。武蔵はここでしめると言よんじゃろう。受け入れ口を、まあ今度質問しようと思うとんじゃけど、先に言うてしまうけどな、これ外国人誘致の関係よ。東京、大阪、京都だけじゃないんじゃと、誘客は自治体でこれから先は知恵比べじゃと言よん。あんたのようなやつは智恵にはならんのん、これでは。湯郷の町を、この間台湾行ってきた。やっぱりもう一度行ってみたい、あの癒やしの温泉、もう一度行ってみたい。それには何を地元ではせにやいけないんか。あんたの言ようことは根がおりとらんのよ。立ち腐れになりよんじゃ、皆言ようことが。根腐れ病が起きとんじゃ。だから、そういうふうな行政をやっていかなんだら、しよせん池で浮き草があつてハスの花が咲いとって、風がぶうっと吹いたら池のすみっこに寄ってしまうんじゃ、そりゃ根が地についとらんから。そういうような行政やりようたんではだめなんじゃ。そういうなことがいいんだつたら、あんたの里へ行って帰ってやりんさい。美作市はそんなことしてもらいとうない。まあ、そういうこっちゃ。

議長（山本 雅彦君）

答弁よろしいね。

他にございますか。

西元議員。

10番（西元 進一君）

森分戦監が積極的にやられとるというのはよくわかるんですが、先ほどちょっといろんなことを言われたんでやりにくいんですけど、生産基盤の強靱化事業補助金という項目をこしらえてもらっております。この

点では私は賛成なんです。強靱化事業補助金というのが具体的にどういうものを指すかというようなことを、特にここら辺ではハウスじゃ果樹をやるといようなものに対する力強い支援をやっていくとかというような目標があれば言ってくださって結構じゃし、そういう目標をつくって美作市の農業が発展していくといようなものをつくり出してってもらいたいというふうに私は思うんですが、その点ではどういうふう
に考えられとるかということをお教えください。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）

失礼します。

西元議員の御質問の生産基盤の強靱化事業でございますが、先ほど全体的にはみまさか創生費ということで森分戦略監のほうからお話がありました。この部分については農業振興の関係でございますが、やはり国、県で同じように、例えば大きな農業機械を買うとか、そういった場合いろんな補助がございますが、それの補助に該当しない、しかしながらやはりいろいろと農業をやっていく中でやっぱり機械化は重要であるといようなものを、今回2分の1の補助にはなりますが、市の単独事業としてそういった方々を救っていきたいといことで今回予算に計上させていただいております。その機械部分がこの810万円のうち600万円、3分の1の補助を予定しております。

それから、210万円が再生事業ということで、生産に係る基盤、土地の借り上げとか、そういった再生部分に210万円、この2手で生産者の方を応援していきたいといことを考えておりますので、よろしくお願
いいたします。

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

よろしい。私は小さな百姓をしとんですが、比較的その機械買やあごっつい機械が、トラクター360万円かけて買うてみたりしとんですが、そういう物が補助対象になるんかどうかという問題についてちょっとだけ聞いておきたいんですが。私ぐらいの百姓の方がかなりあるんで、そういう点では五、六年もするとトラクター買うたりコンバイン買うたりしとるわけですが、そういう点での補助対象事業としての該当に、生産基盤のこの強靱化事業の補助金といのが対応されるかどうかといことを少しだけ教えてください。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）

失礼します。

現在予定しておりますのは、やはりある程度規模が大きいといいますか、担い手農家の中でを対象に考えておりますので、どなたにもいわけにはまいらないと思います。そういった中で大きな国、県からののは外れた場合であってもできるだけ市の単独で拾いたいといことで今回上げておりますので、基本はある程度規模のある担い手農家を基本に考えております。

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

それで結構です。該当せなんだらせんでええんですけど、銭が余つとんで、うそで。それはええんですけど

ど、それは規模の関係を言うんだったら、尾崎部長、例えば5町歩が規模で対象になるとかというぐらいな基準を示してほしいというのがあるんで、その点でははっきりとした基準をこしらえてもらいたいと思いますが、いかがですか。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）

一応今、まだ正式に要綱ができておりませんが、予定をしておりますのは、基本的に担い手農家ということで5町ぐらいはつくられておる方、もしくはここ数年で5町にふやしたいというふうな方も対象にしたいというふうには思っております。

議長（山本 雅彦君）

他にございますか。

安本議員。

4番（安本 博則君）

先ほど本城議員が言われた旅費についてですけど、これ全協のときにもらった資料で、これ見て言よんですけど、スポーツ地域交流の融合による新たな国際交流の推進で1,380万円入れとる、予算を組んどんですけど、その中でも欧州剣道大会と連携して宮本武蔵ブランドによるシティプロモーション、その中でトップセールスの渡航費、通訳、車の借り上げ、会場の借り上げ、広報、記念品、それとベトナムダナン大学とのスポーツ（女子サッカー連携推進）で、これも同じように渡航費と湯郷Bele監督選手等渡航費、通訳、車借り上げ、施設利用で1,380万円。それで、この旅費は666万6,000円。下のほうの節の14の使用料及び賃借料のところの自動車借り上げ20万円。これ1,380万円に何と何を足したらなるんかな。

議長（山本 雅彦君）

総合戦略監。

総合戦略監（森分 幸雄君）

項目でございますけれども、国に要求したときの補助金の立て方と、今回の予算は全部費目ごとに全ての事業を寄せてますので、どれとどれとどれとどれというときちつとはなかなか運動するのは難しいんですけども、お時間をいただければ後日きちつとまとめたものを。

〔「そげんことにならんぞ。今しゃべれ。そんな答弁は議会にならん」と呼ぶ者あり〕

わかりました。じゃあ、しばらくお時間をいただいてよろしゅうございますか。

議長（山本 雅彦君）

それじゃ、答弁は他の質問者がいらっしゃればその方を先に質問していただいて、安本議員の答弁は少し待っていただくということでお願いします。

他に質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

それでは、ただいまから5分間休憩いたします。

午後3時37分 休憩

午後3時47分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

安本議員の質問に対して執行部からの答弁をしていただきます。

総合戦略監。

総合戦略監（森分 幸雄君）

失礼いたしました。

項目を申し上げます。説明のところをごらんください。

普通旅費、費用弁償、消耗品費、通信運搬費、それから委託料のところの広報媒体制作委託料、通訳・会場使用等現地手配委託料、この中に含まれている金額でございます。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

今計算機ないからすぐ足せれんけど、それで今言う、前に全協のときにもらった1,380万円になるわけじゃね。まあ、足し算できんけん僕ははっきりわからんけど。この車の借り上げやこう、入れんでもいいんじゃない、使用料及び賃借料の20万円。この中には書いとんで、どっちもな。欧州行くのも車借り上げ、ベトナムも車借り上げがあるんじゃ。それでも今の何か説明じゃ、使用料及び賃借料の自動車借り上げ20万円は言われなんだんじゃけん、どっかへ入っとんじゃろな、またそれは借り上げの。ちょっと僕はよう理解できんけど。

それと、この広報媒体制作委託料640万円、これもどういふもんなんかもちょっとようわからんのじゃけど、説明してもらいたい。

今言う2点、640万円の説明と、その使用料及び賃借料の車を借り上げる分が入らんのかという。

議長（山本 雅彦君）

総合戦略監。

総合戦略監（森分 幸雄君）

自動車借り上げ料につきましては、これはもうかる農林業のことで、現地視察研修用に自動車を使うということの借り上げ料で、別建てをさせていただいております。

広報媒体のほうは、ここで言う広報媒体は、先ほど海外コンテンツをつくるというお話もしたんですが、それ以外に今回はシティプロモーション向けに、欧州の剣道大会に行くときに、この美作市のイメージキャラクターのようなポスターをイラストレーターに頼んで、それをPR用につくっていただくとか、そういうことのをしているものでございます。ですから、広報媒体委託料、ここに記載している中の640万円全てが全部今回のあれではなくて、一部、ほかのものも入っておりますので。ほかのが入るとというのが海外コンテンツやテレビ向けのコンテンツをつくるものもあります。それはスポーツクラスターの、どちらかというスポーツツーリズム、いわゆるスポーツ観光をやる一環で入れておりますので、今回のシティプロモーションの分ではないということで御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

安本議員、ありますか。

4番（安本 博則君）

これ、ほんまに1,380万円になるん。660万円、290万円じゃろう、それで百二十何ぼじゃろう、それと640万円。それと通訳・会場で300万円になるんか。それでなるんか。多くなるんじゃねん。今言う媒体ので640万円と言うたろう。違うんかな。それから、通訳・会場で300万円、これで900万円。そしたら、600万円に900万円足して何ぼなん。額がふえようが、1,380万円より。おかしいが、言ようことが。

議長（山本 雅彦君）

総合戦略監。

総合戦略監（森分 幸雄君）

失礼します。

前から御説明させていただいておりますけれども、幾つもの事業がございますけれども、全て、例えば旅費なら旅費で合計ってここに書いてございますんで、この内数として今申し上げたものが今回の1,380万円が入っていると、そういうふうに御理解いただきたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

質疑はなしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第69号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第69号「平成28年度美作市一般会計補正予算（第2号）」について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第11、認定15件、日程第12、議案11件について、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました認定第1号から認定第15号、「平成27年度美作市一般会計決算の認定について」外14会計につきまして一括で御説明を申し上げます。

決算認定につきましては、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、平成27年度美作市一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、住宅新築資金

等貸付事業特別会計、公園墓地事業特別会計、都市と農村の交流施設特別会計、老人保健施設事業特別会計、矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計、武蔵の里特別会計、後期高齢者医療特別会計、愛の村パーク特別会計、水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計、それぞれの歳入歳出及び収入支出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

詳細につきましては、会計管理者、各担当部長より説明させますので、どうかよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当部長の補足説明を求めます。

認定第1号から認定第12号について、会計管理者。

会計管理者（安東 弘子君）〔登壇〕

失礼いたします。

ただいま上程になりました認定第1号「平成27年度美作市一般会計決算の認定について」から認定第12号「平成27年度美作市愛の村パーク特別会計決算の認定について」までの御説明をさせていただきます。

〔以下朗読〕

以上で平成27年度美作市一般会計及び特別会計決算の補足説明とさせていただきます。362ページ以降には、主要事業成果説明書をつけてございますので、お目通しをいただきたいと思っております。まことに粗雑な御説明となりましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

御苦労さまでした。

ただいまから5分間休憩いたします。

午後4時36分 休憩

午後4時42分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお諮りをいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することは可決されました。

窪田常勤監査委員が出席をしておられます。

それでは、続きまして、認定第13号、15号について、妹尾環境部長。

環境部長（妹尾 昌弘君）

それでは、ただいま上程されました認定第13号「平成27年度美作市水道事業決算の認定について」、補足説明をさせていただきます。

まず、概要でございますが、決算書の17ページをお開きください。

平成27年度末の給水人口は2万1,039人で前年度より366人減少し、給水戸数は9,959戸で28戸減少いたしました。年間総配水量は315万6,808立方メートルで、前年度比2万4,188立方メートルの増でございます。

総有収水量は254万4,996立方メートルで、前年度比2万7,188立方メートル増であり、有収率については80.62%で前年度より0.25ポイント上がりました。

工事関係では、13ページ以降の老朽管、ポンプ制御盤、監視盤など水道施設の更新工事、道路改良などに伴う受託工事等を実施いたしました。

水道事業は、地域住民の方のライフラインとして市民の皆様に低廉で清浄な水道水を常時安定給水していくことが使命ですが、給水人口、給水戸数ともに減少傾向にあります。今後とも漏水調査の強化や施設の統廃合を含めた老朽施設の更新など効果的な計画を検討し、経費の削減を図り、経営の効率化を推進する所存であります。

〔以下朗読〕

続きまして、認定第15号「平成27年度美作市下水道事業決算の認定について」、補足説明をさせていただきます。

美作市の整備状況は、昭和52年に美作地域で着手してから毎年整備を進め、現在の処理区域は面積は1,516ヘクタール、市内全ての整備が完了しております。

概要でございますが、決算書の27ページをお開きください。

本年度末の水洗化人口は2万4,716人、前年度比193人減で、水洗化率は86.77%、前年度比0.27ポイント増となりました。年間総処理水量は309万6,238立方メートル、年間総有収水量は289万6,822立方メートルとなっております。

工事関係では、23ページ以降、公共汚水ます取り出し工事及び合併浄化槽の設置工事、道路改良などに伴う受託工事等を実施いたしました。

下水道事業は公共水域の水質保全と市民の皆様に快適な生活環境を提供することが目的ですが、今後は耐用年数の経過した施設の維持管理費が増加傾向にあります。今後も未水洗化世帯に対する啓発推進を行い、水洗化率の向上と収納率向上及び施設の統廃合を含め検討し、下水道施設の効率的な維持管理で経費節減を図り、健全経営に近づけるよう努めてまいります。

〔以下朗読〕

以上でまことに簡単な説明でございますが、平成27年度美作市水道事業決算及び平成27年度美作市下水道事業決算の認定についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

続きまして、認定第14号について、保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

ただいま上程となりました認定第14号「平成27年度美作市病院事業決算の認定について」、補足説明をさせていただきます。

まず、概況についてでございますが、13ページに総括事項を記載しております。

平成27年度の患者数は前年度と比較し入院が7.7%、外来が4.3%とそれぞれ減少となりました。収益的収支は、収益決算額が9億5,032万3,000円、前年比4,516万5,000円の減となりました。費用決算額は8億5,753万8,000円、前年比2億278万7,000円の減となっております。これは、昨年度は地方公営企業会計制度の改正に伴い、会計基準の見直しにより各種引当金を計上したことから6,483万6,000円の純損失となりましたが、当年度は9,278万4,000円の純利益となっております。

資本的収支では、891万8,000円で、生体情報モニター等の更新を行いました。また、企業債償還金は7,640万3,000円となっております。

〔以下朗読〕

平成27年度におきましても、地域医療の臨床研修協力病院として研修医を14名、医学部実習生など10名を受け入れました。今後も継続可能な地域医療サービスの提供主体としての役割を十分認識し、サービスの向上、健全経営を心がけてまいりたいと考えます。

以上で補足説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

日程第11の補足説明が終わりましたので、ここで窪田代表監査委員より監査報告をお願いいたします。

窪田代表監査委員。

代表監査委員（窪田 功君）〔登壇〕

代表監査委員の窪田です。議長のお許しをいただきましたので、市長からの審査に付されました平成27年度の一般会計の決算と基金の運用状況、そして財政健全化関係に関する意見書などについて御説明申し上げます。

美作市一般会計及び特別会計決算審査意見書に従って御説明を申し上げます。

審査の対象は、第1に記載のとおりです。

審査期間は、平成28年7月12日から8月29日まででした。

審査の方法ですが、第3に書かせていただきましたとおり、計数の正確性はもちろんですが、予算執行の適否、収入支出の合法性、予算の執行が効果的かつ経済的に執行され、その目的を達成しているかなど、多角的な視点からの審査と行政監査とをあわせて実施させていただきました。

審査の結果について申し上げますと、計数関係帳簿類には問題は認められませんでした。

さて、一般会計と特別会計をあわせた収支状況は、3ページの推移表のとおり、単年度収支は7,765万5,000円の黒字決算で、前年度の黒字額より5,404万2,000円多くなっています。

市民の御関心が高い市債残高ですが、一般、特別の両会計合わせた27年度末残高は311億7,329万8,000円となり、これは前年度末より10億1,643万4,000円少なくなりました。発行額の抑制と償還努力などによるものと認めます。

次に、6ページ以降の財政指標関係について申し上げます。

財政力指数、経常収支比率ともに、わずかながら、ごくわずかながら悪化しました。しかし、その一方、実質公債費率は1.0ポイント好転しましたし、将来負担比率に至っては18.5ポイントと大きく好転したことは、ともあれ多といたしたいと思います。

しかし、9ページの自主・依存財源分類表をごらんいただければおわかりのように、自主財源は前年度より8,901万1,000円、率にして1.9%減少したことについては関心を持っていただきたいと思います。

将来展望に立って判断したとき、昨年行われた国勢調査で人口が4年前に比べて、速報値比較ですが、2,542人と大幅に減少してしまいました。この結果を受けて、29年度からの地方交付税が、激変緩和措置があるとはいえ数億円程度減額されることについても真剣に考慮した市政運営に努める必要があると思います。

残余のことについては、ごらんいただき、決算認定審査する際の参考にさせていただければと思います。

次に、特別会計について申し上げます。

平成27年度における特別会計全体の収支は1億8,504万9,000円の黒字となっておりますが、前年度からの繰

越金が2億4,957万5,000円ありましたので、単年度としては6,452万6,000円の赤字となり、前年度の赤字額2,157万3,000円よりも大幅にふえたことは重く受けとめる必要があります。

なお、市民御関心の高い武蔵の里及び愛の村パークへの一般会計からの繰入金については、29ページに記載のとおりでして、27年度におきましては武蔵の里には7,932万5,000円、前年度よりも1,930万4,000円増、愛の村パークへは4,531万8,000円、前年度よりも857万4,000円増、合わせて1億2,464万3,000円という巨額に及んでいます。これに雲海の負担を加えますと、実に1億5,000万円という金額になります。

これら問題については、何も突然浮上してきた課題ではなく、毎回監査でも指摘してきたことでもありませんし、議会においてもしばしば審議等されてきた課題でありますことから、双方とも十分認識されている課題であります。現執行体制になってからでも、はや2年5カ月も経過してしまいました。

これら顕在化している重要課題について、いつまでも先送りするのではなく、行財政改革本部会議や幹部会議などでも取り上げ、期間を決めて検討し、関係市民の理解と協力を得る努力を重ねた上、抜本的な改善措置を講ずべき課題であるとも考えますので、指摘事項の39から41として改善取り組みの促進の強化を求めました。

また、このことは議会としても、市民の大きな関心事であることを再認識していただき、議会基本条例に基づき、より真剣に取り組まれるよう求めます。

何とならば、このままでは本来手当てできるはずの子育て支援や老人福祉などに回せる予算へのしわ寄せが生じ、魅力ある美作市づくりの支障にもつながり、移住定住対策の遂行においても問題を生じかねないからでございます。

次に、平成27年度の財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書についてであります。それぞれの審査意見として書かせていただいたとおり、適正であり資金不足もありませんでした。

次に、監査委員の意見と指摘事項について御説明申し上げます。

前々年度の指摘事項が19項目、前年度は38項目に倍増、そして今回は実に47項目と、毎年増加し続けております。そして、指摘事項の中身を見てみますと、地方行政の基本である地方自治法等法令に抵触するような指摘事項も10項目にも及ぶに至りました。市政刷新、法令遵守を掲げた条例を制定し、人的手当てまでして2年間余取り組んできたにもかかわらず、このような結果を見ますと、根本的なところに問題があるのではないかと考えております。しかも、再演事項が実に29項目にも及ぶということは全く異例のことでもあり、まことに遺憾きわまりないことでございます。

今までの監査でも指摘してきたことですが、私ども3回目となる決算審査の結果から判断する限り、職場と職員の統率力、指揮監督能力、決裁能力等にも問題があるのではないかと考えますので、こうした実態を重く受けとめ、原因をみんなで詳細に究明し、的を射た改善策を得られるとともに、情報の共有化による統制のとれた組織的な行政運営を図られるよう求めます。

審査意見についてですが、本来その全てについて議会及び、傍聴者がおられません、市民の皆様にも御説明させていただくのが筋かとは思いますが、さきに申し上げましたとおり47項目にも及んでおりますので、本会議場におきましては市民の御関心の高いと思われる事項や重大事項を中心に、議長から頂戴した時間をも念頭に、時計を見ながら七、八項目程度について御説明を申し上げます。

まずは、今までの監査でも指摘してきたことですが、契約関係事務のずさんさです。

指摘事項の4を見ていただければわかるように、決裁権者を含めて基本的なところが組織的にできていないということです。全て公金支出にかかわるものだけに、もっと実務的なところに焦点を当てた職員研修に取り組む必要を痛感します。

10の職員の指揮監督について、これも再演事項です。例えば、旧東栗倉工房株式会社への不当な出資金支出について、会社役員の実行権を侵害して対処したようなこともあって、仲裁弁護士からは、美作市が主導して取り組んだとまで指摘された上、無効とまで指摘されるような事件があっても、また雲海のようなとんでもない短期的破綻の主要原因も、美作市側の失態であったことは紛れもない事実であるにもかかわらず、さらには袴ヶ仙のずさんな随意契約と、その後の考えられないような取り運びなどについてさえ、関係職員から徴しておくべきてんまつ書も始末書も、監査結果報告書に記載しておいたにもかかわらず、いまだに未徴収であり、処分検討もされていません。関係者の退職と記憶の喪失を考えたとき、事件の大きさと市民がこうむった損害の大きさからして、とても考えられない対応だと認識します。これでは実損回復措置や関係職員の責任を問おうとしたときの困難性ははかり知れないものがあり、現幹部の怠慢、懈怠責任を問う必要すら感じます。

なお、旧東栗倉工房株式会社については、今議会に清算完了の報告がなされました。その中で不当利得1,570万円の返還を受けたとありましたが、不当利得の発生原因を考えたとき、また清算を前提にした会社に対して出資金支出をしたという問題と、そのずさんな積算経緯等については、監査委員として今後関心を持って対応していきたいと考えております。

関連しますので申し添えておきますと、雲海にかかわる訴訟関係経費の決算審査は、指摘事項の38にも書いたとおり、関係資料の提示、提供がなかったことから決算審査できなかったことを御報告申し上げておきます。

また、指摘事項の15のとおり、提案ゼロが連年続いています。提案は職員の参加、参画意識を図る一つのバロメーターであり、職場の問題点の発掘にもつながるものであります。

幹部の啓蒙と意識改革を図るために、最近事例で申し上げますと、三菱自動車の失敗原因は、新人社員等からのせつかくの意見や指摘を無視してきた幹部の失態の連続によるものが大きかったということは御案内のとおりでございます。そして、それによる損害額の大きさ、信頼の喪失の連続を見たとき、社長以下幹部の問題意識のなさ、実態の掌握力に欠けるような経営がいつまでも改善できなかったこと、関係職員の事なかれ主義と、盲従に尽きると思います。

最近またも新たな不正が発覚するなど、地域社会をも欺くようなとんでもない姿などを見るにつけ、当市の現状を見たとき、他山の石として考え直す必要を痛感しますので、指摘しました。

コンプライアンスをと言われる以上、法令遵守はもとよりのこと、提言や提案制度の趣旨と効果を研さんし、職場の士気高揚と規律確保に努められ、提案実施要綱に規定されている美作市政の安定と品質確保・向上を図り、市民福祉の向上をいたずらに空文化するのではなく、これを生かすことができる体制整備を強く求めますとともに、住民からの請願や陳情等はもちろんのこと、市民からの改善等提案や要望、そして議員からの指摘はもとより、監査委員からの指摘などに対して、先ほどふれた三菱自動車等の失敗事例に倣い、もっと真摯な取り組み体制への転換を、特に市長以下幹部に強く求めます。

次に、指摘事項の27ですが、市民にとっても関心の高い看護師等養成専門学校に関する指摘について申し上げます。

まず、この経済波及効果に対する随意契約による調査委託契約事務のずさんさです。詳細は指摘事項に記載してありますのでごらんいただくとしましても、上限価格の設定や見積依頼等に関する事務のひどさです。また、費用対効果分析の基礎数字である生徒数680名の算出根拠が不確かなままに、その数字のみをもって波及効果測定をさせているという問題です。

例えば、立地条件のよい出雲医療専門学校の27年の実態でも明らかなように、定員600名に対する現員は

417名、69.5%とおよそ7割ですから、人口17万5,000人を有し、しかもJR駅付近という好立地での設置にもかかわらず生徒数の確保が容易ではない以上、期待数値のような680名だけによる効果分析ではなく、400名、200名、100名などの複数ケースによる波及効果測定も、常識的には必要だと認識します。

このように甘い期待数値だけをもって評価したのでは、野田レーシングのようなことになることも大いに考えられることですし、過去の苦い公共投資の失敗経験も生かされないこととなります。通学可能区域内人口が比喩にならないぐらい少ないこと、その上遠隔地に実習先を求めなければならないという不利な立地での計画である限り、生徒数の確保すら容易ではないという問題、さらには実習に要する生徒の旅費と宿泊費負担の問題もある中、それらが生徒募集の際のネックになることは必至のことだけに、果たして経営的に成り立つ生徒数の確保が見通せるものかどうかなど、慎重な検討と取り運びを求めたいところです。何とならば、総事業費約15億円と言われる中、約10億円もの公金投入をする施設だけに、もしや生徒数が集まらず直ちに施設運営に支障を来すようになったときに発生する問題を考えたとき、金額が大きいだけに、その責任の所在の明確化と担保問題も含めてより慎重な検討を要するものと考え、後日問題の視点からも指摘しておきます。

指摘事項の29の野田レーシングスクールについて申し上げます。問題は、およそ30名程度の生徒による地域活性化等への貢献があるなどと説明し、議会の理解も得て開校はしたものの、平成27年度末においては6名、本年度4月にはたったの4名と言うありさまで、公金支出にかかわる事業計画としては、30名は余りにもずさんきわまりない計画と説明、それをうのみにした議会審議だったと言えます。

そうした実態であるにもかかわらず、国の採択と財源措置があるとして、美作市補助金等交付規則により約2,500万円弱もの補助金支出をし、それら資金を受けた青少年少女モータースポーツ振興会は、自己が調達した資金とあわせて、第三者である株式会社岡山国際サーキットの施設の改善を行っている実態です。美作市開校に伴う移転費用を含む経費補填や、毎年1,000万円を限度として補助金支出を認めたときの事情とは全く乖離した実態であることから、少なくとも1,000万円の支出については減額検討すべきものと考えますし、事業の継続についても疑問を持ちます。

今、美作市内で注目されている問題の一つに、放課後児童クラブの指定管理者問題がありますので、指摘事項の33と34に取り上げ、何が問題なのか市民にもわかるように細かく指摘させていただきました。

放課後児童クラブの運営の改善等については、市長からの助言もあって美作市保護者会から一昨年の9月議会に請願書が出され、ほぼ全員の賛成のもとに採択されたほか、当時の保健福祉部長も議会答弁で、県内の多くが保護者会を中心とした運営委員会で運営されているので、保護者会の方で準備ができれば27年からでも保護者会へ運営をお願いできるような、可能な限り努力してまいりますとまで述べて期待を持たせ、市長も昨年4月、ダンボとムサンについてはその方向を是認する発言を関係者会議の中で表明してきたものです。

しかし、それから約2カ年間における経緯と経過とを無視し、市内の全ての施設を一括して、全国でも例の少ない株式会社を指定管理者に指定しました。その結果は、肝心の必要な支援員等の確保さえできなかったのみか、6月議会の請願等にみられるように、仕様書等にももとの運営が続いていることはまことに遺憾なことですし、事が子どもたちの安心・安全にかかわることですので、いつまでも放置できない問題です。

指摘事項にも書いておきましたが、今の運営に不安と不満を持った保護者らが美作北小学校区に7月開設した私設のクラブは、相当遠方であるにもかかわらずダンボからの生徒の移行が進んでいることはどういうことを意味するのか、よく考えていただきたいと思います。

また、さきの議会で研鎖不足から不採択となった関係規程の整備と補助金制度についても、直ちに整備し

て周知するとともに、国からの各種補助金制度について、民設運営し、民設を検討している保護者らに説明できるだけの能力を身につけ、手を差し伸べるなどの支援強化を求めます。

指定管理者と締結した基本協定による、第一・四半期の事業報告期日は7月末ですが、監査実施期間中の8月29日までには提供が受けられず、市民の関心に応える内容での行政監査ができなかったことはまことに遺憾なことですし、事前提供を受けた関係資料の内容のずさんさ等を見たとき、これで指定管理者業務ができるのか疑問を持ちますし、またけが等の発生とその対応ぶりなどを見たとき、その取り消し処分も視野に、指導監督の強化がなければ不測事態の発生も危惧されますので、いつまでも成り行きに任せるのではなく、本件事業の実施主体としての責務を自覚した厳正な対処と対応を求めますとともに、このような重大事態を招来した関係職員への措置の必要も認めます。

次に、指摘事項の40と41の武蔵の里と愛の村パークへの高額補填金問題ですが、さきに述べておりますのでここでは詳細説明は省略させていただきますが、このようなことを続けていたのでは、本来子育て支援等に回る金が回せなくなる。だから、本件については優先的に改善に取り組まれるよう求めたいと思います。

次いで、市民の大きな関心事は、26年度から着工した指摘事項42の城山公園計画の問題です。この件につきましては、市民からの監査請求もありましたが、合議が整わず勧告できなかったことから、地元美作市内在住の三人の監査委員から緊急提言も行っていますし、情報公開もされていますので、今さらという感もいたしますが、そのずさんな取り運び方については指摘せざるを得ません。国家財政においても子育て支援など福祉行政予算の財源にさえ不足に陥っているという状況に鑑みたとき、市民はもちろんのこと、国民的視点からの妥当性判断に耐え得る事業かどうか、常識的な判断が求められていると思います。

ちなみに、美作市説明のとおり地方交付税が毎年1億4,500万円、30年間交付されるとすると、美作市民を含む国民全てがこの都市林公園のために負担させられる金額は、実に43億5,000万円にも及ぶものであります。地方自治法第2条及び地方財政法第2条等と照らし合わせたとき、この公園計画について合理的な理由と妥当性を見出すことができるかどうか、再考の必要を感じます。

次に、指摘事項31について述べさせていただきます。

前回指摘したこともあってか、図書館については勝田にも設置の運びとなりましたが、美作市内には18の公民館がありますが、旧勝田町だけには市が力を入れている公民館が設置されておられません。このことについては、当時の市長からの要請に基づき、勝田区長会が区民の意見を集約して図書館併設の公民館の建設を要望したまま、既におよそ6カ年間が経過しております。そのための土地や基金は今も活用されることなく現存しておりますので、サービスの公平性はもとより、財産の有効活用の観点からも、直ちに取り組み検討されることを求めます。

そして、美作市内には音響環境が整った文化ホールが存在していないことについても、旧勝田町の当初計画にあった文化センターの絡みもあることから問題提起させていただいております。

以上、特に重大事項と市民の関心事を中心にして述べてまいりましたが、指摘事項の多くは市長など幹部がかかわった、または指示等をして計画実行したもの、もしくは適切な対応や指示を怠ったことによる事項、さらに、さきに触れましたとおり地方自治法などの基本法にかかわるような指摘事項が多く見られるという実態です。

前に述べたように、決裁までに至る回議と合議の過程におけるチェック能力とそのシステムが、今の執行体制の中においては十分に機能していないものと判断します。このことは、本日午後の重要な人事案件の提案についても見られたとおりでございます。

行政とはそもそも法令等の定めるところにより、また議会が決定した予算をその目的どおりに適正に執行

するものであり、恣意的な行政は厳しく批判されなければならないものですし、地方自治法第2条第17項の規定でも明らかなように、また東栗倉工房株式会社等の事例でも見られるように、場合によっては無効原因ともなるものでございます。仕事は、みんなの知恵や工夫を集め、組織的に、また幅広い市民各層の意見がより一層反映できる形で計画され執行されるよう努められるべきかと考えます。そして、このままでは市政刷新や法令遵守の実現はむしろ遠のいていくおそれもありますし、財政疲弊も危惧されます。地方公務員法各条の励行、とりわけ職員の勤務評定に基づく適正な任用と、幹部への人材登用のあり方、そして処分の徹底による職場規律の確立と、表彰制度の活用等による士気の高揚も図られなければ、また的を得た、実効の上がる職員研修が実施されないとしたら、現状からの脱却はあり得ないものと判断します。そして、その前提として、市長以下幹部の機能発揮の必要性を特に感じます。

後は、議会の決算認定審査と執行部の次年度予算への反映に期待しますが、これらのことを理解し改めるのは監査委員ではございませんで、市長を含む職員皆さんであり議員であることを求めながら、平成27年度の決算審査報告とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

ありがとうございました。窪田代表監査委員、高田監査委員、松本監査委員、安本監査委員には、平成27年度決算審査を長期にわたり審査をしていただき、心より厚く御礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

続きまして、日程第12、議案11件について副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第70号から議案第80号まで11件の議案につきまして一括して御説明申し上げます。

まず、議案第70号「美作市附属機関設置条例の一部を改正する条例について」、御説明申し上げます。

美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略、これは2016年度改訂版ですが、において生涯活躍のまち推進による産業の創出のため、ヘルスケア産業の育成を図ることとしており、その調査検討を行うための委員会を設立するため、附属機関設置条例にヘルスケア産業推進調査検討委員会の項目を追加するものであります。

次に、議案第71号「美作市税条例等の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

平成28年度の税制改正によりまして、地方税法等関係法令が改正されたことを受けて、本市の税条例においても所要の改正を行うものであります。なお、今回の改正の主な内容は、法人市民税の税率を平成29年4月以降の事業年度分について税率を8.4%に引き下げること、現行の軽自動車税が種別割に名称変更し、環境性能割が新設されること、種別割のグリーン化特例が1年間延長されたこと、さらに軽自動車税の種別割の納期を4月から5月に変更するものであります。その他税制改正に伴う市民税、固定資産税等の条例整備も行っております。

次に、議案第72号「美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、御説明を申し上げます。

税制改正に対応し、市税条例を今回改正することに伴い、関連しますこの国民健康保険税条例を改正するものであります。なお、今回の条例改正の主な内容につきましては、市税で分離課税とされております特例適用利子等及び特例適用配当等の額を国保税の算定に含めることとする改定であります。

次に、議案第73号「美作市立図書館条例の一部を改正する条例について」、御説明を申し上げます。

本市の生涯学習を推進する観点から、地域住民が主体的に学ぶことができる学びの場づくりとして、勝田

総合支所内に美作市立勝田図書館を新設いたします。また、昨年開催した行政懇談会において、地域の方々の強い要望がありまして、地域住民の学習環境を整備するために改正を行うものであります。

次に、議案第74号にまいりまして、「字の区域・名称の変更について」を御説明を申し上げます。

美作市赤田地内で平成23年度より行っております圃場整備9ヘクタールの換地処分に当たり、土地改良法第53条第6項の規定により字の区域、名称を変更する必要が生じたため提案するものでございます。

次に、議案第75号「市道路線の認定について」でございます。

公共性が高い道路を市道認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提案するものでございます。該当の路線につきましては、市道認定基準に適合するもので、平福地内6路線、川北地内1路線、土居地内1路線、鷺巣地内1路線の合計9路線でございます。

次に、議案第76号「平成28年度美作市一般会計補正予算（第3号）」についてでございます。

平成28年度一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ1億9,668万9,000円を追加いたしまして、予算総額を202億4,610万7,000円とするものです。地方債の変更2件を行っております。

歳出における追加補正の主なものは、総務費ではふるさと美作応援寄附事業591万9,000円、民生費では介護ロボット等導入支援事業補助金419万4,000円、病児・病後児保育施設整備補助金1,405万6,000円、放課後児童健全育成事業費補助金480万7,000円、農林水産業費では森林病虫害防除事業委託料450万円、商工費では作東産業団地分譲促進補助金1億2,400万円、土木費では市道維持管理事業1,700万円、消防費では大原出張所耐震補強設計委託料180万円、教育費では英田創作館移転事業810万円、災害復旧費では現年公共土木施設災害復旧事業450万円、諸支出金ではふるさと美作応援基金積立金1,526万2,000円などとなっております。

なお、今回の補正予算の財源は、地方交付税が591万8,000円、国県支出金が2,488万7,000円、寄附金が1,500万円、繰越金が1億2,000万円、市債が3,060万円などとなっております。

次に、議案第77号「平成28年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてでございます。

事業勘定の歳入歳出それぞれ233万1,000円増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ42億3,765万8,000円とするものであります。主な内容については、歳入については国庫支出金が201万3,000円の増額となりまして、繰入金金が31万8,000円の増額、歳出につきましては総務費が233万1,000円の増額でございます。総務費の内訳につきましては、個人番号制度導入にかかわるシステム改修費が95万4,000円と、国保広域化による制度関係業務準備事業システム改修が137万7,000円となっております。

次に、議案第78号「平成28年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」でございます。

保険事業勘定の歳入歳出それぞれ106万2,000円を増額しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ44億5,638万3,000円とするものであります。主な内容は、歳入につきましては国県支出金70万8,000円、一般会計繰入金35万4,000円の増額、歳出につきましては個人番号制度導入にかかわるシステム改修に伴う委託料が106万2,000円の増額でございます。

次に、議案第79号「平成28年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第1号）」でございます。

簡易水道遠隔監視システム整備事業にかかわる国庫補助金の減額2,395万円に伴い、簡易水道事業債を1,200万円、過疎対策事業債を1,200万円それぞれ増額しまして、一般会計繰入金を5万円減額するものであります。

次に、議案第80号「平成28年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）」でございます。

平成28年10月から下水道使用料の料金改正に伴う使用料の増額と、それに伴う一般会計からの補助金を減

額するものでございます。

以上、議案につきまして御説明申し上げます。御審議のほどよろしく願いいたしまして提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

再開は9月8日午前10時からであります。

大変御苦勞さまでございました。

午後5時38分 散会

平成28年9月8日

(第 2 号)

1. 議事日程（2日目）

（平成28年第3回美作市議会9月定例会）

平成28年9月8日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

追加日程第1 会議録署名議員の指名

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	金谷典子	2番	重平直樹
3番	安藤功	4番	安本博則
5番	谷本有造	6番	則本陽介
7番	萬代師一	8番	尾高誉久
9番	岡崎正裕	10番	西元進一
11番	本城宏道	12番	鈴木悦子
13番	岩江正行	14番	小淵繁之
15番	万殿紘行	16番	日笠一成
17番	山本重行	18番	山本雅彦

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

11番 本城宏道

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	萩原誠司	副市長	安部薫
副市長	横山博光	教育長	大川泰栄
政策審議監	福原覚	総務部長	山本直人
危機管理監	山本和毅	企画振興部長	池田義和
総合戦略監	森分幸雄	市民部長	安藤郁雄
環境部長	妹尾昌弘	経済部長	尾崎功三
保健福祉部長	江見勉	建設部長	真野弘紀
教育次長	山名浩二	消防長	山崎正雄
会計管理者	安東弘子	企画情報課長	有友一正
営業課長	平田幸春	都市住宅課長	小林英樹
専門学校等設立準備室長	高尾和弘		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	本田卓治
課長	大佛裕彦
主任	井上大佑

議長（山本 雅彦君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いをいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

6日に引き続き会議を開きます。

本日も議員は全員出席でございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

一般質問に入ります前に御報告をいたします。

6日議会終了後に決算特別委員会を開催し、委員長に西元進一議員、副委員長に尾高誉久議員を選任いたしましたので、御報告いたします。

日程第1 一般質問

議長（山本 雅彦君）

日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問につきましては、申し合わせにより質問席で行い、質問の方法は1質問項目ごとに3回まで、質問時間は45分とすることになっておりますので、御承知願います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号16番日笠一成議員の発言を許可いたします。

日笠議員。

〔「しっかり頑張って」「頑張ってよ、張り切って」と呼ぶ者あり〕

16番（日笠 一成君）〔質問席〕

それでは、議長の許可を得ましたので一般質問を初めていただきますが、まず最初に皆さん方に改めましておはようございます。

それでは、2項目通告させていただいておりますが、1項目めは交通網の整備について、質問の要旨については交通弱者対策についてでございます。

この案件については、鋭意検討していただいておりますので、現時点における検討、調査結果状況をお知らせください。

加えて、このたび行政改革の一環として行政事務、事業——ハード、ソフト事業を含む——の有効性、効率性、将来性等を検証して、その結果に基づき経費の予算づけ、事業執行のメリハリを行うことにより、経費、予算の削減ができましたとのこと。そのことは、次回の決算報告で具体的な数値は報告されると思います。

繰越金は健全財政を維持するために、まずは交付税算入にならない起債の繰上償還、財政調整基金への積み立て、その他将来性のある事業への先行投資に充当、その他に活用する必要があると思います。同時に、苦渋の選択の中で生じた成果ですので、将来のことも勘案しながら、考慮しながら、即効性のある施策に充当することも必要と思います。このことは、市民の協力、理解があったからこそ達成できた部分もあると思います。そのことを御理解され、よりよいまちづくりの施策策定の参考に資するために、市民を対象にアンケ

ートを実施したい意向がおりとのこと、その際はぜひ交通網の整備についての項目を設定していただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

改めまして皆さんおはようございます。

日笠議員の御質問にお答えをさせていただきます。

交通弱者対策につきましては、日笠議員からはたびたび御質問をいただいておりますが、期待されているようなスピードで進んでいない現状につきましては申しわけなく思っております。御承知のとおり、美作市の公共交通は複雑に入り組んでおり、市営のものだけでなく民営の路線が走っていることから、慎重に進めなければならない問題であるということをおまづ御理解いただきたいと思っております。

平成28年度当初予算において、交通弱者対策の研究を進めるための予算を御承認いただき、関係部署であるくらし安全課、高齢者福祉課、企画情報課の3課で合同で調査研究を進めておりますので、その状況につきましても御報告させていただきます。

高齢者の移動手段として現実的なのが一般のタクシー利用補助です。美作市では既に勝田、梶並地区で、域内200円の定額料金でデマンドタクシーを利用していただいております。年間2,000件程度の利用がありますが、他の地域の循環バスと料金を合わせている関係から収益率は低くなっております。美咲町では町内2分の1補助、上限1,000円の黄福タクシーを運行されております。年間2万件の利用があり、優良事例として研究をする必要があると考えております。また、各部落を網羅して市営バスを走らせることには限界がありまして、タクシー補助であれば市内全域をカバーすることができ有効な手段と考えており、タクシー事業者の協力が得られる地域での実証実験について検討を進めております。また、県内では生活支援事業として移送事業を実施している事例がございますので、このあたりも研究してみたいと思っております。吉野地区につきましては、公共交通対策についての要望書が出されておりますので、具体的なニーズを把握するための調査を実施することにしております。また、議員御提案のとおり、交通弱者対策につきましては、6月議会でお答えした市民アンケートに盛り込み、その重要度について市民の声を聞いてみたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

3課、安全課、高齢者福祉課、企画情報課合同で鋭意調査研究を行っているとのこと、早期に行政当局としての最善策案がまとまることを期待します。同時に、市民アンケートを行って市民のニーズを把握し、当局案に極力組み込んで市民が利活用しやすい対策を講じていただきたい。つきましては、その概要とスケジュールをお知らせください。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

2回目の質問につきましても御答弁させていただきます。

アンケートの概要ですが、全市民を対象として交通施策に対する重要度をお聞きするように考えておりま

す。また、吉野地区に対しましては、通院、買い物などの要件ごとに目的地などの調査を予定しており、どちらも今年度中に実施したいと考えております。よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

アンケートの概要で全市民に対しては重要度についてをお尋ねすること、私は市民の要望、希望、その他をお聞きになり、旅客自動車運送法等の法規、〔聴取不能〕財政シミュレーションをクリアしながら、多数の意見、希望等を尊重していただき、吉野地区のアンケートも先行、〔聴取不能〕して実施していただきたいと思っています。そして、ぜひ2アンケートともども、結果を平成29年度当初予算に上げていただきたいと思っています。重要度をお聞きすること、その重要度の補足説明とアンケート結果は尊重し、実施するとの力強い御答弁をお願いします。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

3回目の質問につきまして、御答弁させていただきます。

全市民を対象にしたアンケートでは施策全体の設問を考えており、その中に交通対策に関する質問を予定しております。このアンケートにより、施策全体の中で交通対策の重要度を図りたいと考えております。また、吉野地区では交通対策に限定したアンケートを並行して実施し、課題解決につなげていきたいと考えております。いずれにしても、交通施策は市民に直結した施策であることから、アンケートの結果を重視し、施策に反映していきたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

日笠議員、総括です。

16番（日笠 一成君）

アンケート結果は尊重し、行政施策に反映させるとの力強い答弁をいただきありがとうございました。ぜひ遅くとも平成29年度当初予算では採用していただきますように再度お願いをして、この項の質問は終わります。ありがとうございました。

議長（山本 雅彦君）

それでは、続けて次の項に入ってください。

16番（日笠 一成君）

それでは、項目2、少子化対策について、質問の要旨は病児、病後児対策についてでございますが、タイトルの項目については内容的には子育て支援になるかと思いますが、御了解いただきますようによろしく申し上げます。

病気の回復期に至っていない、または回復期であっても安静にしておく必要があるお子さん方を保育する病児、病後児保育室さくらんぼが7月1日に大原病院にオープンしました。現在の利用状況をお知らせください。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

おはようございます。

それでは、大原病院の病後児保育についての1回目のお答えをさせていただきます。

大原病院内、病児、病後児保育室さくらんぼの利用状況についてでございますが、8月末現在で約40名の事前登録を受け付けておるところでございます。幸いにして、まだ実際の御利用はない状況にあります。さくらんぼにおきましては、いつでもお子様をお預かりできる体制を整えておりますので、お困りの際はぜひ御利用していただければと考えております。また、利用に当たりましては事前登録をお願いしておりますので、インフルエンザ等の感染症が流行する時期に備えてあらかじめ事前登録をしていただくこともあわせて御案内させていただくところでございます。どうぞよろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

育児中の保護者には、万が一の場合のよりどころとなり、子育ての支援に大いに役立つと思います。利用者がおられなかったのは、設置して間がなかったことと、幸いに万が一の事態がなかったからだと思います。これからも不測の事態が生じないような安心・安全な生活環境の整備に努めていかなければならないと思います。しかし、万が一の事態が発生した場合の対応のためには、当市は南北に長い地形であります。この施設は北部に位置するので、南部の人が近くにも同様の施設を設置していただきたいの思いがあると思いますがどのようなお考えでしょうか、お尋ねします。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

病児、病後児保育の問題について、大原病院で開設したんだけど南部地域はどうなってるんだと、こういうまことに当を得たというか、自然な質問だと思います。当然でございますけど、まず病児、病後児保育というものの今の社会における位置づけでありますけれども、保育園が一般化したように今全国で病児、病後児保育が普通のこととなりつつある。したがって、その普通のことできていないということは普通以下ということになるわけありますので、非常に重要な施策課題であるというふうにまず考えておまして、そしてお尋ねにもありましたように、当地の人口の分布の構造というものを考え、あるいは子どもたち、乳幼児の分布の構造、ほぼ同じですけれども、美作あるいは英田を中心とする南部地域、作東一部を含みますけれどもそれで全体の6割ぐらいがいらっしゃるわけでございますので、当然先ほど申し上げたように普通の状態にしなければこれはもう叱られるという思いであります。大原病院につきましては当市の市立病院でございますので、ある意味じゃあ政策意識が非常にストレートに伝わるんでありますけれども、今後は南部の地域において民間の医療機関の方の御協力を頂戴しなきゃいけない、内々いろいろなところにお話をして事務方が当たってくれたわけでございますけども、大体成案を得てある病院が協力をいただけるということになったところでございます、それを見て、これも議員御案内だと思いますけれども、今議会、9月定例議会に提出しております補正予算（第3号）というものの中にその必要経費というものを計上させていただいております。御安心をいただきますとともに、御議決を賜りますようお願い申し上げて、答弁いたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

親が仕事や病気などで家庭での保育ができない場合に、頼りになる施設と思います。結果として子育て支援と保護者の社会活動の支援になり、地域の活性化にもつながると思いますので、御紹介がありましたように医療機関の協力を得ながら保護者のニーズに合った施設を設置していただきたい。

以上で質問は終わりますが、何かつけ加えることがあればよろしくお願いします。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。病児、病後児保育事業につきましては、仕事をしながらでも安心して育児をしていただくためになくてはならない施策であると考えております。また、医療機関での実施が最も安心・安全にお預けいただける機関であろうと思います。子育て家庭に対するセーフティーネットとして利用しやすい事業になるよう進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

それでは、総括をさせていただきます。

社会活動をしながら子育てをされておられる保護者には、心強い施策と思います。利用者、利用予定者等の御意見を拝聴しながら利活用しやすい施設にあげていただきますようお願いをして、この項目の質問も終わります。ありがとうございました。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番1番、議席番号16番日笠一成議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番2番、議席番号6番則本陽介議員の発言を許可いたします。

則本議員。

6番（則本 陽介君）〔質問席〕

皆さんおはようございます。

議長より質問の許可をいただきましたので、9月定例会の一般質問をさせていただきます。

私の自宅付近では、過ぎ行く夏からゆっくりと秋の気配を感じる季節になっております。早く田植えをされた田んぼでは、稲刈りが始まっております。また、国際的なほうに目を向けますと、リオパラリンピック開会式がマラカナン競技場で行われ、本日より12日間の熱戦の火ぶたが切られたとの報道がありました。8月21日に閉幕したリオオリンピックに引き続き、このリオパラリンピックでも日本人選手132人全員の活躍を期待し、心から声援を送るものでございます。

それでは、質問に入ります。

1項目め、市民の声を行政に反映する取り組みについてであります。

市長は就任以来今日に至るまで美作市政の刷新に取り組まれており、その成果は市民の皆さんに広がっているところであります。これまでも通常の行政のみならず、昨年末に実施された市民との対話を目的に各地域で実施された懇談会は多忙の中で大変であったものと思いますが、それだけに市民の皆さんの反響や手応えもより大きい成果を得られたことと思います。

今回の質問ですが、さきの定例会において決定されました市民の意識調査として暮らしやすさアンケートの取り組みはどのように推進されるのでしょうか。これまで実施された行政懇談会やPTA懇談会に何らかの理由によって参加されていない市民の皆さんにも、市政参加の一つの選択肢として意識調査を実施するこ

とは大変意義のあることと思います。以上のことから、次の2点をお尋ねいたします。

1、市民の意識調査の内容と財源の確保について、2、意識調査に基づく具体的な施策の推進について、よろしく願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

則本議員の質問についてお答えをさせていただきます。

まず、市民の意識調査の内容と財源の確保についてでございますが、今回実施する市民の意識調査につきましては、住民の福祉の向上や子育て世帯の働きやすさ、暮らしやすさを考えるためのプランや、各世代の方々の住みやすさを実現するための御意見をいただくために実施する予定といたしております。

まず、意識調査の具体的な内容についてでございますが、15歳以上の各年代の方々の中から無作為に抽出した3,000名の方に調査表を送り、無記名方式により回答をいただくことといたしております。設問の内容は、保育料軽減や子育て、教育における経済的な負担の軽減など子育てに関する項目や、市内事業所への就職に対する援助などの仕事に関する項目、健康保険税、介護保険料や医療費、介護費用を軽減する取り組みなどの住民の暮らしに関する項目などに対して、その必要性の有無を回答いただくこととしております。また、設問の項目以外に、回答者が必要と考える事業を自由に提案をいただく項目も設けることといたしております。今議会で行っていただきました御議論などを踏まえまして、設問等の内容を決定したいと考えております。

次に、財源の確保についてですが、財政の好転や節約等によってある程度の資金ができてまいっております。例えば里山公園ができて、平成29年度から最低毎年6,000万円ぐらいの地方交付税が増額となります。また、施設の電気代の節約で約1,000万円、武蔵の里の風呂をとめることで3,000万円以上の節約ができるということでございます。その中で、全部ではありませんが1億円ぐらいを毎年財源として、市民の方々の福祉の向上や生活に直結した施策を実施したいと考えております。

続きまして、意識調査に基づく具体的な施策の推進についてでございますが、意識調査の結果やいただいたさまざまなアイデアにつきましては来年度以降の事業に反映させていきたいと考えております。これらの事業につきましては、現在取りまとめをしております子育て若者支援プランやみまさか暮らしの質改善プランに追加し、関連する事業を一つのパッケージとして市民の方々に提供することで、近隣市町村に負けない暮らしやすく、住みやすい美作市を実現させたいというように考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

続けて、市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

答弁以上のとおりでございますが、この機会に若干の補足をさせていただきたい点がございまして、まず市民意識調査の意義でございますけれども、先ほど御質問にあったようになかなか集会とかあるいは会合、その他に出席できない方々にも全てリーチをするという、公平に市民の方々の意見を聴取するという意義があります。一方で、かつてのアンケート調査といいますのは、例えばコンサルティング会社に出しますと1件1万円と、集計も含めて。ですから、3,000件出しますと3,000万円というばか高い金がかかっておったんでなかなか実施できなかったんですけども、今回企画振興部といろいろ私ども協議をする中で非常に簡便でそしてローコストな手法が多分あるだろうという、その手法も実は企画振興部の担当官が今大体思いついて

くれております。そういたしますと、恐らく10分の1以下で3,000件が実施できることになりまして、それができますと今後においても市民意識調査をする際に非常に有効なツールが開発できることになりまして、それを今回ツール開発ということも念頭に置きながらやらさせていただいております。よって今後のさまざまな行政変革のポイントにおいて、簡便にそして有効に市民の方々の意識を各年代層で掌握できると、あるいは市民の方々から見れば市政の施策決定に意見を投影できる、参加できるという道が開かれると、そういう意味で新たな手法開発という面もあるんだということをちょっと補足をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

則本議員。

6番（則本 陽介君）

市長、それから企画部長より答弁をいただきました。2回目の質問をさせていただきます。

市民の意識調査の意義と設問の目的と概要、さらに財源、具体的な施策の推進について、さらに市長より今後の行政ツール開発にも道が開かれる旨の答弁をいただきました。意識調査の結果は29年度以降に子育て若者支援プランやみまさか暮らしの質改善プランに追加し、近隣市町村に負けない暮らしやすく、住みやすい美作市を実現させたいとのことでございます。私はこれらのことに関連して次の2点を提案したいと思います。

1、40歳以上の市民を対象とした介護保険料を若干でも安くできたらよいと思っております。

2点目、もう一点は、例えば子育てボーナスというような形で美作市独自の子育て支援策、定住促進策を新たに打ち出し、子育て世代を支援する提案でございます。これに関連して、文科省は8月に私立の小・中学校に来春入学する児童・生徒がいる年収590万円未満の世帯に対し、授業料を補助する方針を固めたとの報道がありました。これは、一定の年収未満の世帯でも学費の高い私立高校を選択可能にする狙いで、年間1人当たり最大14万円を補助するというものです。特筆すべき点は、これまで私立小・中学校への補助制度は未実施であったことであります。さらに公立小・中学校でいじめを受け私立に転校する例や、経済的理由で中途退学生徒への支援をするものとのことであります。

以上2点について、取り組みに向けた検討を萩原市長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

お尋ねにあった2点、40歳以上の方々が主に対象になるわけでありまして、介護保険料の負担を若干でございますけれども先ほどの資金を使って低減するというのと、それから子育てボーナスと、これは金額はどうかは別としましてよく理解をさせていただきました。つきましては、まずそういった項目が今回の意識調査の中に含まれるように、段取りをしていくこととお約束をさせていただきたいと思っております。加えて、後半お尋ねの中にありました文科省の動向につきましては、大変重要な動きが、もちろん予算編成のプロセスで財務省から厳しい査定が講じられて実現するかどうかについてはまだ予断を許さないところでありますが、せんだっての松浪健四郎日体大理事長の話においても、実は懇談において、相手側との懇談において私立の支援学校が公立よりも高いつちゅうのはちょっと変だと思っております。ぜひその点についても、例えば市長会などで国に対する要望としてやってほしいという声がありましたけれども、そういった流れと機をいつにするところであります。学ぶ機会というものが、公立、私立を問わず国民のために広く平等に提供でき

るという姿にだんだん日本が近づくことを私も期待をしますし、そのために市が持っているあるいは議会が持っている国政に対する提言機能というものを生かしていきたいというふうに、その点については考えておりますのでよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

則本議員。

6番（則本 陽介君）

2回目の質問につきまして、市長より前向きに取り組んでいく旨の答弁をいただきました。それは、介護保険料の若干の引き下げ、そして子育てボーナスといった形での取り組みに向けて市民の意識調査の中に盛り込んでいくとの答弁でございます。

総括とさせていただきます。

このように市民の声を行政に反映する取り組みについて、前向きに答弁をいただきありがとうございます。市民の皆さんに協力をいただき得られた成果を、近隣市町村に負けない暮らしやすく、住みやすい美作市を実現する施策に活用されることは、これまでにない新しい取り組みと期待をするものでございます。さらに、2号被保険者の介護保険料の引き下げ、子育てボーナス、この取り組みは子育て若者支援プランやみまさか暮らしの質改善プランの関連に大きな期待を寄せるものでございます。大変にありがとうございます。この項はこれで終わりにさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

それでは、次の項に入ってください。

6番（則本 陽介君）

2項目め、地方創生推進交付金の取り組みについてであります。このことについては、昨年から推進されている我が美作市の総合戦略において、稼働率を上げる取り組みや好感度の得られる取り組みなど美作市の財産に新たな付加価値を盛りつけて、これまでさまざまな形の新しい総合戦略の施策が実施されてきたことは周知のとおりであります。今回私は8月19日に全協で示された資料の今年度地方創生推進交付金の取り組み、また美作版取り組みについてお尋ねしたいと思います。

1つ目は、今後大きく期待されるスポーツクラスター形成による産業振興の中でも特にスポーツツーリズム、ヘルスケア産業の推進、インバウンド関連の推進についてであります。2点目は、もうかる農林業の推進についてお尋ねしたいと思います。よろしく願います。

議長（山本 雅彦君）

総合戦略監。

総合戦略監（森分 幸雄君）〔登壇〕

失礼いたします。

それでは、1点目のスポーツツーリズム、ヘルスケア産業の推進、インバウンド関連の推進についての御質問について答弁をさせていただきます。

まず、スポーツツーリズムについてのお答えをいたしたいと思います。スポーツツーリズムとは、プロスポーツの観戦やスポーツイベントと地域の観光を融合させる取り組みとして近年注目をされております。美作市には御承知のとおり、美作ラグビー・サッカー場や宮本武蔵頭彰武蔵武道館、あるいは岡山国際サーキットといった国内でも有数のすぐれたスポーツ関連施設が多くございます。こうした美作市の地域資源を活用して、試合や合宿等の観戦と観光の融合や、例えばサーキットでの実走体験や武道館の道場での剣道体験といった外国人旅行者にも関心の高い体験型のスポーツ観光を進めてまいりたいと考えています。本年度は

国内外に広く情報発信に努めていこうと考えているところでございます。

次に、ヘルスケア産業の推進についてお答えいたします。美作市の65歳以上の高齢者比率は38%であり、我が国の平均である約26%に比べても高齢化が著しく進行していると言わざるを得ません。我が国の平均寿命は男性が約80歳、女性が約86歳で、もう既に人生90年時代も間近とされています。一方、日常生活に制限のない期間の平均をとったのが健康寿命でございますが、健康寿命は男性が約71歳、女性が約74歳となっています。この平均寿命と健康寿命の乖離を縮小させていくことが重要であると考えます。美作市としては、高齢者の健康寿命を延ばし、高齢者が健康でアクティブな生活を送れる地域づくり、すなわち生涯活躍の町を目指すこととし、その推進するエンジンとしてヘルスケア産業の育成に取り組むことを考えたところでございます。今年度は議案に上程させていただいておりますヘルスケア産業推進調査検討委員会を立ち上げまして、産学官の連携により具体的な事業を検討してまいりたいと思います。

検討内容の方針としましては、まず健康への気づきの段階としまして簡単にセルフチェックができる環境づくり、そして具体的な対応としまして運動による健康増進、食事による健康増進、温泉とコラボしたヘルスツーリズムなど地域性を生かした取り組みのこの3つの視点から検討してまいりたいと考えているところでございます。

最後にインバウンド関連につきましては、7月に実施いたしました台湾への3県境地域の首長によるトップセールスと時を同じくして、岡山空港に台北直行便のLCCタイガーエア台湾が就航したことが絶妙のタイミングとなったことから、台湾の方々に実際にこの地に来て、見てもらってよさを体験していただくため、来年の2月を目途に台湾の旅行関係者や発信力のあるブロガーなどを招待し、3県境6市町村をめぐるスタディーツアーを実施したいと考えているところでございます。また、剣道文化と宮本武蔵のブランドを融合させる取り組みを行い、ヨーロッパからのインバウンド誘客の増加も目指します。特にフランスは個人旅行者が多く、歴史文化、豊かな自然、ジビエ料理をこよなく愛するということから、メインターゲットとして情報発信を強化してまいりたいと考えているところでございます。

以上、国の地方創生関連の交付金等を有効に活用して、美作市ならではの地域資源を生かした取り組みを強化してまいり所存です。

2点目のもうかる農林業の推進についての御質問でございますが、農林業は古くから美作市の経済、地域社会を支えてきた基幹産業の一つであり、市民の日常生活に欠かすことのできない食料等の生産を担うとともに、自然環境の保全など暮らしに密着した多面的な機能も有しています。しかしながら、高齢化の進展や後継者不足等で担い手不足が深刻であり、耕作放棄地の増加や森林の荒廃などさまざまな課題に直面しているところでございます。農林業の担い手の確保が喫緊の課題と言えますが、そのためには美作市の農林業自体をさらに魅力的なものにすること、すなわちもうかる、稼げるものにする必要がございます。そういった観点から、国の交付金を活用しまして、抜本的な強化策を展開することとしております。例えば、生産基盤の強靱化への支援、農作物のブランド化等による販路開拓支援など、生産者のニーズに合わせたきめ細かい支援を強化させます。また、特産品の黒大豆、作州黒です、日指ごぼう、万善かぶらなどの伝統野菜、生活習慣病予防などに機能性が注目されていますモチ麦など、競争力を有する農作物の生産を戦略的に支援してまいりたいと考えているところでございます。さらにジビエにつきましても、捕獲、生産、販路の各段階において強化や工夫に努め、ジビエ先進地を目指していきます。このようにもうかる農林業を推進することにより担い手をふやし、基幹産業のさらなる発展を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

則本議員。

6番（則本 陽介君）

1回目の答弁をいただきました。2回目の質問といたしまして2つあります。

1つはスポーツツーリズムについて、岡山国際サーキットは民間企業ですが、美作市の地域資源としての考え方をもう少し具体的な説明をお願いしたいと思います。2点目に、もうかる農林業の推進について、美作市の農林業自体魅力的なものにする支援の具体策をお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

議長（山本 雅彦君）

総合戦略監。

総合戦略監（森分 幸雄君）〔登壇〕

2回目のスポーツツーリズムについて、岡山国際サーキットは民間企業ですが、美作市の地域資源としての考え方をもう少し具体的にということでございますけれども、岡山国際サーキットは建設当時はT Iサーキット英田でございましたけれども、1990年にモータースポーツブームを背景に国際自動車連盟が主催する最高峰の自動車レース——いわゆるフォーミュラ・ワンでございますけれども——の開催を目的に建設されたサーキットでございます。1994年及び1995年には世界最高峰の自動車レースであるフォーミュラ・ワンが開催され、その他の国内最高峰の自動車レースも数多く開催されるなど、岡山国際サーキットは年間20万人以上の観戦客が訪れる美作市が誇れる世界に通用するモータースポーツ施設であると言えます。このように、美作市が誇れる施設で、サーキットでの実走体験といった外国人旅行者にも関心の高い体験型観光に活用するなど、国内外の誘客につながるスポーツ施設を官民を問わず地域資源として捉え、市内の温泉地施設など等他のすぐれたいろんなポテンシャルと連携させるというそういうスポーツツーリズムを推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

則本議員のもうかる農林業についてということでございます。

もうかる農林業への取り組みでございますが、農業についての取り組みが担い手となる農業者への農業機械の補助というものを今回予定しております。現在、国の補助や県の補助で採択されたものにつきましては、当初予算及び補正予算などにおいて計上し、随時承認をいただいております。しかしながら、国、県の予算不足などにより要望が不採択となった場合は、各農家の自己資金のみで整備することになってございます。経済面で担い手農家が大きな負担というふうになっているのが現状でございます。市といたしましては、このような状況を改善するため今回の地方創生交付金を活用し、国県事業で不採択となった要望事業に対しても独自の支援を行うことで、各農家のより安定した農業経営に寄与できるものと考えております。また、この交付金を新規作物の生産にも活用したいというふうにも考えております。近年の健康ブームからも、モチ麦、こういった品種で申しますとキラリモチというのがございます。こういったものの普及を計画していきたいというふうにも思っております。なお、キラリモチというものは収量が10アール当たり約200キロ程度と少ないというふうになってございます。また、精麦されているものは、小売で1キロ当たりが1,000円から1,500円と、価格的には高価な価格で販売されているということでございます。加えて、10アール当たりの3万5,000円という水田活用の直接支払交付金、こう

いったものも受けれるということがございますので、冬場に栽培できる作物として定着すれば農家の所得の向上につながるというふうに考えております。また、美作市にはジビエの里みまさかという他の自治体にはない施設がございます。このジビエとともに特徴ある農林産物の生産と販売強化に努めることで、もうかる農林業の実現というものを考えたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

則本議員。

6番（則本 陽介君）

総括をさせていただきます。

美作市の総合戦略の新たな取り組みとして、スポーツツーリズム、ヘルスケア産業、インバウンド関連などの概要の答弁をいただきました。私は、特にヘルスケア産業の取り組みについて関心を持っております。高齢化の進行が高い美作市において、健康寿命を延ばし生涯活躍のまちづくりの取り組みは、先日の日体大理事長の講演でも指摘されたことと合わせて今後ますます期待されるものと認識しました。また、もうかる農林業の推進では、農業を取り巻く環境が厳しい状況の中で、まさに生き残りを目指し取り組みされていることを認識しております。特に、作州黒、目指しごぼう、万善かぶらなど美作の特産品に加えて、特徴ある農林産物の生産と販売強化に努めることで、もうかる農業を実現したいとの答弁であります。今後ともさらなる農業支援をお願いいたしまして、この項の質問を終わります。

議長（山本 雅彦君）

では、続けて次の項に入ってください。

6番（則本 陽介君）

続きまして、3項目め、巨大樹木や老齢樹木の適正管理推進についてであります。

通常の場合、樹木は景観づくりや環境保全に役立ち、時には火事の延焼拡大を食いとめるなど、人間社会に役立つイメージが強くなると思います。しかし、近年では巨木が倒壊して重要な建造物が破壊され、時には大きな街路樹が倒れて人身事故に至る事例も増加傾向にあり、こうした事例から管理者の責任が問われるケースも発生しているようでございます。さらには、一般的な防災の認識の中に、樹木がかかわる災害、事故が含まれていない事例が多いとのことでもあります。

以上のことから、巨大樹木や老齢樹木の適正管理について、当市の現状と被害防止対策についてお尋ねします。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。則本議員の巨大樹木や老齢樹木管理と被害防止についての質問にお答えをいたします。

教育委員会におきまして、天然記念物として把握をしております巨大樹木や老齢樹木等は37件でございます。これにつきましては、個人や寺社、地区での所有がほとんどであるため、樹木の管理については所有者に行っていただいております。倒木等の危険がある場合には、所有者や周辺住民の方、文化財保護委員などから相談を受けており、ここ5年で6件の樹木に対しまして樹木医と相談して倒壊などの危険を回避しつつ、樹木の保存を図る処置を行っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

則本議員。

6 番（則本 陽介君）

総括をさせていただきます。

先ほど教育長より答弁をいただきました内容について了解をしました。近年では巨木が倒壊して、重要な建物が破壊され、またときには人身事故に至る事例も増加傾向にあることを危惧しこの質問をしたところでございます。その意味では、現在美作市内に存在している教育委員会所管以外の一般的な巨大樹木や老齢樹木については、事故防止に向けたより積極的な安全対策の取り組みが所有者、管理者に求められていることをこの機会にお伝えしまして、以上で9月定例会の質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番2番、議席番号6番則本陽介議員の一般質問を終了いたします。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時08分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで御報告をいたしますが、9月6日、本定例会の会議録署名議員として10番西元進一議員を指名いたしました。退席をされたため、会議録署名議員の指名を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。したがって、会議録署名議員の指名を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 会議録署名議員の指名

議長（山本 雅彦君）

追加日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

9月6日、本定例会の会議録署名議員として10番西元進一議員を指名しておりましたが、退席をされたため、新たに会議録署名議員として11番本城宏道議員を指名いたします。

引き続き、一般質問を続行いたします。

続きまして、通告順番3番、議席番号5番谷本有造議員の発言を許可いたします。

谷本議員。

5 番（谷本 有造君）

よろしいですか。

議長（山本 雅彦君）

はい、どうぞ。

5 番（谷本 有造君）〔質問席〕

議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまより9月議会の一般質問を始めたいと思います。

今回の項目は1項目であります。安全・安心な魅力づくり、そして危機管理と利便性についてと少しわかりにくい題にはなっておりますけれども、わかりやすく言いますと安全・安心の観点から防犯カメラの設置をしてほしいということが1点と、これは各地域、各地区において、また公共施設においてでございます。そして、危機管理、利便性というところで、携帯電話の、今はなくてはならないんですけども、携帯電話の不感地があるのではないかと、その部分についてはやはり解消しなくちゃならないのではないかとという点を1点。それからもう一つが、今インターネット時代、ネット時代と言われてますけれども、そのネットに接続するのにどうしても必要な、観光施設等に必要なWi-Fiスポット、この設置をもっともっとしていくべきではないのかと。以上のような小さな項目になりますけれども、3点について質問をさせていただきます。

まずは、防犯カメラの設置ですけれども、今全国的に本当に大きな犯罪というんですか、続いております。年々重篤な犯罪が続いておりまして、その都度防犯カメラによって事件の解決っていうのも早期になっております。そしてまた、その防犯カメラによって二次被害、三次被害も防いでると、当然防犯カメラによって抑止も十分されているところでございます。で、我が町でも、昨年度ですかね、この冬からでしたか地区懇談会を回ったときに、防犯カメラの設置をぜひとも各地域なり、各地区に1台、2台してくれないかと、このような時代地方においてでも何かあるかわからないと、そのためにぜひとも私たちが住んでいくためにも、安心のためにもカメラの設置をぜひとも市のほうにお願いをしたいというような声も上がってきております。といいますのも、岡山県で言えば犯罪件数というのは減ってはきているんですけども、美作市においては一昨年から昨年にかけては2割ほどふえてきております。その観点からも、恐らく地区の方の声が多くあったのだと思います。その中で、ぜひとも防犯カメラを設置していただきたいという声に応えていただきたいんですけども、今の状況では市独自でどこまでできているのか、また国なり県なりの補助を得ているその中での防犯カメラの設置というのもあると思いますけれども、その辺についてどのように今後していくのか、その辺の方向性をお聞きしたいのと、またあわせて公共施設においてスポーツ施設なり、また観光施設っていうものがあるんですけども、スポーツ施設で言えば岡山県の持ち物ではありませんけれども美作市が指定管理をしていますけれどもラグビー・サッカー場、岡山県ラグビー・サッカー場においてはカメラが恐らく1台もないのじゃないのですかね。この辺においては岡山県との協議も十分いるんですけども、結構広い施設、先ほどもスポーツツーリズムの中でも重要な役割を果たすっていうところなんですけれども、交流人口もスポーツ人口も多いところですけども結構駐車場荒らしとかというのは昔からあって、いろんな中でそれだけじゃなしにタイヤを盗まれたりとかというのも結構あるんです。そしてまた、グラウンドも4面5面とありますから、上のほうに行ったら何もないんで、何かが起きてるのではないかっていうような心配もあるとも聞いております。ぜひともそういうようなスポーツ施設を初め、また観光施設、公共性のものについては必要であろうと思いますし、また美作アリーナなり、また武蔵武道館においても何かは恐らくカメラはあるとは思いますが、老朽化に至ってるのではないかと思います。その辺については、新しくしていただきたいという思いもありますので、その辺について今後どのようにしていくのかお尋ねをいたします。

それから、携帯電話でありますけれども、携帯電話はもう今はもう1人1台というんですか、子どもからお年寄りまで持っているような時代になりましたけれども、何をやるにしても固定電話じゃなしに家にいても携帯電話でつながるんですけども、そのような中、緊急性のときに特に必要になってくるだろうとは思いますが、大手3社が携帯電話にあるんですけども、つながるとはいつてもつながらないとこあるんです。おおむねそりゃつながるのかもしれないけども、場合によっては大手3社のうち1社つながりにくい

とがあつたりとか、2社つながりにくいところが実際あつたりします。また、交流人口が多いスポーツ施設等の中にも、つながりにくいところがある。そのようなときには結構緊急性つちゅうのも持ち合わせてますので、ぜひともそのように人が集まるところは必ずきっちりつながるようにしていただきたい。その辺の調査はどのようにできているのか、また今後どのようにしていくのかということをお尋ねをしときたいと思います。また、無線LAN、Wi-Fiスポットですけど、インターネットを接続する機器でございますけども、これについてもインバウンドなりスポーツツーリズムっていうような中で、観光面を力を入れていくっていうとこなんですけども、その中でも一番の基本になるのは、特にインバウンドでいえばインターネットに接続できなかったらなかなか呼べないっていうのも一つあるんです。その辺の観点からも、我が町は観光施設って結構多いわけです。温泉も抱えてる湯郷温泉がありますし、また武蔵の生誕地もありますし、スポーツ施設も充実してる中で人が集まる、外国人も来るとこもたくさんありますし、その辺も含めて無線LAN、Wi-Fiのスポット基地がもっともっとふえなくっちゃならないと。それがなくて全てはつながらないのではないかと思います。その辺についても、恐らく1つのWi-Fiを設置するのに約1,000万円とかがいると思うんです。ですけども、国の補助的なもので2分の1があつたり、あと過疎債を使ったら10%から15%あれば設置できるというようなことも聞いておりますけれども、その辺についても今後どのようにしていくのかお尋ねをしときます。

以上、3点よろしくお願いをいたします。

議長（山本 雅彦君）

市民部長。

市民部長（安藤 郁雄君）〔登壇〕

それでは、市民の方の安全・安心の一翼を担っておりますくらし安全課の所管であります市民部のほうから、防犯カメラにつきまして御答弁をさせていただきます。

防犯カメラ等による犯罪の抑止と地域住民の安全確保についてでございますが、今年7月26日未明に神奈川県相模原市にある障がい者福祉施設で発生しました入所者19名の死亡、26人が重軽傷を負った事件でも見られますように、いつ、どこで、どんな事件が起きるかわからない状況にあります。また、先ほど谷本議員が言われました岡山県の犯罪発生状況を見ますと、平成15年以降防犯ボランティア、自治体、事業者、地域住民等とともに県民総ぐるみで犯罪抑止対策を推進した結果、県下では平成27年末で13年連続して減少しております。しかしながら美作市を見ますと、刑法犯認知件数は平成26年から27年は20.4%の増加となっております。県下の市町村では減少しているにもかかわらず本市では増加しており、市民の安全・安心が脅かされる状況であることは間違いありません。こうした状況から、美作市では犯罪の起こりにくい環境を整える施策の一つとしまして、犯罪の抑止力にもなります防犯カメラの設置を進めております。昨年の行政地区懇談会でも設置要望がありましたことから、今年度の当初予算では市の設置分6台、地元設置分4台の措置を行い、現在各地域自治振興協議会に防犯カメラの設置の要望箇所を選定していただき、美作警察署に意見を求める段階であります。早急な設置を行ってまいります。また、神奈川県的事件を受けて市営の福祉施設につきましても、未設置の施設につきましては設置に向けた検討を行っております。教育委員会を除きます市の施設、本庁、保健センター、それから観光施設、病院等で、現在のところ7施設、26台の設置がございます。今後、谷本議員のおっしゃられましたように市民の安全・安心のため、街頭犯罪や少年非行、子ども、女性等弱者を狙った犯罪等の防止を図るべく、不特定多数の人が利用します道路、公園、駐車場等に防犯カメラを設置し、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりの環境整備をしてまいりたいと考えております。

〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

谷本議員の御質問にお答えします。

まず、体育施設の防犯カメラの設置状況でございますが、美作市が管理している体育施設の防犯カメラの設置状況につきましては、美作アリーナや武蔵武道館、作東B&G海洋センターの3施設で、玄関やアリーナなど施設の内部を監視する監視カメラを設置してのほか、施設外に設置してのものにつきましては、武蔵武道館の駐車場の1カ所となっております。先ほど議員の発言がございましたが、駐車場での車上荒らしや不審者の侵入など十分予測されることから、施設利用者等の安全・安心につながる防犯カメラの設置はスポーツを通じたまちづくりを進める上でも非常に重要なことと考えております。今後、関係機関とも十分協議をしながら、施設利用者が多いなど設置の必要性が高い施設から、防犯カメラの設置を進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、観光、移住等への携帯、ネット等の情報インフラの整備についてでございますが、現代社会においては、インターネット、携帯電話などの通信環境が、観光や移住を進める上で大変重要な条件になっていることは申し上げるまでもございません。

美作市におきましては、合併当時おくれておりました通信環境を改善するため、光ファイバー網を整備しましたが、その後通信環境につきましては技術進歩が著しく、全国的にWi-Fiスポットにつきましても、急速な拡大が進んでおります。美作市内において民間のWi-Fiスポットはコンビニエンスストアに多く設置され、公共施設では美作ラグビー・サッカー場、美作市役所本館1階ロビーに設置しておりますが、決して十分な状況とは言えません。Wi-Fiスポットは、観光、防災の観点から必要であると考えておりますので、まずは観光地から整備してまいりたいと考えております。

次に、携帯電話についてですが、市内の集落においては大手3社の電波がおおむね届く状況でございます。行政懇談会で電波が届かないという御意見をいただいた箇所もございますが、市で調査を行ったところ3社とも全く受信できない携帯電話不感地はございませんでした。不感地であれば国の補助金などを活用して通信鉄塔の整備をするなど、そういうことも検討してまいりたいというふうに考えております。また、特定公共施設で受信できない通信事業者があるという問題ですが、施設の位置づけからして3社とも受信できる施設であるべきと考えておまして、通信事業者に対して強く要望し、市として協力できることであれば協力していきたいというふうに考えております。〔降壇〕

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

携帯の問題について、1点だけ補足をさせていただきたいんでありますけれども、もちろん携帯あるいはスマホが生活上の非常に重要な基盤であることは当然として、実は農林業においても重要な基盤になりつつあります。さまざまな測定であるとか、連絡であるとかを含めて、農林業における携帯通信というものは不可欠であるというふうにまず申し上げた上で、何が問題かといいますと、そうすると届かなければいけない地域が、人家のあるところとか、あるいは道路であるとかっていう通常の範囲を少し超えまして、例えば高原の上の田畑にいくのかとか、あるいは粟井と江見をつなぐ路線がありますけれどもあそこにも相当の農地がありますが、そういったところにおいても実は不感の問題が発生しているというふうに言われておまして、

そういうことを踏まえまして従来の省と若干異なるんですけれども、実現するかどうかはまだ微妙でございますけれども、中山間村の基盤整備といった項目の中に、農林省としてこういったもののサポートできないかという提案を昨年来農政局あるいは御本所に対してしているという状況があることもあわせてお伝えをさせていただきますと思います。

以上であります。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

ここで、西元議員が出席をされております。

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

それでは、経済部の関係で、まず観光施設などの防犯カメラについてお答えさせていただきます。

防犯カメラにつきましては、まず武蔵の里と雲海には開業当時から館内用のカメラを設置をしております。どちらも設置後約20年近くが経過しておるということでございます。その両施設ともでございますが、その後駐車場において車上荒らし等があったということからその被害抑止と防止を目的にいたしまして、平成21年度に双方の駐車場に防犯カメラというものを設置しております。また、道の駅ですか、彩菜みまさか、それから箕面店、こういった両店にも店内用のカメラというものを設置をさせていただいております。しかしながら、そのほかの、例えば愛の村パーク、そして作東バレンタインホテル、こういった施設などには防犯カメラの設置は現在はないという現状でございます。今後におきましては、施設を利用される方々の安心・安全には十分配慮する必要がございまして、また設置後相当年数が経過した防犯カメラもあることから、その状況確認を行うとともに、現場において施設の管理者と防犯カメラを含めた安全・安心の徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、観光面での情報インフラの整備についてでございますが、湯郷温泉の旅館、ホテルでは、国の補助金を活用されまして、それぞれの宿泊施設が公衆用無線LAN、Wi-Fiでございますが、導入を個々に進められてございます。一方、市営の観光施設おきましては、まだまだ通信環境が整備できていないというのが現状でございます。経済部といたしましても、国内外の観光客を誘致する際の重要なツールと思っております。市全体の波及効果を高めるためにも、Wi-Fiスポットの早期導入に向け担当部署と調整しながら、国の事業なども活用するなど通信環境の整備を進めてまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

谷本議員。

5番（谷本 有造君）

通信、携帯電話の不感地はないんだけどということなんですけども、市長のほうから中山間基盤整備でも、農業関連においてでもやっていくという力強い答弁をいただきましたし、当然通常のところでもスポーツ施設においては実際つながらないところがあります。ラグビー・サッカー場なんか結局1社しかまともにつながらないんです、正直なところなんです。そういうところは、しっかり協議をしていっていただきたいと思っておりますし、またWi-Fiスポットにしてもインバウンドに力を入れていくんだ、なおのこと前に進めていただきたいと思っております。今回私が一番言いたいのは防犯カメラなんですけども、地域地区の安全というのが1番なんです。市民部長からも出ましたけれども、本当に要望がたくさん出てまして、今期10基ですか、全部で。要望出てる中での10基を何とか応えようじゃないかということで、そのうちの何基かは国と県

との補助で、地元1割負担で何とかつくだらうと、もう半分ぐらいは市のほうで独自にはやるけどもなかなかほんなら市全部でやっていくのも難しいとこもあります。ありますけれども、市民の皆さんの生命と財産を守るべく、安心というものをしてもらうためにはどうしても必要なものであります。そこで、来年度に向けて市独自で防犯灯なんか補助制度があるんですけど、助成制度がありますけれども、額は違いますけれども、ぜひとも来年度の予算、来年度に向けて市独自の防犯カメラの設置、地区、地域につける防犯カメラについての助成制度をどうしてもつくっていただきたい。あとそこを何割負担にするかっていうのは、まだこれから検討していただければいいとは思いますが、できますれば1割2割負担で何とかつければいいというのが一番の要望、皆さんの思いでありますし、そのような声も聞いております。3年から5年かけて集中してやるのも一つの手でありましょうし、金額も結構20万円から30万円という金額もしますけれども、それを今後どのようにしていくのか。とりあえず何しても市民の安全・安心という観点から、来年度どうか市独自の施策として防犯カメラの設置の助成をしていただきたい。それについて、お答えを願えたらと思います。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

防犯カメラについては質問の当初にもありましたように、昨年の行政懇談会で随分出ております。主に出ている場所を考えますと、これは美作警察署管内における窃盗犯の数がふえてるということにも関連してるんですけども、例の筒先窃盗、あれとそれから東粟倉における屋根の部材の窃盗というなことがあって、かつそれがどうも常習的かつ市外からの進一的なおいがあったということ、県境に近いところとか、市境に近いところの方々が非常に心配されておったというような事情があったわけでありまして、我々としてはとりあえずよくわかったということで今年度の予算にそれを反映をいたしました。一方で、今年度の予算をいろいろ執行するに際しまして、簡単に申し上げますと、いっぱい防犯カメラっていうのは機種が出ていって、何ゆえこの高いやつを使うのかということ、意味が完全には理解できないという状況も生じつつあるわけございまして、そのあたりに議員お尋ねの市独自っていう問題が出うる技術的な根拠がありはしないかと、つまりそんなとらいものをつけなくてもこれぐらいなもので済むということである、これぐらいのものが安定性が高いというようなことがだんだん技術進歩の中で出てくるとすれば、ごまんといい世界になってくる可能性もあるんです、これ。それをよく勉強するのが1点と、もう一つは今回もそろそろ行政懇談会の季節になりますので、もう議会開催中から幾つかの行政懇談会をさせていただいて、その中で市民の方々からどういうお声が出てくるかということも踏まえながら、当然でございまして声が多ければ来年度の予算編成に向けてこれをどう反映するかという具体の検討にも入っていくというふうを考えておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

谷本議員。

5番（谷本 有造君）

ぜひとも、市独自で市民の安全・安心を図るために防犯カメラの助成制度をよろしくお願いをいたしまして、9月議会私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番3番、議席番号5番谷本有造議員の一般質問を終了いたします。

ただいまより1時まで休憩といたします。

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、通告順番 4 番、議席番号13番岩江正行議員の発言を許可いたします。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）〔質問席〕

失礼します。議長に質問の許可をいただきましたので、平成28年9月の定例議会の一般質問をさせていただきます。

今回は3項目についての質問でございますけれども、1項目めから随時質問させていただきます。

では1項目め、森林整備と作業員の安全・安心についてを質問をさせていただきます。

近年、ヒル、マダニによる被害が多発しております。8月16日、北海道ではダニによってそのようなウイルスが感染して、40代の男性が亡くなっているというような報道がなされておりました。ほれで、この駆除について質問をさせていただきたいのですが、1項目めですが、ヒル、マダニの被害と駆除についての質問をさせていただきます。この被害についてのどのような対応をしているのかということについて質問をさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

それでは、岩江議員の1項目めの御質問でございます。

ヒル、マダニの被害と駆除についてでございます。

議員御質問のヒル、マダニの被害と駆除についてでございますが、まずヒル、マダニの生態につきましては鹿とかイノシシ、野ウサギなどの野生動物が出没する環境に多く生息しており、最近では民家近くに野生動物が出没するということもあり、民家の裏山とか裏庭、畑またあぜ道などにも生息しているというふうな状況でございます。先ほど議員御質問の中にもございましたが、特にマダニが大きな問題として捉えられておまして、北海道内で40代の男性が8月に亡くなるというふうなこともございました。マダニの中には病原体を保有しているものがあり、かまれますと重症熱性血小板減少症候群といましてSFTSウイルスというものに感染したり、また日本紅斑熱、またツツガムシ病などの病気になり重症になると死に至るといふふうなものでございます。岡山県内でのマダニにかまれました状況でございますが、先ほど申しましたSFTSウイルスに感染した状況が今までに5件あるということございまして、そのうち1名が平成25年に亡くなられたというふうにお聞きしております。このことから、予防するためには先ほどのウイルス等を持ったマダニにまずはかまれないようにすることが大切ございまして、その対策といたしましては次のポイントが上げられております。

まず、長袖、長ズボン、手袋などの着用をすること、そして、肌の露出部分には虫よけのスプレーを使用する。それから、草むらや地面に直接座らない。また、衣類を地面に置かない。そして、野山、草むらに入った後はすぐに入浴して新しい服に着がえる。こういった自己予防が、現時点では最も有効であるということでございます。美作市といたしましては、こういった予防対策につきましてこの9月発行の広報紙にマダ

ニについての注意事項を紹介した内容の広報の原稿を掲載し、市民の方々に注意喚起を呼びかけていきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

2回目な。部長な、これは今回問うとんのは駆除について問うとんです。この前はわしも、自分もマダニにやられまして、長靴履いて言ゆるけど長靴の中に入って親指の横のとこをくつつかれて、えらい黒いものがついとるな思うたらマダニじゃな。手の甲のとこもこれもくつつかれた、真っ黒いやつ。これなんじゃるか思うて、白い紙の上でこうやってキュッと潰したらブチッと出て、足がこういうようになって出てくるわけじゃな。それで、あっ、思うてくいつかれたら、ブトだったらこうやってわかりますがな、ほじゃけどひどう感じんわけじゃ、跡が膨らみになってしもうてやけどしたようになってしもうてひどう早う治らんしな、これ頭を取らんたら治らんらしいな。それで、これが5日ぐらいみんな休むわけじゃ、たくさんやられとったら。ほんで、あんたの防除の仕方について、自分を守るためにってだったらわかるんじゃけども、山行きよる人は山で食事するでしょ、木の上へ座とつたらもうもぞもぞもぞもぞほうてくるというわけじゃ、な。ここおるようなわけにいかんわけじゃ。それで、県にも言うたんじゃけども、これ大変なことなんじゃ言うけえな、大変じゃあから何かええ措置を講じてくれなら困るぞというて言うたんじゃ、な。スプレーをかけたぐれえだったらここへ言うてくりゃせんというて言うたわけよ、ね。長靴履いとつたらいいけど、長靴履いとつて長靴履いとんの中に入るとるわけじゃから、知らん間に。それで、これ労災の対象にならんということはな、医者へ行っても5日ぐらい休んどんよ。川上の人が1人、自分が知つとんのが、江ノ原の人が1人、それから東栗倉の人1人。ほれで医者へ行つて2針ずつぐらい縫う、頭を取るのにメスで切つて。ほれで5カ所ぐらいやられとつた。2針ずつ縫つたら、やっぱり仕事がちょっとの間できんでしょ、そしたら5日ぐらい休まにゃいけん、これが労災の対象ない。ほれじゃから、これがまだかまれて5日で休むのはええけども、熊でやられたというて言うたら、子どもの通勤、通学には非常に危ないからほんならバスで通勤さそうかというようにするんじゃけども、同じような事故が起きてきよんじゃけど、熊と同じような死亡事故が起きてきよんじゃからもう少し何かを考えていかなんたら、駆除の仕方をどがいして駆除をするかと。それから、市だけで無理だったら県のほうにも働きかけていくんじゃというようにしてもらわなんたらこれはいつまでたつても、大体1頭の鹿に2,000匹ぐらいはついとるらしいんじゃ、1頭の鹿に。それがずっと山の中を走り回つたら皆落としていくんじゃな、ばらばらばらばら。そういうふうな形の中で被害がたくさん出てきよるんで、それで今後の対策として駆除の仕方とか、それから市としたらどのような動きをするんか。県に向けて、国のほうへ向けてやってくれなんたら山へ行きよる人、森林整備じゃあというて山へ行きよる人、それから猟師の人が駆除せにゃいけんというて、鳥獣被害の駆除をせにゃいけんというて、猟師の人らも取つたらもう知らん間に手へたかってもぞもぞしようと言よんじゃな、イノシシやことつたら。そういうな形の中で、とりあえず安全・安心の立場から、今後の対策について御答弁をお願いしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

2回目の答弁でございますが、先ほど議員おっしゃったように、本市としても把握しておるのは現段階で

は抜本的な対策はないというふうに、県のほうにも確認しましたところそういう回答でございました。確かに直接の、例えば殺虫剤とかを散布しても基本的にマダニには効かないというふうに聞いております。で、大がかりな駆除というのは、先ほど申しました抜本的な対策が現時点ではないというふうなことでございますが、その上でほったらかしておくわけにはいきませんし、こういった被害の状況も随時ふえてくるということ踏まえまして、一つとしては先ほど申しました野生動物にたくさんおるというふうなこともあります。そういった鹿、イノシシの駆除というふうに、そうした部分に力を入れるというのも一つでございます。しかしながら、それで全て解決するわけではございませんので、先ほど申しましたまずは自己防除の啓発を進めていくと同時に、今後県のほうへも、また国のほうへもこういった全国的な話になります、働きかけをさせていただきながらいい方向を考えていきたいというふうに思っております。議員のほうからも一緒にそういった国、県のほうへの要望ということで御協力いただければと思っております。どうぞよろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

ちょっと、部長ね、県の誰が言うたん、これ。散布しても効かんというて言うたん誰が言うたんかな、これ。ようわかって言よんじゃろうかな、口から出任せ言うたんじゃろうか。これな、イノシシとるでしょ、皮むかにゃいけんがな、鹿とるでしょ、皮むかないけん。とつたらどがんするなというたら、全部アースをかけるんや、ばあっとスプレーかけるん、アースを、皆落ちてしまう。これはどがんなんじゃろうかな、皆死んでしまうんや。ようわかって言よんじゃろうか、そんなことを。あれが冷とうなったらもう皆出てくるわけじゃから、体が冷とうなったら、イノシシの、鹿の。それを今言ようたかったらかなわんから、どがいするんというたら全部スプレーかけて殺しまう。県の誰が言うたん、これ。わしも県へ行っとなんじゃ。何でせんのかというて言うたら、大変じゃあから、わしが聞いとんのはで、ことが大きいなるからようせんのじゃというけ、ことが大きけりや人が死によるこれほど大事なことがあるかというて言うたんよ、大変な問題が。それのに、おまえ、せんというのはおかしいんじゃねえかというて言うたら、わしが今先ほど言うたでしょ、アース1本だったら死にゃあせんのかというて、言うてくりゃへんのじゃと。アースではもう山全体じゃからかなわんから、皆山行くときにアースもかけて行きようらしいんで、すぐにおいが消えてしまうがな。そういうふうなえいころのことを答弁せんようにしてくれんなら、誰が言うたんか教えてもらうたら一番ええんじゃけどな。おまえ、誰が言うたんというてまた行くんじゃから。あそこの県が委嘱しとるところある、津山のあつこの小原のほうに、あそこも行ったんよ、わし、駆除するところじゃこれ。県民局も行くし、県庁も行った、農業振興課のほうへ。ほじゃから、えいころな答弁せんように、やる気で被害を受けとる人らの目線でやってもらわんなら、人の話を聞いているように見えない、やっとなんが。ほじゃから、その辺について被害を受け取る人らの目線で行政をしっかりとっていただきたい、かように思います。答弁。誰が言うたんか聞かせて。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

私の先ほどの答弁の答え方が、ちょっと不備があったように思います。全て効かないのではなく、殺虫剤が直接の場合は当然効くのは効きますが、市内全域を先ほど申しましたように駆除するという部分におい

ては非常に抜本的な対策は今のところないというふうにお聞きしたので、私がそういうふうにお答えしました。直接効かないわけではございません、それは訂正いたします。申しわけございません。当然、先ほども申しましたように大きな被害が出る可能性も今後ございますので、十分そのあたりは理解しております。今後も早急にできるものから順次県とも協議しながら進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

山本議員、総括になります。

13番（岩江 正行君）

総括。とりあえず県が言うたのは大がかりにはなるんで、予算も大変な予算がかかるんで、全部一遍にせえと言わんじやないんで、ほんなら大原するとか、今度は東粟倉するとか、随時やってくださいという言よんじやから、ね、それをおめえ、まともにもろうて食うて話をな、そがいな答弁というのではないぞ。ほじやから、中途半端なそういうふうな仕事のやり方しょうたんでは、いつまでたっても市民の痛みがわかりやあせん。もう少し努力して、県のほうにも、これは国のほうにも働きかけて国からでも予算をつけるように働きかけてくれえとか、うちもほんなら市長らに言うて、議長にも言うて、議会からまた市長のほうからでも県のほうにも、国のほうにも働きかけていくということは自分は大事じゃないかと思います。

以上。

議長（山本 雅彦君）

それでは、次の項に入ってください。

13番（岩江 正行君）

では、2番目、スポーツと出湯のまちづくりについて質問させていただきます。

美作市を代表するお宝は、剣豪宮本武蔵先生の生誕の地、少林寺拳法の創始者である宋道臣先生の生誕の地、女子サッカーの湯郷Be11eの本拠地、美作三湯の湯郷温泉が有名ですが、スポーツと出湯のまちづくりについて質問いたします。

温泉の楽しみは湯につかるだけではありません。川のせせらぎに身を傾けたり、森林浴を楽しんだり、身も心も癒やされる、来訪された人々にくつろぎと感心の場の提供が必要じゃねえかと思えます。スポーツと出湯の町、このお宝を大事にし、もう一度行ってみたい、住んでみたいまちづくりについての質問をさせていただきます。

1項目めからですが、町並みの環境整備事業、癒やしの温泉、経営者支援とこれからの観光行政、防災まちづくりの推進についてを質問させていただきます。

1としまして、温泉の転地効果について、山、高原、森林、川辺、公園等の整備、遊歩道、里山整備。2番目、近隣市町村との連携。3番目、温泉を利用した健康づくりの推進。4番目、スポーツを通じてのまちづくり、5番目、密集地住宅防災性の向上と住環境の整備。避難路、避難地の確保、浸水想定地域と市民の安全・安心と通水断面の確保ということでございます。1項目めからの質問の答弁をお願いします。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

岩江議員の2項目めでございます。

町並み環境整備事業、癒やしの温泉、経営支援とこれからの観光行政、防災まちづくりの推進の中で、経

済部といたしまして、まず1点目でございます。温泉の転地効果についてということでございます。温泉の転地効果につきましては、現代的な意味では避寒、避暑など異なる気候が健康面に与える効果に加えて、気分転換、ストレスの発散と解消、疲労感の軽減、除去に役立つことが広く認められており、みずからの意志によって温泉という非日常の生活圏に赴いた場合に最も効果があるということを言われております。議員御指摘のとおり、温泉の楽しみはお湯につかるだけではなく、身も心も癒やされるくつろぎと感心の場の提供があつてこそのものでございます。また、温泉地の魅力は、温泉の効能はもとより土地全体が醸し出す雰囲気と、その土地に適合した施設と対応であると言われております。美作市は豊かな自然や歴史、文化、風土そして人々の営みを感じられる里山の景観などが市内各所に残り、まさに日本的な原風景が数多く残っております。剣聖宮本武蔵先生の生誕地、また少林寺拳法の宋道臣先生の生誕地、そして女子サッカー湯郷 Belleの本拠地など、有名地を訪れた方々が日本的な原風景に接することで、温泉による転地効果がさらに発揮されるものと考えております。そして、特に肝心なことは、訪れた方々をお迎えする際の対応でございまして、宿泊施設の関係者のみならず接した方々一人一人が気持ちよく誇りを持って接することで、心の湯治とも言えるより高い効果が得られると思ひますし、もう一度行ってみたい、そういった気持ちが高まるものと認識しております。今後整備される都市公園を含め、市内の魅力ある資源を有効に活用し、関係者と連携しながら訪れた方々の転地効果を高められるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

それから、2点目の近隣市町村との連携でございます。

美作三湯で、従来から連携はしてございます。湯原温泉のある真庭市、奥津温泉のある鏡野町とインバウンド事業などの取り組みを強化しておりまして、加えて兵庫県のお粟市、上郡町、佐用町、そして鳥取県智頭町、また西粟倉村で構成する3県境地域創生会議においてもさらに連携を強化してまいりたいというふうに思っております。

続いて、3点目でございますが、温泉を利用した健康づくりの推進についてでございます。

温泉を利用した健康づくりの推進については、昭和23年に制定された温泉法がございまして、どちらかといえば温泉資源保護等を目的とした規制に重点を置いた法律でございました。しかしながら、時代の変貌とともに環境省も温泉地を活用した地域活性化や地方創生の推進に取り組む方向となつてございまして、健康、環境などをキーワードに温泉地を活用した健康の増進、また飛躍的に増加している訪日観光客などの温泉地への誘導などにより地域活性化を推進するため、昨年12月に温泉地保護利用推進室を設置し体制を強化されておるところでございます。そして、本年5月には、国の要請により市長が全国地温泉地サミットに出席しまして、参加市町村とともに環境大臣に温泉を生かした地域活性化、地方創生の推進に係る要望書を提出いたしております。国民保養温泉地を含め全国の温泉地における温泉の多様な利用の推進と魅力向上を図るため、支援措置を強力に推進するよう要望したところでございます。国におきましても、国民保養温泉地の新規指定に取り組むということとなりまして、美作市におきまして過去の経緯や意向を確認の上先進事例を研究しながら、湯郷温泉の国民保養温泉地の新規指定に向けて計画策定の準備を進めておるところでございます。具体的には湯郷温泉の効能の調査研究やスポーツ、医療機関との連携を検討しており、温泉を利用した健康づくりを推進するための美作式温泉療養システムなどを構築していく予定としております。

経済部からは以上でございます。よろしくお願ひいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、3番目の温泉を利用した健康づくりの推進ということで、保健福祉部のほうから健康づくりと

いう観点からの御説明をさせていただきたいと思っております。

美作市まち・ひと・しごと総合戦略におきまして、生涯活躍の町を目指すこととしております。その取り組みの一つとして、ヘルスケア産業の育成を盛り込んでおります。美作市の宝とも言える湯郷温泉は、古来から病気やけがを治療する湯治的な効果は有名であります。そのよさを最大限に生かしつつ、健康、美容、食、スポーツなど心と体の健康サービスの視点を組み合わせていくことが、湯郷温泉への集客数の増加と市民を含む利用者の健康寿命延伸にもつながるものと考えております。具体的な方策につきましては、行政機関のみならず地域団体、企業関係機関と横断的、複層的に連携していくことが必要であり、ヘルスケア産業推進調査検討委員会を立ち上げる予定としておりまして、協議、検討を進めていきたいと考えております。

以上です。よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

失礼します。

4点目の、スポーツを通じてのまちづくりについて答弁をさせていただきます。

市内には武蔵武道館を初め、美作ラグビー・サッカー場、みまさかアリーナ、作東B&G海洋センターやゴルフ場など、すぐれたスポーツ関連施設が各地に多くあります。これら魅力あるスポーツ資源を最大限活用して、スポーツイベントやスポーツ観戦と地域の観光を融合させたスポーツツーリズムの取り組みは、スポーツを通じたまちづくりを進める上で大変有意義な取り組みと考えており、今後積極的に推進することとしております。また、道場での剣道体験といった外国人、外国人旅行者にも関心の高い体験型のスポーツ観光を進め、多くの外国の方々にこの美作の地に呼び込み地域を活性化していきたいと考えており、今年度は国内外に広く情報発信に努めていくこととしております。また、先般自衛隊体育学校女子ラグビー部の合宿が美作ラグビー・サッカー場において実施され、これにあわせて9月3日から4日にかけて関西を中心とした女子7人制のラグビーチーム10団体、13チームにより開催した女子ラグビーセブンズ交流会イン美作には、選手、監督など約200人の方々に美作市にお越しいただき、湯郷温泉にお泊まりいただいたところでございます。湯郷温泉の旅館やホテルの中には、スポーツ合宿プランとして特別な宿泊プランを設定しているところもあり、このような取り組みと連携し、各種のスポーツ合宿の誘致にも積極的に取り組み、また美作に来てみたいと思っていただけるよう頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

危機管理監。

危機管理監（山本 和毅君）〔登壇〕

失礼いたします。

密集住宅地、防災性の向上と住環境の整備、避難路、避難地の確保、浸水想定地域と市民の安全・安心についてお答えをさせていただきます。

まず、密集住宅地、防災性の向上と住環境の整備についてであります。本市の防災計画では地震に強いまちづくりとして、建物、町の不燃化、耐震化計画についての基本方針を定めており、生命の安全の確保を第1としつつ、被害を最小限に食い止められるような地震に強いまちづくりを目指す必要があるとしております。その対策としては、建築物の耐震性の確保や不燃化、火災延焼防止対策など市街地の防災性の強化を

図ることとしております。

次に、避難路、避難地の確保、浸水想定地域と市民の安全・安心についてお答えいたします。

避難路については、市街地や危険箇所などの状況に応じるとともに、危険箇所など地域事情に最も詳しい自主防災会や消防団などの御協力をいただきまして、災害時に使用できないことも想定するなどして複数の避難路を確保できるよう取り組んでまいります。また、地域の自主防災活動の取り組みとして、避難訓練等積極的に取り組むなどして、地域の防災力を高めていただきたいと考えております。

避難地については、地域の実情に即した避難地の整備を推進するものとする防災計画に記載しております。今後公園や学校等、公共施設を対象に地域の人口、地形等に応じ、地震発生時の最大避難者数を想定した規模の避難地を選定する考えでおります。

次に、避難場所については、緊急に避難する際の避難先である指定緊急避難場所を地震、水害、土砂災害の災害区分別に対応できる避難場所として、今年の4月に全世帯配布しております防災マップに記載しております。また、みまちゃんネルでも確認することができます。観光客への周知等については、旅館協同組合、観光協会へお願いするとともに、今後各ホテル、事業者の御理解と御協力をいただきまして災害時の避難所として活用できるよう、災害発生時の避難所対応についての協定を検討しております。

次に、浸水想定区域についてであります。防災マップに堤防が決壊した際の浸水想定区域及びその際の水深を示した浸水想定区域図を地図上にあらわしております。また、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項についても記載していますので、自助、共助の取り組みに活用していただきたいと思います。また、浸水想定区域についても、避難場所同様に観光客等への啓発を旅館協同組合、観光協会等へお願いする考えでおります。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

建設部からは、温泉の転地効果と密集地の浸水想定地域と市民の安全・安心と通水断面の確保ということで御答弁をさせていただきます。

まず、温泉の転地効果ということで自然を活用した公園等の整備についてでございますが、湯郷地内で申し上げますと河川を活用したものとしては吉野川河川公園、ゆ〜らぎ橋の大噴水、大谷川河川公園等が整備しております。自治会、観光協会、旅館組合が協働で芝刈り、花植、剪定や蛍の生息保護等に努められております。また、森林を活用したものといたしましては、塩垂山からラグビー・サッカー場の水道公園に抜ける湯遊ウォークラガーコースという遊歩道がございまして、こちらも地域住民の方による草刈りや清掃管理が継続されています。塩垂山については、今後都市公園として整備をすることも検討しなければなりません。いずれも観光地としての魅力アップのために、地域住民の方と観光事業者が管理運営を行うのが前提で岡山県や当時——合併前ということになりますけど——美作町が施設整備をしたものですが、地域では施設が増加する中で活動人数の確保や資金面など御苦勞をされているところでございます。市といたしましても、大谷川河川公園や水道公園等を都市公園に追加指定し、地方交付税による財源を確保しながら、地域で対応が困難な大谷川公園の高木剪定、塩垂山公園では侵食する竹林の駆除や、水道公園では下草刈り等の回数をふやすなど支援を始めたところでございます。水道公園につきましては、昨年度まで商工観光のほうでやっておりますが、ことしから建設のほうの都市住宅課のほうで対応するようにしております。今後も自然の中で癒やしの空間となるよう、一層改善に努めてまいりたいというふうに思っています。

続きまして、密集住宅地、防災性向上と住環境の整備、避難路、避難地の確保、浸水想定地域と市民の安全・安心と通水断面の確保ということでございます。

浸水想定区域は、想定した洪水が発生する降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を国または県が指定したもので、防災マップ等で住民の方に周知をし、円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的としております。

次に、通水断面についてでございます。岡山県が実施する河川改修事業では、吉野川河川整備計画に基づいて実施されておりますが、吉野川の整備計画では平成10年10月の洪水レベルが発生しても人家等の浸水被害が防止または軽減できるような対策を実施するものとなっており、梶並川との合流点の吉野川では平成以降最大であった平成21年8月の洪水レベルに対しても浸水被害の軽減が期待できる対策はできていると県から聞いております。吉野川、梶並川の合流付近につきましては、昨年立木等の伐採が実施されております。しかし、河川には土砂の堆積も多く見られます。通水断面が犯されないよう、地域とも調整しながら適宜県に対して強く要望してまいりたいと思っております。また、過去の浸水被害では、内水の排除ができなかったことが被害を大きくしており、この対策についても関係部局と調整が必要というふうに認識をしております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

今、非常に立派なようなことを言うように、これね、2回目なんよ、わしな、この辺の答弁、住環境の問題や。けども、全然行動が伴うとらん。じゃけんな、あんたら現状に満足して、満足ばあしよるから成長がとまるんや、全然これから前へ行かんのもんじゃ、な、市民の安全、安全というのは口先だけ。とまっせもうとんじゃ、ばたっと、ね。一番初めから行こうか、温泉の転地効果、森林、遊歩道の整備、これについて。この前に、これで2回目来てくれたんじゃけども、オリンピックを企画しようる、へえからこの前は伊勢サミットを企画したそこの部長さんがこっちのほうへ遊びに来て一緒におうたんじゃけども、それから後にまた来てくれたんや。それで、時間がなかったから全部歩けなんだ、初めは。それで、またずっと連れて歩いた。先ほど来、遊歩道の話やこしょうたけど、桜のあそこを回った、一緒にずっと。それから、あそこの練習場のとこのり面やこうでもくずまいが出てどえらいことじゃ、公園ちゅうようなもんじゃない、水道公園やこうじゃありやせん。ほじゃから、あんたらが言うばっかしじゃということと言ようるわけよ。それで、この辺のそこにはシバザクラを植えるとかしたらこのり面がきれいになりますよとか、花を見て怒るのは、恐らく腹を立てる者はひどうおらん思う、あんたらおるかな、花見て。ごをわくんかな、花見て。あの上には桜を植えてんじゃ、桜を植えてあつこのずっと山の境のところに遊歩道が通つとる。けれどあれから下へちよっと人の土地を通らなあかん。ここには整備が全然できとらん。桜が植えてるけども、桜が植えてとっても中途半端、手入れができとらん。私は、今都市公園の話部長がしようたけども、もう城山の、それから湯郷温泉を眼下に望んで吉野川のせせらぎを聞くんじゃというようなこの文言ももうのうなっせもうとんや。林野の地区が反対してしもうて、あそこはできない。いつまでもできんやつを、おめえな、けだもの道にそがあな7億円も入れることはなかるうから。観光行政少しでも、湯郷温泉からまちづくりについて頑張っていかにゃいけんというて投資しとるお金でしょ、それだったらええ頃の時分には見直して林道だけできたら、北原線と檜原の一、二か知らんが3本できたらもう大概な時分にはやめてじゃな、あの金はどこ持ってくるんというたらもう変更して、あつこらへんの整備、水道公園の辺からあのラグビ

一・サッカー場の辺のどこからずっと整備したほうが湯郷の温泉ともすぐ隣ですから。来たお客が、ほんなら昼の間はあそこ上がるかとか。私、青汁を飲みよるわけです。そしたら、いつもパンフレットを送ってくれるんじゃない、きれいな写真撮つとる、富良野じゃとかあつちの。へえからヒマワリのやつがあった、ラベンダーがあった、そういうふうな花を植えて、一年中あそこへ行ったら湯郷の温泉ばあじゃない、心が癒やされるぞというようなものにしたほうがいいんじゃないかと思うわけです。いうのは、トップセールスされてこの間も台湾のほうへ行かれとったんじゃないけども、観光客の一つの考え方が変わってきたというたん、外国人の。これちょっと読ませてもらうと、訪日外国人の滞在が多様化してきたと。外国人観光客の定番コースがゴールデンルート、大阪、東京、京都府の外国人宿泊数が2015年ぶりから4年ぶりに5割を切ってきたというて、これ何を示しとんなどという言うたら、大都市から日帰りではなく宿泊して地域、地方の魅力を味わう外国人が非常にふえてきたんじゃないと。外国人を取り込もうとする自治体のこれからの知恵比べじゃあ言よんじゃ。あんたらのようなことだったら、現状に満足しとったら進歩も発展もありやせんのに。何ぼ台湾へ行っても、ほりゃ何かしらまたヨーロッパのベルギーじゃ、ほれからベトナムじゃ言ようても道の肥やしになってこれで終わりなんよ。もう少し受け入れる、きのうも言うたけど、審議監に。あんたはきれいごとと言ようけども、あんたな、根が張つとらんのだ。来てもろうて、やつちもないというようなことじゃなしに、ありゃ、ほんにトップセールしてきて来るだけのことがあって、あそこ来たら非常によかったなというようなそういうふうな行政をやってもらわなんだら、あんた、べらべらべらべらしゃべりまわりようるけど、どがいにもあんたの話には聞けん話がたくさんある。ほれで、これには大都市のホテルが飽和状態になつとる。宿泊費が非常に高い。例えば、京都が目的地であっても宿泊を下げて、滋賀じゃあ、和歌山じゃと違うとこで宿泊する人が多いなつとる。そのお客をもし姫路は何ならというたら、国宝姫路城があると、この前姫路も行ったんよ、外国人が物すごい人じゃ、姫路城。それで、ざっと私もこの辺のどこ書いてみたんじゃないけど、市町の魅力を発信せにゃいけん。ほんで、きょうも結婚式のやつ、あそこのベルピールでやりよるやつ映つとりました、自然公園な。それから、武蔵の里でもあつこのとこにツツジ園をしとるけどもそうじゃなしに、この前わしの知り合いが来たときに教えてくれた。花をな、武蔵との関係の花、何かかかわりあるもんがありやせんかというて調べてくれた。そしたら、数々の剣豪を破り日本一の剣豪と言われた宮本武蔵、宮本武蔵先生は剣術修業をしていたとき、新陰流剣聖柳生石舟斎に指南を求めようとしたことがありますと、しかしこのとき既に吉岡伝七郎が石舟斎に手合わせを申しており、争うことを好ましくない石舟斎によって断られていましたというて。このとき伝七郎に送られたシャクヤクのひと枝と断り文を見て伝七郎は石舟斎は臆病者だと言うとると、その後これを見た武蔵は切口から石舟斎の腕前を悟り、花の切ったやつを見て悟ってそれが修業の励みとなつて、これが後の両者の決闘の結果にあらわれたのじゃないかとされておるといふなこういうことがある。それじゃから、武蔵が後々にずっと戦こうてきたそういう歴史の中で、このシャクナゲの花のひと枝をずばっと切つとるその切り口を見て、あ、この人はさすがというように悟つたということ言うわけ。じゃから、今歴史街道平福に出る道、これらでも今言よう下はツツジ園だけじゃけども、あれから上の田んぼは皆荒れとんじゃ、あそこへシャクヤクを植えたりして。昔、あそこのとこ鎌坂峠の計画しとったん、町のとこに。西の熊本の霊巖洞、また東の霊巖洞というような形の中で、強化プラスチックで霊巖洞をつくるような計画もしとったんです。ほれで、それは生まれは宮本、晩年は熊本というふうな形の中で、晩年長いこと過ごした熊本のほうの人からのうちを買って、こうしたらいかというてやろうとすしとったんじゃないけどもそれ今ではなつとらんけども。そういうなことで、ほれで宍粟市にはスキー場がある、へえから奈義には粟井な、外国人何見ると、粟井の歌舞伎、それから横仙歌舞伎、奈義の。こういうなとこの連携、連携というのはそのことを言よんよ。これね、あんた広域じゃ、広

域じゃ言うけどいつから広域言よう、広域というたらとうに去年できたんで、これ、議員連盟が。それから、職員もついてきとるけどいっこも何にも進んどりゃせんがな、おめえ、いつになったらするんなどいう、そうじゃろう。1つのパンフレットをわしはあそこの中でも、谷本議員がおるけど、あそこの中でもわし再々質問しとる、これ、パンフレット1つにせえというて。せえということは言うてる、何にもしやあせんじゃねえか。ほやからあんた方が自己に満足してしもうとんよ。あのね、お金というのは、汚い話をするようなけど、お金というのは働いてもらうんよ、勘違いしとろう、あんた方は。仕事せんでも金がもらえるんじゃという、1年に平均年収が職員は700万円じゃと、それを皆もろうて帰るんじゃという、そこらの屋根を持たん職場で働いとる人、年に700万円もらよんのおらんよ、350万円ぐらい、多い人で。そのことを思うたら、よし、この人が楽になるように頑張らにゃあいけんなどという気持ちにならんたら。感性あんた方、面の皮厚い言うちゃあなんじゃけど、もう少し働かなんたらあかん。そういうことで、言ようたらまた次々時間が過ぎよんで長う言いませんけども。それから、38年の災害のやつ、副市長、あんたじゃがな、この前湯郷のとこ2メートルつかったやつ、ねえ尾高議員、あんたとこの家の前2メートルつかったやつで言った。38年の水害じゃ、これらでもどがいするん。それから事務関係のことを言ようけども、一番中心の中でこれもこれも2回か3回言よる、空き家がいまだにあっこへ1つあるんよ。あそこは空き家撤去でも、買取でもして、あそこに何か空間、あの空間をつくって緑の木を植えるとかというにしてあげなんたら、何かでまちづくりしていかなんたらぐあい悪いんじゃないかなということなんです。補助金もわしもここようさん、これ全部時間がないからせんけども、そりゃ戦略監が知つとるぐらいのことはわしも大体皆聞いてとります、補助金の関係やこ。ですから、もうその辺のとこで長う言いませんけどもこの浸水の問題、それから通水断面、ほんまに大丈夫なんか。あの丸の製材所から奥が広うなっしもうとって、あっこを今度は袋の口閉めたようになってんじゃ。あの山家川が広うなってあそここのとこまで広うなって、水が一辺に降ってあの川の水がどおと流れたら今までのようなことはないよ、もっと大変な被害をこうむるぞ。そねえとこよう知恵入れて答弁してくれなんたら、県が言ようりました、県が言ようりました、県はそないなこと言ようたんじゃ困るんじゃ、これも。あんたは何言よんな、責任とれるんかということを言わにゃあいけん のんよ。まあそういうこって答弁。

議長（山本 雅彦君）

要旨の1番2番、そして5番の答弁を求めておられるように思います。そこを中心に答弁してください。
建設部長。

〔「議長、これなつたぞ。時間、時間」と呼ぶ者あり〕

時間。

〔「1時間なつたぞという」と呼ぶ者あり〕

あつ、そうか。先に答弁を。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

失礼いたします。

公園の管理の話です。要約しますと、今進めております都市公園をするのも意義が、今現在ある湯郷付近のできている観光資源をしっかりと管理して、今後に生かさなければいけないだろうというようなことを言われたと思います。身にしみております。水道公園につきましては、昨年度まで商工観光課のほうで管理しておりましたが、ことしから都市住宅課のほうで管理しております。去年までは、年1回の草刈りでおったんですけれど、ことしからは年2回ということを入札しております。ただ、私どもの時間的なルーズさがあったのかもしれませんが、第1回目の刈るのが遅くなって結構先ほど御指摘がありましたくず米がかなり

伸びてから今刈っておるような状態です。今後そのようなことのないように対応していきたいというふうに思いますし、あれだけくずまいがおっておりますのでその諸事についても今検討をしているというところでございます。それから、植栽いろいろとシバザクラを植えるというような話もございました。今後、検討していきたいというふうに思っております。それから、河川のお話もございました。21災のお話をちょっとさせてもらいますと、データがありますのが今岡で、これ気象庁のデータですけど時間最大で59ミリ降って、3時間連続で126ミリ、日最大で232ミリという雨が降っております。それに比べまして佐用はもう1.5倍というような雨が降っております、かなりの水が出ておりました。その中で、雨の降りようというのがございまして、21災のときにはおおむね作東方面の、それも江見から東の土居、福山というところが集中的に降りました。降雨量にもいろいろありますが、けさでも右手のほうで81ミリというような時間雨量をうっておりますが、雨というのは面積にもよります出てくる量が変わってきます。時間雨量というのも大切なんですけど、総雨量とか3時間とか6時間でどのくらい降ったとかというのが災害の大きな目安になってきます。御質問のちょうど林野のところですが、言われますように、吉野川のちょうど松本コーポレーションの近くまでですが、山家川については河川の助成事業というので川を広げて水が、その当時の雨が降っても流れるように処理をしたと。それが流れてくるとして吉野川に負荷がかかるので、吉野川は川を広げるんじゃなくて堤防を高くしてその水が流れてもいいようにということで計画をされました。今、御指摘の林野の部分については県が対応しておりますのは、陸閘といましてちょうどパラペット、コンクリートの、林野高校の対岸側を通っておりますと、町のほうを通りますとコンクリートの壁ができておるわけですけど、そこが木でちょうど昇降口がしてあったんですけど、それを今陸閘で硬性のもので管理がしやすいようにはしてありますが、先ほどお答えをしましたように県の河川計画の中では大きな被害が出ないというような表現でしかございません。御指摘のところもあろうかと思っておりますので、今後当然地域の盛り上がりというのも大切です、地権者の了解というのも必要だと思いますので、検討してまいって県のほうへも要望してまいりたいというふうに思っています。

[13番岩江正行君「県の誰が言よんな、県が県が言うて、県の誰が言うたん」と呼ぶ]

県のといいますか、誰といいますか、県の意見として……。

[13番岩江正行君「県が県が言うて県がものを言よんか」と呼ぶ]

議長（山本 雅彦君）

直接のやりとりはしないように。

建設部長（真野 弘紀君）

河川計画というのがありまして……

[13番岩江正行君「ちょっと言うてくれにゃあいけん」と呼ぶ]

済みません、河川計画というのがありまして、これに書いてあることしか私県のことですので踏みこんで言えませんが御答弁をさせていただきました。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

[13番岩江正行君「議長、時間じゃぞ」と呼ぶ]

ここだけ終わってからのします。

[13番岩江正行君「まだ済みゃへんで」と呼ぶ]

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

2回目の御質問でございます。

まず、転地効果の中でございますが、議員おっしゃったように、確かに花を見て怒るような方はおられないと思います。本当に花は人の心を癒やす重要な大変いいものであるというふうに私も思っております。近隣でもそういったヒマワリでありますとか、コスモスでありますとかいろいろとされておるところもございます。議員御質問の鎌坂峠ですか、現在はありますが、一環清水までの武蔵に関連した花の整備という御提案でございます。そういったものにつきましては、当然まずは地元の方の御理解なり御協力が不可欠であるというふうに理解しております。どういったものが必要なか、どういった内容がよいのかというところも、御提案いただいた内容については検討させていただきたいというふうに思っております。

それと、インバウンドと申しますか、外国人が都市部から地方へということでございます。一応湯郷温泉の旅館組合の資料でございますが、平成27年度、昨年1年間で旅館組合の関連する宿泊旅館等に泊まれた方が、外国人の方が約7,800人ございました。平成25年度の約2.6倍というふうに非常に多くなっております。そのうち約8割の方が、香港なり台湾、そしてタイやベトナムなどの東南アジアの方が多く、で、韓国の方もふえておるといふような状況でございます。こういった方々が、今では、現在では全体の宿泊数に占める割合としましては外国人の方が約3%ほどということではございますが、こういった方々が来ていただいたときに、先ほど議員も申されましたようによかったなど、もう一回来てみたいというふうに思っているだけそういったものを十分、先ほども御提案されました近隣の各施設などとも連携していきたいというふうに思っております。確かに近隣の市町村ではいろんな観光施設はあるが、宿泊施設が余らないということも実際ございます。そういったところとも十分協議をしまいいりながら、転地効果を高めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員、3回目は休憩の後からお願いします。

ただいまから10分間休憩します。

午後2時04分 休憩

午後2時14分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

岩江議員、3回目の質問から。3回目です。

13番（岩江 正行君）〔質問席〕

3回目。

じゃから、横仙歌舞伎の関係やこうでも、奈義がいつされよんか、年に何回されよんか、この中で近隣との連携というのはそこにあるんよ。ヒマワリ関係ちよっという言うたらヒマワリもあるんじやというような話じゃなしに、そねえとこも考えにやいけんし。この前も少林寺の拳法があった、大会があった、あつこでな、3日間やった、大勢の人が来た。どんだけ地元効果があつたか言うてみなさいよ。市内のバス一つも1台もよう使うとらん、全部JTBが仕切るとんよ、あんた方が人にお任せ行事をやるからこういうなことになつとんじや。美作市の市民じやと、職員じやという目線で仕事ができよらんから。誰がこれ仕切

ったんな、ほれで。全部JTBが仕切っしもうとんよ。土産屋の一つもあつこのところにはねえ。五輪坊赤字や、赤字やというてで、職員は売り上げの80%かの職員を一つも採用何もようせずに、何ぼ、おまえ共立メンテナンスに1,180万円じゃというて経営指導頼んどつてもで、頼んだけで無駄じゃあがな、何にもできとらんじゃから、あんたらせんじゃから、そうでしょ。赤字だったらあんだけの人が来とんじゃから、五輪坊のとこまで距離があるからあそこにでも持っていって土産でも売るとか、缶ジュースでもカインズホーム行ったら60円か70円であるんじゃ、お茶やのスポーツドリンクやこ、あれら持ってきてあつこで、おめえ、150円でも売ってみんなさいや、赤字の足しになるんや。そがあな気持ち一つもねえ。それと、あんた今もってもらいような湯郷温泉を7,600人1年間に来たんじゃという、栃木県的那須、二千何百万人来とんよ、1年間に。努力しとるの町が。ばあつとわしも見たんじゃけどな、あれで、テレビで、物すごく努力しとるわ。ぼうつとそうやって居眠りしようたら〔聴取不能〕へんじゃ。もう少し頑張ってもらわな困る。じゃけえ、ええ人材になるための7つの条件というて、明るく、元気で、挨拶ができる、言われなくても自分で考えて行動ができる、3番目、人が嫌がることでも進んで取り組める、4番目、常にどうしたらできるかを考える、5番目、仕事の納期をきちっと守ることができる、6番目、ミスやクレームなどの報告をすぐにできる、7番目、人が見ていなくても手を抜かずに仕事ができる、これがあんた方の中にあつたらわしはここで長いことじゃぶじゃぶじゃぶじゃぶ言うことありやへんねん、そうでしょ。まあそういうこつて。奈義のほうでは、あそこの奈義の牛が今ブランドになつとるし、奈義牛というんですね、こういう形もあるし、それから鳥取の、これは大原のときも言ようたんよ、梨ツアーと湯郷温泉と。わしの弟が鳥取におつたときにあそこの三朝温泉と道後との提携させたんよ、何ならというたら1泊目は三朝へ泊まつて、それからあつこの周遊して、今度は2泊目には道後温泉に泊まつて2泊3日の旅行じゃというふうに、しまなみ海道行って、道後行ってというふうに、そういうなこともしたん。そじゃから、それなりの企業意識を持たなんたらこれできんのんよ、そういうこと。何かあつたら。なかつたら言わいでええで。金はね、働いてもらうもんじゃから。給料は働いてもらうもん。なかつたら言わいでええし。なかつたら次入るぞ。

議長（山本 雅彦君）

答弁ありますか。

〔13番岩江正行君「ないんじゃって、なかつたらええ」と呼ぶ〕

それでは、3項目めに入ってください。

13番（岩江 正行君）

では、3項目め、滋慶学園の誘致について。

美作市は古町地内にスポーツ医療看護専門学校滋慶学園を誘致したが、美作市と滋慶学園とで設置する協定を締結してるが、基本協定書における内容と、平成30年4月1日開学に向けての進捗状況についてお尋ねしますということで質問をさせていただきます。

滋慶学園の美作市の支援について、協定書には必要な支援を行うものがあるが、内容や関係市町村との負担額についてはどうなっているのか。

それから、補助金10億円の事業の補助金の内容について、投資効果についての説明。医療看護学校、滋慶学園高等学校美作キャンパスの事業費、規模、内容はどうなっているのか。

旧大原高校の校舎を通信制高校に使用すると言っているが、耐震工事はいつまでに、誰が工事をするのか尋ねる。

市長は、近隣の市であれば前向きに対応してくれるはずと言っている看護学校を設立する際大きな課題が

あり、実習病院が岡山県内で確保できると言っているがこのことについて尋ねる。

佐用町長は、人口が少ない地域なので学生を集めるのに大変と言っているが、生徒の確保はできるのかという6項目についての質問でございます。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

岩江議員の滋慶学園の美作市支援等についての御質問でございます。

まず、1番目の基本協定書には必要な支援を行うとするのが、内容や関係市町村の負担金についてというふうな御質問でございます。

仮称美作市スポーツ医療看護専門学校、仮称滋慶学園高等学校美作キャンパスの基本協定により、本市は専門学校の設置に対し学校用地等を無償で貸し付けるとともに、施設整備等の整備に係る支援、協力を行うとしております。また、通信制高校の設置に対しましては、学校用地及び校舎等を無償で貸し付けるとともに、協力するとしておりますが、原則滋慶学園が設置主体となっております。必要な支援でございますが、旧大原高校の校舎、用地の無償貸し付けにつきましては、大阪滋慶学園と契約を完了しております。また、美作市からの補助金でございますが、補助金交付要綱により10億円を限度として交付することとしております。また、関係市町村からの負担でございますが、地域創生加速化交付金が建設費の一部に活用できるようになり、西粟倉村と佐用町からそれぞれ500万円を御負担いただくことになっております。なお、美作市からの補助金の原資でございますが、合併特例債、国、県の補助金、そして地方創生加速化交付金を活用することとしておまして、今後も負担の軽減を図るため財源の確保に努めていきたいと考えております。

次に、2番目の補助金10億円の事業の内容と投資効果についての説明。医療看護学校、滋慶学園高等学校美作キャンパスの事業費、規模、内容等はどうなっているかという御質問でございます。

まず、補助事業の内容でございますが、美作市が補助金を交付するために当たっては、美作市スポーツ医療看護専門学校建設費等補助金交付要綱を定めており、補助金の交付の対象となる事業は平成28年度から平成29年度までの期間において行うスポーツ医療看護専門学校の校舎の建設事業及びそれに附帯する事業としております。また、補助金の投資効果でございますが、平成27年度の国の交付金事業を活用し、鳥取市医療看護専門学校と同規模の専門学校が美作市に設置されるものとして、民間のシンクタンクに経済波及効果の調査を依頼いたしました。その結果によりますと、学校建設に伴う生産拡大による直接効果が約14億円、市内から原材料などが調達されることによる第1次波及効果が約4億円、直接効果、第1次波及効果による所得の向上などにより市内での消費が喚起され、産業関連を通じて市内の各産業部門の生産性が拡大されるなど第2次波及効果が約5億円、計約23億円の経済波及効果が及ぶと推計されております。現時点での建設規模が鳥取市医療看護専門学校の3分の2程度となっており、美作市における経済波及効果は約15億円余りとなるのではないかと考えております。また、美作市に専門学校が設置されることにより、美作市を含む岡山県北東部や兵庫県、鳥取県等における看護師及び介護福祉士等の人材確保につながり、地域医療福祉の維持、向上につながってまいります。また、看護師、介護福祉士等の養成施設がないため、市外、県外の学校に進学していた学生に新たな学びの場を確保するとともに、地域で育てることにより地域就職の道を開き、保護者の経済的負担の軽減につながってまいります。また、柔整スポーツトレーナー学科の設置に伴って、美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げておりますスポーツ関連産業推進事業の核となる人材が育成され、岡山湯郷Be11eなど地元スポーツクラブ等への配置がなされるなど、仕事創生につながっていくものと期待しております。また、専門学校の設置に伴い学生、教職員による人口の増加により、市内が活性

化すると期待しております。こういったことにより、専門学校等の設置は美作市内に多大な好影響を及ぼすことが期待できるものと考えております。

次に、スポーツ医療看護専門学校と滋慶学園高等学校美作キャンパスの事業費、規模、内容等でございますが、専門学校等の建設工事等は大阪滋慶学園により行われることとなっております。事業費につきましては具体的に示されておきませんが、専門学校等の建設工事の入札が9月23日に行われることとなっております。校舎の規模でございますが、専門学校につきましては、鉄骨の4階建て、延べ床面積約4,000平米、体育館と智頭急行の線路の間に新設されます。また、通信制高校につきましては、旧大原高等学校の校舎等耐震補強工事などの改修工事を行い、校舎として利用されます。次に、内容等でございますが、専門学校へ設置される学科及び定員につきましては、開校時には看護学科は1学年40人で3年間、柔整スポーツトレーナー学科は1学年30人で4年間、介護福祉学科は1学年40人で2年間、日本語学科は1学年40人で1年間となっております。4つの学科が設立され、開校4年目で在学する学生数が最大で360人となっております。また、通信制高校につきましては、通常の学生と同じように通学する学生として1学年40名で3年間、最大120名、夏休みの期間を中心に自宅などで勉強する学生のスクーリングが行われ、多くの学生の受け入れを目指しております。なお、開校時期ですが、どちらも平成30年4月を予定しております。今後の主なスケジュールですが、9月23日に校舎の建築工事の入札が行われ、新築工事に着手され、来年6月完成予定となっております。また、通信制高校につきましても、同じ時期に校舎等の耐震補強工事などの改修工事が行われる予定で、現在作業が行われております。その後、専門学校、通信制高校とも、完成後平成29年6月ごろからオープンキャンパス、学生募集を行っていくというスケジュールとなっております。

次に、3点目の旧大原高校の校舎を通信制高校に使用することで、耐震工事については誰が工事をするのかという御質問でございますが、国道373号に面する旧岡山県立大原高等学校の校舎本館は昭和56年以前の旧耐震基準で設計されており、岡山県が実施した耐震診断調査の結果、診断補強が必要な建物となっております。耐震補強工事などの大原高校の校舎等の改修工事につきましては、大阪滋慶学園により行われることとなっております。専門学校と同じ来年6月ごろに完成を目指して作業が行われております。

次に、4番目の市長は隣接の市であれば前向きに対応してくれると言っている看護学校を設立する際の大きな課題であり、実習病院が岡山県内で確保できるかということについての御質問でございます。

実習病院の確保でございますが、現在岡山県北の病院を中心に訪問等により打診を行っております。既に3から4件ほどの内諾をいただいている病院もございます。

次に、5番目の佐用町長は人口が少ない地域なので、学生の募集をするためには大変と言っているが、学生の確保はできるのかという御質問でございますが、昨年6月に大阪滋慶学園の理事長、専務理事に建設予定地である旧岡山県立大原高校跡地を御視察いただき、その際の意見交換の中で佐用町長から、智頭急行線の沿線の中で学生の募集を行ってはとの発言もございました。このことは、専門学校の誘致が隣接する岡山県、兵庫県、鳥取県の3県境地域の取り組みであることから、智頭急行線のより広範囲な地域で学生募集に取り組んではといった趣旨の提案であったと理解しております。

説明は以上でございます。答弁は以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

岩江議員というて、まだ済んどらんがな、佐用町長のことやこ言うとりゃへんがな。

議長（山本 雅彦君）

佐用町長のこと今言った。

13番(岩江 正行君)

言うたか。

議長(山本 雅彦君)

今、言いましたよ。

13番(岩江 正行君)

言うたか。

議長(山本 雅彦君)

はい。

13番(岩江 正行君)

今度は、では2回目。とりあえず、全体の事業費が15億円、うちには10億円出したら、後は全部滋慶のほうでやるというふうに、わしはそういうふうに聞いてきた。15億円の中で今言よる耐震工事の関係が恐らくこれ、あれ2棟あるんよ、1棟で2億5,000万円かかる、1棟で。2つ入れたら5億円かかる、これほんまにするんじやろうかと思うて滋慶学園。それと、先ほど来質問しよったんじやけども、何年も前にしとるやつが今全然できとらん、そがいな職員が事務をやとってで、ほんまに今言よる人数が集まるんじやろうかという一つの疑問を持つとる。ここへ滋慶の先生言うると、40人以下だったら赤字になるんじやというて。赤字になるから閉めますよというて言うたら、うちの10億円の金を出しとってこれどがいなるんか大きな心配じゃ、これ。それで、3件か4件の受け皿の病院ができとるというて、そりゃ大原病院、それから佐用の藤綱、そこの原病院、それからその何とかという整骨院、そのくらいじやろ。赤ちんやね、切ったり、はつったりするんじやなしに。服の破れたやつは縫うかもわからんけど、そやけど手術して縫うたり、あるいは大手術したりするようなそういうな研修はできんわな、赤ちん塗ったり、ばんそうこう塗ったりするようなことはできるんかもわからんけども。ほれで、今言よる大原やこうでも研修医が多い、研修医が多い中でほんまにそんだけの研修ができるんじやろうかなと、これも心配しやうります。地元のも使う使うというても、先生がそんだけのもんがよらんんだら向こうも連れてきよたったら大変な経費がかかるから、どがいなんじやろうかなという心配が先に立っておるんですが。耐震工事は、この前も戦略監が滋慶学園がするというて言うたって言ようんじやけども、ほんまにできるんじやろうかというて心配をしております。それから、市長のやつ、近隣の市であれば前向きに対応してくれるはずじゃと、病院は津山中央病院、高見病院、積善病院があるので実習を受け入れてくれるはずじゃあと、岡山には済生会病院、それから市民病院があると。病院はたくさんありますがな、じゃけどもほんまに受け入れてくれるんじやろうか。高見というのはないんで、市長、今、あれは希望ヶ丘という名前が変わっとんじやから。じゃからこの辺のところでよう話をしていかなんだら、精神科やこうは特に実習が受け入れが難しいというて向こうの理事長が言うるとる。佐用の町長人口が少ない地域なので物すご心配しやうた、学生を集めるの大変じやないかというて。そう思いますな。これたくさん来てくれりゃあそれにこしたことはねえ、あんたらの言うたようなこういうな経済効果がこういうな数字になる。来なんだときの数字を言わんだら、ええことはほっとつてもええわけじやから、来なんだときにはどがんするんならという話をせんだら。ほれで、津山の学校だったら中央病院にしてみても、へえから東高校か、看護学科、30万円、40万円で1年間の授業料があるんじやが、ここのは100万円要るんじや、100万円要ってまた寮費じゃなんですわというて言わにゃあいけん。これをやるとなったら近隣の学校で看護師に、今言よる看護の勉強したいというて卒業した子が何人おるんな、佐用で何人、上郡で何人、智頭で何人、この美作で何人、そのぐらいのことぐらい調査しとんでしょう。津山の者が

津山じゃない安いところがあってじゃね、大原の何ぼ滋慶学園がやっても、何ぼ有名な滋慶学園でも、恐らく津山のやつやめてこっち来るようなことおそくないと思う。それから、智頭でも来るというたら大きな杉坂峠という峠があって、時間的には鳥取行くのもひどう変わらんじゃろう。けれども、恐らく向こうに、鳥取のほうに上がりゃへんかなと私心配しとります。じゃから、そういうふうな話をきちっとしとかなんだら。それで、美作市の支援として3条に、甲は学校用地を甲に貸し付けるとともに、施設、設備等の整備に係る支援を行うなど、甲が行う専門学校の設置に対し協力し必要な支援を行うものとするというて書いてんじや。この10億円だけでもこれで終わりなのか、それと早もう今職員があっこへ出向していつりますよね、お手伝いしょう。このお金は向こうからもらえるんか、うちの職員のここの市の一般会計の中から職員にも給料払いよんか、これからどのくらいなまだ支援がいるんか、その辺のとは試算しとってもらわなんだら、子どもに小遣いやるのに何に使うんかというて言うわけですから、恐らく3万円や5万円であっこへ支援に行くようなことはないと思いますんで。そりゃ年間平均年収というたら、先ほど言いましたのがな、公務員の平均年収というたら700万円じゃと、とんでもない金になってくるわけじゃから。そういうこつて、これがええぐあいにいったらええけども、いかなんだときのことを想定して、そういうなことについては、今言ようる、頭にあつたんかなくつたんか。ほれで、これ出雲の関係、これ採用の募集したら出雲の17万、18万おとこで7割はか寄らなんだんよ、生徒が。あんだけの米子がおとり、せえから向こうへ、向こうへずっと大きなところあって、7割はか寄らなんだ。ほれで、ここが滋慶学園が姫路にもでき、それから今言ようる鳥取もあり、津山にはそういう中央病院があり、それからあそこに東高校がありまして、ほんまに人が寄るんじゃろうかなと。今のような、先ほど来温泉の関係からそれから山の関係、森林の安全・安心についてしたような、そういうふうな生ぬるいような関係では恐らく人は寄らん思います。ほれじゃから、先ほどずっと7つに読んで言うたんじゃけど、あなたのだの人材じゃというてこへ書いとん。ちょっと評価してみんさい、わしがさっき言うたやつ。わしでできるんじゃろうかできんのんじゃろうか、べらべらべらべらしゃべるばあじゃねえ、人の3倍ぐらいしゃべりようるけども。大きな木というのは根がおとり、大きな幹をつくって、ほれからたくさんの実をならすわけじゃから、あの根腐れ病が起きんようによう予防して炭素同化作用できるように、それからの話をしていかなんだら、これは美作市に大きな損失をもたらすような事業だけは進めないようにしていただきたいと、かように思います。何か御答弁。

議長（山本 雅彦君）

答弁。

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

2回目の質問に対しましての答弁をさせていただきます。

まず、耐震工事につきましては、これも従前とおとり答弁させていただきとりますとおとり滋慶学園のほうで行うということになります。

それから、2点目の10億円の補助金をうった後、もし撤退したらというふうな御質問がございましたが、一応補助金要綱のほうに項目を定めておりまして、開校から10年以内に休業、廃止、それから廃業した場合は補助金の返還を求めるといふふうな補助金の要綱にさせていただいております。それから、授業料につきましては、先ほど議員のほうから100万円程度というふうな御発言がございましたが、今授業料につきましてもできるだけ安くしていただくということで交渉をしておるところでございます。それから、支援につきましては、ただいま10億円の補助金と、それから建設準備室ということで職員2名を配置してそれぞれ建設に当たりまして支援を行っておりますが、現在のところ支援ということで支援のほうそういうことの補助の支

援と人的支援と、この2つをさせていただいてるところでございます。

それから、出雲のほうで定員の7割というふうなことの御発言がありました。出雲の看護学科、当方と同じ看護学科とだけ見ますと出雲のほうも9割というふうな定員になつるということを公表された数字で確認しておりますので、この大原の看護学校につきましても十分定員は確保できるというふう聞いておりますし、今後来年6月建物が完成したら大阪滋慶学園のほうで全国規模で募集をされるというふう聞いておりますので、そういうことで2回目の答弁とさせていただきます。

〔13番岩江正行君「希望のやつ、希望の調査」と呼ぶ〕

それから、調査につきましては、滋慶学園のほうでそのあたりのニーズというのを把握されて定員のほう40人というふうなことで設定されたというふうに理解しております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

御質問の中に研修先の病院についての名前がありましたんで、これについてはどういふことを申し上げるべきか、その当たってないと言切ことはできないんですけども、要するに個別企業の名前でございまして一応全部お忘れをいただいて、そしておっしゃった病院以外に二、三病院交渉先として内々の話として前進ができてんだということと、それから研修を受ける病院については一定の資格がありますんで、どこもここも受けることはなかなか難しいんだということも含めて、ちょっと訂正の気持ちを込めて答弁の補正をさせていただきます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

部長ね、それは滋慶が40人じゃから40にしとりましようというて言よるけども、生徒の中の意向調査で上郡と佐用高校と美作の林野高校と智頭高校、調べてほんまに40人ぐらいおるんかな、あんたええころなことを言よるけども。そういう投げやりちゅうのは、尻出せ外すというて言うちゃあ何やけども、自分が今トップにおるわけじゃから、そういうふうな人の向こうの滋慶にふるといふのはこれはもうようない、うちのは10億円出しとんじゃが、これだけは頭に置いときんせえ、あんた。あんた、簡単に言よるけども、あんたももう2年ほどおつたら向こうへぶうと帰るから、何でもええころべえ言うてつちやれえ思いうて言よんじやろう。来年の春になったら議会の改選もあるんじゃけえ、岩江よう出てきやへんけえもうええころべえ言うてつちやれえ思いうて言よんじやろうけどそうはならんと、ここで言うてるやつは。わしと約束しとって、まだ後の人もおるわけじゃから。そういうなひどう場当たりするよな話だけやめときんさい。これで終わります。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番4番、議席番号13番岩江正行議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番5番、議席番号2番重平直樹議員の発言を許可いたします。

重平議員。

2番（重平 直樹君）〔質問席〕

議長の許可を得ましたので、私の9月議会の一般質問を行います。

1項目めは、道路整備計画について。

まず、市道の整備計画についてであります。美作市が誕生して11年が経過しました。合併当初は各地域間で――旧英田町、美作町、作東町、勝田町、大原町、東粟倉村のことですが――市道の整備状況がまちまちで、各地域間の連絡主要道路の整備が急がれてました。このことは、各関係地域の活性化はもとより公共投資にもつながり、地域経済の活性化、発展が期待できるものとして合併の当初に市道整備計画が作成されたと聞き及んでいます。その整備計画の進捗状況と達成率はどうなっているのでしょうか。また、相当の時間が経過し、計画の見直しも必要ではないでしょうか。お考えをお聞きます。

特に、通学路であります。昨今自動車による痛ましい事故が多発しております。美作市内の小学生は、多くはスクールバスでの通学になってますが、中学生、高校生はまだまだ徒歩、自転車での通学が多くあります。その状況の中で、歩道、自転車道の整備は、市の中心を外れるほど整備ができてるとは思えません。

私の知っている中で、湯郷から湯郷窯を經由して北坂地区に抜ける中筋線は、以前から拡幅の要望もありまた整備計画にも載っているように聞いております。その沿線にある湯郷窯は、観光資源でもあり、市内唯一の陶芸窯です。観光客も幅員2メートル程度の狭い道路を通過して訪れており、そこに自転車はもとより歩行者、農作業においても非常に危険であり早急な整備が必要と思われませんが、いかがでしょうか。

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

失礼をいたします。

道路整備計画についての御質問でございます。

合併後の市道の整備計画は、旧町村の計画を新市に引き継ぐ形でございまして、それと同時に合併してから美作市道路整備指針というものが策定されました。この整備指針というものは、道路をどのような形で改良していくかというふうなことをわかりやすく説明したものです。例えば、岡山県には岡山スタンダードというのがあるわけですが、2車線で改良するのがいいのか、1.5車線、例えば5メートルで広げてところどころ2車線にして対処するのがいいのかというようなことがあるわけですが、そういうのがフローチャートでできるようなものを指針として策定をしておりますし、合併当時全員協議会の中でも御説明をさせていただいたというふうに記憶をしております。道路整備により生活圏の拡大、生活環境の改善、産業や観光の活性化、防災、安全の向上等の効果を美作市で発現し、各地域の活性化が図られるようにというものでございます。現在は、この美作市道路指針により道路整備計画を過疎計画などに反映させ、計画的な事業実施を目指しておるところでございます。議員が先ほどおっしゃいましたとおり、合併しまして11年が経過し、その間には社会情勢や地域の事情の変化もあり、路線の追加や実施時期の変更などの見直しを適宜行いながら事業推進を図っております。

次に、歩道や自転車道の整備についてでございますが、国県道の歩道の要望が多く、市といたしましても危険箇所の早期解消を強く求めておるところで、県では優先度や地区の協力体制を見きわめながら計画的な実施が図られております。

次に、市道中筋線でございます。この路線につきましては、湯郷から北坂地区を連絡する市道であります。幅員が先ほど申し上げられましたとおり2メートル程度と非常に狭小で、通行できる車両が限定されずれ違いもできないなど、走行に支障があることは市といたしましても十分認識をしておるところでございます。本路線は整備計画に掲載され、地元からも要望が出ていることもあり、本路線の事業化に向けては道路改良全般に言えることではございますが、地区を初め土地所有者の協力体制や通行量などを優先度に基づき検討してまいりたいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

重平議員。

2番（重平 直樹君）

2回目。

子どもが少ないからといって放置されることは許されません。子どもたちは美作市の宝であります。整備により子どもたちの安全が守れるし、市道中筋線は湯郷の観光名所の一つに光が当たるメリットが相当あると思います。早急な整備が必要と思いますが、いかがでしょうか。

次に、地区の協力は要望者などでわかることと思いますが、地権者の説得も行政の務めだと思います。一生懸命取り組まれていることは承知していますが、路線計画図面などを地元に出して協力を求めるものと思います。図面などはできているのでしょうか。なければ早急に対応して地元の地権者に協力を求めるお考えはあるのでしょうか。交渉をしないと今後の展開も望めないではありませんか。

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

重平議員2回目の御質問です。

子どもたちの安全を守るということですが、それは当然だと思っております。交通量のこともございますけれど、それはうちのほうの各地区からの要望書も出ておりますので判断材料とはしたいと思っております。それから、地区からの要望書は出ております。通常であれば、今道路改良などは地権者の方々の承諾書をつけていただいて、出していただくというふうになっております。したがって、今〔聴取不能〕案件ですけれど、要望書は出ております。けど、地元からの地権者の承諾書というものがついておりませんので、それを今お願いをしておるところでございます。それで、計画とか図面ですが、今ある図面でこちらのものが書くということはできるわけですが、ある程度要望書、地権者の判こがそろいまして、前向きにするということになれば全体的な計画を立てていかなければなりませんので、今の我々が今進めているというやり方としては要望書を出していただいて、同時に同意書をつけて出していただく、それを持って地元の説明に行かさせてもらってどういうことを考えておられるのか、土地はどうなのかと、1番地元が思っておられることはどんなことなのかというようなことをお聞きをして計画をするというふうになっておりますので、地権者の承諾というのがそろってから前へ進めていきたいというふうに思っておりますし、こちらからも地元のほうへそのことについてはお願いをしたいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

重平議員、3回目です。

2番（重平 直樹君）

3回目。

いずれにしましても、市民の安全・安心のため、観光資源のためにも早急な対応を要望して質問を終わります。

議長（山本 雅彦君）

じゃあ、続けて2項目めに入ってください。

2番（重平 直樹君）

滋慶学園と合併特例債について。

滋慶学園と合併特例債を美作市民にわかりやすくということで、市町村合併により国からの支援策の一つ

に合併促進のあめとして、起債充当率70%の合併特例債を発行することを認められています。しかし、その特例債を発行するときの条件が付されています。滋慶学園に合併特例債を充て込んでますが、テレビで見られる市民のためにも、また私の再確認のためにも、その条件を簡明に答弁いただきたい。また、その条件をクリアするための手順を御答弁お願いします。

議長（山本 雅彦君）

総合戦略監。

総合戦略監（森分 幸雄君）〔登壇〕

失礼いたします。

滋慶学園と合併特例債を美作市民にわかりやすくという御質問でございますけれども、合併特例債でございますが、合併後の市町村が新しいまちづくりのため市町村建設計画に基づいて行う事業のうち特に必要と認められるものに要する経費について、合併が行われた年度を含む15カ年度、美作市の場合は平成31年度までに限り借り入れることができる地方債、いわゆる借入金のことをいいます。大阪滋慶学園への補助金に合併特例債を活用することにつきましては、昨年総務省、岡山県と精力的に協議を行ったところ、合併特例債の対象事業となる内諾をいただきました。その手順といたしまして、ことしの3月定例会におきまして新市建設計画への掲載の御承認をいただいているところでございまして、手順は終わっているわけでございます。

なお、合併特例債は、対象事業費の95%までを借り入れることができ、その借り入れた地方債の将来支払う元利償還金の70%について普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっております。平たく言えば、対象事業費の95%の7割を国が面倒を見てくれると、そういう有利な財政措置のことです。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

重平議員。

2番（重平 直樹君）

2回目。

新市建設計画に記載されている事業、変更も県、国の協議で許可が必要である。合併協議会において協議がなされ新市建設計画が作成されたものですが、お答えのように議決を得て計画変更もまたあり得ると思います。そこで、滋慶学園誘致の進捗状況はどうなっているのでしょうか。また、鳥取市、米子市では二、三億円程度の補助金のようなのですが、美作市は10億円を予定されています。実に3倍から5倍の補助金を出す根拠はどのようになっているのでしょうか。根拠について、国、県との協議の中では求められなかったのでしょうか、お尋ねします。

議長（山本 雅彦君）

総合戦略監。

総合戦略監（森分 幸雄君）〔登壇〕

2回目の御質問でございますけれども、進捗状況につきましては先ほど企画振興部長が御答弁させていただいておりますけれども、建設計画はこの9月23日に行われるということで、今順調に進んでいるところでございます。それから、鳥取市と米子市とおっしゃいました、多分出雲市のお間違いじゃないかと思うんですけども、鳥取市が今二、三億円とおっしゃってございましたけれども、正確な数字は私から鳥取市のことなので申し上げることはできませんが、あくまでも建設の校舎に要する費用と、土地に要する費用とかもありますし、またほかの市民病院のいろいろと改修とかの費用もございまして、今申し上げられたような金額で

は到底おさまるようなものではございません。で、美作市はそれに比べて10億円だとおっしゃっておられますけれども、今回国、県と協議が調いまして合併特例債の活用をお認めいただいているということでございますし、かつ議会のほうでも新市建設計画の変更をお認めいただいておりますので、今のところは補助金として10億円は支出はしますけれども、市の純然たる負担というものは、ま、2億円台になっているところでございますので、我々もこれに満足することなくさらにいろいろな国のとか、県の補助事業が活用できるように今後資金の獲得に努めてまいる所存で、なるべく市の借入額を、合併特例債といたしましても借入額ですのでそれを減らすような努力をこれからも引き続き行っていくつもりでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

重平議員。

2番（重平 直樹君）

3回目です。

いずれにしても、多額の補助金を拠出するのでありますから監査の対象にもなりますし、今後は十分に議会にも資料を提供していただくようお願いして、頑張ってください、次の質問に入ります。

議長（山本 雅彦君）

それでは、続けて3項目めに入ってください。

2番（重平 直樹君）

3項目め、浸水想定地域の安全対策について。

浸水危険地域に住まれている市民はどうなるのかということで、先般新市庁舎建設計画の中で山の上に新庁舎を持っていく理由を示されました。私は勉強不足でもあり、県が作成した浸水想定地域の存在を余り知りませんでした。昭和9年に梶並川が氾濫した被害地域だそうですが、今回の質問は新庁舎のことじゃありませんが、非常に疑問に思えたことを質問し見解をたずねます。

まず1つ目、豊国地区は都市計画地域であり住居を建てられるとき建築確認が必要ですが、浸水危険地域に許可を出されているのですが新築の制限はされないのでしょうか、新庁舎が危険で建てられない地域に。

2つ目、既に住居を構えていられる市民が多くおられますが、その市民の安全対策はいかがされていますか。県管理の一級河川ですが、国、県に対策をどのように要望されているのでしょうか、具体的にお答えください。

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

重平議員の浸水想定地域の安全対策ということで、私のほうからは建築確認のことと、河川の改修の要望ということでお答えをさせていただきます。

まず、浸水危険地域と建築確認の関係でございますが、まず美作市内の建築物は岡山県または岡山県を営業範囲とする14の民間確認審査機関のいずれかで、建築基準法のほか16の建築基準関係規定に照らして審査が行われております。したがって、岡山県または岡山県を営業範囲とする民間企業がやっているということでございます。

美作市防災マップでは、水防法第14条に基づき岡山県が指定し公表した洪水浸水想定区域を洪水ハザードマップに示したもので、建築確認の関係規定に当たらないため審査対象となっていない状況であります。また、建築基準法には第39条に災害危険区域という区域があり、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域

を地方公共団体が条例で指定し、建築の禁止や制限を定め、建築確認時の審査要件に加えることができますが、こちらも現在岡山県内に指定区域はございません。この指定に当たっては、個人財産の私権に大きく制限を加える制度であることから、水害に対する危険度を十分に調査し、既存家屋の移転の意向確認、助成措置の創設等の慎重な対応が必要となります。現状といたしましては、家屋の新築や改築時に地域の危険度を適切に判断し敷地や建築方法等を検討していただけますよう、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、地震防災マップ等必要な情報提供に努めていきたいというふうに思っております。

続きまして、河川の関係でございますが、県が管理する一級河川に対する要望を具体的にどのように行っているかということですが、最初に県管理河川に対する要望の状況から申し上げますと、昨年度と今年度の現在までに41件——平成27年度が32件で、28年度が9件ですが——の要望書が提出されており、内訳はしゅんせつ、立竹木の伐採除去、護岸改修、河川改修などですが、増水時に流れを阻害するおそれのある立木や通水断面を犯す土砂の除去に対する割合が過半数となっております。また、昨年度開催された地区懇談会においても、河川に関する要望が多く出されており同じ傾向と言えます。地元からの要望や通報があったときの市の対応は、職員が現地を確認し状況の把握に努めた上で、県に進達や報告をするという形をとっております。県からは要望を受け、危険度、地形、立地状況など現地調査を行い、優先度を判定し計画の検討を行うというふうに聞いております。

現在、岡山県が河川改修事業として実施している主なものは、英田地域の吉野川の河川改修工事に向け測量設計が今年度も行われております。要望の多いしゅんせつや立木除去についても順次実施されてはおりますが、残土処分地の確保といった課題があり、市においても処分地の確保に向けた取り組みを現在行っているところでございます。

美作市では平成21年の災害を経験し、近年は台風や局地的なゲリラ豪雨による河川の氾濫や堤防決壊で他県でも甚大な被害が発生するなど、いつやってくるかわからない災害に対処するため国や県に対して予算の獲得や早期の事業実施を強く求めてまいりたいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

危機管理監。

危機管理監（山本 和毅君）〔登壇〕

失礼いたします。

それでは、私のほうから3項目めの浸水想定地域の安全対策についての、2つ目の浸水想定区域内の方々への安全対策についてお答えをさせていただきます。

建設部長の答弁と重複するところもあるかと思いますが、御了承いただきたいと思います。

本市の地域防災計画にて、洪水等による災害を未然に防止し被害の軽減を図るため河川改修等の治山対策を計画的に推進し、吉野川、梶並川において岡山県知事が定めた区域である浸水想定区域を公表することとなっております。また、浸水想定区域と合わせて、地域防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法や避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について住民に周知することとなっておりますので、防災マップを作成いたしまして今年4月に美作市内全世帯へ配布させていただきました。この防災マップにあらわした浸水想定区域図は、吉井川水系吉野川、梶並川が大雨によって氾濫した場合に予想される浸水範囲と浸水の深さを示しております。浸水想定区域と浸水の深さは、おおむね100年に1回程度起こる大雨が降ったことにより対象となる河川が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものでございます。対象河川以外の氾濫、想定を超える降雨、内水による氾濫などを考慮していませんので、指定されていない区域においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の水

深と異なる場合もございます。

防災マップは、市民の皆様の災害時の避難や危険回避など、自主的な行動を支援することを目的にソフト面の防災対策として作成いたしました。防災意識の高揚を図るとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について記載していますので、各地域の避難訓練や各家庭での自助、共助活動に活用していただきたいと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

重平議員。

2番（重平 直樹君）

2回目。

自分が住んでいる地域が庁舎も建てられない場所であるとしたら、市民はどういう思いを持たれるでしょうか。急速な対策が望まれますし、否決になりましたが新庁舎建設場所についても地域住民に十分配慮していく必要があると思います。浸水想定地域には、浸水常襲地域なるものがあります。防災マップを配布して自助、共助だけでは解決できません。災害はいつやってくるかわかりません。行政の強力な取り組みがあって初めて市民の安全が守れます。その中で、林野地区の東浜、入田、巨勢、尾谷の地域は少しの出水で過去何度も家屋が浸水していると聞いております。どこも大変なのですが、そういった地域の浸水対策を早急にする必要があります。過去何度も要望があり、いろいろと検討されたように聞いてますが、堤防内排水ポンプを設置するべきではないでしょうか。また、ポンプができるまでは河川のしゅんせつが必要と思いますが、いかがでしょうか。市外からやってこられる方たちに多額の補助金、地元から反対されて名前が変わった城山公園などに市税を投入する前に、市民の本当に困っている生命と財産を守るためこそ市税を投入すべきだと思います。国、県が予算がないというなら、市単独で河川のしゅんせつを行うべきで、血の通った市政にする必要があると考えます。市民の本当に困っているところにしっかりとした取り組みが必要と思いますが、以前野田レーシングも浸水したことがあるそうなのですが、堤内排水ポンプの設置を行うつもりがあるかないか。浸水想定地域への取り組みを再度お尋ねいたします。

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

いろいろ御質問が出たわけですが建設の関係では、先ほど県河川の関係で、林野〔聴取不能〕、それから巨勢、小原、朽木ですか、御発言がございました。河川改修は、県の考え方といたしましては下流からやっていくというのが基本的な考え方でありまして、今英田のところから着手をされております。それから、巨勢のところは一部まだ、過去に土地を買収をした経過があるんですけど、買収ができていないというふうにも記憶しております。河川のしゅんせつですが、県河川ですので市が工事をするというのはなかなか難しいというふうに思うわけですが、いずれにいたしましても危険なところをなくするというのは使命でありますので、県のほうへしっかりと要望をしていきたいというふうに思っております。特に林野の件につきましては、先ほどの岩江議員のときに説明もさせていただきましたが、21年災害のときのデータを見ますとちょうど消防署の前のところに水位計があるわけですが、その水位を見ますとちょうど先ほど説明いたしましたコンクリート壁のパラペットというんですが、その余裕高がもう10センチか20センチかないと、その辺まで水が出ていたというようなデータも残っております。したがって、県のほうへしっかりと要望していきたいというふうに思っております。それから内水排除については、原則的には予算としては国土交通

省の予算になるわけですが、下水と下水の雨水対策というふうにもなると思いますので、そちらの部局より答弁をさせていただきます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

環境部長。

環境部長（妹尾 昌弘君）〔登壇〕

先ほどの御質問の浸水対策についてでございますが、下水道事業で考えられます浸水対策についてでございますが、美作市全体では美作市防災マップで示されているとおり市内には数多くの浸水実績区域と浸水想定区域があります。そのうちの河川の氾濫による浸水をする場合を除いて、河川の水位上昇により内水を処理できないために浸水が想定される区域の雨水対策についての方法といたしましては、雨水による内水を一時施設へ保留し揚水ポンプにより強制的に河川等へ排除する方法が考えられます。そのためには雨水を一時保留する施設、揚水ポンプ、放流管等が必要となり、また一時保留施設までの導入水路の改修等も必要となります。最近の異常気象によるゲリラ豪雨、集中豪雨等考慮すれば、一時保留施設、揚水ポンプともかなり大きな施設が予想されます。また、一時保留施設につきましては、建設箇所も標高の低い箇所での建設が望まれ、その建設用地もかなり必要となるとともにそれらの施設を整備するためには多額の費用も発生いたします。また、施設の維持管理につきましても、常時稼働していないため万が一の際機能しないようなことのないよう設置後は徹底した維持管理が必要であり、恒久的に経費も発生することとなります。これらのことから、市の財政負担も大きく、河川改修、道路排水処理計画を含め一体的に検討し、効果的な方法を見つけていくことが必要と考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

重平議員、3回目です。

2番（重平 直樹君）

3回目。

長年本当に困っている市民が多数おられますので再度申し上げますが、市民の生命、財産を守るのが行政の最大の務めだと思います。困難は理解できますが、それでも最優先課題で排水ポンプの取り組みをするべきではないかと申し上げて、私の9月議会の一般質問を終わらせてもらいます。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番5番、議席番号2番重平直樹議員の一般質問を終了いたします。

ただいまより10分間休憩いたします。

午後3時29分 休憩

午後3時39分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、通告順番6番、議席番号17番山本重行議員の発言を許可いたします。

山本議員。

17番（山本 重行君）〔質問席〕

議長の許可をいただきましたので、私の9月議会の一般質問をさせていただきたいと思っております。

今回私は2点の項目について通告をいたしております。

さくとう山の学校について、それからやまゆり苑敷地内に建設中の小規模多機能型居宅介護施設に関してというふうな、大きな題目では2点について通告をいたしております。

まず、さくとう山の学校に関しまして質問をさせていただきたいと思います。

美作市の指定管理であるさくとう山の学校の組合長が年度途中で辞任をして混乱をしていると、市の指導、市とのかかわりにおいて問題はなかったのかどうか、その経過や原因、責任についてお尋ねをしたいと思っております。

さくとう山の学校は福山小学校が土居小学校に統合されたことに伴い、子どもたちのにぎわいを取り戻すとの思いで、平成14年に農林省の山村振興対策事業の補助金を受けて建設をされた子供等知識習得施設というものでございます。子どもたちが自然と農業や食文化を学ぶことを主眼として、利用者は農村の自然と触れ合いながら知識や技術を持った指導者によって体験学習をすることのできる、そういった施設の目的を持って建設をされておりますし、あわせてそういった一定の小学校が統合されたというようなこともございまして、地区のセンターハウスとしての役割を持って地域の活性化に資することを期待をされて建設をされたものでございます。こうした目的に沿って地域と山の学校と美作市は相互に連絡し、協議のもとに施設運営をされ役割を果たしてきたわけでございます。しかしながら、現在の市政、同時期に就任した組合長にかわってから、事業実施やあるいは指定管理料、野田レーシングスクールの誘致活動に見られますように山の学校の組合長と市長との直接取引というふうな形でのことが多くなって、地域の自治振興協議会が軽視されて関係がゆがめられてきたというふうに思ってます。こうした状況の中での突然の任期途中での辞任であります。市長、市とのかかわりの中で指導等において無理がなかったのか、あるいは辞任に至る経緯、原因、責任についてお尋ねをいたします。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

山本議員の1項目めでございます。

さくとう山の学校の関係でございます。

さくとう山の学校は、平成19年度から指定管理制度によりグリーンサービスふくやまを指定管理者として管理運営をお願いしているところでございまして、年間2,000人から2,300人程度の方が御利用いただいておりますという状況でございます。議員御質問の内容でございますが、これまでの組合長が7月末をもって辞任されたということでございます。現在は2名の方が代行ということで、その方が中心となって運営をいただいているというふうにお聞きしております。いずれにいたしましても、団体の内部のお話でございまして、直接当局が関与する性質のものではないというふうに理解してございます。また、辞任されました組合長は平成25年度に就任されておりますが、その前後の利用者数などを見ても余り変動はなかったということから、施設設置の目的を十分理解されて適切に管理運営されていたというふうにも思っております。また、組合長の辞任後も内部の大きな混乱はないというふうにお聞きもしております。当然利用者の方々に迷惑はかからないように現在は代理の方が運営をしておるといふふうに伺っております。今後におきましては、近日中には新しい組合長が就任、選任されると思っておりますので、新しい方ができればその方に直接こちらからお目にかかりまして、これまでも増して適切な管理運営について努めていただくよう改めてお願いしたいというふうにご考えております。よろしくお聞きいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

山本議員。

17番（山本 重行君）

私はこの4月まで万善地区の区長をやっておりましたし、また福山地区の自治振興協議会の副会長というふうなことをやらせておりました。そういった福山地区の自治振興の委員会の中に山の学校の代表の方も入っておられるし、その中で山の学校のことに關する事業の内容であったり、あるいは市への要望等も話し合ってきたわけなんです。まさに地域の活性化としての、センターハウスとしての役割をずっと果たしてきました。しかし、今の市長になられてからほぼ同時期に組合長もかわってます。組合長も多分そりゃ一定の経過というのがわからずになられたんだと思うんです。そりゃ地域の事情もあつたりして、そういったこともあつたとは思いますが、先ほど申し上げました地区であつたり、自治振興、山の学校の中で話をして積み上げて要望していた一方的な事業はカットされました。そして、それは組合長が言ってたんですけど、私が市長と話をした指定管理料は上げてもらったんだというふうなことを言ってるわけなんです。そういうふうなことがあつて野田レーシングのときにも、誘致のときにもそうでした、自治振興に話が進む前に山の学校に話が行つたというふうなこと。当時、山の学校の組合長が何て言つたかといいますと、自治振興が何と言おうともうするんだからというふうなことを述べてたわけなんです。そういったことがあつて、野田レーシングに関しても問題が複雑になつたというふうなことをごさいます。で、そういった経過があつて組合長は組合員であつたり、理事会であつたり、あるいは自治振興との関係を無視するとか、ワンマンになつて批判が集中したというふうな経過があつて、今回辞任に至つたんじゃないかというふうなことを思つております。どうなんですかね、指導等に問題はなかつたんでしょうかね、再度お尋ねします。

議長（山本 雅彦君）

答弁、市長、答弁できますか。副市長、どっち。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

お話を伺つてると、そういうこともあつたのかなとか思うこともありますが、いずれにしても私どものほうに今おっしゃつたような具体的な話は多分、担当部局は知りませんがその3人で話をした限りにおいては、批判があつたとかあつたかというようなことについては何つてはおりません。できましたら福山、今地域おこし協力隊のことも含めて私どもとしては地域一丸になつていろんな問題に取り組んでいきたいと思つておりますし、いずれにしても地域振興の観点からいうと地域が心を相互に通わせてやつていただくことは重要であるというふうには考えておりますのでその旨はお答えしますが、原因、その他については私どもタッチすべき問題ではないし、タッチもしていないし、聞いてもないということでお答えしたいと思います。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

山本議員。

17番（山本 重行君）

もう少しよく答弁わからないわけですが、組合長は最近といいますか、市長になられてからどういふことをされてきたかといいますと、山の学校の炊事の方とかあるいは掃除の方とかそういった人を駆り出して市長が応援されてた県議選の選挙運動とかされておりましたし、また本人がこれも言つたんですよ、これは聞いてるんですけど、次の市会議員の選挙には出るんじゃないかと、市長が福山地区から出りゃあ何百票用意するからという話を聞いたりとかというふうなことを言つられたわけなんです。で、これもう事実ですから、3月の議会に傍聴に見えてました、その傍聴の議場の外で福山地区で頑張れよというふうなそういった激

励をこの議場の傍らでもされてたというふうなことでございます。そういったことが組合長にとって非常に荷物になったんじゃないかと、これも一つの要因になって組合長がやめられた要因になってるんじゃないかと、私はそういうふうと思うんですけどどう思われますか。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

御質問の趣旨を伺うにとどめておきたいと思います。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

山本議員。

17番（山本 重行君）

トップ同士の話っていうのは、時に必要なこともあると思うんです。でも、役所は役所でそれぞれ主事があり、主任があり、係長があり、課長がいて、部長がいるというふうな一つの組織があるわけです。それから、地域には地域での地域的な組織がございます。そういったものの関係というか、そういったものを十分踏まえていただいてやりとりといいますか、聞いてくださいよ、市長、そういうことをやっていただきたいというふうなことを私は思います。そういうことが崩れていくと、地域も崩れていくんです。その辺は十分僕はこの場で言わせていただきたいと。そりゃ別に今でも答弁なかったんで別に答弁よろしいですけども、そういったことを十分踏まえていただきたいというふうなことを一つにはお願いしときます。それから、今後の山の学校についての指導だったら、十分そういったことを踏まえて指導していただきたいということを要望して私はこの質問については終わりたいと思います。何かございますか。

議長（山本 雅彦君）

今、総括になりましたので。

17番（山本 重行君）

よろしい、もうよろしいです。

議長（山本 雅彦君）

それでは、続けて2項目めに入ってください。

17番（山本 重行君）

次の項目に入らせていただきます。

やまゆり苑の関係でございますが、6月の議会でも質問させていただいていますが、そのとき事業者の決定についてやまゆり苑のところに小規模多機能プラス高齢者専用住宅をつくるという公募があつて、なかなか応募がない。当市としても市内の関係業者31社ぐらい全て声をかけてそれでも出てこないもんですから、私が縁がございましたのでこの会社ともう一社について岡山で私が知ってる会社にぜひ出てほしいというふうなことを申し上げて、いろいろございましたけれども私の要請に応じてくれるということになりましたと。そういうことで、平成26年7月18日の地域密着型運営委員会の会議で事業者の承認をされてます。そして8月4日に事業者を決定し、11月1日付で土地の使用貸借契約を締結をとります。何度も公募をしたにもかかわらず応募がなかった、そして地域の地元の懇談会の中で強い要望は出されたというふうな、やっとの思いで施設の決定を見たというふうなそういった状況だと思われるにもかかわらず、なぜ前後の議会等の行政報告で報告されなかったのか、1点。

また、財産条例を制定をした9月議会での説明もございませんでした。先ほども言いましたように8月4

日に事業者決定をし、その9月に議会に土地無償貸与に関する条例を整理した美作市財産条例を制定した。まさにこの案件が具体的な例だと考えますけれども、議案の上程時の説明では公有財産の有効利用、過疎対策、定住対策との説明でございます。また、議案質疑、所轄の委員会での報告もされていませんけれども、その理由についてお尋ねします。

3点目ですけれども、この件に関しまして情報開示をしましたけれども、事業費内訳、資金計画が不開示とされてます。理由についてお尋ねします。

以上3点についてお尋ねします。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

それでは、1項目め、2項目め、3項目めについて御説明をさせていただきたいと思います。

御質問のやまゆり苑内に建設をしました小規模多機能型居宅介護事業所への議会への報告でございますが、11月1日付で土地使用貸借を契約した後、平成26年12月議会で市長の行政報告の中で地域密着型サービスの基盤整備を梶並地区のやまゆり苑に計画してございまして、小規模多機能型居宅介護事業所及びサービス付き高齢者向け住宅の一体的整備をする事業者が決定し、着工に向けて着々と準備が進められておりますと報告をしております。

事業者名につきましては、同じ行政報告の中でも固有の事業者名については言っておりませんので、御理解を賜りますようお願いいたします。

それから、2項目めでございますが、財産条例の制定についての説明ですが、議案質疑の中で議員のほうから議案質疑がございまして、総務部長のほうから、例としまして市長も申されました勝田地区にあるやまゆり苑への高齢者対策施設のことでありますとか、巨勢旧幼稚園の福祉施設の問題、こういったものについてもこの条例で対応し、今後いろいろな施設の進出といいますか、各事業所からの進出も進めたいと回答しております。また、平成26年の総務委員会の中でも同じ総務部長より、具体的な内容を申し上げて説明をさせていただいております。

それから、3番目の情報開示のことでございますが、事業費の内訳、資金計画書の不開示理由についてでございますが、美作市情報公開条例第9条第3号にあります、法人等に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等または当該個人の競争上の地位、その他正当な利益を害すると認められるものについては、同号ただし書きに定める情報を除いて非公開情報と規定されている事項に該当するという判断に基づき非公開としたものであります。

非公開としました収支計画及び資金計画は、当該事業に関する財務計画であって法人は内部情報として管理しており、外部に公表されることを欲しないものであり、それが公表されると当該法人の資金調達や経営戦略が明らかになる情報であると判断できたものであります。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

山本議員。

17番（山本 重行君）

答弁をいただきましたけれど、私は違うと思うんです。

1点目ですけれども、公募したけどもなかったと、だから市長の知り合いのところで関係がある会社に頼ん

で決まったというふうなことで、先ほど申し上げた運営委員会の中で正式に決定、承認されてるわけです。だったらやっぱりその事業者名っていうのは言うのが当たり前じゃないですか。むしろ言わない例を先ほど説明されましたけども、言わない例にしても旧みまさか荘どうですか。平成24年土地は売ってるじゃない、売却してるじゃないですか。これも違うでしょ。

3点目です、巨勢幼稚園についてですけれども、そのときの部長答弁っていうのは先ほど言われたとおりでございますけれども、同じ9月の議会で市長は行政報告で児童発達支援事業者めばえとされています、めばえという形で言うと思われますよね。その事業者ライフサポートという会社に対して、公有財産1,472平米ですけれども無償の使用貸借、50年間もの長い間に貸し付けをするという内容についてでございますけれども、そうしたら、議会は市民はその事実をいつ知り得るんですか。さきの6月議会でも言いましたけれども、公有財産を無償で使用貸借とする場合には議会に諮るか、また条例に基づきというふうなことになると思います。まさにその事業者が決まった9月に改正をしてるわけですよ。市長が議会で議論していただいて改正したとの発言をされましたけれども、条例の制定の趣旨またそのタイミング、そういったことから考えれば明確に具体的にやまゆり苑に関して言うべきではなかったんですかね。市長、副市長、どう思われますか。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

やや、伺っていると曲解が過ぎるんじゃないかというふうに思います。具体的に申し上げますと、今めばえという例でおっしゃいました、めばえは事業者名ではなくて施設の名称でありまして、事業者名は別途存在いたしますがそれと同等に扱っているということにまずあります。

次に、御案内かどうかわかりませんが、本市における財産の利活用に関する基本条例がなく、めばえにおいてもある種条例根拠なくやってたわけでありまして、この状況を放置をしてはいけないと。つまり、適正な形で条例の根拠を持って無償貸与しなければ後々大きな問題になったときに困るんじゃないかというのが問題の発端でありまして、したがってめばえであるとか今後出てくるいろんな農村資産の活用について、例えば粟倉工房なんかもそういうことになるかもしれないかもしれませんが、そういった地域にある点在する施設を今の状況においていわゆる収益施設であったとしてもほとんど無償でないと利用価値がないような限界の状況を念頭に置いた上で、それではそれをいかに回していいのかということやはりこれは法令の定めるところによって条例的根拠を持っておかなければ安全ではないということから全般的に制定をさせていただいたし、そのことは議会の多くの方々みんなそりゃそうだということで御納得をいただいて今条例が生きているという状況でございますので、改めて申し上げますけれども、どうぞよろしく御理解をいただきたいと思っております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

山本議員。

17番（山本 重行君）

めばえっていうのは事業者というふうなことを言われましたけれども、その会社についてはみのり学園ですか、元は。そういった形で私自身はどこかで聞いたっていうような記憶は、というのは僕はうちの関係の家族がみのり学園におりましたから、以前、だから今度みのり学園来るらしいでっていう話は家の中でしたことはありますから、それはそこは報告されとります。そこはちょっと僕はおかしいんじゃないかなというふうには思います。確かに言われるように、市長が言われるとおりです、せんだっての山陽新聞の中でもこ

ういった事業っていうのは非常に厳しいんだと、事業は厳しいんだというふうなことが出りました。そういうことはわかりますけれども、この6月議会で親族の方が役員になっておられたということについて、その時点でどうしようかなというふうな議論を考えたわけですがそれでも若干あんなところにやれるんだという議論があったもんですから、開業までにきちんとお世話をした上で、その上で開業ができるころには完全に手を離す、全ての私ないし身内であるところの萩原京子さんについても当然抹消することを約束してくれということをお願いをしておきました。その結果として、たしか社内の公認が決まってると思います。いずれにしても、これからの事業が開始されるわけでございます、そういった問題がないよう全てクリアになるまで指示しておりますとそういうふうなことを言われてるわけですが、実際は6月議会で私が一般質問しましたけれども、4月の末には親族の方がおられたわけですね、5月の初旬でしたか、そのときにはちょうどタイミング的にはよかったんかどうかわかりませんが、たまたまその時期にはその方が削除されていたと。そういうふうなことで、6月議会でも言いましたんで余りしつこく言いたくないんですけども、私は疑念を持たざるを得ない。李下に冠を正さずというようなことがございます、そういったこと今後十分注意していただきたいというふうには私は思います。もし、市長のほうから何かございましたら聞かせてもらいたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

我々としても最善の努力をしてきた、いろんな過去の、省庁でも同じですけど人脈っていうものをどう活用して当市の前進に寄与するかという観点から最善を尽くしたつもりではありますが、李下に冠という言葉は大変重く受けとめたいわけでございますけれども、先ほど私が別の項で聞きおきだけにしておきたいと申し上げたのは、あの答弁をもし肯定、どちらかにしても、どちらかの方が被害をこうむるということでありまして、被害をこうむるということ〔聴取不能〕に置いてということから考えますと、議員も李下に冠という言葉を自戒の念も込めて拳々服膺されたいかがというふうにする次第であります。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

山本議員、総括です。

17番（山本 重行君）

御忠告をありがとうございます。総括、質問じゃございません。最後の情報公開についてです。

この規定の趣旨に沿いますと、法人その他団体に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開にすることによって当該法人等また当該事業を営む個人に不利益を与えることが明らかであると認められるものについては、通常他人に知られたくないということだけでは足りないというふうなことでございますし、また競争上の地位を害するということは独自の経営上のノウハウが必要だというふうなこと、また経理に関する情報についてもそれは情報開示すべきじゃないかというふうなそういった判例も出とります。これについてはこれ以上言いませんけれども、そういったことも十分注意をさせていただいて事務を執行していただくというふうには思います。いずれにいたしましても、言いにくいことを申し上げましたけど、施設そのものは地域にとって待望の施設、先ほど言われましたように。今後、この事業がスムーズにいきますように希望をして私の今回の質問を終わります。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番6番、議席番号17番山本重行議員の一般質問を終了いたします。

お諮りをいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会します。

再開は明日9日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午後4時10分 延会

平成28年9月9日

(第 3 号)

1. 議事日程（3日目）

（平成28年第3回美作市議会9月定例会）

平成28年9月9日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	金谷典子	2番	重平直樹
3番	安藤功	4番	安本博則
5番	谷本有造	6番	則本陽介
7番	萬代師一	8番	尾高誉久
9番	岡崎正裕	10番	西元進一
11番	本城宏道	12番	鈴木悦子
13番	岩江正行	14番	小淵繁之
15番	万殿紘行	16番	日笠一成
17番	山本重行	18番	山本雅彦

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市長	萩原誠司	副市長	安部薫
副市長	横山博光	教育長	大川泰栄
政策審議監	福原覚	総務部長	山本直人
危機管理監	山本和毅	企画振興部長	池田義和
総合戦略監	森分幸雄	市民部長	安藤郁雄
環境部長	妹尾昌弘	経済部長	尾崎功三
保健福祉部長	江見勉	建設部長	真野弘紀
教育次長	山名浩二	消防長	山崎正雄
会計管理者	安東弘子	観光振興課長	春名信明
農業振興課長	岡本和之	建設課長	春名隆広
くらし安全課長	景山二男	高齢者福祉課長	船曳敬吾

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	本田卓治
課長	大佛裕彦
主任	井上大佑

議長（山本 雅彦君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いをいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いをいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

本日も議員は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（山本 雅彦君）

日程第1、「一般質問」を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番7番、議席番号12番鈴木悦子議員の発言を許可いたします。

鈴木議員。

12番（鈴木 悦子君）〔質問席〕

皆さんおはようございます。

議長の許可を得ましたので、これより一般質問をさせていただきます。12番鈴木悦子でございます。

私の今回の質問は、1項目めに、スポーツ振興の推進と市の活性化の取り組みについて、2項目めに、武蔵の里運営について、3項目めに、滋慶学園学生寮について、以上3項目について通告をしております。市としてのお考え、方向性をお尋ねしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

酷暑の夏に終わりを告げるかのようにヒグラシの鳴き声、また心地よく吹く風と稲を刈り取る風景に初秋を感じるきょうのごろでございます。しかし、まだまだ残暑は厳しく、皆様方にはどうぞ御自愛いただきたいと思っております。

さて、東京都知事選挙も熱い戦いでありましたが、ことしの7月、8月は日本にとっても岡山県にとっても、そして美作市にとっても夏の暑さに負けない熱気と闘志、感動と歓声が交差した夏でした。まず、1977年、昭和52年の開催以来2回目となります高校生最大のスポーツの祭典、インターハイが岡山県を中心に開催されました。美作市においても7月29日から7月31日までの3日間にわたり武蔵武道館を会場に少林寺拳法が開催されました。この大会に私も2日間見学に行かせていただきました。

全国からそれぞれ都道府県を代表して参加された選手、関係者はもちろんのこと、多くの応援団が来場し、熱い声援に応えるよう高校生らしいきびきびとした演技が披露されました。当然宿泊を伴うことから武蔵の里を初め、湯郷温泉にも経済効果があったと思っております。

また、市民の皆様を初め、多くの国民が寝不足になられた方も多かったのではないのでしょうか。ブラジル、リオでオリンピックが、そして今パラリンピックが開催されております。日本は史上最多となる41個のメダルを獲得し、日本中に興奮と感動を与えてくれました。日本選手の活躍には拍手を送り、また涙を流さずにはいられませんでした。世界各国の選手からも勇気と感動を与えてもらいました。女子5,000メートルの予選では転倒した2人の選手、1人は立ち上がり、走ろうとしますが、もう一人の選手は足を痛めてしま

い、立てずにいます。走ろうとした選手は立てずにいる選手に、立って一緒にゴールに向かおうと声をかけ、手を差し伸べたのです。大会に出る以上メダルや記録を目指すのは当然のことですが、その選手の行った行動は記録よりも世界中の人々の記憶に残るすばらしい姿であり、五輪精神とは何かを教えられて、とてもすがすがしい気持ちになりました。また、小学生、中学生はそういった行動をどういうふうに感じたでしょうか。

いよいよ4年後には東京です。おもてなしの心で各国の選手を迎え、日本らしさを出した大会になることを心から願っております。

リオのオリンピックが閉幕し、東京都知事小池知事がオリンピック旗を引き継ぎ、東京へ持って帰られました。いよいよ4年後東京オリンピック、パラリンピックが待っています。1964年に開催されてから56年の月日を経て、2020年8月に開催されますが、前回のオリンピックは1964年、昭和39年、まさに高度経済成長の真っただ中であり、戦後20年を経過しない中で開催されたオリンピックは、世界へ向けて敗戦からの奇跡の復興と日本の国力の向上をアピールし、国民には勇気と活力、希望、そして力強い自信の芽生えたオリンピックになったことと思っております。もちろんオリンピックの開催は経済効果も絶大になったことと思っております。このことはせんだって日体大の松浪理事長の講演の中でもこういったお話はあったというふうに思っております。そこで、2020年の東京大会が美作市にとってもメリットをもたらすことを期待しております。

以上、申し上げましたことを踏まえてお尋ねしますが、オリンピックについての認識、その上で4年後に開催される東京オリンピックという世界最大のイベントをどのような形で美作市に活用し、観光、スポーツの発展につなげようとされているのか、お尋ねします。

また、私はスポーツが子どもたちの心身の成長過程においても大きな影響を与えていると思っております。鈴木大地スポーツ長官も義務教育の中でも必要不可欠であると認識され、明言されております。御存じのとおり武蔵武道館で毎年開催されている3つの剣道大会がありますが、剣道を通じて青少年の健全育成に取り組み、人間形成の構築に貢献することを目的として、子どもたちは一生懸命頑張っております。

さて、今回のオリンピックを見て、子どもたちは、そして皆さんは何を感じ、何を学んで、それらを教育行政を進める上でどういうふうに生かして取り組んでいかれるのか、教育委員会のお考えをお尋ねしたいと思っております。

まず、1回目の質問とさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

改めましておはようございます。

それでは、スポーツ振興の推進と市の活性化への取り組みについて御答弁させていただきます。

オリンピック・パラリンピックは4年に一度開催される世界的なスポーツの祭典で、スポーツを通じた人間育成と世界平和を究極の目的として開催され、世界中の人々に夢と感動を与える世界最高峰のスポーツイベントと承知しております。

2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックはスポーツの祭典であることは言うまでもありませんが、日本各地域の魅力を全世界の方々へ発信するよい機会であると認識しており、この機会を捉え、スポーツを愛する機運を高めるとともに、スポーツの振興やスポーツに関する人材の育成を地方創生の重要なテーマとする美作市の取り組みを積極的に情報発信していきたいと考えております。

2020東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ誘致につきましても、岡山県を初め、関係団体と連携

をとり、誘致に向けて積極的に取り組んでまいります。

また、市内には武蔵武道館を初め、美作ラグビー・サッカー場、みまさかアリーナ、作東B&G海洋センターなど、国内でも有数のすぐれたスポーツ関連施設が多くあり、スポーツをする環境が整っていることから、先般自衛隊体育学校女子ラグビー部が美作ラグビー・サッカー場で合宿を行ったところですが、このようなトップアスリートの合宿誘致にも積極的に取り組んでいこうと考えております。

また、昨年度美作市から全国大会へ出場した選手及び団体は14競技で、個人46名、団体4チームで、こうした方々の中から一人でも多く美作市ゆかりの選手の東京オリンピック・パラリンピック出場を目指し、トップアスリートの育成に積極的に取り組むとともに、各種競技団体と連携した競技力のアップや東京オリンピック以降の次世代を担う青少年のスポーツ能力の向上など、人材育成にも取り組み、地域の活性化につなげていきたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

皆様おはようございます。

それでは、鈴木議員お尋ねの、オリンピックから学んだことを今後の学校教育等にどのように生かしているのかという御質問にお答えさせていただきます。

また、議員におかれましては、今の御質問の中でインターハイの高校生の姿にも触れていただき、私自身も大変感動いたしました。また、林野高校、勝間田高校等の高校生を大変全国の方が褒めちぎっていただきまして、大変心強く思っているところでございます。

さて、この夏のリオデジャネイロオリンピックでございますが、メダルを獲得した選手や競技はもとより、今御指摘のように本当に2人の選手の姿のように、メダルには届かなかったものの最後まで諦めない選手の姿に感動された方も大変多かったことと思います。こうした姿に夢を諦めない心、目標に向かって頑張ることの大切さ、こうしたことを改めて感じた子どもたちも多かったのではないかと考えております。8月末に行われました2学期の始業式におきましてはこの話題に触れた校長も多く、そしてあしたは中学校の運動会開催されますが、そうした運動会を初めとして、運動会、体育会、オリンピックに負けない感動を与えようというふうに話をしていると聞いております。

リオでは引き続き今現在パラリンピックが開催されております。皆様御存じの竹内昌彦先生、全盲で盲学校の教頭先生までなさいましたが、本市にもゆかりのある方でございます。皆様御存じかと思いますが、この竹内昌彦先生は東京で行われましたパラリンピックに卓球の選手として御出場になりました。そして、そのときに岡山駅で見送りをされる皆さんが、父親が万歳と言ってくれた、これに勇気を得て、その後また頑張る力強く生きられたというお話を講演の中でもされていらっしゃいます。そうしたことも含め、授業を含めてさまざまな場面でこの話題に触れ、スポーツへの興味、関心を高めていくとともに、この中に学んでいきたい国際理解、友情、連帯感、助け合いの精神などの大切さを子どもたちに伝えるよう校長会でも学校にお願いをしたところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

鈴木議員。

12番（鈴木 悦子君）

先に教育長の御答弁のほうから質問していきたいと思ます。

先ほどの教育長のお話は市民の皆さんも、きょうこうやって聞いておられる方も本当に身にしみておわかりになると思ます。そして、それを校長会でいろいろお話をされたということでございます。今回スポーツの秋でございますので、各地区で、地域で運動会が行われます。本当に皆さんそろって行って、見ていただいて、どれだけ子どもたちが感じたか、そして先生方もそれを子どもたちにどういうふうに伝えていかれたかというようなことも含めてぜひ運動会を見に行っていたいただきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

次に、じゃあ企画の部長からの御答弁に対しての2回目の質問をさせていただきます。

1回目の御答弁を伺いますと、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、スポーツを愛する機運を高めるとか、スポーツ振興や人材育成を地方創生の重要なテーマとする市の取り組みを積極的に情報発信していきたいとお考えのようですが、最初に申し上げましたように全国高校総合体育大会インターハイの開催会場として武蔵武道館が選ばれています。また、美作ラグビー・サッカー場も岡山湯郷Belleを初め、年間に多くのサッカー、ラグビーの試合が行われています。今回の自衛隊体育学校女子ラグビー部の合宿の誘致は合宿だけでなく、岡山県はもとより県外からも女子ラグビー部が参加しての大会が開催され、マスコミにも大きく取り上げられ、多くの市民が訪れられたことはとても意義深いことと高く評価しております。今後もトップアスリートの合宿誘致に積極的に取り組むことは重要なことと理解しております。

そこで、私が伺いたいことは、東京オリンピック・パラリンピックが2020年に開催されることを絶好の機会と捉えて、どのような形でスポーツを有効に利用して市の発展や地域の活性化、あるいはまちづくりにつなげようとしているのか、お尋ねをしております。もう少し抽象的じゃなく、具体的にお答えをいただきたいのですが、いかがでしょうか。

2回目の質問といたします。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

部長のほうから詳細なお答えがありますが、その前に若干補足をさせていただきたいことがございますのは、せんだってある新聞記事がありまして、何かといいますと、オリンピックのキャンプサイトについて、岡山市が登録をミスったという記事があって、その最後のところに、なお同時に出していた美作市はちゃんとやっていたと書いてあったわけなんですけれども、岡山市を悪く言うつもりは全くないんですけれども。実はオリンピックムーブメントにキャンプ地、その他の面で積極的に取り組んでいる自治体は岡山県には岡山市とうちしかないんです、これ。これ大変重要なことなんです。私どもでは松浪さんの講演も含めて市民の方々がオリンピックムーブメントというのは自分たちにも関係をしてるんだということに大体納得をされておられる。あるいはラグビー・サッカー場でやった合宿もオリンピックに向けての話だということを見んなわかっていて、これはかつてスロベニアの合宿等もあったことも含めて私たちの町がスポーツについてとりわけ熱心だということがその背景にあると思うんです。このことを我々はもう一回認識をしにゃいけないんです。オリンピックがあるときに私たちの町こそが県内で2つしかないオリンピックムーブメントにえらい積極的に取り組んでいる町なんだと、このことは学校にも言っついてほしいんですね。つまり友情であるとか、フェアプレーであるとか、そういう精神も当然すごく重要なんだけど、自分たちの町の特徴としてオリンピックに積極的に絡んでるんだということ子どもたちにも教えてほしい。そのことによって自己認識というんですかね、やっぱり変わってくるはずなんですよね。東京がやってる話じゃなくて、自分た

ちもやってる話、そしてそういうことをやってる自治体は全国にも恐らく50から100の間だと思うんです、比率からいいますと、そういう非常にスポーツとの関係でまちづくりをしているという自覚と誇りをぜひ子どもたちを中心として持っていきたい、あるいは自分たちもそういうふうに思いたい、そんなふうにする次第でありまして、そのことからいろんなことが派生してくるんですけども、岡山市の新聞記事にともずれで美作市は大丈夫だったと載ってたんですが、要するに認知度が国内外的に上がっていったるんですね。自衛隊の体育学校の方々も、今まで何と読むんでこの町はというやつが、もう間違いなく美作市と、きれいに覚えて帰って、美作はいいとこだということを言い始める。あるいは石見の高校生たちも2回目来てるんですけど、本当によかったというようなことで、美作市、美作市という声があるところで起きてきて、認知度が高まっていく。あえて、これに1個だけつけ加えて申し上げたいのは、今ちょうど保健福祉のほうで障害者基本計画をつくってるんですけども、この中にも我々としては障がい者の方々の社会参加ということをいろいろ考えていくんですけども、最終局面において障がい者の方々のスポーツといったことについても、本市の場合には障がい者福祉計画の中に盛り込んでいくなどのこともぜひ考えていかなきゃいけないようなことを総論として思っておりますので、ぜひこのことは御記憶いただきたい。スポーツを一生懸命やる、オリンピックムーブメントに取り組んでいる県内唯一の自治体であって、27の自治体ありますけども、そういう我々は、ある意味では格好いいとこなんだということをぜひ御確認をいただきたいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

鈴木議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

具体的な取り組みという御質問でございますが、議員からも先ほどお話をいただきましたが、先般開催した女子ラグビーセブンズ交流会は成功裏に終了し、参加チームの多くから来年以降もぜひ開催してもらいたいという声をいただいております。そうしたことからこの大会を地域や関係団体の御協力をいただき、女子ラグビーで東京オリンピックへの出場を目指す若い選手が毎年美作市に集まる大会にしていきたいと考えております。このことによりスポーツの機運を高め、美作市の知名度、認知度をアップしていきたいというふうに考えております。

また、ことし湯郷Be11eの下部組織であるアンダー15が中国大会で優勝し、全国大会に出場するなど、着実に実力をつけてきております。この選手の中から第2、第3の宮間が出るようさらなる競技力のアップにも取り組んでいきます。

さらに、現在体育スポーツ振興に関する協定を締結している日本体育大学からオリンピックの派遣をいただき、住民参加型の講演会を年内に開催する方向で準備を進めております。これは子どもたちがオリンピックと触れ合うことでスポーツをする楽しさを味わい、将来の夢を持ってもらうことを目的に開催するものでございます。このように東京オリンピック・パラリンピックを契機として市民の方々や地域を巻き込んで、市の発展や地域の活性化に向けて取り組んでまいります。

また、これらの取り組みを着実に積み重ねることで事前キャンプ地の誘致につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

失礼しました。

先ほど先般開催した女子ラグビーセブンズ交流会につきましては大成功に終了したということでございます。

すので、よろしく願いいたします。

大変申しわけございません。

先ほど女子ラグビーセブンズ交流会は成功裏に終了したというふうに御答弁させていただきましたが、大盛会ということで訂正のほうをさせていただきます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

鈴木議員。

12番（鈴木 悦子君）

市長のほうから御答弁をいただきました。美作市が県内でも本当に一生懸命頑張って市の活性化のためにスポーツを取り入れて、美作市を売り込んで、ぜひ3年後、4年後に来ていただくために頑張っておられるということがよくわかりました。

実は私ごとですが、7月の終わりに東京のほうへ行きました。それは熊本県の県会議員の先生と一緒にぜひ美作市にオリンピック、それからラグビーワールドカップの誘致ということで、いろんな方とお会いして、ぜひ来ていただくということで、誘致活動のようなことをさせていただきました。これも何かの役に立つのかなと思いつつながら、本当に笑われるかもわかりませんが、たかが美作市の住民、されど美作市の市議会議員の一人ということで頑張ってきました。

そういうことで、総括したいんですが、先ほど部長のほうから御答弁がありました。先般松浪理事長の御講演の次の日に、私たちは岡山県市議会議員女性の会という組織をつくっております、その会の女性の市議会議員の皆さんが美作市に集まってくださって、御講演を1時間いただきました。昼食のときにちょうど先生と真向かいになったものですから、いろいろなお話をしているときに日体大のオリンピックで田中理恵さんというのがいたんだと、この選手は本当に日体大の中でもすごく人気のある、全国的に人気のある選手というんですか、アスリートで、どこへ行っても人が集まってくるということを言われました。ぜひ、じゃあ美作市へ来ていただくようにお手配をお願いできませんかということをお願いしました。いつでもいいですよと、美作だけということにはなりません、近くに来たとき美作市にも来よう、美作市に来たときに次にどっか行けるというような、二、三カ所のできるような形でやりましょうということをおっしゃってくださいました。そういうふうな御答弁だったろうというふうに理解しております。そうですね。

総括に入らせていただきます。8月27日付の新聞記事です。島根県の女子高校生が飛行中の機内から北朝鮮が24日発射した弾道ミサイルの可能性のある被写体を撮影したという記事が出てました。この女子高校生は2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿を誘致する活動のため地元の派遣団と一緒にフィンランドを訪れて、その帰りにそういったことに遭遇したということです。本当にもう高校生からその派遣団の一員として東京オリ・パラの誘致活動に参加しているんだなということを感じました。今回私が質問で申し上げたいことは、全国の市町村においてそれぞれの気候、風土などの環境や長い歴史の中で生まれたさまざまなスポーツを育むとともに、スポーツ施設を有効に活用しながら、町の活性化や発展につなげている市町村が多数あると思っております。美作市にもほかの市町村にまさるとも劣らない環境と施設を擁しております。当然維持管理体制もしっかりとできていると思っておりますので、ぜひ東京オリンピックに向かって日本中の機運が高まる中でスポーツを核に据えて、活性化による内需拡大につながるまちづくりを目指して、これからも効果のある施策を進められることを期待しております。

また、大川教育長におかれましても、スポーツが持つ魅力と効果を十分に生かせる教育行政を進めていただき、子どもたちの心身の成長過程においてもスポーツに真摯に取り組むアスリートを生きた教材として活用されることも大切ではないかと、今回リオオリンピックから学びました。ぜひともそういうことを念頭に

置きながら教育行政進めていただきたいと思います。教育長、ぜひ2020年、東京オリンピック一緒に見に行きましょう、ということで、この1項目めの質問は終わります。

議長（山本 雅彦君）

それじゃ、続けて2項目めに入ってください。

12番（鈴木 悦子君）

次に、2項目めに入らせていただきます。

武蔵の里の運営については6月議会においてもお尋ねいたしました。再度今回9月議会においても質問させていただきます。それだけ私にとっては武蔵の里、五輪坊とクアガーデン武蔵の里の運営、維持管理をどのようにされようとしているのか、とても気になるからです。

6月議会においては武蔵の里の現状と今後の取り組みについてお尋ねしました。たしか御答弁では宿泊施設、大宴会場と武蔵資料館を併設した武蔵の里、五輪坊と、宿泊施設と大ホールを併設した交流館、農産物販売施設の楽市楽座は現状のまま維持し、温浴施設とプールを併設したクアガーデン武蔵の里は9月末をもって休業すると言われたように記憶しております。そして、速やかに指定管理制度に移行したいと答弁されております。この発言に至った経緯は昨年1年間かけて実績のある企業に調査を依頼した結果に基づいていると、私は思っております。しかし、私が質問し、答弁をいただいた後、地域の方々から請願書が出されました。賛成多数で可決されました。私も提出者の名前を連ねておりましたが、私の思いは、クアガーデンの存続が目的ではありません。武蔵の里全体の活性化と施設の健全化を目指すべきと考えていたからです。市の説明では市全体で観光施設への繰出金のうち、武蔵の里の繰出金の6割がクアガーデン武蔵の里を運営する維持管理費と伺っております。もちろん人件費も本当に高くついていることはよく承知しております。確かに平成9年12月にオープンして以来19年が経過しております。これはクアガーデンだけのことですが、平成9年にオープンしました。一度も黒字になったことはありません。武蔵の里、五輪坊単独では黒字、もしくは若干の赤字で運営されていたと記憶をしております。現在では五輪坊もクアガーデンも年々修理、修繕による経費が増大しています。人件費も増大しているのが現状ではないでしょうか。このような状況の中で運営することはとてもとても市民の皆様には理解をされないと思うのです。私は美作市の観光施設を推進する上で何回も言っておりますが、宮本武蔵の生誕地は全国世界に向けて発信できる貴重な観光資源であると思っています。美作市の観光を紹介するホームページからも宮本武蔵、武蔵の里を重視されていることがわかります。観光ホームページのアクセス数も非常に多い実績もあるわけでございます。武蔵の里の観光と武蔵武道館を中心としたスポーツ、いわゆるスポーツツーリズムを有効に生かした施設の再生を考えていただきたいと思えます。

そこで、6月議会の質問と関連するかもしれませんが、お尋ねをいたします。

10月以降、クアガーデンの運営はどうされますか、また五輪坊を初めとする武蔵の里全体の施設の維持管理、人件費、どのように考えておられるでしょうか。

市長は、また台湾、ベトナムを訪問され、観光事業に力を注がれていると思いますが、アジアを中心としたインバウンドによる外国人観光客を美作市、特に武蔵の里への誘致をどのように考えておられるのか、具体的な施策を指示されているのか、お尋ねします。

それからもう一点は、クアガーデンの休業について、地域の住民の皆様より請願が提出されました。それについて地域に出向いて説明会を開催し、理解を求めるといって答弁をいただいたと思うんですが、その内容と結果、そしてまた地域の方からの要望事項がどうだったのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

第1回目の質問といたします。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

それでは、鈴木議員の2項目めの御質問でございます。武蔵の里の運営についてということでございます。

まず、説明会の内容と結果についてということでございます。クアガーデンの武蔵の里の9月末休館に向けて、6月議会後になります。7月20日に大原地区の区長会の役員会におきまして経済部、私も含めまして赴きまして、施設の現状の説明と意見交換を行っております。その後、さらに22日には地元讚甘地区の区長さんとか諸団体の代表の方々が市長に面会されまして、その中でもいろいろ御意見をいただき、出席者の方からはクアガーデン武蔵の里の休館に理解を示されたということでございます。そのときの内容といたしますか、地元の方々からは休館についてはやむを得ない、しかしそれにかわる温浴施設といたしますか、そういったものはやはり武蔵の里には必要であると、そういったことも考えてほしい、それから当然今後の武蔵の里の運営については地元も十分協力していきたいと、そういったことで市と行政と地元も十分今後も協議をしながら武蔵の里の発展に協力していただきたいというふうな御意見がございました。

それから、その他の武蔵の里、クアガーデン以外の先ほど言われました五輪坊、交流館、楽市楽座、こういったものの全ての施設についても、将来的に老朽化もあるので、今後十分考えていただきたいというふうなことでございます。そういった活発な御意見をいただいております。そして、引き続き経済部を中心に地元の皆様と十分協議を深めていきたいというふうに考えております。

そういった話に基づきまして、10月以降のクアガーデンの運営についてでございますが、予定どおり9月30日をもって休館する予定でございます。

そして、その後の武蔵の里全体の施設の管理運営等でございますが、こちらにつきましては、愛の村と武蔵の里、両施設を一体的に考えまして、指定管理制度への移行ということで手続を進めておるところでございます。

続きまして、インバウンドによる外国人観光客の武蔵の里への誘致の具体的な指示などについてでございますが、湯郷温泉旅館組合によりますと、昨年平成27年度でございますが、旅館、ホテル等、外国人が宿泊された人数が約7,800人を超えておったということでございまして、年々増加傾向にはありまして、平成25年の約2.6倍ということでございます。そのうち約8割が香港とか台湾、タイやベトナムなどの東南アジアの方々、韓国の方もふえておるという状況でございます。

また、武蔵の里への来訪でございますが、昨年ちょっと数字はございませんが、この4月以降で申しますと、台湾からの団体客が60名お見えになっております。そのうち十数名の方が資料館も入館されたと。それから、宿泊につきましては、フランスとかスイスなどから13名の方が武道関係の方々でございまして、宿泊をされております。また、湯郷温泉の宿泊施設から武蔵道場の利用を目的にイギリスとかイスラエルの方などが約20名送客をいただいておりますというふうな状況でございます。

しかしながら、全体的に考えますと、本年度に入りまして円高などの影響で若干伸び悩みの傾向も出ておるということでございまして、より積極的な誘致活動が必要になっておるというふうに思っております。このため本年7月には6市町村の首長によるトップセールスを台湾で実施いたしました。3県境地域の魅力あふれる観光資源や広域観光ルートの売り込みなどを行っております。トップセールスのアフターフォローと

いたしましては、7月に岡山空港に格安航空会社の台湾直行便が就航したことから、現地旅行エージェントや行政関係者、そして発信力のあるブロガーなどをこちらに招請し、民間事業者の方々や地域の皆さんと連携して、6市町村をめぐるスタディーツアーなどを実施し、さらなる3県境のセールスを行いたいというふうに考えております。

この3県境地域におきましても武蔵の里は重要な位置づけの観光地というふうに認識をしておりまして、この機会を利用して武蔵の里も強力で売り込んでまいりたいというふうに思っております。

また、地域の観光情報を網羅した多言語パンフレットの作成や海外向け放映コンテンツも作成する予定としてございまして、この中におきましても欧州や東南アジアなどの外国人個人旅行者が目的地として訪れていただける場所である武蔵の里の魅力を詳細に紹介してまいりたいというふうに考えてございます。どうぞよろしくお願いをいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

鈴木議員。

12番（鈴木 悦子君）

2回目の質問をさせていただきます。

1回目の答弁を伺いますと、市としてクアガーデン武蔵の里について大原地域の区長さんや、それから讚甘地区の区長さん、それから諸団体の代表の皆様とそれぞれ協議が行われて、休館にも理解を示されたということでございます。また、武蔵の里の各施設についても、現状と将来について活発な意見交換ができたことですが、地域の皆様はクアガーデンを含む武蔵の里の運営、それから維持管理についてどのような意見を持っておられたのか、そしてたしか要望事項があったと思います。その要望事項に対してどういうふうに具体的に進めていこうとされてるのか、そういったお話が聞きたかったんですが、なかったと思います。

また、10月以降クアガーデンを休館するまでに市内、市外の利用者の皆様であるとか、年次会員券を購入されている方、既に武蔵の里、五輪坊が予約を受けている団体、あるいは合宿などあつせんする旅行会社などにどのような形で事情を説明され、今後も利用していただけるようにつなげていくのか、指定管理制度へはいつから移行されるのか、そのようなことについても、御答弁できる範囲でいいですから教えていただきたいと思っております。

先般旧大原町の方から話を伺ったんですが、法事をするのに30人ほどお食事がしたいということをお聞きしました。それを五輪坊に予約すると、できませんということで断られたというようなお話を聞きました。このことは一体どうなってるんでしょうかと、お風呂はやめた、五輪坊はあいてるけど食事も受けられないという、そういったようなことはどうなんでしょう。五輪坊も閉めてしまうんかというようなこともうわさで流れてるんです、現実には。2回目も、そういうふうなことを聞いて私も言ったんですけども、別に責任者に言ったわけじゃないんです、受けられないというようなことでした。それから、御本人も行かれて、再度言われたけど、だめということを言われたということを知りました。その辺のことが本当に縦の連携、横の連携がしっかりとれてるのかなと、もう本当にクアを休業するというだけで、もう職員も、それから武蔵の里の職員も市の職員もそこへ集中しとられるんかなというような感じがしてなりません。そういうことはどうなんかなということ、答えられる範囲でいいですから、教えてください。

次に、インバウンドによる武蔵の里の活性化についてです。御答弁によりますと湯郷温泉にはアジア人を中心に多くの観光客が宿泊されているようです。武蔵の里には訪れているのでしょうか。湯郷温泉旅館協同組合や湯郷観光協会との連携が図られているのでしょうか。また、3県境地域についても武蔵の里を強力で売り込みたいとのことですが、どのような戦略で取り組まれるのか、また武蔵の里の魅力を詳細に紹介した

多言語パンフレットや海外向け放映コンテンツを作成するとのことですが、何カ国語で、どのような内容で、いつごろ完成し、どのような形で有効活用されるのか、お伺いいたします。しかし、このことは昨日戦略監のほうからお話がありましたように欧州のほうへ持って行って、それを活用するというところでございましたので、一部分では理解をしております。

それと、それから五輪坊が宿泊施設というふうに言われますが、今まで日本国中でお風呂の男風呂5人、女風呂3人、それだけしか対応できないお風呂で、マックス交流館と五輪坊で90名宿泊できます。その90名をそれだけのお風呂で対応して、宿泊施設と言えるのかどうか、その辺のことをお伺いしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

2回目の御質問でございます。

まず、地元の方からの要望ということでございますが、先ほどお話をさせていただいたことがほとんどではございますが、当然クアガーデンを休むということになれば、その代替えといえますか、そういう大きなものではなく、お風呂といえますか、温泉といえますか、お風呂だけでもよいと、クアガーデン自体も年数がたっておるので、そういったものが新しいものがないかというふうな御意見はございました。その辺も十分今後話をしていこうと、協議をさせていただきたいということでございます。

休館についての利用者の方への説明ということでございますが、既に施設のほうへは9月末をもって休館の予定である旨は周知をさせていただいております。会員の皆様でございますが、会員の方々には当初から9月末までの会員券ということで御購入をいただくようお願いをしておりました。その他、五輪坊の宿泊を取り扱っていただく旅行会社、エージェン等には6月に支配人ほか職員が各訪問いたしまして、9月末休館予定なんぞという今後の運営状況を御説明し、引き続き利用をお願いしたいというふうに説明をしております。また、改めまして今回10月にも再度同様の営業活動を実施する予定としております。

それから、武蔵の里を訪れる外国人観光客ということで、1回目の答弁でお話をさせていただきました。昨年の数値ははっきりつかめていないというのが状況でございますが、この4月以降は特に団体等がありました関係で、台湾から60名ということで、それから湯郷との連携ということもありまして、特にイギリス、イスラエルなどからの20名の方が湯郷経由でこちらの武蔵の里ということで送客をいただいております。

それから、多言語パンフレットにつきましては、現在3県境のほうで順次内容等を調整といえますか、取り組んでおりまして、現段階でははっきり何カ国語というのはちょっとそれも全て調整をしておる段階でございますので、はっきり申せませんが、当然年度内の早い時期に作成する予定でございまして、旅行者が持ち運べるハンディータイプといえますか、ポケットタイプのそういった携行できるものを考えて、現在調整中でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

失礼します。

予約をお断りしたという件でございますが、申しわけございません、私ちょっとそれは十分把握しておりませんで、以前そういう話があったことも確かに私聞いております。そのときにはちゃんと受けなさいよと、五輪坊自体を閉めるわけではないので、今後の運営がどうなるというよりは施設自体はたとえ指定管理になったとしても継続するんだと、だから断りするんじゃないに受けれるのであれば、施設がほかの予約で

いっぱいならしうがないですけども、受けれるのであれば必ず受けなさいということで指示はしておりますので、改めてその点は十分注意させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

鈴木議員。

12番（鈴木 悦子君）

3回目は総括しようと思ったんですけども、ちょっと市長にお尋ねします。

先ほど言ったもう五輪坊が宿泊施設として本当にみなされるかどうか、皆さんが見ていただけるかどうか、市長のお考えがどうなのか、お聞きしたいと思います。

3回目ですが、もうこれ言わずにおこうと思ったんですが、ラグビーワールドカップ、東京オリンピックを初め、今後3年から4年間にわたり世界の目が日本、地方にも注がれ、世界中の国々から多くの人々がさまざまな目的と思いを抱いて訪れられると思います。当然国ももう本当に力を入れられることだと思います。それは予算や、それから補助金や予算にも、いや、事業にも反映されると思います。全国の県、市町村においてはさらに情報を得て、動いておられると思います。動いておられると思うんですけども、市長の最初の答弁では美作市は早目早目に動いているんだというようなお話でした。市長は省庁や有名な大学と太いパイプを持っておられるわけですから、そのあたりを有効に活用されて、他の市町村に先駆けて外国人やスポーツ合宿にも対応ができる新しい宿泊施設五輪坊の建設に向けたお考えはないかということをご尋ねしたいと思います。もうこれは最終的に本当に私が言いたかったことなんです。今後3年、4年のスパンの話じゃないんです。もうずっと長い話で宮本武蔵という、本当に顕彰会があって顕彰しているわけがございますので、ぜひともそういった意味でもスポーツの核として大きな経済効果を生み出す武蔵の里づくりをぜひ進めていただきたいと思いますと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

若干答弁漏れもあったようですけれども、来年度から基本的には指定管理をやった上でいろんな判断をしていこうと思ってるんですけども、土台、五輪坊と、それからクアガーデンというものが、簡単に言うと十分に調整をし、そしてエネルギー効率、その他含めて合理的に組み合わせられた設計にはなってなかったと、それが大きな原因だと思います。きのうどなたかの答弁で、後先見ずにようやったもんじゃなと、そういうこともあるんですが、だんだん状況が見えてきたわけですから、今のままのハードではこれはどうしようもないというのは私どもも思っておりますので、したがって休館になっているし、地元の方々の今のままのハードでいかというと、それは違うんだということを言ってらっしゃいます。地元の方々の意識の根底にはもう時代に合わなくなったハードを整理をして、時代に合ったハードにやりかえるべきだという話があって、それに対して我々としても施設の寿命が来、時代が合わなくなってきたら、全面的にやめるのか、あるいはやりかえをするのかというところが当然選択肢として検討されなきゃいけないというふうには思っております。その検討のために何が必要かということなんですけれども、何が必要かということについては、もちろん土地が必要であったり、あるいはいろんな技術的勉強も必要なんです、経営的な方向性、資料が必要になってくるんですね。やってみて、プロの目から見てこれはこうやったら一番いい施設構成になるだろうとかというようなものを頂戴をしながら、今、今度はビジネスとしての採算性を合わせて、その新規の大改修なのか、改築なのか、全面建てかえなのか別として、ビジネスとしての展望を見据えながらそういう方向

に多分向かっていくだろうと思いますし、それを指定管理のときにはそういうことの方角性も含めて議論ができるような資料を出したことが多分非常に重要な条件の一つになってくるんだろうなどは思っております。今のままではなかなかいかないし、おっしゃるようにもともと合宿だったんであれでいいんじゃないかということもあるにせよ、今の時代においてあの部屋構成が本当にいいとかかというところも大変大きな問題だし、客が来たら、断っていいケースもそれはあるんですよ、満杯であるとか、あるいは暴対法上これは入ってもらっちゃあ困るとか、いろんなケースがあるんだけど、理由が不明で一般の方が断られるようなことも、もう論外の話に聞こえました。ただ、理由があったかもしれない。それは注意をすると言いましたが、注意をするだけじゃなくて、原因をきちっと調べて、御報告をさせていただきますが、そういったもろもろのことが絡んだ上の整理された上で事業の足腰がしっかりするということを見ながら、その新しい施設の整備の検討を同時並行で進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

鈴木議員、総括です。

12番（鈴木 悦子君）

総括をいたします。

武蔵の里は美作市の観光振興を進める上で必要不可欠であると認識をしております。皆様も同様な考えと思っております。しかし、現状は運営を維持するために要する維持管理経費、また人件費の増大の一途をたどり、たびたび本会議や委員会においても赤字経営に対して厳しい質問や意見が出されて、歴代の執行部も対応に苦慮されたことは皆さん承知しておられると思います。私も旧大原町時代から議員として携わってきた一人として責任も感じておりますし、何とか赤字経営から脱却し、再生してほしい、もう一度にぎわいのある武蔵の里が復活してほしいと願って質問を繰り返してきました。そして、萩原市長が誕生して3年目が経過する中で、長年の懸案でありましたクアガーデン武蔵の里の休館、五輪坊等の施設を市営から指定管理へ移行する業務を粛々と進めているとの先ほどの御答弁ですが、そういったことを伺い、ついに本当に武蔵の里も大きく動き出したなというふうに感じております。消極的ではなく積極的に武蔵の里にもう一度輝きを取り戻すために英断をされたというふうに思っております。私も微力ではありますが、できることは支援し、協力を惜しまず携わり、見守っていきたいと考えていることをお伝えし、この項の総括とさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

それじゃ、3項目めは休憩の後をお願いします。

ただいまから10分間休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時13分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木議員、3項目めの質問から始めてください。

鈴木議員。

12番（鈴木 悦子君）〔質問席〕

次に、3項目めで、美作市スポーツ医療専門看護学校の学生寮についてですが、市民からも美作市発展の

柱となる絶大なる期待を寄せられています。大阪滋慶学園、仮称ですが、美作市スポーツ医療専門看護学校の開校に向けて進捗状況についてお尋ねをいたしますが、昨日も2人ぐらいの質問がありまして、よく理解いたしました。この進捗状況については結構です。大阪滋慶学園の誘致までにはいろいろな御苦勞があったことと思いますが、現在は大原総合支所に準備室を設置され、着々と開校に向けての業務に取り組みられていると思います。私もスポーツ医療専門学校の開校には大いに期待している一人です。私は議員に当選させていただいて以来、美作市が置かれている現状は大変厳しい状況にあると考えております。それは美作市存続の第一目一番地であります人口問題です。合併当初は約3万2,000人以上でありましたが、今は自然減少であったり、若者の都会への転出という状況が少子・高齢化、人口減少につながる大きな要因となり、現在では2万8,000人台となっているのが現状です。この問題を解決するために国も県も当然当市の市長初め、市民が知恵を絞り、活気にあふれた住みよい魅力のあるまちづくり、地域づくりを目指してさまざまな施策に取り組みられました。そこに滋慶学園の開校の決定は長年の懸案でありました人口減少に歯どめをかけ、人口の増加に向けた大きな一歩につながると大いに期待をしております。先ほども申し上げましたが、準備室を開校して、市と滋慶学園のスタッフが協力しながら、平成30年4月1日開校に向けて御奮闘をされていることは承知しておりますが、私が気になることは、来年の6月ぐらいから学生の募集が始まると伺っていますが、学生を集める業務は着々と進んでいる反面、建築、建物の完成、それからオープンキャンパス、それから学生募集、これが一遍に着々と進んでいくわけですが、その反面、その他の環境整備はどのように取り組まれているのかという疑問が浮かびました。この滋慶学園の開校に向けては美作市に限らず兵庫県、鳥取県の3県、近隣市町村も活性化発展につながることを期待して、さまざまな施策を講じようとしております。多くの若者が学び、学生生活を送る拠点、地域が古町であり、大原地域であると考えたときほかの市町村より有利な位置にあるわけでございます。その有利な立場を利用しながら美作市を初め、旧大原町の魅力をアピールし、生活環境を整備することが必要であると考えます。

そこで、お伺いします。学生の皆さんにも安心して居住していただける学生寮、アパート、あるいは借家、下宿というのは最近余り聞かないんですが、そういった建築とか、そういう話し合いが急務と考えます。現状はどのようになっていますか。民間活力の導入等のお考え、またその方たちへの周知の方法、時期についてお尋ねいたします。

以上、1回目の質問です。

議長（山本 雅彦君）

総合戦略監。

総合戦略監（森分 幸雄君）〔登壇〕

失礼いたします。

1点目の大阪滋慶学園の学生の生活の場、いわゆる学生寮についてのお考えをお尋ねするという御質問でございますけれども、市としましては、基本的には民間における整備を期待しておりまして、市が学生寮を建設するという考えは現在のところ持っておりません。

一方で、これまで長年にわたって専門学校等を運営している学校法人大阪滋慶学園の専門学校へ入学し、学生寮や民間アパート等に入居した学生の数の実績や本市に設置される専門学校に入学する学生の居住地などの状況を推測し、学生寮、民間アパート等の入居者のいわゆる需要数を検討していくことは必要であると考えます。これらをもとに学生寮、民間アパート等を地元の皆様や住宅業者などの民間資本のお力をおかりし、整備することが重要と考えております。

次に、2点目の地元にも学生寮、アパート、空き家の有効活用等を周知を図る必要があると思うんだけれ

どもそのお考えをお尋ねすると、その上でいつの時点で説明協力をしていくのかということの御質問でございますが、アパート等への地元への協力のお願ひですが、既に5月開催の古町地区の役員会、7月開催の大原地域自治振興協議会の役員会の総会、8月開催のみまさか商工会役員会で、専門学校等設立準備室の職員が出席をさせていただき、アパート等の整備についても市としての基本的な考えと協力のお願いを行っているところでございます。

今後も地域での会合などへ出席させていただくなど、さまざまな場面で協力のお願いと周知を行ってまいりたいと考えております。

また、本市は本年6月に中国銀行、トマト銀行、津山信用金庫と地方創生に係る連携と協力に関する包括協定を締結しておりまして、今後衣食住に関連する分野で起業、創業が見込まれることから、金融機関の持っている専門知識を生かし、アパート等の整備を含めまして起業創業セミナー、相談会等を開催してまいりたいと思っております。

また、先日古町地区の個人の方から使っていない自宅の離れを改修して、学生を受け入れたいとの情報をいただいております、こういった地元でのありがたい協力の御支援がさらに高まるようにこれからも引き続き働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

鈴木議員。

12番（鈴木 悦子君）

一生懸命動かれているということはよくわかりました。1年目からそれほど360人でしたか、そういう数のものが要るわけじゃありません。1年目は本当にその約3分の1でいいわけでございますので、そうはいいながらも、合格発表があった時点でもう既に自分の住むところを探します。私も子どもが大学受かったときには、受かった、もうその通知をもらってすぐ東京のほうへ行って、マンション探したりいろんなことをしましたんで、もう一番にそれをどこの親御さんもされると思うんで、できるだけ、じゃあ4月1日にオープンするからそれまででいいんだというような安易な考えじゃなくて、早目にさせていただきたいと思いません。

それから、トマト銀行、中国銀行、津山信用金庫、そういったところにアパートつくったり、いろんなための起業のための協力がいただけるということもしっかり周知をしていただいて、進めていただきたいなというふうに思います。古町のほうでも、いや、田んぼつくるよりアパートつくって建てようかというような話も2人ほどから聞いておりますけれども、本当にしてええんやら悪いんやらわからんのでどうしようかというような考えをお持ちの方もおられるんで、そのあたりも銀行関係のこともしっかりお話ししていただいて、進めていただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、もう総括をいたします。

美作市スポーツ医療専門看護学校の開校は必ず美作市はもとより旧大原町に大きな効果が生まれると確信している中で、開校に向けて大阪滋慶学園と美作市が緊密に連携を図り、取り組まれていることはよく理解できました。しかし、学校は完成し、学生を受け入れる体制はできましたが、生活の拠点地となるアパート、学生寮などがおくれるとか、見通しがつかないとか、そういうことになったとき市の発展につながるかと期待していた市民の皆様の期待に応えることができなくなるのではないかと、一抹の不安に怠ることもありましたけれども、今戦略監のお話を聞き、市長もやるぞという意気込みだろうというふうに思いましたので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

住居に限らず、衣食住が求められると思います。御答弁を伺いますと、そのあたりも十分に見据えて取り組まれていると伺い、少し安心しましたが、まだまだ机上の話であると思っております。具体的に美作市内のどこどこに建設するとか、誰々が何棟建てるとか、ここにこのような施設はできますかという具体的な話を伺って、初めて看護学校の運営を取り巻く環境が整いつつあると確信することができますし、市民の皆様もそういうふうに使っていただけたと思います。時間があるようでも来年には学生募集ということは当然比例して学生や御家族、滋慶学園が求めるであろう衣食住に対応可能な環境整備が急務だと思います。ですから、しっかりほかの市町村に負けないように地元の方も含めてさまざまな人脈も活用しながら、学生の生活拠点となるようにしっかりと業務を遂行していただくことをお願いして、私の平成28年9月議会の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番7番、議席番号12番鈴木悦子議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番8番、議席番号10番西元進一議員の発言を許可いたします。

西元議員。

10番（西元 進一君）〔質問席〕

それじゃ、鈴木議員のいい質問の後ですが、ぼちぼちやらせてもらいます。私も滋慶学園については全面的に支持して、推進してもらえることを期待しながら、私の一般質問に入らせていただきます。

私は何件か、岡山道の問題、市庁舎問題、それから塩垂山、それから市政刷新と監査委員会の文書に対する質問を行いたいというふうに思います。

岡山道の関係ですが、前回もやらせてもらって、美作市の取り組みについては、私も若干なりとも理解をしながら、しかも美作市が中心になって相当大きく前進させてもらっているということを感じております。そういう意味では私は美作市になって3万を少し切るような人口ではありますが、市を構成して大きな取り組みに対する意気込みというか、取り組みが具体的に発展していくということに対する期待というものが、私は市を選択してよかったんじゃないかというふうに感じております。そういう意味では前回も言いましたが、岡山県の取り組みに対する私の考え方としては非常に南厚北薄というか、南に厚く、北に薄いという取り組みが具体的な形であらわれていると、しかもこれが具体的な成果としてではなしに、本当に私たちは合併前には矢田の下にあるようにいわゆる東部横断道という希望は県会議員を含めて取り組んだわけです。そういう点では具体的に取り組んだ中で、しかも余り悪口は言いたくないんですが、市村三次議員というのは副議長をしょうられて、責任を持ってやるということを約束して、私たちは安心しとったわけです。そういう点で、今私が感じているのは、何で五全総に対して、いわゆる東部横断道が具体的な形で県の政策として推進されなにかということを感じつつ、本当に県政というのが北のほうの岡山県民に対する愛情のなさというか、取り組みの薄さというものを感じております。そういう点では今私は喜んでおるのは、萩原美作市長を生んで、しかも具体的に安部副市長、それから横山副市長を含めてこの道路問題に対する取り組みは非常に積極的であるし、理解ある対応をされているということを感じつつ、この問題が本当に延伸していくためにはどういうふうなものをつくり出さなきゃいけないかということを感じながら、1つだけ質問しておきたいと思います。

これは工法の問題です。萩原市長はトンネル化を非常に言われとんですが、私はトンネル化は、必要などこはせにゃいけんと思うんですが、やっぱりオープンカットがいいと。それもオープンカットというのは工事費が非常に少なくて済むんで早く行くし、取り組みやすいということがあって、そういう点では鳥取の智頭あたりのアクセスするためにはそういう点での工法は私たちは理解するというを中心に、山の

上を行って、音も何も関係ないようなものをつくり出して行って、早く延伸していくということが大事だろうというふうに思います。そういう点では、少し漏れ聞いとんですが、萩原市長はこの期成会の会長をされているということがあるんで、今の段階でどこら辺まで取り組みが進んでいるかということをお教えしてほしいと思いますから、1回目の質問に出します。

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

それでは、西元議員の岡山道の延伸問題ということでお答えをさせていただきます。

美作岡山道の道路の北部延伸の要望につきましては、期成会を初め、あらゆる機会を通じ、国や岡山県、県選出の国会議員等にその重要性を訴えているというところでございます。延伸のルートは右手峠付近にトンネルを掘って、智頭南インター付近で姫路鳥取線へ接続するという案で考えております。このルートの利点は、右手峠には現在活断層が確認をされていないため地震の影響は少ないものと推察でき、他の道路が地震により通行できなくなった場合迂回路として利用できること。標高は国道53号の黒尾峠に比べて低く、除雪に係る経費の節減が図れ、道路勾配やカーブも緩やかな線形が可能となり、安全性や走行性が向上すると。美作岡山道と姫鳥線を直接結び、ショートカットされた経路となり、時間短縮が図れます。試算では岡山鳥取間が既存の、53号ということになるわけですが、に比べ、約70分、1時間10分短縮できるんじゃないかというふうに思っております。このように走行面、定時面、安全面で優位性を有しており、この点を前面に出して要望を行っているというところでございます。要望において国、県とも延伸には一定の理解が示されており、県選出国会議員からも調査費等の獲得に向けた前向きな御意見もいただいているというところでございます。

しかしながら、事業化にはいろいろな問題の解決や時間を要しますが、当面は調査費の予算化や事業主体を国に求めるとともに、国、県関係自治体で延伸に関する勉強会の場を模索するなど、協議、調整を積極的に図ってまいりたいというふうに考えております。

北部延伸には勝央町を初め、奈義町など、関係自治体も非常に強い関心を持っておられ、議員がおっしゃいますとおり鳥取県側とも連携を図りながら関係自治体との機運を盛り上げ、この構想が前進するよう取り組んでまいりたいというふうに思っております。今後とも御支援、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

いい答弁をもらいました。それで、真野部長が言われるように本当に県選出の国会議員、私は余り票を入れたことがないような者ばかりが出とんで、そういう点では頼みにくいのはにくいんですが、そういう点で県選出の国会議員に対する取り組みなんかはやっぱり萩原市長が中心になると思うんですが、積極的にやってほしいと。しかも、これは本当に北薄という北に薄いという点を取り除くためにもどうしてもやっぱり積極的にやってほしいと。これは長野知事も含めて、これは言うときます。奈義町で総決起集会をやったときに、あの奈義町はいわゆるその勝央町にあるあの公園が奈義町にできるという確約までとった集会です。そういう点ではもう奈義町はもうたように思うとんが勝央町に行ったという経緯があるんで、それはどういう経緯かよくわかりませんが、そういう経緯があるということも含めて、私が知っとる範囲のことを言うときます。そういう点では本当にこの岡山道の東部横断道というのは私たち、勝田町民というか、少な

い数の町民が一生懸命になって取り上げた問題です。しかも美作市に対等合併をしてもらって、やっと一人前に立ち上げられるようになったんで、市議会の議員の皆さんも含めて応援をしていただいて、この延伸問題が議会、あるいは執行部を巻き込む大きな運動に変えていくというようなことにしてほしいというふうに切に思います。真野部長が今言われるような本当に勝央町を含め、奈義町を含め、智頭あるいは鳥取県側の関係市町村を含めて、私たちが住民運動に立ち上げられるような体制というものが見つかるかどうかという、構築してもらえるかどうかということを質問をさせていただきたいというふうに思いますが、その点での取り組みというのはどのぐらいの範囲で進んでいるかということをもう一度教えてください。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

西元議員の質問にやや政治的な面が入っておりますので、私のほうからお答えしますが、まず県内の政治状況で言いますと、この東部横断道の部分、あるいは美岡道の北部延伸というのは影響地域が実は岡山市まで行くんですね。したがって、岡山市の瀬戸にジャンクションができるわけですけども、岡山市の東部には非常に強い影響があるものですから、岡山市選出の国会議員にも当然動いていただく必要がある。これは話はしてます、もう。動いてくれてます。もちろん3区の方にも話はしております。一方、まだできてないんだけど、やり始めてる件としては、せんだって上京をさせていただいたときがちょうど今の内閣の組閣の前日だったものですから、なかなかお会いできなかったんですけども、本当にばたばたして、そこで事務所には赴いて、国会内の、石破さんとこの秘書官にはきちっと話をしておきました。当然です。鳥取県にも影響あるわけですから、鳥取県の代議士の方にも関心を持っていただかなければならないし、あるいは3県境で話をしておりますので、智頭町はある程度知ってますが、先ほど申し上げましたようにこの件が恐らく鳥取市にも当然関係が出てきますんで、おいおいその辺にも連携の和を広げていく、そういうことが必要です。また、国道事務所との関係でも岡山国道事務所だけでなく、鳥取の河川国道事務所にも連携をしていくというんで、県境をまたいだ話としていろいろ関係者の協力というものが必要になってくるというふうに思っております。その中で、当議会の議員の方々にはもし御関心があれば、あってほしいんですが、ぜひ県に対して、あるいは県議に対してこのことをぜひお願いしたい。ややもすると、県当局が一番後をついてきているという、そういう状況には議員御指摘のようになりかねないものですから、少なくとも歩調をそろえて、県とともに前に進むような環境づくりというものも必要であり、これについては、みんなで議論をする、みんなで陳情するという、そういう活動が、まさにみんなが絡んでいく活動が必要でございますんで、ぜひ議員にもその一翼を担っていただきますようお願いをいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

3回目です。

特に事務局、議長にもお願いしておきたいと思いますが、いわゆる延長問題に対する美作市の取り組みとして議会議員が一度萩原市長を通じて岡山県に陳情にできるような取り計らいをお願いしたいというふうに切に思います。本当にこの問題が美作市を含めて取り組んでいくという問題がやっぱり具体的になってくるということが大きいので、非常に熱意という点ではそういうものをつくり出していくと。しかも美作市の議員的な規模でやっぱり陳情に行くということが大きく前進していく上での取り組みだろうというふうに切に

思います。そういうことからいうと、私は議員の指導あるいは取りまとめを、議長あるいは事務局が、意思を確認しながらでよろしいから、意思を確認しながらやってもらうということが大事だろうというふうに思うんで、そういう取り組みをお願いしたいというふうに思います。

特に、右手峠あたりからの関係は住民も関心がある問題なんで、この問題に対するいわゆる住民説明会とか、住民に対するいろんな啓蒙活動というものが大事だろうというふうに思いますから、私も一生懸命やります。しかし、私一人じゃあどうにもならんし、安藤議員もおるわけですが、そういう点ではやってもらっております。そういう点では勝田の議員だけできずに全体がやると、しかも美作市を挙げてやるということの取り組みを切にお願いしたいというふうに思いますが、答弁があれば、真野部長によろしくお願ひしたい。いや、市長でもえんで。

議長（山本 雅彦君）

どなたがされますか。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

どうも私どもに向けられた質問かどうかはつきりしませんが、お答えをすれば、もうおっしゃるように議会が一丸となって動いていただくことは当局としても大歓迎でありまして、例えば議員が発議をされて、県知事に対する意見書などを当議会でおつくりになられることを強くお勧め申し上げまして、答弁いたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員、総括です。

10番（西元 進一君）

総括を少しだけ。

それで結構です。そういう点では全市を挙げてやるということが大事だろうと思います。それで、私も意見書などを上げて、一生懸命やっていきたいというふうに思いますから、その点では議会議員の皆さんの後押しとか、同じ立場で同じものを目標にしてやっていっていただきたいということを切に希望して、この項を終わりたいというふうに思います。

議長（山本 雅彦君）

それでは、西元議員、2項目めは休憩の後からお願いします。

ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午後1時00分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

西元議員の2項目めの質問から始めていただきます。

西元議員。

10番（西元 進一君）〔質問席〕

2項目めですが、ちょっと少しは露骨な関係も出てくるんじゃないかと思いますが、私は2項目めに市庁舎建設の位置という問題について質問したいと思います。位置についてはおとついでですか、これは否決されたということがあるので、新しい情勢をもとにどう執行部が対応されるかという問題について私は質問した

いと思います。

場所としては最適地でないといけないという論旨で私はいつもそういうことを言っております。中尾という場所は、僕は安いから最適地だということになるんかもしれませんが、市庁舎を建てるという点での最適地としては私は問題があるというふうに思います。私が最初見たときには火葬場がいいんじゃないかというふうに思ったんですが、そういう場所に美作市庁舎を建てて、美作市民が本当に尊敬ができて、100年、200年も使っていくような場所があそこでよいかどうかという問題は市民挙げて考えるべきだと思います。幸か不幸か、私たちは市庁舎問題についてもう100年、200年も恐らく起こってこないだろうという市庁舎を建設するという本当に幸せなことにそういう場面に遭遇して、市議会が3分の2の多数の、いわゆる憲法を改正するような大事業を国ではせなきゃならんという、いわゆる衆参で3分の2をとっていくというぐらいな大きな問題であります。そういう点では私はこの前否決されたということが執行部の汚点にはなると思います。しかし、議員皆さんの良識というのは本当に正しい姿で正しく機能したということが言えると思います。私たちのいわゆる二元代表制である議会が公選で選ばれた議員たちが18人、執行部に向かってやっと18人で一人前の市長に対抗できる力があるということを認められている私たちの姿の中では、非常に大きな力が作用したと。場所もいけないし、そういう点での、岩江議員じゃないけど、条件闘争でやられたその地質の問題も含めて、やっぱり執行部の汚点にはなると思いますが、そういう点での否決ということに対する真正面からの執行部の対応が求められているというふうに私は思います。議会の本当の多数のこういう良識に対して執行部は改めて答えるべきだと、正しく答えるべきだというふうに私は思います。そういう点では本当に議会の良識というものが執行部を動かし、執行部の誤った考え方かどうかよくわかりませんが、私たちの意に沿わない、議会の理想に沿わないという位置を提案してきたということに対する私たちの意思決定であります。そういう点での場所ということに対しては非常に大きな問題があるということがあって、いわゆる否決という大きな対応に対する今の執行部の新しい情勢としてどういうふうな対応をされるかということについて執行部のお考えを求めたいというふうに思いますが、御答弁をよろしくお願いします。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

西元議員の御質問、新庁舎の件であります。3日前ですけれども、本会議で否決をされたと、もちろん特別議決でありますから、否決といいつつも、過半数問題というんではクリアはしてるんですけれども、これは私どもとしても重く受けとめなければいけない。一方で、議員が今おっしゃる中で、例えば火葬場というような話を言ったんだということを思い出して、どういう意味でそういうことをおっしゃったのかなと考えるにつけ、恐らく西元議員の頭の中には火葬場の位置が谷じゃなくて、ほかの伸びやかなところにこの時代あって、心から人生最後をみんなが気持ちを込めて陽光のもとで送ろうというような発想はあったのかなんてことを今御質問を聞きながら思ったわけでもありますけれども、そういう意味では西元議員の発想の中に明るくて伸びやかな緩やかな丘というものが火葬場の適地ということであれば、ある意味じゃあ非常に市役所の適地に近い発想がこれは含まれているというようなこともあります。

そして、そういった西元議員の意見を含め、多くの議員の方々の御意見を賛成、反対の討論の中でお伺いをしてもらったわけでございますけれども、その中で1つ思ったことは、それぞれ御意見にそれなりに当然妥当性もあるわけでもありますけれども、その御意見を我々が真摯に受けとめるならば、いろんな工夫をする中でその御意見というものが満たされるという可能性も非常に強いなというふうに思いました。真正面から受けとめるというのはその点がまず第1であります。

それから第2は、真正面からということになりますと、やはり地方自治法の本旨に戻ってこれを考える必要がある、地方自治法の本旨に戻って考えたときに執行部としてとり得る対策というのは幾つか当然あるわけでございますけれども、それをどうするかということを引きちとこれは考えていかなきゃいけないし、そのための情勢があるのかどうかということも見ていかなければなりません。

もう一つは、あれで新聞記事が出たわけでございますけれども、新聞記事によれば、いろんなことが言われてるわけでありまして、白紙に戻ったという表現がありましたが、私が思ったのは、その後市民の方々が、これで本当にいいんだらうかということで、いろんな市民的な動きをされたという情報を伺っております。その市民的な動きの重なる理由というのは、1つには、新庁舎というものが普通の場合ですと、全て市民の税金でこれを賄う必要があるけれども、合併特例債が使えらる機会においては合併特例債がこの対応ができて、そして起債額の7割を国が償還をしてくれると、大きな金額がこれは滅失したんじゃないかと、失ってしまったんじゃないかという危惧の念というのがその背景にはあるように伺っております。

そしてもう一つは、やはり適地問題として、当局も随分申し上げておりましたけれども、やはり災害、各種の災害との関係で安全性が高いということは今後市民生活を守る機能を持つ、あるいは避難場所となるべき機能を持つところとして今の市役所じゃあそれが無理なんで、その点を踏まえて適地じゃないかという声もあるわけでありまして、私非常にうれしいなと思っておりますことは、市民の方々が自発的にこういった問題を議論を始められているということに民主主義の真価というものを感しているわけでありまして、そしてその市民の方々の声の中に折り込みの何とかという新聞があって、再議の問題を論じておられるということも出てきておる。そういうようなことも含めて大きな議論がもう一度必要じゃないかという市民の声が、これは本当市政始まって以来と思うんですけども、自発的に上がっているという状況を捉えていく必要があると思うんです。議員は議会対あれが18分の1というようなこともおっしゃいましたけども、その背景には同じ市民の方々がいらっしゃる。両方とも市民の方々によって選ばれてきた者同士でありまして、最後は市民の方々の強い意向というようなものについてどう反応するかということが最大のポイントだと思っております。そういう意味で今後どうするかのアプションの中に先ほど申し上げましたように自治法にのっとった対応というものが有り得るわけでございますけれども、ここは心ある西元議員の理解を、市民の心情を、人情を理解をしていただきたい。私も市民の方々の思いというものを理解をした上で対応していきたい。どうぞ御理解を賜りますようにこの場をかりてお願いを申し上げて、答弁いたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

次の新しい提案ということでやっていきかけたんですが、この項でもう一点だけ。

やっぱり私は場所としてどうかという問題では、やっぱり市民的な規模で考えたら、あそこは問題があるんじゃないかというのが私の今の印象です。というのは、ほとんどの方です、私の、きょうの一般質問がいつごろあるかということを知られた四、五人ですが、中の方々も、おまえ、あれはええことやったという意見のほうが強かったです。そういう点では議会というのが今の市民規模での位置という問題について、私は要請に応えた議決だったんじゃないかというふうに思っております。人情論も含めて、市長の苦しいという側面というのはよく理解できます。よく理解できますから、一定の理解はやります。しかし、やっぱり場所としては僕は譲れないんじゃないかというのが僕の感覚です。市長、そういう点ではいろんな、市長、苦しい部分もあるし、私も含めて市議会がやっぱり結論を得たということを重視してほしいということを切に、もう一度できたら、答弁があればやってほしいと思うんで、答弁お願いします。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

我々その場所決めに際しては当然のことですけれども、将来にわたってこの町の市民の方々の幸せ、特に安全を確保するにはどうしたらいいんだということを第一義的に考えて、選択をし、一方で予算の制限もありますので、その制限の中に沿った最適地を探しているということでもあります。どなたかおっしゃいましたけども、ベストであればこの山を全部切って、そこへ置きやあ済むんですけども、そんなことになかなかこれはまた予算の範囲内でできない、そういうことも考えたときにやはりこれは残された選択肢としては最も正しいんだということでもあります。そのことが今回のその議会の議決などを一つの契機としながら、多くの市民の方々の理解をされるようになってきているということでありまして、その市民の方々の声というものをぜひ議員も直接お聞きになった上でさらなる展開があった場合に気持ちのこもった判断をしていただくように心からお願いするしかないのではありませんので、お聞きいただきますようお願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

それで結構です。私が本当に言いたいのは、市長に求めたいというふうに思うのは、せっかく美作市が買求めているいい場所があるということで提案させてもらいたいというふうに思います。というのはもうもう工房であります。私はもうもう工房という点では皆さん狭いとか広いとかという、裏がどうのこうのと、買いにくいとかというようなことを言われるんで、本当に工法として問題があるんだったら、私の晴れやかな提案を受け入れてほしいというふうに切に思います。というのは、あそこが6,000平米あるわけですから、100メートルに60メートルという、縦が100メートル、横が60メートル、こういう広い場所があるわけです。そういう広い場所に、あそこで裏を買えということ私も言いました。しかし、裏を買わんでも6,000平米で少し余るぐらいあるわけですから、そういう点では総合支所としてフロア面積が足らんというんだったら、私は階を上げて対応すると、1階と半地下でもいいですから、1階を完全な駐車場にすると、あとはその中にエレベーター、エスカレーターをつけて上がっていってもらおうということで対応すれば、6階のものが8階にはなるかもしれません。しかし、そういうものを工法として考えていけば、私は対応できると。場所としては最適ではないかと。美作市のシンボルをつくり、市議会が3分の2じゃなしに全員が賛成できるぐらいの位置という点で、そういう点では私はあの場所は最適地だろうというふうに思います。せっかく買うてあるわけですから、いわゆる市長が決断をされて、あそこへ決めると、あしたから調査して、していくということで進んでいけるわけですから、そういう点ではあの場所を最適地として選んでもらう。フロア面積が足らんというんだったら、階を上げていくと、1階を駐車場にすると、完全に。それで、上がりにくかったら2カ所ぐらいをエレベーターとエスカレーターをつけるというような対応で十分私は賄っていけるということがあるんで、その点ではいわゆる納得できるという場所、市民が納得でき、あるいは議会が納得できるという場所はあそこを置いてほかにないんじゃないかと。ハザードマップの関係もあそこでは何とか水害では対応できると。それは地震の関係は知りません。水害では対応できるということがあるんで、本当はここに求めてもらいたいと。市長はそういう点では否決ということに遭遇して、市長の感覚としては、非常に自分では重く受けとめて、結果としてはあれが相反する結果になったんで、自分の汚点としてははかれるんで、いろんなことがあるというふうに思います。しかし、私は本当に市長が美作市民の側に立ち、美

作市民が納得し、あるいは美作市民を挙げてあの場所としては最適地だということを、萩原市長のもとでやっていけるということを確認できる場所としては最適地ではないかということを使うんで、その点では今までの経過を全部白紙に返してあそこに打ち立てていくということが決意できるかどうかということをお答えをよろしくお願いします。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

もうもう工場の跡地、これも議員がいろんな場面で主張をされておられた、その経緯も含めてよく知っております。検討しなかったわけでは当然ないところでありますから、具体的な問題点があるから、できないわけでありまして。最大の問題点は、これは1階を全部駐車場にすりゃあええではないかというお話があったんですが、それでも所要面積、必要面積の半分ぐらいしか達せないんです、あれは。どうやってもそれは無理なんです。予算の規模が若干出てくるわけですが、じゃあ1階、2階を全部駐車場にしてということになりますと、今度はがたいそのものが大変なことになりまして、實際上予算の尺にはまっぴらなということになる。一方、買えばいいじゃないかということについては、御案内のとおり提案申し上げてるところは提供の意思が明らかになっているということでありまして、いつでもこれは入手できるわけでありまして、あの辺の一体は土地についての取引なかなか成立をしてないという、特に買取についてはなかなかないという実態も、これありまして、もうもう工場については、西元さん、まことに申しわけないし、いい提案であるところの意味はわかるんですけども、市民の福祉を最終的に守るという立場からは、もう本当に申しわけないけれども、採用できんと、明確に申し上げます、採用できません。ですから、次善の策として、議員から見ればね、次善の策として市民をどう守っていくかということに市民の気持ち、人情を背景としてしっかり御判断を賜っていただきたいと、これまた切にお願いをいたします。よろしくお願いします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員、総括です。

10番（西元 進一君）

総括、簡単にします。

私は美作市ぐらいの規模で6,000平米あったら十分じゃないかというふうに思います。それで、1階を駐車場にして、フロア面積を総合支所としては足らなんだら上階に持っていくということが正しい姿ではないかと、市民挙げての場所として理想としてやっていけると。しかも議会議員の若干のそれは抵抗はあるかもしれないんですけど、賛成も得られるんじゃないかというふうに思います。そういうことからいうと、今の執行部の市民的なサイドからの検討という点では非常に私は薄いというふうに思います。そういうことからいうと、今あしたからでもかかれるようなもの、物件がありながら、息をとめて私たちにそういうものを提供に對するものを見せていくというのは問題ではないかというふうに私は思います。そういうことで、総括を終わらせていただきます。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

それでは、3項目めに入ってください。

10番（西元 進一君）

それじゃ、3項目めに入らせていただきます。

塩垂山の関係です。

私は感じたことだけを言います。塩垂山の都市公園化の問題です。里山長大寺の都市公園化の問題を取り上げたいというふうに思います。私は今現在美しい里山公園がことし3月31日の一部開園となり、事業が進んでいるようであります。私は今回の昨年9月の議会で請願が出て否決となった塩垂山、長大寺の都市公園の整備の質問をしたいとします。市長が都市公園計画区域の山に目をつけ、都市公園として里山整備をし、住環境の改善、その他、地域経済の活性化など、多くの価値が見出されるよいアイデアだと思っています。現在ではまだ単に観光や温泉に行くことからセットとなっているアウトドアやトレッキングなどが注目されているように感じます。山ガールとか山ボーイとかというようなものも生まれてきたようであります。これに対する専用のファッションも生まれてきたり、私は理解できるところです。しかし、この問題について私は、請願が出ているわけです。請願が出て、否決されたという問題があるんで、私はなぜ、いわゆる城山公園が執行部提案として議会で諮られ、3月31日という早い時期にいわゆる里山公園として認可を受け、しかもそれが交付税の対象になっていくというような大きな成果がありながら、この案件に対しては、いわゆる都市公園区域内なわけですから、請願がなくても執行部で目をつけて、ここに都市公園化を図っていけば、美作市の利益、いわゆる市民が大きな利益を得れるわけですから、そういう点では、きのう岩江議員もあそこで言われようったのですが、桜を植えるだけでなしに桜の時期を離れたらやっぱりシバザクラがあるとかというような、そういうものをつくり出していく上でも大きな可能性を秘めた、いわゆる都市公園化であると思います。そういう点では、市長もちろん理解されたりして、せっかく請願を受けながら議会で否決するという事になったわけですが、私はこの問題については、副市長である安部副市長や横山副市長が本当に本気出してやってくれたということに対しては感謝しています。感謝していますけど、議会が言うことを聞かんだという点では議会の反省点もあると思いますが、しかし、議会は議会での問題に対する対応としてはきちっとした対応をしようというふうに思います。なぜ城山都市公園と塩垂山、長大寺の都市公園が差別的な扱いを受けたかということについては本当に疑問を持つとんで、この問題を取り上げさせてもらいました。そういう点での答弁をよろしくお願いします。

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

西元議員の塩垂山、長大寺の都市公園化の問題についてお答えをさせていただきます。

里山公園事業につきましては、行政提案で進めている美しい里山公園と、住民請願があった塩垂山、長大寺の扱いということですが、里山公園の事業化に当たっては平成26年に美しい里山をつくり育てる条例を制定し、里山を都市公園として利活用する方針といたしました。エリアの選定に至っては、都市公園区域内で周囲を集落に囲まれた一団の山林で、適度な面積が確保できること、荒廃すれば市街地に対して影響が大きいこと、宅地開発の可能性がなく緑地保全に適すること、地元の所有者が多いこと等を勘案し、まず栄町から平福にかけての約500ヘクタールの里山公園整備を区域として設定をし、事業着手をしようところでございます。

当初の候補地といたしましては、塩垂山、三星山等もございました。現在といたしましては、貸借契約の進捗状況や事業予算を考慮し、他のエリアも含めて順次検討をしていきたいというふうに思っております。

〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

答弁としてはまあまあ答弁をもらいました。私はいわゆる行政としてなぜ塩垂山、長大寺が請願によって出なければならなかったという問題を、真野部長、言うたら、言ようるわけで、そういう点では真野部長は行政サイドとして今後の問題としてやっていくということを言われたと思います。しかし、それはそれで意義があるし、私の質問に対する答弁は結構です。しかし、私が聞きたいのは、この塩垂山、長大寺がなぜ請願になったかという問題と、城山公園が今3月31日かなんかでいわゆる交付税対象の公園になって、ひどう何もしてないのになつとるかという問題です。そういうことについて私は言うとなんで、その点では扱いとしては差別的な扱いではないかということを言いたいわけです。そういう点はかっちり答弁してください。そうせんと、行政の責任という問題が本当に中途半端になつとつても、どがな答弁をされても我々は納得するということではいけないので、そういう点では同じ案件を同じように平等に扱おうと、そういう扱い方に対する問題としてちゃんと答弁をするということを切にお願いしたいと思うんで、もう一度答弁をよろしくお願いします。

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

西元議員の2回目の御質問で、なぜ行政主導でやらなかったかという御質問ですが、まず候補地として先ほど言いましたように塩垂山とか三星山があったという事実がございます。私どもとしては面積が大きかったり、地権者も多いということで、そっちのほうが先かなということで始めさせていただきました。

請願につきましては、私どもが行ったわけじゃございませんので、答弁はできませんけれど、いずれにいたしましても、昨日温泉の転地効果というようなお話もございました。現在その塩垂山は児童公園として、都市公園として約5,000平米弱の都市公園としての面積が上がっております。今後するとしたら、それを拡大するということになるわけですが、温泉と、それからスポーツ公園と、発展に向けてその関係部局と協議をしながら、順次進める方向で検討させていただきたいというふうに思います。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

それで本当は不十分なん、真野部長、不十分なんじゃけど、時間もない、16分しかあとがないんで終わりたいと思います。できることなら、真野部長、本当に真剣に考えてあそこにいわれるスポーツ公園なんかから見ると、桜の木がひょこひょこつと出とるだけで、どうにも公園としては見ばが悪いし、それから運動公園としてもやっぱり位置としては見ばが悪い。そういう点ではシバザクラでも植えて、やっぱり管理するという点で美作市がそういう若干でも前向きな方向でやっていただきたいというふうに切に思います。そういうことをやってもらえるという前提でこの案件に対しては終わりたいと思います。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

それじゃ、続けて4項目めに入ってください。

10番（西元 進一君）

それじゃ続けて、市政刷新の進捗状況ということでやらせてもらいます。

萩原市長が美作市に市長になられて本当にありがたかったし、私もこれからどうなるんだろうかという思いの中で萩原市長が来られてみえたということに対しては感謝しておりますし、美作市の市政が漸進的に、

いわゆる堅実に進んでいこうというふうには期待して、本当に支持して、今もおるし、そういう点では感謝しております。市長の鳴り物入りでいわゆるコンプライアンスかなんかというもので姿勢を正していくという点で、今日までの問題に対してどうあったかということをお教えしてほしいと思います。今日の到達点と市政刷新の状況はいかがですか。必要ではなかったのではありませんかということで、これは3番目は私の思いですから結構ですから、そういう点での御答弁をよろしくお願いします。

議長（山本 雅彦君）

総務部長。

総務部長（山本 直人君）〔登壇〕

それでは、議員お尋ねの到達点の評価と現在の評価、市政刷新の状況はいかがですかという御質問につきましてでございますが、市政刷新の進捗状況について、当市の将来の展望を開くため市全体の刷新を強く求められた市民皆様の強い御要請にお応えするものとして市政刷新条例を制定し、取り組んできたことは議員御承知のことと存じます。多くの市民の皆様や近隣自治体からもこれまでの取り組みについては高い評価をいただいております。行政を執行する上では監査委員からの厳しい御指摘も頂戴する中、まだまだ改善する余地があると感じております。また、西元議員を初め、議員皆様からも建設的な御質問を頂戴するなど、市政刷新の精神の各方面への浸透を実感しているところでございます。今後とも市政刷新の取り組みに御理解と御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

それで結構です。やはり自分を含めてですが、自分に向かってどうなんかという問題を含めて、正しく対応していくということが求められているというふうには私は思います。そういう点ではこの項についてはもう市政刷新ですから、そういう点では私も言いにくい部分もありますから終わりますが、本当に市政刷新という条例が正しく生きとるかという問題について、きちっと行政も執行部も総括をして位置づけてやってほしいというふうに思います。そうでないと、むちゃくちゃをしながらでも市政刷新という格好でやられているということが大きくあるんで、その点ではちゃんと前向きに検討してほしいということをお願いして、次の項に行かせてもらいますが、またこの項については、市政刷新については質問をさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

それでは、5番目ですね、5項目めに入ってください。

10番（西元 進一君）

5項目めに入らせていただきます。

これは大きな問題なんで、少し言わせていただきます。というのは、ここに美作監査第41号、美作市長様、美作市議会議長様、監査委員窪田功、監査委員松本妙子、監査委員安本博則ということで、発番をとってのこれ監査委員からの緊急提言かなんかというのがあります。私は緊急提言以前の問題だというふうに思っております。なぜこれが監査委員からの4人おられるのに3人で監査委員としての文書になつとるかどうかということをお今の扱いに対する執行部の見解をよろしくお願いします。

議長（山本 雅彦君）

総務部長。

総務部長（山本 直人君）〔登壇〕

それでは、議員の監査委員からの文書についての御質問に答弁させていただきます。

平成27年7月17日付、美作監査第41号の発番で、監査委員3名の連名で提出された監査委員からの緊急提言についてと題した文書の扱いについての御質問だということで答弁をさせていただきます。

当該文書が公文書に当たるかどうかについては、監査委員という独任制の執行機関においてどのような位置づけにされているかという問題でございまして、我々が直接関知するところではないということを御承知おきいただきたいと思います。参考として申し上げます、市長部局としては、個人印をついた文書に発番を付すような文書の取り扱いはいたしません、監査委員の意見の決定は地方自治法199条11項で合議によるものとされており、多数決ではなく、監査に加わった全ての監査委員の意見が一致することが必要であり、合議が整わない場合は合議不調となると理解をしております。監査委員の職務に関する法令の解釈権限は、第1次的には監査委員にあると考えますので、文書の性格については、当該監査委員にお聞きしていただければと思います。

あくまでも市長部局としては文書の性格が公私のいかんにかかわらず、公文書、私文書ですね、かかわらず、提出された文書を受けさせていただきました。ただし、一旦文書を受け付けますと、市が保有する公の文書となりますので、情報公開条例に基づき処理をしたものでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

正しい答弁だというふうに思います。しかし、言うときます。この監査委員のいわゆる最適な文書というのは、これは通用しませんよ。というのは、せっかく高田氏という人がこの合議に加わらずに、我々の前に本当にこれは正しい文書で発番をつけるような文書じゃありませんという抵抗のあかしで高田さんは入っていないですよ。これに気がつかずに執行部がきちっとした対応をしようとしてらんで、公文書のような扱いをしとるとするのは間違いですよ。議会議長にまで出しとんですよ、美作市長にまで。せっかくですからもう一つ言うときますけど、安本博則氏と松本妙子氏は議会の推薦なんですよ。この人たちが4人の合議が成立せないようなものを出したらだめですよ。そうでしょう。だから、せっかく議会推薦で指導せにゃあいけんような人がいわゆる私文書偽造のような格好に、公文書偽造のような格好のものを提出するという事はなっていないですよ、はっきり言うたら。このような問題が美作市に横行しとるから、やっぱり、萩原市長も含めて、私が言う、警察上がりで内向き過ぎるということを言うたんですけど、今はそうじゃないですよ。私たちの本当に正しい議会对応、あるいは正しい執行部対応、正しい議案対応、いわゆる地方自治法の条文に基づく対応をしてくれている、これを指し示してくれとんですよ。これに私たちが正しく対応せなんだら、美作市は本当に死んでしまいますよ。じゃから、ちょっと頭にきて大きい声しようるけど、そういう点ではかっちりとした対応をしてください。山本部長、もう一度でいいですから、かっちりとした答弁で、私文書を、いわゆる公文書に対する扱いとしてはどうかという問題をかっちりと答弁してください。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

山本総務部長にということなんですが、若干補足も含めてお話をいたしたいと思いますが、まず刷新の議論とこれ関連をした全般的な質問なんですけれども、先ほど午前中の最後に傍聴に来ておられた方が後で挨拶に来られたんで、これは隣接の自治体の議員でいらっしやいまして、もうお気づきの方もいらっしやったと思いますけども、市議会を傍聴して、感心して帰りましたね。しっかり議論ができていらっしやるとい

ことであります。恐らく議員自身もかつての議事録をずっと御自身のやつをごらんになってみると、今と大分違ってると、知らず知らずのうちにいろんな形でお互いに切磋琢磨ができていて、こうしたいいわゆる純然たるコンプライアンスの気づきについて、それも法律に即して論戦が展開するという状況が、かつてどこまであったか私は議事録でしか見てないんでわかりませんが、随分質が上がっているという感覚を私はその隣接自治体の議員の方の声を聞いて改めて感じたような次第であります。そういうこともまず前提として申し上げますと、だんだんお互いに切磋琢磨する中で、みんなその同じレベルでおると勘違いしてはいますが、だんだん刷新の実が上がってきていて、ほかから見るとまねをしたい市議会になってたということがありました。

くだんの問題について若干の私見を交えて申し上げますと、おっしゃるとおりでございます、公文書という体裁をとるには公文書たる資格が必要です。そして、その資格について申し上げますと、合議制の必要と、合議制が求められている委員会においては委員全員の賛同が必要であり、その場合には委員の名前を書かずに角印で監査委員会と押す場合もあります。ですから、丸い判こで人数が欠けて文書番号がとってあるというのは、いささかこれは異様な体裁になっております。そういう意味でどういう法律で問題があるか、先ほどの答弁では答えはしませんでしたけれども、法律的な問題がなしとは言えないと、ただその一義的解釈権限が当該法律の部分の執行権を持つてるところになりますので、裁判所に行かない限り監査委員会からの判断が優先するんであろうと思いますが、ちょっと私たちの職場である公務の世界で言うと、普通のことではないというのが1点目です。

2点目は、私どもに到達した文書は、それがどんなものであれ、行政に関するものですから、受け取り拒否はしちゃいけないんです。この文書を見てくれというやつを、見ちゃあいけないとか、見ないとか、そういうことをするのは民主主義的じゃないので、文書が来たものは全て受け番押しして、最低限供覧に付したり、あるいはそれが行政上の意味がある文書、例えば認可を申請するとかということであれば、行政手続法に則してこれを処理する必要がある、一定期間に決裁をして、発行させる、あるいはしないという判断を明確にする必要があります。ですから、来た文書は、全てこれはその来た日付を書いて、受け番押しして、文書番号を付して、そしてその時点から受けたものとしての文書管理が始まるということです。このことは出した側がどうであれ、そういうことをせざるを得ないんで、受けた側に非はないというふうに御理解をいただきたいと、こう思う次第でございます。

もしお暇が、機会があれば、監査委員からの御答弁ももらわれたらというふうに思います。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

それで答弁は結構です。私をはっきり言うと、こういう公文書を出されるような監査委員さんに意見を求めようとは思いません。率直に言うて、きのうですか、監査委員が言われたような意見というのは、本当は聞く耳を持たないというのが私の姿勢です。言うときます。あれなんかで三菱の事例なんかを美作市議会でも何で論じにやあならんかという問題については、私は疑問に思います。何も他者のことを批判して私たちがええことじゃええことじゃというような問題は、問題にはならんということを思います。そういう点では越権行為も甚だしいし、越権に対して私たちが対応するのは冷酷な対応にしかならんと思いますけど、そういう点でのきちっとした対応をしていくということが求められるというふうに思います。

それからもう一つは、一定の基準で一定のどこまで来て精査されたら、やはりいわゆる日切れ、時限立法

というんですか、時限立法での監査委員さんの寿命というか、そういうものについてはきちっとした対応をしてほしいということを私がきょう言うというて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番 8 番、議席番号10番西元進一議員の一般質問を終了いたします。

ただいまから10分間休憩いたします。

午後 1 時53分 休憩

午後 2 時03分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、通告順番 9 番、議席番号 3 番安藤功議員の発言を許可いたします。

安藤議員。

3 番（安藤 功君）〔質問席〕

それでは、議長の発言の許可をいただきましたので、28年 9 月定例議会の私の一般質問をさせていただきます。3 番安藤でございます。よろしく願いいたします。

まず、冒頭に3カ月前の6月議会におきまして、私を含めたくさんの多くの議員各位から熊本地震におきます被災者の皆様方にお見舞いを言われた方々、私も含め、いたわけなんですけど、わずか3カ月、たった3カ月で、それからまた東北、北海道を中心とした台風による水害であったり、風害であったりの大きな被害が出ております。また、あってはならないことなんですけれども、人が人の命を奪うと、痛ましい事件、常軌を逸するような事件が相模原でも起きております。気候にしても、また人の心といいますか、人が起こす事件にしても心を痛める、痛ましいことばかりが多くて、日本は今後どうなっていくんだろうなというふうな憂う気持ちで、皆様方もそういうような気持ちをお持ちなんではないかというふうに思っておりますけれども、明るいすばらしい日本が築けるように地方からでもそういった明るい話題をお届けできるようというふうにしていかなければいけないなというふうに心新たにしております。

それでは、出だしが暗い話になりましたが、私の一般質問に入らせていただきます。

まず、通告しておりますように1項目めとして、認知症対策について、それから2項目めとして、防犯カメラについて、3番として、空き家の現状と対策について、4番として、地域経済の活性化についてという4項目で質問を順次させていただきたいと思っております。

まず、認知症対策についてということなんですけれども、細目が、市内の要介護認定で認知症と判定された人数、または推移はどのようになっているか、2、認知症予防対策は行っているのか、3として、認知症患者または家族に対しての支援は行っているかという順で御質問をさせていただきます。

認知症になっても住みなれた地域、今までなれ親しんだ環境で生活をしたいと願うのは万人の思いだと思います。そうした中で、生活を継続していくためには医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行うことが重要とされています。それらの観点から先ほど申し上げました3項目の質問をさせていただきたいと思っております。

認知症とは、皆様方も十分御承知のことと思いますが、いま一度認知症とは何ぞやということ整理をさせていただきます。人間の脳は人の活動のほとんどをコントロールしている指令塔でございます。認知症とはいろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったりしたためにさまざまな

障害が起こり、生活する上で支障が出る状態のことを指しております。そして、主な認知症の種類として主に4つが上げられております。まず1つ目が、アルツハイマー型認知症、これが一番の有名と申しますか、よくテレビなんかでも言われている認知症の種類でございます。そして、脳血管型認知症、レビー小体型認知症、そして前頭側頭型認知症でございます。このうちの約60%はアルツハイマー型認知症で、約20%が脳血管型認知症と言われているようでございます。特に、認知症の中核症状として代表的な症状は記憶障がい、記憶ができないために直前に起こったことでも思い出せなくなるといったような症状が出ます。脳が正常だったところに記憶した過去の記憶は残っていますが、症状の進行とともにそれらもやがて失われていきます。その他にも筋道を立てた思考ができなくなる判断力の低下や、時間や場所など自分が置かれている状況を正しく認識できなくなる見当識障がいなどがございまして。また、BPSD、横文字が最近非常に多いんですけど、BPSDと言われる行動心理症状があり、中核症状に本人の性格や環境の変化などが加わって起こる症状で、妄想を抱く、幻覚を見る、暴力を振るう、徘徊をするといったものです。これは認知症になられてから性格が変わってしまったというようなこともよく聞かれますけれども、こういったことが原因で起きているということでございまして。その徘徊によって電車をとめたことが原因で高額な賠償金を請求されたニュースも記憶に新しいことだと思います。そして、この認知症ですが、患者数はますます増加をしており、65歳以上の高齢者のうち認知症を発症している人は、推計でございまして、15%で、2012年時点で約462万人に上ることが厚生労働省研究班の調査で明らかになっているということでございまして。

そして、認知症の前段である軽度認知症、MCIと言うそうなんですが、の高齢者も約400万人いると推計をされています。実に65歳以上の方の4人に1人が認知症とその予備群となる計算でございまして。さらに、2015年1月、厚生労働省により2025年の認知症患者は現在の約1.5倍となる700万人を超えるとの推計が発表をされております。これに先ほど申し上げましたMCI軽度認知症患者を加えますと、約1,300万人となり、65歳以上の3人に1人が認知症患者とその予備群と言えることになるということでございまして。

さらに、認知症専門医の間ではMCIの数はもっと多く、MCI軽度認知症患者だけで1,500万人を超えるんじゃないかというふうな見解を持っておられる医者も少なくないとのことでございまして。

そこで、美作市において冒頭にも申し上げましたが、市内の要介護認定で認知症と判定された人数とその推移、認知症予防対策は具体的にどのように市として行っているのか、そして認知症患者、またその家族に対しての支援の有無、どのような支援をしているのか、してないのかといったこと、また対処状況などについてお尋ねをいたします。

国は2015年1月、認知症施策推進総合戦略、俗に新オレンジプランと言われておりますけれども、を策定し、厚生労働省を初めとした12省庁による横断的な取り組みが始まっております。その新オレンジプランにある7つの柱である、まず1としまして、認知症への理解を深めるための普及啓発の推進、具体的に言いますと、認知症の人の視点に立って認知症への社会の理解を深めるキャンペーンの実施をなささいといったことです。また、認知症サポーターの養成とその活動の支援、学校教育等における認知症の人を含む高齢者への理解、推進。

そして2番目に、認知症の態態に応じた適時適切な医療、介護等の提供、それは具体的に申しますと、本人主体の医療、そして介護の徹底、発症予防の推進、早期診断、早期対応のための体制整備、行動心理状態、これBPSDですね、や身体合併症等への適切な対応、認知症の人の生活を支える介護の提供、人生の最終段階を支える医療、介護等の連携、そして医療、介護等の有機的な連携の推進をなささいというふうに言われております。

そして3番目として、若年性認知症施策の強化、最近高齢者ばかりでなく若くして認知症を発症されてい

るというような話もちよくちよく聞くようになっております。そういったことへの対応の強化をなさいたいということでございます。

そして4番目に、認知症の人の介護者への支援、認知症の人の介護者の負担を軽減しなさい、介護者たる家族等への支援、介護者の負担軽減や、仕事と介護の両立を図るように努めなさいということでございます。

そして5番目、認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくり、具体的に言えば、生活の支援、これはソフト面になります、生活しやすい環境、ハード面の整備、就労、社会参加支援、そして安全確保に努めなさいということでございます。

そして6番目、認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発、及びその成果の普及の推進とあります。

そして最後、7番目でございますが、認知症の人やその家族の視点の重視、具体的には認知症の人の視点に立って認知症への社会の理解を深めるキャンペーンの実施、初期段階の認知症の人のニーズの把握や生きがい支援、認知症施策の企画、立案や評価への認知症の人やその家族の参画といったように国が新オレンジプランを策定しております。そうした中、美作市として今まで申し上げました以上のことを踏まえての御答弁をよろしくお願いをしたいと思います。

1回目の質問とさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

それでは、認知症対策についてということで、まず1番目の美作市内の要介護認定で認知症と判断された方の人数、また推移はどのようになっているかということについて答弁をさせていただきます。

要介護認定で認知症と判断された方の人数は、平成28年4月1日現在で、何らかの認知症を有するが日常生活は家庭内及び社会的にはほぼ自立している方を含め、2,086人、そのうち、何らかの見守り等が必要な方、一般に認知症と言われる方は1,506人となっております。平成23年4月1日現在では一般に認知症と言われるランクの方は1,374人でしたので、この5年間で132人の増加となっております。

2番目の認知症予防対策についてのお問い合わせなんですが、認知症予防の取り組みとしましては、介護予防サポーターをこれまでに312名の方に養成講座を受講していただきまして、現在177の方が運動教室やサロンで活動をしていただいております。この介護予防サポーターの研修や指導資料には、指先の運動を含む認知症予防のための内容がありまして、介護予防の一つとして広く取り組んでいただいております。

それから、3番目の認知症患者また家族に対しての支援は行っているのかということですが、認知症患者、家族への支援でございますが、家族だけで問題を抱え込んでしまうことのないよう市内6カ所の地域包括支援センター、地域ステーションで気軽に相談してもらえるように取り組むとともに、専門的なアドバイスが必要な方には毎月精神科病院の専門看護師長の相談会を予約制で実施しております。介護をしておられる御家族の方への支援としましては、旧町村ごとにそれぞれ年5回から6回、介護者同士の交流の場をつくり、介護者の精神的なストレスを軽減する取り組みを行っております。

そして、地域全体で認知症高齢者を支えていただけるよう市民の方どなたでも参加できる認知症研修会を毎年市内で開催しております。昨年度の参加は111名でございました。

また、認知症の方やその家族を見守り、支援する認知症サポーターの養成講座を実施しておりまして、8月29日現在で認知症サポーターが3,457人、認知症サポーターを養成してくださるキャラバンメイトが108名ということになっております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。

安藤議員におかれましてはPTA役員として、また教育行政に御提言、御協力いただき、まことにありがとうございます。

さて、今回の学校教育等におきます認知症の人を含む高齢者への理解促進ということでの御質問にお答えをいたします。

高齢者という課題につきましては、平成28年3月に策定されました第4次岡山県人権政策推進方針において女性、子どもに続く大きな課題として定められ、認知症対策を含め、高齢者の尊厳が重視され、住みなれた地域で暮らし続けることができることを基本として、子どもなど、他の世代との交流を進めるよう指針で示されております。この指針に沿って学校においても人権教育の一環として道徳や総合的な学習の時間などを活用し、認知症高齢者も含め、高齢者の理解が進むよう学習をしております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安藤議員。

3番（安藤 功君）

御答弁いただきました。

それじゃ、2回目の質問をさせていただきます。

まず、今御答弁をいただいた中で、まず平成28年4月1日現在で認知症と判断された方の人数に関してなんですけれども、認知症を有するが、ほぼ自立している方を含めて2,086人、そして一般的に認知症と言われる方が1,506人とこのことなんですけれども、ことしの7月1日時点での、若干前になりますが、美作市の65歳以上の人口、1万1,102人での比率を見ますと、2,086人が約19%、1,506人が約13.5%に当たります。先ほど私の1回目の質問時に述べました厚労省の調査した数字と美作市の数字は大体近い数字が出ているようでございます。そこで、その比率なんですけれども、美作市の調査の仕方というのは、国の基準なり調査方法など決め事があって出されているのか、またはそういうような基準ではなく、各自治体での単独の基準を設け、この認知症の数なんかを出されているのかを教えてくださいというふうに思います。

いずれにしても、比率はともかくとして、ここ5年間で確実に132人の認知症と判定された方がふえているのは事実でございますので、この間人口も減っているんだけど、そこはふえているということが非常に肝心なところかなと思うんですけれども、やはり予防と治療やその他の方法で進行をとめる、ないしはおくらせる、そういった取り組みや、その御家族の方々への支援策がますます重要になってくようというふうに考えます。いま一度今後の取り組みについてのお考えをお尋ねをしておきたいというふうに思います。

そして、折しも皆様方も目にされたことと思いますが、9月5日の山陽新聞朝刊の第1面に認知症見守り広域化、不明者対応、訓練や情報交換、2017年度から厚労省という見出しの記事が掲載をされておりました。このことの内容を踏まえて、以下美作市として近隣市町村との連携、強化などの取り組みについてのどのよ

うにお考えをお尋ねをいたします。

まず、その今の山陽新聞の少し要約したところをちょっと読んでみたいと思うんですけども、9月5日の山陽新聞の朝刊でございます。厚生労働省は、認知症の人が行方不明になるケースに対応するため2017年度から都道府県単位での広域の見守りを強化することを決めた。現在は市町村ごとの取り組みが中心だが、発見や通報などの模擬訓練を複数の自治体で共同実施したり、地域の課題を共有するための会議を設置したりする。認知症の行方不明者は15年に1万2,008人で、3年連続で1万人を超えている。鉄道事故など、家族が損害賠償を請求されるケースもあり、これ先ほど私が申し上げたところなんですけども、事故を未然に防ぎ、本人や家族が安心して暮らせる地域づくりが狙いだ。認知症の人が自宅や施設から外出後、予想以上に長距離を移動し、居住地以外の自治体で保護されるケースもたびたび起きている。福岡県大牟田市ですね、北海道は釧路市のように近隣市町村を含めた広域のSOSネットワークをつくっている例がある。一方、縦割り意識や個人情報取り扱いをめぐる温度差から市町村単位での対応にとどまる場合が多い。厚生省は取り組みがおこなっている市町村と先進地域の担当者を一堂に集め、課題を共有する会議を都道府県が開くように後押しをする。市町村を越えた広域での訓練も促し、いずれも費用の半分を国が補填するというふうな、補助するということになっております。こういった内容なんですけれども、これは実は徘徊で行方不明になるというのは、私の次の質問にも絡んできますので、新聞記事をちょっと頭の隅に置いていただければかなと思います。

それで、また別の問題なんですけれども、また最近ではヤングケアラーという言葉をよく聞くようになっていますが、ここ最近なんですけど。ヤングケアラーとは認知症などの家族の介護を行う18歳未満の方たちを指します。老いや障がい、病による要介護者の存在はそれまでの家族の生活を一変させます。年間10万人の介護離職者がいるとされる日本においてその存在が今注目され始めています。家庭の事情はそれぞれ違えど、介護の負担が子どもたちに向かった結果とも言われています。家族の置かれた状況を見て、みずから判断し、そしてみずから進んで介護を引き受ける子どもも少なくないそうです。しかし、過度に子どもたちに負担がかかると学業に影響が出たり、友人関係に影響が出たりする問題は、我々大人の介護者とはまた違うヤングケアラー特有の問題となりつつあるというふうに言われております。この問題は美作市を初め、今後の日本全体にとって大きな問題となるのではないかと言われています。少子化がますます進んでおまして、そして超高齢化社会に入っていきますから、こういったことも起き得るのかなというような気もいたしました。このことに関してもお答えできる範囲で結構ですので、御答弁をよろしくお願いをしたいと思います。このヤングケアラーという言葉、新しいというか、最近なんで、十分に情報なりをお持ちでないかもしれませんが、御答弁いただけたらというふうに思います。

また、介護サポーターの養成講座を312人受講され、約177の方が活用化されておるということでございますし、また昨今非常に注目をされております認知症サポーターの養成講座を実施し、3,457人の認知症サポーターがおられ、またキャラバンメイトの方が108人おられるとのことで1回目の答弁にございましたが、もう少し具体的にこの方たちの支援活動状況であったり、今後まだまだこの方たちの人数をふやしていかなければならない状況が、美作市の今現在どのような状況なのかということや、またどのような方々がこの業務に従事されているかなど、もう少し詳しく御答弁をお願いできればと思います。

また、学校教育等における認知症を含む高齢者への理解促進についての御答弁で、人権教育の一環として道徳や総合的な学習の時間などを利用し、認知症高齢者も含め、高齢者の理解ができるように学習をしているということですが、現代社会は核家族化が進み、おじいちゃん、おばあちゃんと同居している子どもたちはかなり少なくなっていると思います。そうした中、園や学校として幼いうちからさまざまな高齢

者との接点をつくり、交流を含め、相互に理解し合い、そして思いやる心を育むような場面をこれからも設けていかななくてはならないと強く感じておるところでございます。恐らく各園、学校等で取り組みをされているとは思いますが、それぞれの学校等の参考になると思いますので、教育委員会のほうで御存じな事例がありましたら、簡単に事例を御紹介いただければというふうに思います。

ちなみに私の自宅に近所にあります勝田東小学校ではと、PTAの話もされておりましたが、勝田東小学校では地元老人会の方々のふれあい交流会と題して、市長も2回来てくださいましたね、と題して、毎年さまざまな昔遊びや囲碁ボール、餅つき大会などを通じて触れ合いと交流を深めておりますし、その老人会の方々がボランティアで学校周辺の草取りや清掃活動を行ってくださったり、登下校時に一緒に歩いていただいて、これも毎日なんですけどね、本当に感謝をいたします、子どもたちとの触れ合いや見守りとしての安全確保に一役買ってくださっておられます。本当に感謝でございます。また、老人介護施設へ歌や踊りの子どもたちが披露なども、行って、そこで交流を深めて、いろんな高齢者の方と交流を深めているというようなこともやっております。恐らく他の学校でも参考になる事例があると思いますので、御紹介とあわせて御答弁をよろしく願いをいたします。

以上、2回目といたします。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、御質問への答弁をさせていただきます。

先ほど答弁をさせていただきました認知症と判断された方の人数につきましては、要介護認定を申請された方の主治医意見書にある認知症高齢者の日常生活自立度から求めています。この判定基準は全国統一されたものでありまして、各自治体で異なるものではありません。

今後の認知症に対する取り組みについてでございますが、1回目で答弁させていただきました予防事業を継続していくとともに、岡山県認知症疾患医療センターとして県の指定を受けております津山の積善病院の中の美作認知症疾患医療センターの協力を得ながら、認知症対策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、今年度医師1名を認知症サポート医研修、保健師2名が認知症初期集中支援チーム員研修を受講する予定でございますが、認知症支援のための体制整備を進めてまいります。

次に、認知症見守り広域化不明者対応でございますが、議員のおっしゃるとおり広域での対応、情報交換は大切なことであるというふうに考えておりますが、今後国、県からの情報を注視しながら進めてまいりたいというふうに考えております。ただ、美作市は山間地であり、平坦な道のりで隣の市町村へ続いているところは少なく、山に向かう坂道も多く、そして民家もまばらで、何キロも進まないところに会えないところもあります。このような山間部と都市部とは対策も同じということにはならないとも認識しております。

次に、ヤングケアラーの問題ですが、大変難しい問題だと考えております。認知症にかかわらず要介護者を在宅で介護を行うことは、子どもたちを含め、家族全体へ負担がかかってまいります。要介護者の状態が重度化すればするほど、そして介護に携われる方が少ないほど介護の負担は重くなります。未来のある子どもたちに過度な介護負担がかからないよう民生委員さんや愛育栄養委員さん、地域の役員さんなど、地域におられます方と連携し、早目の情報収集に努め、家族だけで介護を抱え込むことがないように支援に努めてまいりたいと考えております。

介護予防サポーターについてですが、美作市が独自に平成19年度から研修を行い、養成を行ってござい

す。さまざまな職種の方がボランティアで市内88教室と地域のサロンなどで介護予防に取り組んでいただいております。キャラバンメイトにつきましては、市民から認知症についての出前講座の要請を受け、1時間程度講師として認知症サポーター養成講座の講習をボランティアで協力していただいております。今は積極的な活動ができなくても、身近なところに認知症の方がいなくても、多くの方に認知症を理解してもらい、地域全体で支えていただけるようキャラバンメイト、認知症サポーターの養成は続けていく予定で、続けていくことが必要であるというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

1点だけ補足をさせていただきますが、認知症の問題については家族の会というのがありまして、都道府県単位、そして全国団体があります。私も岡山時代から若干関与をしてきたわけですが、非常に活発な活動をする中で、どういう支援が本人及び支援者自身に必要なのかとか、あるいはお互いに心のケアをし合ったりとか、あるいは政府に対して提言をしたりとか、今お尋ねのあった認知症にまつわる多角的な問題を家族の立場から統合的に拾い上げて運動を展開をされております。恐らく美作市の方も何人か会員になってらっしゃるのかなと思いましたが、まだ十分にその活動が市内には知られていない。また、先ほど答弁をずっと聞いておったんですけども、家族の会との関係が明確には出てこなかったんで、恐らく連携の作業がこれから必要なのかといったことも思うわけでありまして。どの問題考えるにしても、家族の皆さんの意見の集約ということが大変大切であり、またお互い横につながるということが本当に心の負担を減らしたり、あるいはやり方を教わったりという意味で重要な問題でありまして、この家族の会との関係を地域の方々に構築をしていただくための御案内であるとか、あるいは家族の会と当局との接触を深めていくということも今後の対策の中でぜひ考えたいというふうに思っております。いずれにしましても、この問題高齢化先進国である日本が避けて通れない、そしてどう解決するかが世界のモデルになる大きな重要性のある問題でありまして、国ともしっかりと連携をしながら市としても一生懸命に頑張っていくということを私からもお答えをさせていただきます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

学校教育におきます認知症を含む高齢者の理解促進につきまして具体的な例をとということで御紹介をさせていただきます。

まず、道徳教育におきましては、高齢者を含めまして誰に対しても思いやりの心を持つということが内容に明記されておりますので、学年や成長段階に応じて指導をしております。

総合的な学習の時間では、高齢者理解のために高齢者疑似体験を行っております。これはヘッドホン、あるいは特殊な眼鏡、これは白内障が体験できるということで、そうしたものの、あるいは手足のおもりなどを装着して、高齢者の日常生活動作を擬似的に体験することによって加齢による筋力の低下、視力、聴力などの身体的変化を知って、高齢者の気持ちや介護方法、高齢者とのコミュニケーションのとり方を体験的に学ぶものでございます。

議員御指摘の新オレンジプランの中にも高齢者理解促進のために小・中学校における認知症サポーター養成講座の開催というのが示されておりますが、市内ではもう既にPTA活動で取り組んでいる学校もござい

ます。ことは、実はこの9月20日に勝田中学校におきまして地域包括勝田地域ステーション、社会福祉協議会、保健福祉部長の御答弁にもありましたキャラバンメイトの方を講師に、生徒及び教職員対象に講座を実施する予定でございます。

次に、市内学校園の高齢者との交流の様子でございますが、それぞれの地域によってさまざまな交流を行っております。例えば東栗倉幼稚園では七夕会にお年寄りを招待したり、コスモス苑を訪問して、運動会や発表会で踊りを披露したりという触れ合いを持っております。美作北小学校におきましては三世代交流会を実施し、老人会との交流を行っております。ことしも11月に予定されておりました、正月のお飾りづくりを行うと聞いております。美作中学校では夏季休業中、この夏休みもしていただいたんですが、放課後の学力補充に御協力をいただいております。その他にも登下校の見守り活動、読み聞かせ、家庭科や総合学習への学習支援ボランティア、校舎内外の環境美化、本当に多くの学校で御協力をいただき、交流もさせていただいております。さらに多くの機会を設け、高齢者との交流の機会というものを進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安藤議員。

3番（安藤 功君）

御答弁いろいろとありがとうございました。

総括させていただきます。

認知症というのは誰にも訪れる可能性がありますし、あす発症するかもしれません。本人も家族も孤立することのないようきめ細かい施策を今後もさらに行っていただきたいと強く思っております。何事もそんなんですけれど、子どもたちがそういう高齢者の方と触れ合いということも大事になってきて、相手の立場に立って物事を見る、考えることでおのずと解決策が見つかってくるといこともあろうかというふうに思います。どうぞそういった気持ちを持って市の行政としましてもさまざまな施策、地道な取り組みをよろしくお願いを申し上げて、次の質問に入らせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

それじゃ、2項目めに入ってください。

3番（安藤 功君）

それでは、防犯カメラについてということで、1つ目として、行政管轄建物等の防犯カメラの設置台数は何台あるのか、市内の商店、企業、事業所などの防犯カメラの設置台数は把握をされていますか。そして、今後防犯カメラの設置台数の充実をどのように考えるかについてお尋ねをさせていただきます。私9番目の質問ということで、質問が若干重複するというようなこともございます。昨日も谷本議員のほうからこの防犯カメラについても御質問をされておりました。一部重複いたしますけれども、御容赦を願いたいと思いません。

昨今多岐にわたり事件、事故が多発し、犯罪も多種多様化し、その数も年々増加をしております。そうした治安に対する不安や不信任や戸惑いの多い現代において、ニュースなどでよく見聞きされていると思いますが、事件や事故の解決や解明に向けて防犯カメラの画像がよく使われることが近年非常に多くなってきております。そして、これから大きく期待をされるのが、犯罪や何かしらの被害に遭う前の未然防止、犯罪抑止ではないでしょうか。先ほどの認知症に関する質問にも関連をしますけれども、行方不明者や認知症で徘徊されている高齢者の発見にも大きくその活用ができると注目をされております。安全で安心して暮らせる

まちづくりの推進のためにも行政として防犯カメラの設置推進を強く望むものでございます。そして、認知症などによる行方不明者捜査にも、先ほども申し上げましたが、道路に向けた防犯カメラは大変有効に機能すると思いますので、いろいろと警察とか県とか、いろんなこともあるとは思いますが、前向きに御検討願えればというふうに思います。

しかしながら、一方で、防犯カメラに撮影、または保存される画像等は市民の方々の了承なしに行われております。無意識のうちに防犯カメラで撮影をされると、したがってプライバシーの侵害にならないようその取り扱いには十二分に注意を払わなければならないのは言うまでもございません。公共の建物や場所に向けられた防犯カメラの有用性と、そして有効性に配慮しながら、市民を守るための適正な設置をお望みします。今後の美作市のお考えをお尋ねをしたいと思っております。

また、以前設置をされたと思っておりますが、市内の小・中学校、保育園、幼稚園の防犯カメラの設置状況は現在ではどのような状況か、そしてまた行政管轄以外の民間の防犯カメラの設置状況をも把握されているのであれば、お答えいただける範囲で結構ですので、御答弁をよろしくお願いいたします。

1回目の質問とさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

市民部長。

市民部長（安藤 郁雄君）〔登壇〕

失礼いたします。

防犯カメラにつきましては、都市部より犯罪の未然防止や防犯対策の一環で商業施設やコンビニエンスストア、金融機関、駐車場などに自主的に設置され、普及が進んでおります。また、防犯カメラも多種多様な機種が安価に販売されるようになり、空き巣、不審者からの被害を防止するため一般家庭などでも設置されるようになっております。子ども、女性等を狙った犯罪、自転車泥棒等の街頭犯罪や少年非行防止のため地域ぐるみでの取り組みもされており、各自治会や自治体などで設置が進んでおります。

まず、1点目の行政管轄建物等の設置台数でございますが、市では庁舎、観光施設、スポーツ施設、病院などの出入り口や駐車場、館内を含め、10施設に40台を設置しております。

2点目の市内の商店、企業、事業所等の防犯カメラの設置台数についてでございますが、市として把握はしておりませんが、美作警察署では捜査上の必要性から設置場所の把握をされているようです。犯罪等が起きた場合など、必要に応じて情報を提供していただくよう対応をとっているとのことでございます。

3点目の今後の防犯カメラの設置についての市の考え方でございますが、安藤議員のおっしゃられるとおり防犯カメラは街頭犯罪や少年非行、子ども、女性等を狙った犯罪上の防止等の目的で、また認知症の方の、先ほど言われました行方不明者の捜索等、不特定多数の人が利用する道路、公園、駐車場などに設置し、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりのため整備するものと考えております。また、事件や事故の解決や解明には有効な手段の一つであることは間違いありません。

昨年萬代議員から本会議で御提言をいただき、また実施しました地区懇談会でも地元から設置要望がございまして、今年度の当初予算に地元設置分4基、市設置分6基を計上しております。現在設置に向け事務を進めているところでございます。

現在の要綱では岡山県防犯カメラ設置支援事業と同じく今年度末で市の補助事業を終了する予定としておりますが、今後の行政懇談会の意見等も踏まえ、防犯カメラの機種、性能、価格等も研究し、助成制度の継続についても検討してまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。

私のほうからは市内の小・中学校、保育園、幼稚園の防犯カメラの設置状況が現在どのような状況かとの御質問でございますが、平成28年4月現在におきまして、保育園、幼稚園、小・中学校合わせて61台を設置をいたしております。この機会に県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、県の教育委員会に問い合わせをいたしましたところ、この設置率が36.7%でございました。全てでございます。公立の学校でございますが、36.7%、台数はわかりませんが、そういう状況でございますが、これを言いますと、美作市内は100%の設置状況ということになってございます。なお、各施設平均2.4台ということでございますので、県内でもほとんど例がないという状況でございます。

今後も警察等、関係機関と連携をいたしながら、職員の防犯意識の高揚を図り、子どもたちが安心して生活が送れるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安藤議員。

3番（安藤 功君）

御答弁いただきました。

今の教育長の御答弁で36%の中で美作市100%ということで、やっぱりすごいというか、先進的な取り組みをしているということもありますし、やっぱりそういったことが子どもたちを犯罪から守る観点からいえば、すばらしい取り組みだなというふうに思います。事件が起きてからではやっぱりなかなか遅いわけでありまして、そういう事件や事故をどうやって未然に防ぐかということが重要になってこようかと思うので、今後も1校2.4台に甘んずることなく、まだいろんなつけたほうがいいんじゃないかということも多分あるでしょうから、よろしくお願いをいたしたいと思います。

御答弁いただきまして、行政管轄の建物の設置台数が40台あり、学校等には61台とのことでございますが、それぞれの防犯カメラの維持管理等については、それぞれの建物等の管理者や、学校等においては校長や園長が管理しているということよろしいでしょうか。

また、市民部や学校関係においては教育委員会が一括管理をしているというような、どのようになっているのか、その管理体制をお尋ねをしたいと思います。

そして、防犯カメラにも耐用年数もありますし、24時間365日働いているわけでございますから、故障といったふぐあいが発生する場合もあると思います。一定期間での点検作業などは行っておられますでしょうか。

また、1回目の質問でも申し上げましたけれども、防犯カメラに保存される個人のプライバシー等が十分に守られるように適正な運用がされているかなどのチェックは行っておられますでしょうか。御答弁のほうよろしくお願いをいたします。

また、現在の要綱では岡山県防犯カメラ設置支援事業と同じく今年度末で補助事業を終了するとのことでございますけれども、まだまだ美作市においては防犯カメラに対する認識度や認知度、そして有効利用についての利点、特に犯罪抑止について十分浸透、浸透していくのはこれからだというような部分もあるかもしれないと考えられますので、ぜひとも地区懇談会やPTA関係者等の意見も十分にお聞きしていただいて、美作市独自の対応も前向きに検討願えればと思います。いかがでしょうか、再度お尋ねをいたします。

議長（山本 雅彦君）

市民部長。

市民部長（安藤 郁雄君）〔登壇〕

それでは、安藤議員 2 回目の御質問に答弁させていただきます。

まず、管理体制につきましてですが、防犯カメラにつきましては、市の場合ですと、各施設、部署での独自の管理となっております。

それから、今年度設置を予定しております市が設置するもの、地元が設置するものにつきましては、県の防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに沿った運用を行います。このガイドラインには撮影された画像等はプライバシー保護のため画像等を第三者に閲覧させ、または提供することを禁止しております。また、目的外利用の禁止、管理責任者及び捜査責任者の指定、また設置者の責務として撮影された画像等を適正に保存し、管理すること、撮影された画像等の利用や提供を制限すること、苦情に対して適切に対応すること、その他、防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置をとること、及び防犯カメラの機能維持のため定期的に保守点検を行うことなどを定めています。

プライバシー等につきましては、管理運用規定により設置場所及び撮影範囲なども規定するよう指示いたします。また、専門家であります美作警察署の意見をいただくこととしておりますので、個人情報保護には十分配慮した設置管理を行ってまいります。

補助事業終了後につきましては、行政懇談会や自治振興協議会、PTA関係者等の意見を踏まえ、市での整備や地元設置の助成制度など、前向きに検討してまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

防犯カメラの維持管理につきまして、教育委員会が所管をしております各学校、園の部分についてお答えをいたします。

この維持管理につきましては、基本的に各学校、園におきまして定期的に点検を実施しております。職員室にモニターがございますので、この映像を見れば、何か支障があればわかりますので、そうした支障がある場合には教育委員会に御報告いただき、早急な対応に努めております。

また、防犯カメラのデータ等は校長、園長が適正に管理をしております。なお、先ほど市民部長からございました防犯カメラの設置の留意事項等にも防犯カメラを設置している旨の表示であるとか、適正な管理ということも明確でございますので、データ等はしっかり管理をさせていただいております。

ほかにも昨年から定期的に美作警察署に全ての学校、園を見ていただきまして、御指導いただき、先ほど申し上げました防犯カメラがありますという設置の表示、あるいは立入禁止の看板、看板があったから立ち入らないということではございませんが、看板にちゃんと立ち入ってはいけませんと、学校内には校長の許可を得て、用事がある方だけお入りくださいという看板がある、にもかかわらず無断に入ってきたということで、立入禁止の看板を設置をいたしておりますが、そうした措置も講じており、子どもたちの安全・安心に努めているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

防犯カメラの関係でございまして、私のほうからは観光施設に関する答弁をさせていただきます。

昨日日本議員の御質問にもお答えをさせていただいた内容と同様のことになろうかと思いますが、まず観光施設では、武蔵の里及び雲海に館内の監視を含めた、駐車場を含め、計17台になりますか、館内がほとんどでございます、カメラを設置してございます。日常の維持管理等につきましては、両施設の事務所内でございますモニター等により確認をしておると、両施設の支配人が行っておるということでございまして、しかし設置後相当の年数が館内のものについてはたっておりまして、故障、ふぐあいがあったときにはその都度専門業者により、依頼して迅速な対応をしておる状況でございます。

また、防犯カメラの運用につきましては、先ほど市民部長のほうからもお答えしましたように施設の利用者の被害抑止と防止、事故等の早期発見などの安心・安全の観点から適正な管理運用に努めておるというところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安藤議員。

3番（安藤 功君）

御答弁いただきました。

総括します、次もでございますので。

防犯カメラ、結局もう読んで字のごとくで犯罪を防ぐという本来の防犯カメラとしての機能を100%活用するということと、そして先ほども申し上げました認知症の患者さんの発見にもつながるといったような多機能的な防犯カメラの能力というのもございます。今後もぜひとも防犯カメラの適切な運用に心がけていただくのは言うまでもないところでございますが、数とか、いろんな機能的な部分もあるでしょうけども、充実を図っていただきたいと思っておりますと同時に、先ほどの御答弁で市内の企業さんとかコンビニとか、そういったところの台数を把握されておらないということでしたけど、自治体の中にはそういうことも全て把握されて、防犯カメラ条例というのをつくっておられる自治体もあるそうです。そうした流れの中でプライバシーも守ったりとか、犯罪抑止にとかというようなことで市を挙げて取り組んでおられる自治体もあるということなんで、またいま一度御検討願えればというふうに、行く行くはですけど、お願いをいたします。

この項はこれで終わらせていただきます。

いいですか、次の項。

議長（山本 雅彦君）

それでは、安藤議員、次の項目は休憩の後にお願ひします。

ただいまから10分間休憩します。

午後 3 時 02 分 休憩

午後 3 時 12 分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、安藤功議員、3項目めの質問から始めてください。

安藤議員。

3番（安藤 功君）〔質問席〕

それでは、3項目めに入らせていただきます。

空き家の現状と対策についてということでございます。

空家対策特別措置法が制定され、美作市としても空き家条例が制定されていますけれども、いま一度以下の質問をさせていただきます。

市内の空き家件数は把握をされていますか。空き家の所有者の把握もできているか。空き家の利活用と今後の安全管理についてお尋ねをいたします。

空き家問題は地方のみならず日本全国的に都市部でも大きな問題となっています。空き家をもたらすマイナスの影響は潜在的な要素があり、空き家になったからといって絶対に悪いことや何かが起こるとは限りません。しかし、空き家は人工物ですので、自然に朽ち果てて土に戻ることはありません。管理されていない空き家を放置することにより徐々に空き家は次第に崩れ、倒壊の危険や屋根材などが飛散したりと、その敷地内だけの影響では済まなくなってきました。また、人が住んでいないと、害獣、害虫の温床になりやすく、やがて周辺に拡散を始めます。それでもなおかつ放置を続ければ、不衛生かつ危険な状態へと変わっていきます。また、犯罪の観点からも不法侵入や不法占拠、死角になった空き家の内部で犯罪が行われるかもしれません。また、最近では空き家に放火する事案も増加しているとのことでございます。私たちの暮らしの安全が脅かされる事態が発生する可能性は捨て切れません。そうした管理されていない空き家がふえ続けることは、今後私たちの暮らしに重大な危険性や大きな不安を与えるかもしれません。空き家数の増大の大きな原因は人口減少ですが、雇用が都市部に集中していることや長寿命化による介護施設利用の増加、経済成長期の時代に合わない国の制度、そして利権などのさまざまな問題が複雑に絡み合っているのがこの問題の大きな要因であるとも言われております。

現在の日本は人口は減少していても、いまなお核家族や単身世帯の増加により世帯数はまだまだ増加をしており、問題がさらに深刻化するのはいまからだとおもわれております。空き家問題は人ごとではなく、場合によってはいずれ自分自身にも降りかかってくるかもしれない大きな問題でもあろうかと思えます。空き家問題の現状として4つの分類がされておまして、1、二次的住宅、常時住んでいないが使っている住宅、2、賃貸用住宅、貸したいのに借り手がない、3、売却用住宅、売りたいのに買い手がない、4、その他、用途がなく使われているかいないか分類不能と、これらの中で大きな問題となり得るのが4番のその他に分類される、用途がなく使われていないかよくわからない、分類不能の空き家のことでございます。例えば介護施設などの高齢者施設への入所で空き家になるケースや、居住者が亡くなって空き家になるケースもその他の分類に含まれております。総務省の統計では平成25年においては空き家数が820万戸で、日本の家屋に対する比率で13.5%となっているそうです。5年前に比べ、空き家数は63万戸上昇し、空き家率は0.4%の上昇となりました。それに比較して、美作市の現状はどのようになっているかをお尋ねをいたします。

国の統計調査によりますと、先ほど申しました4つの分類の中で、2次的住宅、賃貸用住宅、売却用住宅の割合は全国的に見た場合わずかながらも減少傾向にあります。その他に分類される空き家の件数は増加をしております。これはその他に分類される、言いかえれば、用途もなく実際に使われているのかどうかよくわからない住宅への対応の強化が必要なことの影響にもなります。誰もいつかは新しい住宅に住みたいと思うのはごくごく普通の願いでありますし、それ自体は大きな問題はなく、経済的観点からは新しい家を建てたいと、建てようというのは地域経済につながるし、むしろよいことでもございます。問題によって不要となった古い住宅が減らないことにあります。売ることも貸すこともできない状況に陥った物件の増加が大きな問題となっております。そして、人間には万人にひとしく寿命がございます。高齢者世帯

ほど空き家になる可能性は高まっています。単身世帯ならなおのこと、空き家になりやすい状況になっております。

空き家になっても解体されない住宅、その原因の一つに経済的な問題として解体費用が非常に高額になることが上げられます。それは昔に比べ、昨今は環境問題に配慮し、産業廃棄物の処理費用が非常に高額になっているのも大きな原因の一つでございます。

また、別の観点から見れば、家の存在はそれぞれ所有者の思いが含まれています。親御さんなどが一生懸命働いて働いて建てた思い入れのある家であったり、自分自身が幼いころからともに生きた、そしてともに過ごして苦楽をともにした家であったり、解体をためらうことは不思議なことではないとも思います。そうした悩ましい問題も含んだ空き家問題ですけれども、美作市としての見解と今後の取り組みをお尋ねしたいと思います。

1回目の質問とさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

市民部長。

市民部長（安藤 郁雄君）〔登壇〕

それでは、安藤議員御質問の市内の空き家件数を把握しているのか、また空き家の所有者の把握はできているのか、空き家の利活用と今後の安全管理についての以上3点について答弁をさせていただきます。

まず、市内の空き家の状況であります。空き家となり、年数がかなり経過し、草木が繁茂しているものや、軒が落ちて住むことのできない状況のものから、通常は住んでいないが維持管理は行われている空き家など、管理状況が多岐にわたっています。安藤議員の言われました総務省統計局の平成25年の住宅・土地統計調査の状況から見ますと、岡山県の住宅総数88万5,300戸、うち空き家は14万100戸であり、空き家率は15.8%、美作市では、住宅総数1万4,550戸のうち、3,860戸が空き家であり、空き家率は26.5%と非常に高い数値となっております。美作市の空き家の実態は長年の蓄積によりもはや住めなくなっている住宅が空き家として相当数カウントされていると推定されます。市が平成26、27年度で各区長さんに調査をお願いし、調査字数143に対して84地区からの御回答をいただき、空き家件数は665戸となっております。この空き家の多くが議員のおっしゃられたその他、つまり用途がなく使われていないかどうかもわからないという、その他に分類されるものでございます。また、利用可能な住宅も相当数ありますが、活用方法などを決めかねている所有者が大多数です。こうした空き家を有効活用するためには所有者の意向の確認を行い、流動化させることが必要と考えております。

次に、2点目の所有者の把握についてでございますが、全ての所有者を把握してはおりませんが、周囲に悪影響があると思われる空き家の情報については、職員が現地へ出向き、現状を確認するとともに、周辺住民の方からも聞き取り調査などを行い、所有者等の確認、不明の場合は法務局等の協力により不動産登記情報や地図情報取得や税情報での確認を行っております。

3点目の空き家の利活用と今後の安全管理についてでございますが、各地域の空き家の情報については、区分ごとに分類し、利用可能な空き家については、所有者の意向を踏まえ、所有者等に賃貸、売買等の有無の確認を行うべく、紙ベースのデータから位置情報の電子データで管理するよう作業を行っております。今後も関係部署と情報共有を図り、有効活用するよう推進してまいります。

いずれにしても、空き家は所有者等の私有財産であるため、基本的には所有者等がみずから解決すべき問題ではありますが、適切な管理が行われていない空き家等が放置され、地域住民の生命や身体に危害及ばないよう市では特定空家等対策審議会を開催し、このような特定空家等の認定基準などを検討し、適

正な管理が行われるよう指導するとともに、関係部署と連携を図り、危険防止の早急な対応を図ってまいりたいと存じます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

安藤議員の空き家利活用と今後の安全管理について、空き家の利活用を中心にお答えをいたします。

美作市では空き家の有効活用のために空き家所有者から、売りたい、貸したいと申請のあった物件を移住希望者等に紹介する空き家バンクを平成22年度から活用しており、これまでに29件の登録をいただき、そのうち13件が成約しております。現在16物件で、売買14件、賃貸2件が登録されており、インターネットなどを通じて全国に情報を提供しております。

このほか、梶並地区では空き家を活用したお試し住宅を3棟整備し、平成24年度の利用開始からこれまでに8組21人の利用があり、そのうち5組11名が美作市に定住しており、今年度も3組4名が1年間に入居し、美作市での暮らしを体験されておられます。

また、地域おこし協力隊の住居として、これまでに18棟の空き家を活用し、現在10名が居住中です。また、10月から採用する6名についても、空き家となっている住居に入居していただくこととしております。

また、移住定住のための補助金制度におきましても、みまさか古民家取得再生補助金として、中古住宅の購入と改修に合わせて上限50万円と加算金を補助する制度を実施しており、今年度は8月末までに10件、転入者6件、市内在住者4件の補助を行っております。

また、空き家の安全管理ですが、移住定住のための補助金制度として、新築する際に古くなった母屋の解体に上限30万円の加算を付加することとしており、平成27年度は6件、28年度は5件の加算をしております。このことが空き家の適正管理の一助になっているものと考えております。

こうした取り組みを通じて空き家の有効利用を図り、移住定住の促進による地域の活性化を図りたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安藤議員。

3番（安藤 功君）

御答弁をいただきました。

時間が余らないのでちょっと早口になりますが、御容赦いただきたいと思います。

御答弁にありましたが、美作市内の空き家率は調査方法の差異もあるかもしれませんが、26.5%と、やはり全国平均よりもかなり高いようです。なおのこと今後の利活用と行政としての対応が重要な鍵になるのは言うまでもないところだと思います。

補助金制度の導入など、一定の評価はいたしたいと思いますが、今後も時代の流れやニーズに敏感に反応し、そして対応し、またその充実も図っていただきたいと要望します。

また、今回の質問に該当する空き家の所有者の把握に関してですが、100%把握はできてないとのことですが、恐らく調査が難航する場合もあると思いますが、これらの空き家の安全管理や利活用のために絶対に必要な情報ですので、諦めずに調査の継続を図っていただくようお願いします。

実は先日市民の方から御連絡をいただきました。危険で、なおかつ周辺にお住まいの方々に多大な悪影響を及ぼしている空き家があるようでございます。当然市のほうに相談し、対処してもらうように要望した

が、結局現在まで何ら目に見える対応ができていない、そのまま放置されている物件があるとのことです。これは氷山の一角であり、恐らくまだまだ危険な空き家が多数あるのではないかと推測をいたしますが、そこで平成27年2月26日に施行された空家対策特別措置法があり、同年5月26日に完全施行をされております。この法律は市民にも、空き家を持つオーナーにとっても非常に重要な法律であり、しかも古い空き家ではすぐに対策が必要となる緊急性の内容も含んだものでございます。現実的に見ても空き家をもはや放置できない時代になっています。そもそも空家対策特別措置法は何の目的で制定されたかということをよく理解しておかねばなりません。まず、空き家による悪影響の懸念です。報道でも伝えられることがあります、古いビルの看板が落下し、大けがを負ったとか、外壁が歩道に落ちて危うく大惨事になりそうなどであったとか、さまざまな事件、事故につながるものが懸念をされております。個人の持つ空き家が大きなビルと同じ被害をもたらすとは言いませんが、しかし老朽化、管理不足などで付近や周辺に悪影響をもたらす可能性は十分に考えられます。倒壊による被害、飛散による被害、脱落による被害、衛生上の影響、獣害、害虫の増殖、景観上の影響、不法侵入の危険、道路通行上の影響など、空き家を放置することにより起こる問題は多岐にわたります。

そして、この空き家は今後もずっとふえていくのではないかというふうに言われております。日本の人口は減少していますが、推計では世帯数においても2019年にピークを迎え、徐々に世帯数が減少すると見られています。世帯が減って、同時に家屋が解体されるとは限らず、空き家と残るケースも出てくるでしょう。また、高齢化率が高まるにつれて介護施設への入所により家が空き家になっていく場合もあります。また、別の観点からは、建物がある土地は土地の固定資産税が最大で6分の1まで優遇される特例があり、逆に考えると、家屋を解体するだけで土地の固定資産税が固定資産税評価額から換算すれば、最大4.2倍にふえることとなりますから、空き家が古くても解体しようとする人が少ないのもうなずけなくもないです。ほかにも一般的には家を購入する場合新築物件のニーズが高い、古い家はなかなか売れないというようなことも空き家がふえる要因の一つでもあるとされております。放置される空き家には悪影響が潜在し、今後さらに空き家がふえることを考慮すると、国策として空き家対策を進める必要が高まり、そうした背景の中、法律で地方の空き家対策をバックアップしようと、特別措置法を制定して、市町村の空き家対策に法的根拠を与えるに至ったわけでございます。

その条文には地域住民の生命、身体または財産を保護する、地域住民の生活環境の保全を図る、空き家等の活用を推進する、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与する、以上のようにございまして。そして、この法律の中にありますイの一番は空き家の調査と現況の把握とあります。これは空き家の所在と所有者の把握のことを指しております。先ほど御答弁ではまだ所有者の把握ができていない物件があるとのことでございまして、速やかに把握をされ、対策が必要な空き家を選別して、特に対策が必要な特定空き家等とみなされると、措置を講じなければなりません。そして、その措置には以下のようなものがありまして、解体の通告や強制退去、それは空き家所有者に対して改善への助言と指導、そして改善がなければ勧告、勧告でも改善しなければ命令、そして命令でも従わなければ強制対処と進んでいきます。それから、先ほど固定資産税に関しての特例というふうなことを申しましたが、その固定資産税の特例対象からの除外ができるというふうなうたっております。

そこで、美作市としてこの空家特別措置法をどのように捉え、遵守しようとしているのか、さきに述べた市民の方からのお話では、この特別措置法の定めるところの特定空き家等に当てはまるであろうと思われる物件を市当局が確認されているにもかかわらず、放置状態、そして詳しい説明も周辺の住民の方にもないというのはいささか問題があると言わざるを得ませんが、担当部署の見解を伺います。

議長（山本 雅彦君）

市民部長。

市民部長（安藤 郁雄君）〔登壇〕

安藤議員、2回目の質問について答弁をさせていただきます。

美作市としまして特別措置法をどのように捉え、遵守しようとしているのかについてでございますが、議員の御指摘のとおり国の特別措置法や美作市特定空き家等の適正管理に関する条例により立入調査、助言または指導、勧告、命令、行政代執行が行えるように条例制定を行っておりますので、この条例に従い措置を行ってまいります。

条例施行後周辺に影響のある家屋について通知等を行った結果、撤去等の措置をされた家屋が6件、草刈り、伐採等の対応は9件ございます。全体から見ればまだまだ少数ではございますが、今後も所有者の確認、状況把握に努め、周辺に影響が及ばないように対応してまいりたいと思います。

次に、情報提供し、市が確認しているにもかかわらず市として対応ができていない等の御指摘でございますが、議員に相談されました方にはまずもって大変申しわけなく、おわびを申し上げたいと思います。情報提供していただいた方には所有者に対する連絡や措置について報告は行っておりますが、今後は御指摘のようなことがないように十分注意し、適切に対応してまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安藤議員。

3番（安藤 功君）

済みません、時間がないので、とても早口でわかりにくかった質問になったかもしれませんが、御容赦をいただきたいと思いますが、部長、私のほうにお電話を下さった方は、かなりひどいというか、危険な空き家が近くにあつて、その方だけではなくて、近隣の周辺住民の方が大変もう御迷惑こうむっておられるとのことでした。部長、最後に、今後は御指摘のようなことがないように十分注意し、適切に対応してまいりますということなんで、その方も多分みまちゃんネルをごらんになられて、聞かれたと思います。私も聞きました。ですから、したがって、そういうことのないように、行政何やとんなど、怠慢甚だしいというような話にもやっぱりなりますから、ちゃんと適切に小さなことでも真摯に対応することは絶対不可欠で重要なことだと思います。いろいろとお忙しいのかもわかりませんが、細かいことにも十分注意を払って、対応していただきたいなというふうに思います。また、その方にも市役所の方来られたって私から電話しますので、来てないと言うたら、12月議会でもう一度質問させていただきたいと思います。

あと、実は、4項目めの質問があつたんですが、壮大なる質問だったんですが、残り時間が48秒となりましたので、この質問に関しましては12月議会でもう改めて質問をさせていただければと思います。

本日は3項目の質問となりましたけれども、るる前向きな御答弁もいただいた分もでございます。美作市がこれからますますというか、疲弊していくのではなくて発展していくようにみんなで力を合わせて美作市を盛り上げて、みんなでともに前を向いていきましょう。ありがとうございました。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番9番、議席番号3番安藤功議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番10番、議席番号4番安本博則議員の発言を許可いたします。

安本議員。

4番（安本 博則君）〔質問席〕

よろしいか。

議長（山本 雅彦君）

どうぞ。

4番（安本 博則君）

議長の許可を得ましたので、9月定例の一般質問を行いたいと思います。

私は今回5項目、まず1項目めが、6月定例でも一般質問したんですけど、放課後児童クラブについて、2点目が市内の小・中学校についてと、ちょっと漠然としとんですけど、それについて、3番が火葬場、斎場について、4番目がコンプライアンスについて、5番目が風水害についてでございます。

まず、1項目めの放課後児童クラブについての質問に入りたいと思います。

前回質問しとる中に指定管理者業務仕様書、また運営指針に記載されている内容が確実に守られているのか、統括責任者の配置と各クラブごとの責任者は確保できていると思うが、どうなのか、それと業務報告も約束どおりに四半期ごとに出されているのか、それと特に夏休み中に多分問題があったら新聞に出たりすると思うんですけど、それが今のところないんで、恐らく何もなかったんだろうというふうに思いますが、その辺がどうだったのかの質問を1回目におきます。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

それでは、6月定例議会の質問以降に改善された内容、夏休みの利用で問題発生はないのかということ、放課後児童クラブについての御質問にお答えをさせていただきます。

放課後児童クラブにつきまして業務仕様書及び運営指針に記載されている内容が守られているかという御質問ですが、6月定例議会において業務仕様内容に沿っていない点として、統括責任者が未配置であることを御報告しておりましたが、9月に専任の統括責任者が着任することが決定いたしております。着任する統括責任者は保育園での保育経験に加え、家庭児童相談員の経験もある人材を人選しております。

各クラブの責任者は業務仕様書のとおり施設管理責任者1名、副責任者1名を配置しております。施設管理責任者で支援員認定資格研修を受講していない者は、今年度受講していただき、保育の資質向上につなげることであります。

また、必要な支援員の確保につきましては、夏休み期間の支援員不足の対策として、現支援員、短期応援支援員も含めた新任研修を行いました上で、支援員を増員するとともに、社内職員の応援体制をとるなどの工夫で人員確保を行い、無事に乗り切ることができております。

夏休み中に問題などは発生していないかという御質問ですが、特段の問題は発生しておりません。

業務報告につきましては、四半期ごとに報告いただくことになっており、書面にて本年度1回目の業務実績報告書を受けております。

運営面におきまして、警察署、消防署の協力を得まして、防犯、防火講習会や救命救急講習会、日本けん玉協会指導員の講習など、新しい指定管理者となって、新たな取り組みもふえております。

また、8月初旬に指定管理業者が運営の自己評価をするため保護者へのアンケート調査を実施しております。8月末の回収の集計では、子どもさんはクラブに楽しく通っていると思うのかの問いに、楽しいが76%、普通が23%、未記入が1%で、楽しくないはゼロ%という結果でありました。1年生だけで見ましても8割が楽しく通っていると答えていただいております。市といたしましては、今後もさらに子どもたちが

安全・安心に楽しく生活できるクラブであるよう運営の監視監督を怠らず行っていきたいと考えております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

2回目です。

今の部長の答弁で一応仕様書どおり配置ができたという答弁だったんですけど、私が9月ということなんで、その人にはまだ会ってないんですけど、ちょっと1回会ってみたいなというように思います。

それと、夏休み、特に問題は発生してない、これは私は前は6クラブしか回れなかったんですけど、今回9月1日から9クラブ、東のほうから英田のほうまで全部一応回らせてもらい、自分が仕事とか忙しいから預けとんであって、保護者の方とは話はできてないんですけど、支援員さんの話を9クラブいろいろと聞かせてもらいました。その中でも特に部長が言われたように子どもたち、夏休みの間、特に問題起きてないと、ただ前も言ったんですけど、支援員さんのほうですね、これやっぱし特に夏休みがあったので、僕は心配しとったんですけど、スムーズにやられたクラブもあるし、何とか、それから支援員さんがもうほんまに休みなしにやられたところもあります。やっぱりそういうところをしっかりと重点的に何とかしてあげないと、もともとおられる支援員さんにもし過労とか何かで問題が起きたときには、やっぱし指定管理をされとる共立さんにも責任があるし、当然それを決めた美作市にも管理の責任があると思うんですよ。それで、ここにあの新聞があるんですけど、これ9月8日だったと思うんですけど、企業の2割残業、8時間長、残業が最も多かった月が80時間か100時間というように、こういうようなことが出とんですよ。その中で支援員さんが夏休みなんか朝7時半から夜7時までですか、もうほんまに休みなしにやられとった人もおるわけですよ、中にはね。それで、もうほんまに泣くように言ようる支援員さんもおりました。だから、やっぱしそういうことにならないように、後でコンプライアンスの質問もしとんですけど、やっぱしこれは前も公用車の問題で質問しとんですけど、時間外については特に慎重にやらないと、だめだと思うんですよ、コンプライアンスをうとうとる市ですから。だから、その辺支援員さんが各9クラブ本当に十分であると認識しとんか、いや、そうでないんじゃないかと、じゃあそうでないとしたら、どのような対応策を今後に向けて考えてるのか、答弁をお願いします。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

夏休みの問題は特になかったという報告を先ほどさせていただきました。その支援員の数ということですが、確かに各クラブの夏休み期間中の支援員の体制を各クラブごと、1時間単位で支援員の配置の状況を確認をしてみました。確かにバランスのとれたクラブと、バランスがとれなくて一定の支援員さんに負担がかかっているという状態があるクラブがあるというのも議員御指摘のとおりでございます。この点につきましては、そういった該当するクラブにつきましては順次解消をしていかなければならないというふうに考えております。

支援員につきましては、指定管理者のほうで引き続き募集をかけており、有効な情報につきましても、各方面からそういう情報が集まりましたら、すぐに指定管理のほうに情報提供という形で今もやっておりますので、支援員の確保につきましては、引き続き重要項目として考えて取り組んでいきたいというふうに考え

ております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

3回目。

私その支援員についてなんですけど、特に夏休みのスポット的なというんか、支援員さんがやっぱし見つけづらいというのが、都合のええことですから、雇うほうとしたら、長期じゃないですから、だからなかなか見つけづらい。だから、私が思うに、教育関係で嘱託職員なんかで学校へ行かれとる人らも休みに入ると、多分手があくと思うんですよ。その辺はお金を払うところが当然違うんで、できるかできないか、それは検討してもらえばいいんですけど、そういうのを検討してみて、もしできるのであれば、その人らについてもそういう支援員で行かれとる、学校にね、体のちょっと悪い方がおられて支援員で行かれとる方もおると思うんですよ、その人らが休みだったらその支援員さんも当然休みなわけだから、その辺の対応ができないのかね、これ検討してもらいたいというのが1点と、それと先ほど四半期ごとに資料が出てると、確認してと言われるんですけど、その資料きっちり確認をされとんですか。以前、これ済んだことで、議会の初日でもあったんですけど、旧東栗倉工場の決算書が全協で出たり、いろいろしとんですけど、出てくるたびに数字が違ってたというようなことがあったわけですよ。それはもう平気で数字を何百万円という数字を変えてきたこともあるわけですよ。だから、今回四半期ごとの資料が本当にきちっとした数字なのか、数字でないのか、やっぱし数字というのは、前も言いましたけど、うそを言わないわけですよ。やっぱし人間というのは都合が悪かったらちょっとうそを言うてみようかとかということがあっても、数字は必ず答えが出るんですよ。だから、その辺でしっかりと四半期の、4、5、6ですかね、とりあえずその分の数字的なものはきっちりしたものが出ていたのか、出てないのか、それについてお願いします。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

学校にいらっしゃいます支援員さんへの放課後児童クラブへのお願いと支援ということなんですけど、大変ありがたい御提案をいただきまして、ありがとうございます。議員からもそういうお話もありまして、実は指定管理者のほうからもそういうふうなことができないだろうかという問い合わせがせんだってありました、夏休み期間中、前に。教育委員会のほうに協議を行ったんですが、雇用契約というものが1年間を通しての契約になります。それから、夏休み期間中ということであっても休みだから仕事がないということでもなりませんので、ちょっとそれについては現状としては困難ということで、そのときはお話があったもんですから、この夏についてはそういった方面につきましては諦めたということでございます。

それから、2つ目の報告数値でございますが、先般監査委員さんのほうに御報告をさせていただいた数字の中に一部誤りがございました。大変申しわけありませんでした。クラブを利用されてる子どもさんの数が若干違ってる箇所が何か所かあったということでございます。この間違いの原因につきましては、なぜこういう間違いが起きたのかということ指定管理者のほうに確認しまして、事務の執行体制等の確認をさせていただいた中で、改善が必要ということが認められましたら、改善指示のほうをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員、総括です。

4番（安本 博則君）

総括。

やっと夏休みが終わったばっかしなんで、来年のことを言やあちよつと笑うかもわからんけど、特に支援員さん、本当に足りてないところ、何とか確保してもらったということもあれば、足りてないところもあるみたいなんで、その辺はしっかり把握して、指定管理者の共立さんに指導なりをして、次の夏休み、これから冬休みもあるんですけど、長期の冬休み、春休み、夏休みと、特に夏休みなんか長期なんで、その辺を今から手を打つとかなないと、また同じようなことになると、本当さっき言った労働時間の問題も絡んでくるので、しっかりしてもらって、あと数字的なこともやっぱし先ほど言ったように数字はうそを言わないんだから、きっちりしたものを出させるようお願いをして、この項は終わります。

議長（山本 雅彦君）

それじゃ、2項目めに入ってください。

4番（安本 博則君）

2項目めは市内の小・中学生の問題についてですが、その中で給食の異物混入と、校内暴力のその後についてなんですけど、異物混入は新聞報道されたのもあれば、されてないというのもあるんですけど、その後、じゃあ警察に届けたのも新聞記事があるので、ここに美作教育委員会は警察にも相談したというような新聞もありますから、その後、じゃあどうなつとんなどというのが全然わからないんですよ。ただ、そういうことだけで、じゃあその後このようになつとんだとか、原因がわかったんだとか、何らかのことをしないと、いつまでも、この間の岩江議員の質問で内容がわかったようなことで、ほかの人は何も知らないみたいな感じではやっぱし困るんで、その辺異物混入、暴力事件のことについてもなんですけど、じゃあその後どうなってるのかという事後報告、まだ継続しょんか、いや、それはもう原因がわかって終わったんだとかという報告はなぜされないのか、答弁をお願いします。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。

学校給食の異物混入につきまして、その後の経過とか原因ということでございますが、新聞報道等にもありましたとおり本年に入りまして3件金属片の混入がございました。これは本当にゆゆしき事態でございますので、この事態を踏まえまして、美作警察署へ相談を行いました。一部の給食センターにつきましては、保健所による立入検査も受けております。検査の結果、衛生管理状況とか、調理の過程には問題はなく、施設内に異物が存在する事実もないということでございました。また、教育委員会といたしましても、食材納入業者への調査、また異物につきましては、検査機関に分析等の依頼もし、原因究明に当たってまいりましたが、結果といたしましては、給食センター内には存在しないものということでございました。また、当該異物や類似物が混入したと判断できる事実も確認はできておりません。この結果を受けて、該当する学校には調査結果を報告をしております。また、学校給食の運営委員会にも報告をさせていただいております。あわせて、給食実施の際の衛生管理、学校における衛生管理の徹底もお願いをしているところでございます。先日は学校での支援員を集めまして、こうした講習も行っております。その後、金属片などの異物混入はございませんが、食の安全というのは非常に大切なことでございますので、異物混入対応マニュアル等再検討、学校への周知も行いながら、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

校内暴力については、その後はございませんので、あわせて御報告いたします。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

2回目です。

給食の異物混入、学校給食委員会では報告しとると言われていますけど、ここで一応そういう話をして、後日報告しますというようなことを言われとんであれば、やっぱり何らかの格好で報告をしてもらいたいです。例えば文書的なものでファクスするとかね。前に金たわしのようなものが、ゴボウだったかな、何かで出てきたと、それは市内の納品業者というか納入業者だということだったと思うんですよ、たしか、そこまでわかって、じゃあ原因がわからん、じゃあその後どうなったんかさっぱりわからない。そういうんじゃないに、やっぱり報告を給食委員会だけじゃなしに、ここで言うた以上はここでもしっかりと事後報告をしてもらいたい。それで、今教育長管理マニュアルのことを言いましたけど、これここに監査の第1次の回答、これホームページに出とんどすよね、監査委員の定期監査の第1次、その中の措置情報として異物混入については管理体制の徹底を図るとともに、今後現場に応じた対応マニュアルの作成に向けて努力すると、今教育長が言われたことなんですけど、それはやっぱり早急にして、もう二度とそういうことのないように徹底してもらいたいと思います、その件についてはね。

それと、校内暴力のことなんですけど、これ私新聞のこととか、いろいろあったんですけど、これちょっと読ませてもらいますと、去年の2月20日には神奈川県の大摩川河川敷で中1男性生徒が例の河川敷で首を切られたとか何かという問題で亡くなるとるから、集団暴行でね、亡くなっとなすよ。それと、ことしの8月22日には埼玉県東松山市の河川敷、16歳集団暴行殺人というような見出し、それでその中に14歳から17歳の少年が5人おったと。それで、なぜこういうことをしたんならというたら、うそをついた、電話やメールを無視されたから殺したというような供述しとるわけですよ。それで、最後は頭を川に沈め、溺死させたと。私が心配しょんのは、こういうことになったら本当どうにもならないんですよ。そのためにもしっかりと教育委員会関係、学校の先生ですか、との密な連絡をしながら生徒の様子をしっかりと、生徒をよく見守るといいますか、そういうのをやってもらいたい。それと、8月25日には青森県藤崎町の中学校2年の女子生徒自殺、これは列車にはねられて亡くなっとなすんですけど、これが中学1年に入って、2年のクラスがえぐらいまでいじめがあったと、それでクラスがえが終わってから少しの間はなかったと、それは2年の初めですよ。そうすると、また6月ごろからいじめが再開してきた。それで、最後は遺書を残して列車に飛び込んでいったという、これ今言う、先ほどの16歳の少年、5人がいろいろやってたのも電話やメール、これ今の中学生ですからスマホとかいろいろ持って、そういうことに遭遇しかねんとも限らんので、しっかりと生徒の悩みを聞くこととか、それから先生と協力しながらやる。それで、本当にかわいそうなんです。この自殺した女の子はこれそのままの文書が新聞出とったんで、遺書の、もう生きていけそうにない、生きていけそうにないです、いじめてきたやつらですよ、自分でわかると思います、二度としないでくださいという遺書を残して亡くなっとなすよ。ほんまにつらかったと思うんですよ。この親御さんにしても本当につらい思いしとると思います。それで、相談にも何か行つたみたいなのを後で言われてますけど、やっぱりそれはほんまにないように、この美作市ではね、してもらいたい。それと、先ほどの埼玉県の話なんか、捜査した刑事が捜査幹部の人ですよ、もうリンチだというて憤りを感じるというて警察まで言うとするような犯罪なんです。だから、美作市でそういうほんまに起こらないために事前に、前も言ったけど、教育委員

会月2回定例会というんじゃないしに、やっぱり各学校を回って先生とのコミュニケーションをとりながら、生徒の様子を見るとか、事前に気づくのも、それも仕事だと思うんですよ。だから、その辺を今後どうしてもらえるのか。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

まず、学校給食の異物混入についてでございますが、報告がないということなんですが、学校給食運営委員会がございますが、そちらで報告をしておりますが、この設置要綱には学校給食に関して重要な事項を協議、決定するということが設置要綱に書かれてございます。そしてまた、この委員の皆様はまずは議会代表の議員の方3人、以前は安本議員にもお務めいただいておりますが、そのときも異物混入に関してさまざまな御提言や御注意も頂戴したところでございますが、その中で十分協議し、御報告もいたしておりますので、改めてこのことを御報告をいたします。

そして、いじめ、校内暴力ということについてでございます。

まず、いじめにつきましては、昨今のいじめというのは非常に表に出にくいと、なぜならばメール、LINE、インターネットを介してのもの、なかなか大人の目には触れないというものでございます。したがって、もう全ての学校におきまして、特に中学校においてはこのインターネットをどのように利用するか、インターネットのモラルということでございますが、この危険性、いじめはいけない、あるいは個人情報流してはいけない、そうした使い方につきましてはの研修を毎年実施しております。さまざまな講師の方をお呼びして、危険性、そしてまた個人情報を安易に流すことがいじめに通じる、そうしたこともしっかりと今研修をさせていただいております。

また、生徒の見守りに関しましては、チーム学校ということで、学校の全職員、もちろん教員だけではなくて、学校には県のカウンセラーの方も入っていただいておりますし、それから先ほどの特別支援教育の支援員、あるいは支援員、いろいろな立場の方がおられます。教員には言いにくいことも、また別の立場では聞いてもらえるということもございます。担任には言えないけれども、保健室へ行って訴えているうちにいろいろな事実がわかったというような例もございます。そうしたさまざまな目、さまざまなアンテナを張りめぐらしながらいじめ等が起こらないようにということで今防止に努めております。いじめにつきましては、この問題行動で集計をいたしておりますが、ここ5年ほどではほぼ横ばい、少しふえております。このふえると申しますのは、現在文部科学省のほうにおきましても、まずはほんの少しのいじめの兆候も見逃さないということが言われております。そして、そうした兆候も含めて全て報告を上げるようにということで、問題行動調査の集計のやり方も少し変わってまいっておりますので、そうした目も含めてしっかりと学校のほうで見ているということでございます。

また、今現在の子どもたちというのは、幼いころから死についてなかなかわからない、実感できないということもございます。したがって、そうして水の中に顔を突っ込めば亡くなってしまうということがなかなかわからないというようなこともありますので、道徳、総合的な学習、さまざまな面で命の大切さ、そしてまた人を傷つけてはいけない、あるいは相手を思いやる心と、そうしたものもしっかり指導をし、そして子どもたちの日々の様子というものを見守ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員、3回目。

4番（安本 博則君）

3回目。

異物混入については、私も以前学校給食の委員会のほうにおったんじやが、その時分、たしか前の教育長のときはファクスでこういうのがありましたというようなファクスが来た、たまたま委員だったから来たのか、他の議員にどうだったのか確認はできてないんですけど、そういう方法でもいいから、現状と報告なりをできるものであれば、ファクス、18名、委員の人が3人おられるんじやから15名でいいわけですから、できるもんならしてもらいたいという、これは要望です。

それと、いじめ、先ほど教育長熱心にいろいろとやっておられるというような答弁でしたが、ほんまにこれ真剣に考えとかないと、事が起きてからじゃあほんと遅いですからね。やっぱしうちも孫が中学生の2人おるんですけど、やっぱししょっちゅう、僕はおじいちゃんになるから、おじいちゃんなりに声はかけよんですけどね、だからその辺やっぱし家族のほうにも協力をせなんだら、子どもはやっぱし親に言えないことがあったりすると思うんですよ。だから、その辺をやっぱし逆に家族のほうにもお願いをしながらそういうことが美作市で起こらないようにしてもらいたいと思います。もう一回だけその辺答弁を。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。

いじめの発見ということで、私は学校の立場として学校での発見体制というのを申し上げましたけれども、実は多くの場合、半数以上の場合には実は家庭で保護者あるいは祖父母に訴えるという中で見つかるというケースも多々ございます。したがって、そうした場合にすぐに保護者の方からも連絡をいただきながら対応しているところでございます。また、こちらで気になったことについては、何か変わった様子はございませんかというようなお声かけもしておりますので、いずれにいたしましても、やはり子どもの心安らぐ場所はまず第一は家庭でございます。しっかりと家庭でお支えいただきまして、そして少々はいじめがあっても子どもたちが頑張って強く生き抜けるようにという部分も必要かと思っておりますので、そうした部分も含めて、ぜひ家庭でもお支えいただければというふうに思います。

答弁が長くなるんですが、私自身も中学校のころいわゆるはち、はち、仲間外れということですね、そうしたことでつらい思いをいたしました。そうしたことにはならないようにということで、しっかりと指導をしてまいりたいというふうに学校にもお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

総括ですね。

くどいんですけど、特に異物混入もですけど、いじめから殺人とか、そういうことにならないようにほんまにしっかりやって、それは今教育長言われたように学校だけじゃねえ、家庭環境も大事なんですけど、できる範囲早目に異変に気づいてあげるというのも仕事だと思いますので、その辺はお願いしたいと思いません。

総括なので、このことだけで言えばいいんかもわからないですけど、ちょっとこれ小・中学校の関係ということなんで、冬場の児童の送り迎え、これから特に雪になっていったときに、前にも雪のパスがいけんと

こは乗用車で対応しとるとかというようなことがあったんですけど、今後も冬に向けてそういう場所があるんであれば、やっぱし何らかの、バスが行けないようなとこね、を考えてもらっておきたいのが1つと、それとエアコンの問題ですけど、今、今年度予算つけて病児病後児の施設は北のほうの大原病院にできたと、南のほうに工事予定するという予算が上がると思うんですけど、エアコンについても、南だけじゃなしに美作市内全域につけるように要望いたしまして、この項を終わります。

議長（山本 雅彦君）

それじゃ、続けて次の項に入ってください。

4番（安本 博則君）

3項目めですけど、火葬場、斎場についてでございます。

まず1項目めは、今三倉田地内の火葬場使用について、それと作東レインボーホールのことなんですけど、三倉田にある火葬場についてはもう年数が、ここに資料があるんですけど、かなりたつとんですけど、今後の運営というか使用は大丈夫なのか。長期に使用できなくなった場合に対応をどのように考えているのかと。

それと、大原とか柵原、作東のレインボーホールで美作の火葬場がだめなときに本当にそれが対応できるのかということについて、まず1回目の質問をしておきます。

議長（山本 雅彦君）

市民部長。

市民部長（安藤 郁雄君）〔登壇〕

それでは、安本議員の御質問でございます三倉田地内の火葬場の使用でございますけれども、まず市内にあります3つの施設、美作火葬場、大原斎場、作東レインボーホールの火葬場の平成27年度利用状況でございますが、合計利用件数は588件でございます。また、平成22年から27年度の平均年使用件数では534件となっております。三倉田にあります美作火葬場の利用状況ですが、平成22年度から27年度の年間平均利用は265件、利用日数190日となっております、大原斎場、作東レインボーホールと比べると、件数では約2倍、利用日数でも約1.6倍で推移し、3施設の中でも利用総数の約5割を占める利用頻度の非常に高い施設でございます。こうした状況から炉の傷みは激しく、火葬炉や台車の修繕等、定期的なメンテナンスを行うことにより長寿命化を図っている状況です。今年度も検査を実施し、燃烧炉、台車、ダクト内部耐火レンガ等の修繕を実施いたします。いずれにしましても、耐用年数を超えた施設でありますので、いつ大々的な修繕が必要となるかわかりませんが、使用される方々に迷惑がかからないよう努めてまいります。

次に、美作火葬場が長期に使用できない場合の対応でございますが、作東レインボーホールは平成14年竣工、大原斎場は昭和61年竣工で、各火葬炉2炉を設置しております。大原斎場におきましては、平成25年に大規模改修を実施、現在も毎年定期点検を行い、最小限の修理にとどまるよう努めております。市内の3施設の1日当たりの使用状況は、1体が95日、2体が91日、3体が50日、4体が21日、5体が7日、6体が2日の状況でございます。これは22年度から27年度の平均でございます。この2施設で最大の使用数は、1日当たり作東レインボーホールで4体、大原斎場も同じで、合計8体が利用可能でございますので、仮に美作火葬場が長期的に使用ができない場合、作東レインボーホール、大原斎場、そして柵原斎場を使うことにより対応は可能だと考えております。しかしながら、火葬場までの距離が遠方になることにより時間的なことを懸念はしております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

2回目じゃな。

答弁いろいろ言ってもらいましたが、3月定例だったと思うんですけど、美作市過疎地域自立促進市町村計画の策定について、ここに火葬場、現況と問題点というのがあって、住民の火葬に支障を来すことのないよう検討を進めていく必要がありますと、これは結局古い火葬場についてで言っと思うんですけど、この中に今部長が言われたように大原の斎場が61年、美作が昭和45年、レインボーホールが平成14年と、それで柵原の火葬場が昭和62年、かなりもう古くなると、それで先ほど答弁の中に2施設で最大で作東で4、それから大原でもそれぐらいできると、だから8体ぐらいは可能であるというのであれば、やっぱり早急に三倉田のほうのことを考えて、もうここにしたら46年以上たつたわけですよ。そうなると、本当にお金を入れてちょこちょこだましましするのでもいいですけど、これ以前も言いましたが、これ迷惑施設だね、例のクリーンセンターでもそうで、なかなか難しい話があったと、特にこういう施設は作東のときでも、レインボーホールつくるときでもほんま場所でいろいろ四苦八苦して、本当の最後の最後に、今あるとこの地元の協力を得てあの場所に決まったといういきさつがあるわけなんです。だから、やっぱり場所がすぐに見つかるもんじゃないんで、やっぱり今から何らかの対策というんか対応をとっていきようらないと、あつこがだめになったから、それでも大原や作東で最大8体ぐらいできるからというような安気な考えじゃなくて、本当に真剣に考えて、今後三倉田の火葬場についてどのように考えておられるか。

2回目の質問をします。

議長（山本 雅彦君）

副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

去年かおとしたしか金谷議員からの御質問である程度はお答えしましたが、そのときにも申しましたように5年ほど前に私現職のときでしたけど、火葬場のあり方についての基本的な計画というものを立てましたけど、それからなかなか進んでいないのが事実でありまして、議員おっしゃるとおり旧美作の火葬場というのはもう大変古く、大体建屋については40年、それから炉については20年ぐらいと普通言われてますけど、それを40年過ぎてまして、県下でも恐らく今一番古くなったんじゃないかと、私の頭の中では計算ではそうなっております、残り、じゃああそこを今後長期的に使えるかといったら、恐らく使えないと思います、当然。時代の背景もありますし、亡くなられた方を火葬するということではもう少し立派といいますか、新しいものに変えるべきだとは私も実際は思っております。振り返りますと、市町村合併をしたということが一つの要因なんですけど、市町村合併をした市町村では火葬場がもともと絶対的に不足しとった町というのがまずあります。それから、逆に火葬場は十分あるというか、十分死亡者に対しての滞りなくできるという、それから不足はしてないんだけど、全部どの町に持つてる施設もなかなかそういう火葬場というのはできませんから、あるけど、古い状態の町があります。それから、同じように不足はしてないんだけど、新しいものと古い施設が混在した町が、こういう町もたくさんあります。私ほうの町の場合はそれこそ最後のパターンになるだろうとももちろん考えております。そこで、当市の火葬場のあり方を整理したのが当時の基本計画だったんですけど、その中で考えなければならないのは、まず合併前にこれは土地の地形のことに一番関することなんですけど、その町だけの範囲で火葬場が設置されていたというのが現状です。当然町の恐らくど真ん中にしていたところはほとんどないと思いますけど、どこか町の端のほう、東の端か西の端のほうということだろうと思います。美作市の現状を考えますと、今4火葬場が実質的には4カ所という

ことになってるんですけど、まず北のほうからいいますと、大原斎場というのがありますが、大原斎場については、西栗倉を私ほうの町が受けてますから、これはできるだけ長く使う方法を考えなきゃいけないということが求められております。それから、柵原の斎場につきましても、一部事務組合の中では、この前も一部事務組合の議会がありましたけど、とにかくできるだけ長く使おうという方向性を今出しております。次に、作東のレインボーホールなんですけど、これはまだ新しい施設で、私が県内の火葬場の施設はほとんど見てますけど、小高い丘といますか、きょうも何かの議論でありましたけど、見晴らしのよいところか、なかなかああいうところに火葬場を設置するというのは、言うのは簡単ですけど、できてません。それこそ当時の職員さん、それなり議会の方々、地元の方々の相当な理解があってできたんだろうとは私のほうは思ってますが、問題は美作の斎場については、先ほども答弁したとおりでございます。そこで、先ほど部長が答弁したように人口に対して火葬炉の炉数というのは、これはもう全国どこも使うんですけど、例の国立社会保障・人口問題研究所というのが発表してます例の将来人口の予測と将来の死亡率、死亡数の各種のデータをもとに必要炉数を掛け算をして、計算をして決めていっております。これは全国的にどこの市町村もこれを使うんですが、これでもって計画を立てます。当市の場合、美作市の場合東西の距離が余り長くないと、これに比較して南北の距離が非常に長いという、こういう特徴をここの町は持っています。おおむね四角いというか丸いというか、そういう地形というんですか、形の町だと、何につけても効率は恐らくよいはずなんです、水道についても下水についても恐らくそうなんですけど、大体効率がよいんですけど、美作市は当然に南北に長いと、このことをちゃんと踏まえて火葬場のあり方というのを検討する必要があるかと考えます。そして、検討項目なんですけど、美作市の将来人口予測というのは、さっき言った社人研のデータよりは多目の、本来は2040年に約1万9,000という数字が出てますけど、市長も言ってますように何とか2万5,000でとめようという計画も持っていますので、その辺の程度かなという気がしております。それから、最近の葬儀の形態が以前とは変わってきました。これは御承知のとおり以前は、十何年か20年前はほとんど自宅でやってたんですけど、今はセレモニーホール、葬祭場というところで行うことが大多数になりました。これにあわせた対応が必要だろうと思っております。それから、お盆、正月、お盆が3日と正月が3日なんですけど、それからこの岡山県、特に広島県、この辺が多いんですけど、友引には葬式を出さないということで、これを除くと365日のうち300日が葬式の可能な日となりまして、先ほど部長が言っていました大原の2棟、レインボーに2、仮にあったとしたら4炉あるわけですから、それに300日を掛ければ1,200ですので、仮に600の方が亡くなられてもできるというのは、そこの話なんですけど、それが私がそうではないというふうになかなか言ってるのは、東西が狭くて南北が長いという町の特徴があります。それから、最初の計画の中にはセレモニーホールからの各斎場までの、火葬場までの距離も計算も出してますけど、基本計画の中で時間と距離は一応は出してますけど、その辺の時間のあたりがどの辺にあるのかということですが、1つは。それは葬祭を済ませたらすぐ火葬場に行かなきゃいけない、急がなきゃいけないというのか、それとも最後の喪主と亡くなられた方が霊柩車に乗ってるのはその時間しかありませんけど、通常は親であり、息子さんか娘さんが乗ってるんだろうと思いますけど、その貴重なというんか時間もある程度どうなのかということもあります。それから、現在持っていますこの一部事務組合を含めて、4施設の将来的なランニングコストの計算ももちろんしとかにやいけませんし、それから財政計画と過疎計画のことも整合性をちゃんととっておかないといけないというふうに考えてます。これらの課題は普通でしたら20年から30年に一遍の計算を出して、ランニングしていかんやいけんということになってるんですけど、なかなか場所と、場所を決めるのが大変なことで、できてませんが、主に先ほど言いましたのが、これらのメニューの炉数や場所が決定要素であるというふうに考えてます。それから、実は、そうとは言ってもプラスのこともありまし

て、幸いレインボーホールがありますけど、あそこには1炉例えば増設可能なスペースが建設当時既に用意されてました。ですが、1炉増設すれば、当然車もふえますし、キャパが大きくなるわけですから、その周辺整備を当然考えにやいけないということも考えられます。それからまた、美作の火葬場も長年あそこにあるわけですが、私もこの環境に割と長かったもんですから、出たり入ったりしましたけど、先輩にも聞きますけど、20年以上、それにわたってあそこにあるということで大きなクレームも受けたことももちろんありません。というようなことが現状でありまして、もう一つ、先ほど言いましたプラスの材料としては、26年度から過疎債の対象になったことが1つあります、これが1つ大きな要因ですけど。それで、前回計画しましたのは2007年ぐらいからのスタートデータを使っていますので、去年国勢調査がありましたけど、あれのデータがもうすぐ、もうしばらくしたら反映して、更新してくると思います。といいますのは、国勢調査で美作市が予想以上に人数が減ってましたので、新しいデータにこれは置きかえておくべきだろうと思いついて、それができたら、検討組織というようなものを立ち上げて、それは部局であり、職員でもありませんけど、議員も入っていただくことも可能でしょうし、市民の方にも入っていただくこと、可能でありましょうし、その辺はまた決めていきたいと思いついて、そうして美作市の火葬場というのが一体どうあるべきかというのを決めて、決めれば、二、三十年は少なくとも大丈夫だろうという方向を出したいと考えてますので、よろしく願います。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

3回目。

副市長の答弁、金谷議員が質問したんのは26年12月定例でやられとんですよ。ここへ私はその議事録一応コピー持っとなんですけど、そのときにいろいろ話があって、これは答弁のほうですけど、老朽化が進んでいる施設については更新計画を進めていく時期が来ていると思われまして。以前3年ほど前でございますが、基本的構想案を作成いたしましたけど、本計画が正式なものとなるようこれから取り組んでいきたいと考えておりますような答弁されとんじゃなね。それと、今言った国立社会保障・人口問題研究所、通称社人研、そういう言葉もこの中で言われてますわ。ですんで、私がなぜこれを言うかという、俗に言う団塊世代、今66前後ですか、の方々が仮に平均寿命男性が80何ぼ、女性が90ぐらいですか、こういくと、あと何年あるんですか。もうほんまにそういうことを考えたときに、まとまってぼんと来るわけですよ、団塊世代の方ら、僕らが後のほうになるんでしょうけど、そのときの、じゃあ今のままで対応できるのかな、そのときに、じゃあ壊れたらどうするかというようなことも考えながら、やっぱし計画をしてもらいたい。今ここに現在3年前に出した基本構想案というのが少しデータが平成20年から18年のデータしか使っていないので古くなっていると、だから今度今副市長が言われたように国調のあれが多分10月ごろですか、出るんかわかりませんが、それをもとに再度検討して、前向きにこの施設を、作東を炉をふやすのも、それはまた地元の協議が要るか要らないか、僕ちょっとそこら辺はわかりませんが、その辺をしながら、というのが、用地買収があると思うんですよ、だからその辺のことも加味して、いま一度答弁をお願いします。

議長（山本 雅彦君）

副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

失礼します。

私が団塊の世代のすぐ後の年なんですけど、団塊の世代というのはすごく実際は多いんですけど、余り先

のよくない話はしたくありませんけど、むちゃくちゃにふえるということにもやっぱりならなくて、ずっとだんだん上昇しますが、人口の推計上ではまただんだん下がる、下がる時は今度は人口が減ってますから、相当下がるんですけど、いずれにしても、前回も金谷議員のときに答弁しましたが、一定の方向はきちっと今回は出さなきゃいけないと思ってますので、用地買収が伴うものはそれなりの時間もかかりましょうし、ただ、先ほど言いましたように炉数から計算すると、もう既にちょっとオーバーしておりますので、そこが本当に悩ましいところなんですけど、市民の皆さんの全ての満たすことができないかも、少々は不便を来すかもしれませんけど、必ず一定の方向は出したいと思ってますので、お願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員、総括です。

4番（安本 博則君）

総括。

今の副市長の答弁で前向きという言葉がありましたので、それを信用して、この項は終わりたいと思いますけど、本当場所がやっぱり一番難しいんで、旧作東のレインボーホールを増築する案にしても、地元との協議も多分要ると思うんで、しっかりとその辺をやってもらいたいということを申し上げて、この項は終わりたいと思います。

議長、ええんかな……。

議長（山本 雅彦君）

それでは、10分間休憩します。

午後4時35分 休憩

午後4時45分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお諮りをいたします。

本日の会議時間は議事の都合により延長したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することは可決されました。

それでは、安本議員の4項目めの質問から続けていただきます。

安本議員。

4番（安本 博則君）〔質問席〕

4項目めのコンプライアンスについて質問します。

横山副市長がコンプライアンス担当になられて2年余りが過ぎましたが、その間に違反など、問題は発生していないのか、発生していたとしたら、どのような対応をとられたのか。

それと、副市長が思われているコンプライアンスはどのような範囲までを思われているのか、法令遵守についての違い等をお尋ねします。

議長（山本 雅彦君）

副市長。

副市長（横山 博光君）〔登壇〕

失礼します。

安本議員の質問に答えさせていただきます。

市役所内でのコンプライアンス違反の発生の御質問でございますが、平成28年4月の段階で副市長就任以来、地方公務員法違反に対する懲戒処分、これが1件ありました。これは新聞でも公表しております戒告処分です。あと軽過失の問題ですけど、この関係は不適正な事務処理というようなことで、懲戒処分には至らない問題でございますが、これに対する処分、これは訓告あるいは口頭注意、嚴重注意等々でございますが、これが7件発生しております。

処分案件を確認する場合は当事者からてんまつ書を徴収しまして、訓告処分または懲戒処分相当と判断した場合は職員の分限懲戒等委員会で弁明の機会を与えるなどして厳正、公平に処分裁量を決定して、任命権者へ報告しています。

法令遵守については、日常業務において法令が遵守されていることを個々に確認しながら、意識を法令遵守のほうへ向けていくという地道な方向で対応しておりますが、その補完としてコンプライアンスの研修会、あるいは総務部長によるところの通達、こういうものを発して注意を促しておるのが現状でございます。

私自身が認識しているコンプライアンスの範囲でございますが、この関係につきましては、どの範囲までかとの御質問であります。この言葉には法令遵守と倫理という問題が入ってきます。というふうに認識しております。法令遵守と倫理というものがコンプライアンスというような捉え方で認識しております。この御案内のとおり我々職員は地方公務員の中でも市民に対して一番身近な位置に存在しております。このため市民の動きある姿について常識ある視点で事柄を的確に捉えることが極めて大切なことであろうというふうに認識しております。つまりは市民の通常有している知識と健全な判断力はおのずと求められ、その中で市民の人権を尊重して、また親切に接することで事柄を処理するというのが使命であるというふうに認識しております。簡単に表現しますと、一極の視点で極論を捉えるということではなくして、その方向では学問の世界では極論が学説として当然通用しますが、公務員としての道理を間違いなく進むこと、これが全てであろうというふうに認識しております。常識ある市民に対する答えづくりはこの道しかなかるうというふうに思っております。

御質問の中で法令遵守についての違いでございますが、どうなのかということですけど、この法令遵守は先ほど申し上げた中の具体的な一例でございます。判断力、行動力の原点材料ですね、もとの発想力はこれをきちっと捉えておるかどうかによって判断が狂うてくるというふうに思います。したがって、教養の機会におきましてこれを重視しまして、全職員みんながこの時期に一度立ちどまって法を意識してもらおうということで、あえて私のほうで法学概論からスタートしまして、法の構造、位置、憲法、憲法のもとにあるところの民法及び刑法、これらの間にありますところのいわゆる行政法、こういうものの中での地方公務員法あるいは地方自治法、こういうものの一部について説明をしているところでございます。

さらに、適正なる職務執行の確保ということになりますと、つまりは合理、合法、妥当の結果づくり、これが必要となります。その関係につきましては、平時、つまり通常時において危機察知能力というものを磨いておかないと、ぼやっとしてかかっけいきょうたら待ち受ける課題がクリアできないということになるうと思っておりますので、この危険察知能力というものをそれぞれが磨いてくれて、危機を回避するという、それから課題等が見えてきた場合において、困難性で検討するというで逃げずに、必ずよい方向で結果をつくるというようなところで、可能性というものを信じて検討するように指示しているところでございます。このよ

うな思い、あるいは見方、捉え方をもとにして総括的な職務倫理、つまり位置、立場とか、そういうもん、仕事上に求められる道理とか、道しるべ、こういうものを5点に絞りまして、これを示して、全職員が市民の求めるところに育ってほしいと、あるいはそういう方向で進んでもらいたいと、そういう思いでございます。それが全てでございます、そういう中でも先ほど申しましたような大きくてどうにもならないという形式のものは発生しておりませんが、注意を与えにやあ困るというような課題、これは数件にわたって発生しているのが事実でございます。

これ以外におきましては、教育の現場において逮捕されるというふうな大きな事案があったんですけど、この項目につきましては、既に裁判所の処分も済んでおるし、本人自身も反省し、若い人間が将来を持っておりますので、特に差し控えておくのが全てだろうというふうに思っておりますので、よろしく願います。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

2回目。

先ほど一通り答弁もらいました。

コンプライアンスで当市で副市長が就任して、懲戒処分の戒告が1件、それから軽過失のようなもので訓告処分が7件というような報告だったんですけど、これは僕の聞きたいコンプライアンス、今副市長の言われた法令遵守と倫理だということになってくると、もう少し処分した、せんじゃなくて、こういう内容も当たらんんじゃないかというようなことが尋ねたかったわけです、実は。というのが、例えばここにコンプライアンスとは法律や条例を遵守することではありますが、しかしながらこのような意味だけではコンプライアンスになるとはわざわざ取り上げる必要もなく、誰でもわかっていることです。要するに、会社で言えば、社内規則であったり、マニュアル、企業倫理、社会貢献の遵守というようなことがあるわけですよ。だから、当然役所においてもそういうことが含まれると思うんですけど、その中で、例えば放課後児童クラブ決めたときの指定管理制度運用の手引きの中に、例えばこれ市の開示請求の中にあるんですけど、応募資格に申請資格、共通項目として、申請資格として岡山県内で類似施設（具体的な業種名を例示）のいずれかの運営実績のある法人の団体、次のいずれにも該当しない、次の該当というのはいろいろ税をしっかりと納めとんともろもろあるんですけど、この岡山県内で類似の施設のいずれかの運営実績が今の共立さんにあったのかなという、じゃあこれにしたって今言うある意味コンプライアンス、萩原市長が当初閉会の挨拶のときに、一番当初の26年でしたか、市長就任されたときの6月の閉会の挨拶で、法令遵守のことは当然、もしかしたらこれもコンプライアンス違反に当たるかもわからんということを何回か言うとするわけですよ。それはあくまでも法律違反ということだけじゃなくて、今倫理的なことだと思うんですけど、それでそのように言われるわけですよ。その中で、例えば今言った指定管理するときにこういう決まりがあるにもかかわらず、じゃあ共立さんはその岡山県内で類似の施設を持っていたのかということになると、もし持ってなかったら、これも一つのコンプライアンス違反じゃないかというのがあります。

それと、これは尋ねたいんですけど、例えば公用車を目的外使用するときにはここに規定があるわけですよ、美作市にね。その規定の中には市民の福祉の向上に寄与することを目的とすると、そして対象者はいろいろ4項目ほどあるんですけど、市長が必要と認めるもの、例えば社会福祉協議会、森林組合、市が補助金を交付または出資する団体で市長が認めたもの、その他市長が認めるものというようにあるわけですよ。じゃあ、その中で、規定で特に市長が認めたものとか、それから要綱にしたって多いんですけど、これ余りに

も多い過ぎて、市長が何でもできるような感じにとれるわけです。だから、その辺のもう見直しをどうされるんか。もう都合のええようにしようと思えばできるわけです、これ条例じゃないから、出てこないから、こっちは。後から気がついたら、要綱に載せてます、規則に載せてますというようなことでは、こちらとしてはやっぱり市民に対して申しわけないんで、その辺のこの見直しはどのように考えておられるのか。それで、当然車だけでなく、物品にも規定があると思うんですけど、貸し出したりする管理規定があると思うんですけど、物品やこうには規則や規定はどのようになつとんか、多分あると思うんですけどね。私が調べとんのが間違いだったらいけないんで、ちょっとここで発言しませんが、もし副市長のほうでその辺を理解されとんであれば、それがあかないか、じゃああればどういうものが該当するのか、というのを今回2回目の質問とききます。

議長（山本 雅彦君）

副市長。

副市長（横山 博光君）〔登壇〕

先ほどのお話の中での共立メンテナンスを指定管理者にしておろうかと、規則絡みからして県内事業者ではなかろうという御質問でございましたが、この項目につきましては、既に教育委員会のほうの給食センター絡みで給食作業現場では県内事業所としての動きをされとったんですね。その後において放課後児童クラブは4月からの契約という形式になっておりますので、今議員が言われた文字どおりの形式からいうたら、型どおりは県内ではその保育所、その他はないけど、その事業者自身は既に当市に来ていたと、さらにこの事業所においては体力的には既に東大阪等を含んで大規模的に対応していたという形式なので、これに準じた方向で解釈して対象者とした流れです。したがって、この入り口のところでは当時監査委員さんも委員として入っていただいとったんですけど、入り口から出口までこの項目については特段の委員からの異議申し立て、あるいはその他からの質問もございませんでした。今後におきましては〔聴取不能〕を検討したいというふうに思っております。

それから、車の使用目的等々でございますが、御指摘の項目につきましては、気にかかるところは1点ございますが、この絡みについては車の関係ではなくして、車のもとになる運転日誌等も不記載というふうなことで、これも監査委員からの指摘等も受けております。この関係について本人に嚴重注意の上で、結果は退職という方向で対応してもらって、対応絡みは一応終結ということです。

それから、物品の絡みにつきましても、この行為の中で一端として、コピー機を1円使用というふうなことで使用しとるという、この分につきましても、公的位置で対応する場合においては、町内会、その他等々があれば、それ御自由にお役所のような対応になるけど、疑義がないかというようなことでございますが、このあたりについても以後においては嚴重にチェックということで対応しているのが現状でございます。

御指摘の項目につきまして、〔聴取不能〕市長が何でも判断すればできようかと等々御指摘を受けましたが、この時期もう一度立ちどまって、そのあたりも慎重に検討したいというふうに思っております。よろしくお願ひします。〔降壇〕

〔4番安本博則君「物品の規定があるんかないんか」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

物品を含めて、市の所有のもの、土地、建物含めて当然ですけども、何らかの規定がなくてはなりません。

ん。議会との関係で幾つか類似なことを申し上げますと、きのうも質問出ましたけれども、財産条例というのは無償貸し付けの範囲がよくわかんなかったんですね。書いてないこともやっていたりしたものですから、そこところをきちっと整理をして、制限をする、あるいはできることはできると書くということで改正をしましたが、こういった規則、あるいは条例の改正もコンプライアンスの大きな一環だと私どもは認識をしております。そしてまた、監査委員会からいろいろ指摘がありますし、また我々も気づくことがあります、そのたびに適正な条例あるいは規則になるようにいろいろ方策を今後とも講じてまいりたいと思います。

物品に関する規則について、どこに問題があるか、今、問題があるかどうかも含めて、即答はできませんけれども、この機会にもう一回物品も含めて、あるいは公用車も含めて、余りその市長が市長がおっしゃるように恣意的な運用がなされるってことじゃいけないわけありますので、この辺は他の都市の類例なんかも見ながら、改正すべきところがあれば改正をいたしますが、その際には規則であっても何らかの形で議会のほうにも報告をしながら、そういった改正を進めていきたいというふうに思っております。

1点つけ加えて申し上げますけれども、私も着任以来、文書が起案されてきますね、起案をしている文書の中でこれは法令的におかしいんじゃないかというんで、要再検討といって返すんですけども、その割合は大分減ってきました。おかげさまで大体の法令に基づく文書判断のときには根拠条文が起案の中に記載されるケースが非常にふえてきたということで、いろんな意味で意識が浸透し始めてるということもあわせてお答えをいたしますが、これがどこかの時点で万全だということ絶対ならないんですね。法令も変わりますし、いろいろ変わりますんで、今後もいろんな形で議会からの御指摘を賜れば、それに当局として真摯に対応をしたいと考えておりますので、遠慮なくさまざまな御指摘をいただきますようお願いをいたして、答弁にします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

3回目。

副市長の共立の話なんですけど、給食の絡みがあったと、この申請資格なんじゃ、運営実績だから、実績が出てない段階だったわけだから、実績のある法人等となつとるわけです。そこを勘違い、僕がしとんかそっちがしとんか知らんけど、運営実績、運営実績というのはやっぱり一定期間をこの地で事業をして、実績があるんだというのが僕は運営実績だと思うとるから、その辺の違いは、副市長、どのように思われとるのかと、それと多分物品については管理規定があるという市長の答弁だったんです。僕のこれ調べとんのが間違っていたらいけないんで、ちょっと財務のほうに美作市物品管理規則という欄があったんですよ。それで、第12条の3に供用中の物品の使用者を監督しなければいけない、備品No.の6番に事務用機器器具類とか、管理者は課長をもって当てるとかいろいろあって、監督しなければいけないということは、もしこういうことで違反等があれば、どのような処分を考えるのか。当然職員から聞き取りをしたり、当然されて、先ほど言ったように処分をして、市長に報告するんだろうけど、その辺がもしそういうことに違反があった場合にはどのように考えられとんのか。

それと、僕が先ほど言った市長が何でも認めるというんじゃ、やっぱり緊急時、特に災害時なんか一々ほんならというて寄ってもらうとかというのものなかなかできないんで、そういうときには特に市長が認めるというのは僕はあってしかりだと思ふし、いいと思うんですけど、要綱、規定見ていくと結構多いんですよ。例えばこれ車のことだけでも、今言った市長が特に認めるとか、それから公用車の問題で、ここにはこ

れ多分副市長よう聞いてってください、これされてると僕思わないんだけど、ここに美作市公用自動車以外の自動車の業務使用に関する規定というのがあるんですけど、この中で、要するに車を利用するのに公用車でない場合は総務課長に提出して、確認を受けたことでなければ該当車両を使えないと、それでもそういう車を、要するに個人の車じゃわね、使う場合はその都度市長の許可を受けなければならない、その都度ですよ。僕はそういうのがされてないんじゃないかと思うんですよ。あれキロ当たり何円かお金払って、燃料代がわりですか、車を借りるんだらうけど、じゃあそのときに保険が入るとんか、いろいろ決め事があるんですけど、ほんまにその確認をされて、きっちり、その都度市長の許可じゃから、市長が許可をされとんかされてなかったのか、これもやっぱりコンプライアンスに入ると思うんですよ。だから、その辺やっぱししっかり前も言いましたけど、副市長はしっかりやりますというような答弁前にされとんですけど、その辺がどうなのか。

それと、これ本当は僕言いたくなかったんですけど、いまだに今回の議会の冒頭でもなかったんじゃないけど、これ副市長、ちょっと聞いてみて。6月定例で僕ポンプの質問しとんですよ、ここに議事録あるんですけど。消防長は、今ちょっと答弁ができないんで委員会で報告するというで、委員会たまたま6月のときには消防関係なかったんで出てこられなかった、それできょうの日まで何の話もない、これもある意味コンプライアンス違反じゃないかと。報告するというたら、そのことだけでも来て、委員会で報告して帰るとか、そういう認識もない。だから、何か言われようこととほんまに今市長が割と浸透してきたと言うけど、トップに立つとる人がそういう考えでは、コンプライアンスがしっかりしてきたように僕は思えないんじゃないけど、それはどのようにお感じですか。

議長（山本 雅彦君）

副市長。

副市長（横山 博光君）〔登壇〕

失礼します。

厳しい御指摘を受けたんですけど、私自身もコンプライアンスが徹底したということは認識しておりません。限りなく深みがあるというのが全てでございます。特にさっき質問の中で実績をどう評価したかという項目ですが、これは東大阪で限りなく大型でやっておられると、報告上、という部分の実績を岡山に準じて、この縛り方というものは実績があるということを大きく捉えとって、どの場所、どの場所というのは项目的にできることから県内ではという表現になっとなんで、一から百まで小さいことを言えば、何もかにも大きな問題が出てくると思うんですけど、意味合いからいえば、その実績という評価のもとで共立実績あり事業所というのがスタートラインと認識しております。

それから、備品関係のお粗末ごとの処分はどがなんなという御指摘ですが、これについても、処分対応については、懲戒処分に至らない項目と懲戒処分に至る項目という分、もちろんのこと法令上は懲戒処分ということになりますと、地方公務員法のほうへ移りまして、服務規程というのがございます。この服務規程に準じた解釈、これに該当しない場合においてはそれ以下というような形式で、本市の場合も諸規定をつくっておるのが現状です。その諸規定に悪質性、度合い等々を考慮した上で乗せて、その処分規定どおりのところで対応しておるのが現状で、そのときそのときの思いつきでは対応ができておらんと、もう以前から合併時からつくられておるところの規定に基づく水準に合わせて対応しておるのが全てであります。

それから、項目で、公用車以外の車両について都度市長の許可という方向があるろうがという御質問でありますが、これは警察も同じ対応しとるわけです。公用車が足らん場合、あるいは都合公用車で行くより私車両で行くほうが都合がいいとか等々ございます。これは電話報告等によって行くわけですが、事前にその

場合にはしっかり保険入っとるか等々含んで、対応しておると。それで、この対応については、警察の場合において、こことはちょっと内容は私深く理解していませんが、警察の場合はガソリン代という分を距離に合わせて補填しておるのが現状でございます。これも私が若いときはもう公用車がなければあ私用車で行くのが当たり前じゃろうがというようなことで対応しようとした時期があったんですが、後からはそういうような制度ができて、ガソリン代の補填はするということと、この車は都合によって公用で使う場合があるということとを事前に総務のほうへ届けをした上で、保険確認、その他をした上での該当車両ということで対応していたのが全てでございます。まさかのときには保険会社のほうにもそれだけのことが対応できる体力があるということを見た上で公用車を使ようと、これは現状でも同じだろうというふうに思っております。

それから、6月の絡みで消防のポンプの絡み等が御質問であって、これについて委員会等での報告がなかったのはコンプライアンス違反じゃろうがという御指摘でございますが、そこまでのものについてはいかなものかと。これについては、津山警察署が犯人2名について逮捕したということとを新聞等で公表しておりますので、何も隠した方向でもなし、ただ議員が御指摘のように……

〔4番安本博則君「違う」と呼ぶ〕

どの分ですか。

〔4番安本博則君「消防ポンプの話じゃ。質問内容と違う」と呼ぶ〕

車両の関係ですか。

〔4番安本博則君「その逮捕の話じゃねえ」と呼ぶ〕

それについて委員会で報告したらんのがコンプライアンス違反かどうかという項目ですけど、ちょっとそれについては勉強させていただきます。

思いからいうたらへぬると、きちっと説明しときゃあ終わりじゃろうがというのが思いですけど、そのあたりについても処罰の対象になるかどうか、いわゆる社会で言うところの違法行為的なもの、あるいはたため行為かという認定についても勉強させていただきます。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員、総括になります。

4番（安本 博則君）

僕も偉そうなことばあ言うて、ほんなら全部条例や規定がわかるんかといってもそれ当然わからん。その都度僕も何かあったら条例を見て、ホームページで、僕のパソコンちょっと調子が悪いけんなかなかええぐあいに見えんのじゃけど、知ったとこ行って調べたりするんじゃけど、その都度その都度勉強しながらやっていきよんですけど、だからそれで気がついたら今こうやって質問したりしよんですけど、誰しも恐らくこの職員も議員もだろうけど、全部、じゃあ条例規定、要綱がわかっとなかというたら、恐らくわかってないと思うんで、それはさっき言ったようにその都度その都度やっとなで、お互い勉強するという意味でやって、さっきの消防長の話は、それはある意味ですよ、これもコンプライアンスにちょっと違反するんじゃないかというのが、ここではっきり言いながら、何の今までほっとって何にもないと、それはちょっと僕としたら余りにもトップとして情けないというか、一言じゃないですか、来て、これこれこうこうでしたと言えば済む話、それもできてないということです。

それと、これ最後に総括なんで、提案なんですけど、美作市に多分ないとは思うんじゃけど、公益通報条例の制定、それとなおかつ保護制度の創設、こういうのがもしないんであれば、こういうのをつくって、職員なんかからでも意見がどんどんどんどん出せるような条例の制定も考えてもらいたいと思います。

これでこの項を終わります。

議長（山本 雅彦君）

それじゃ、続けて5項目めに入ってください。

ちょっと静粛にしてください。

5項目めに入ってください。

4番（安本 博則君）

5項目めに入ります。

5項目めは風水害について、特に美作市としての取り組み、地震なんかはそれは前もって何時間も前からとか、何日も前からというわけにいかないと思うんですけど、風水害、台風とか、ほんまに急に降り出す夕立降りなんかですごいこともあるんですけど、特に風水害で事前に取り組みができるようなことで、美作市はどのような取り組みをされとんのかについて、まず質問します。

議長（山本 雅彦君）

危機管理監。

危機管理監（山本 和毅君）〔登壇〕

失礼します。

美作市の風水害についての取り組みということでお答えのほうをさせていただきます。

本市の風水害への取り組みについては、美作市地域防災計画、風水対策編というものがございますが、これを基本にいたしまして取り組んでおるところでございます。風水害対策編の構成といたしましては、総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画で構成しております。

構成の内容を簡単に説明いたしますが、まず総則でございますが、想定される災害や美作市並びに関係機関が処理すべき事務または業務について定めております。次に、災害予防計画であります。平時から災害に備えておくべき対策についての計画でございます。次に、災害応急対策計画であります。災害発生後、あるいは発生が予想される場合に取り組むべき対策ということでございます。次に、災害復旧計画でございますが、被災者の生活の安定、また経済活動の回復のための対策についての計画でございます。

以上が風水害対策への基本的な考え方であります。

次に、災害予防業務となります防災体制について申し上げます。

災害の発生が予想される場合は、または発生した場合における防災活動をとるための体制は、注意体制、警戒体制、特別体制及び非常体制としております。

次に、それぞれの体制に移行する時期について申し上げます。

まず、注意体制ですが、大雨または洪水注意報が発生された場合に注意体制をとり、対応しております。次に、警戒体制でございますが、暴風雨、大雨、洪水の各警報の1つ以上が発表された場合に警戒体制をとり、対応しております。次に、特別警戒体制ですが、警戒体制時において気象や河川の状況等により大規模な災害発生が予想される時や、台風が12時間後進路予報円内に入り、相当規模の災害が発生するおそれがあるときに特別警戒体制をとり、対応しております。なお、特別警戒体制は事態の推移により直ちに非常体制に切りかえられる体制としております。次に、非常体制であります。市内に特別警報が発表されたときや甚大な被害が発生またはおそれがある場合に非常体制へ移行し、市長の指示により災害対策本部を設置する体制としております。そして、それぞれ体制の配備人員や配備職員等については、防災体制配備基本マニュアルというものを作成いたしまして、対応をしているところでございます。

続きまして、実際に台風の上陸や大雨等が想定される場合への対応についてお答えをいたします。

気象庁、岡山県の気象情報により市民の皆様へ台風の上陸の推定時間、暴風雨、大雨に対する注意喚起など、告知放送やみまちゃんネルにて伝達しております。

また、土砂災害や洪水などで不安な方を対象にいたしまして、悪天候になる前に避難していただくために避難所を開設いたしまして、自主避難を促すようにしております。

そして、平常時の取り組みとしては、防災意識を高めるために防災マップの作成、避難情報の参考となる監視カメラの設置、防災講話の実施、自主防災会の活動支援として防災資機材など、購入への補助金を交付いたしまして、防災意識、地域防災力の向上を図っておるところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

2回目。

なぜ僕がこの風水害について質問したかというたら、もう約7年前、8年目に入っとなんですけど、作東地域を中心に1の方が亡くなられるようなすごい局地的な雨が降って、災害があったというような記憶があるわけです。そこへもってきてきょうの新聞なんですけど、台風10号で岩手県で19人の方、北海道2人の方が亡くなられとるといような、ほんまにこれ谷本議員も今ごろはほんまいつ来るかわからんのだといようなことも言われてました。ほんまにそのとおりで、1年前には茨城県の常総市の鬼怒川が決壊して、かなり被害が出たと、そのときの市長ですか、まさか決壊すると思うてなかったといようなことも言われてますけど、そのまさかが今起き得ることなんで質問したんですけど、危機管理監の答弁の中でもいろんな取り組みされると、確かに告知放送で台風情報とか、それからこの間、2日、3日前ですかね、J-A-L-E-R-Tが大雨警報と洪水警報か、何かが出たといのを放送してましたけど、そのようにやってもらって、本当にこれ僕の提言といんか、今タイムラインといのが国土交通省が出されてる、とるべき行動を時系列で整理した計画といのがあるんですけど、そういうことについてどこまで勉強されとんかなといことで、タイムラインとは事前にある程度の災害の発生が見通せる気象災害のリスクに対してあらかじめ関係機関が実施すべき対策を時系列でプログラム化した計画を指し、これはアメリカのほうで何かつくったらいいんですけど、我が国では2014年4月に国土交通省が率先し、国が管理する河川を対象にタイムラインの導入を決定した、過去に風水害に襲われた経験がある地方はその後タイムライン導入を検討する自治体がふえてきているといようなことがあるんで、美作市では、じゃあこのタイムラインについて、今の危機管理監の中にそれに類似したようなこともあると思うんですけど、その辺もう少し密にして、こういうタイムラインができないのか。というのが、作東のときには福山の人ですわ、僕はこれ前の皆木副市長と結構やりとりしたんですけど、議員になる前ですよ、そのときに福山の人が今までにない水が出よんじやと、山から、だから早う下の人に言うちゃってくれえといようなことがあったんですよ。それをそのまま、ただ画面で赤い雲がどうどう作東のところを中心に、この間部長が言われたんかな、作東から佐用にかけて流れとんじやといような情報があったわけですよ。地元の人も、福山の人なんですけどね、ほんま今までにない、その人僕らより年が上の人かな、一緒ぐらいかの人なんですよ、その人が今までにない雨が降りよるから下の人にすぐ知らせちゃってくれえといようなことがされなかったんですよ。そして、夜になってきて、つかって、江見の町が土居も含めてつかっていったと。あれでも前もって事前に報告しとけば、例えば家まで持って逃げることはできないにせよ、例えば下にあるものを上げるとか、車を安全なところへ持っていくとか、あるときもかなり車が皆さんおしゃかになっとなですよ。だから、そういうこともあるんで、このタイムライン

をどのように考えておられるかというのを、もう少しちょっと詳しく。

議長（山本 雅彦君）

危機管理監。

危機管理監（山本 和毅君）〔登壇〕

失礼いたします。

まず、タイムラインについてということでございますが、これは県のほうからの指導もございまして、今年度より試行的に活用してタイムラインを作成して取り組むようにしておりますが、まだ岡山區、また美作市に近づくような台風とかそういうものが現実的にはまだ起こっておりませんが、先般の台風12号のときにはちょっとつくりまして、この時間で例えば市民への注意喚起をすとか、警戒体制とるとか、特別警戒体制に移行すとか、そういった具体的なちょっと記載をして、試行的に今取り組んでいる状況でございます。

それから、作東への災害についての教訓というようなことだったと思うんですが、いわゆる作東の災害を受けて監視カメラの設置であったり、それから土砂災害で1名の方がとうとい命が奪われたということもありましたので、命を守るという行動を最優先することを市民の皆さんに啓発していこうということで考えております。その対策としては早目の避難、これが一番と考えておりますので、早期に避難を呼びかけるというような行動を起こしていただきたいというように市民のほうに周知していきたいというふうに考えております。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

3回目。

それで、タイムラインも役所だけでつくるんじゃなくて。

議長（山本 雅彦君）

静粛にしてください。

4番（安本 博則君）

地元の人に協力もなかったら、今言うようにここにおいて水が出てくる、今言う福山のほうから降って水が出てくる、時間もあるわけですから、地元の人協力も当然連携が必要というようなことも書いとんで、その辺も視野に入れながらやってもらいたいし、それと、美作市もあるんでしょうけど、防災士というのが新聞に9月6日に出とんですけど、まず県内で徐々に広がっていると。実際美作市にはこの防災士の取得をしとる人が何人ほどおられるのか。それで、これには受講料がここに書いとんのは約6万円ぐらいかかると、それについて市としてどのような対応を考えておられるのか、もし対応があるのであれば、それについても御答弁を。

議長（山本 雅彦君）

危機管理監。

危機管理監（山本 和毅君）〔登壇〕

安本議員、3回目の質問ということで、防災士の取得資格者についてということでございますが、現在防災士の資格取得者は市内に27名在席がございまして、この防災士についての取得につきま経費を全額交付する制度をこの3月に制定いたしまして、防災士をふやすという考え方でおります。防災リーダーを育成する

という考え方で防災士のこの受講に対する交付制度を設けております。

今年度は12名の資格取得者をということで予算のほうにも計上をさせていただいたところでございます。この11月に真庭市のほうでこの防災士の資格講座が予定されておりますので、現在自主防災会の代表者の方へその案内を出させていただきまして、受講をお願いしたいということで御案内をさせていただいたところでございます。

また、今年度内にはこの27名おられる、プラスまたこの12名の方が資格者がふえるということになれば、美作市の防災士会というものをつくりまして、防災対策の意識また啓発を高めていく予定でおるところでございます。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員、総括です。

4番（安本 博則君）

総括。

いずれにしても、事前にできることがあれば、作東の二の舞にならないようにするのも行政の仕事だと、それかといって過剰になり過ぎて、しょっちゅうしょっちゅうすればオオカミ少年みたいになるんで、それもだめだと思うんですけど、タイムラインをしっかりと地域の方と協定しながらつくっていくと。そして、本当に今言う監視カメラなんかも、河川のですよ、利用し、災害が起きたときに、ああ、よかったなど、車は助かった、家具は助かった、下の部分は、もうこれは家をさっき言ったように持って逃げられないから下の部分だけで済んだんだというような態勢ぐらいまでいけたら、ベストだと思うので、その辺僕らも協力できることは当然しなくてはいけないので、それが議員としても市民の生命、財産を守る仕事の一つでもあるし、やっぱり行政としてもしっかりとその部分は頭に入れて、今もやられとんですけど、今以上にしっかりとやってもらって、安心・安全の美作市にしてもらいたいと思います。

これで質問を終わります。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番10番、議席番号4番安本博則議員の一般質問を終了いたします。

お諮りをいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会します。

再開は12日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午後5時32分 延会

平成28年9月12日

(第 4 号)

1. 議事日程（4日目）

（平成28年第3回美作市議会9月定例会）

平成28年9月12日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	金谷典子	2番	重平直樹
3番	安藤功	4番	安本博則
5番	谷本有造	6番	則本陽介
7番	萬代師一	8番	尾高誉久
9番	岡崎正裕	10番	西元進一
11番	本城宏道	12番	鈴木悦子
14番	小淵繁之	15番	万殿紘行
16番	日笠一成	17番	山本重行
18番	山本雅彦		

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

13番 岩江正行

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市長	萩原誠司	副市長	安部薫
副市長	横山博光	教育長	大川泰栄
政策審議監	福原覚	総務部長	山本直人
危機管理監	山本和毅	企画振興部長	池田義和
総合戦略監	森分幸雄	市民部長	安藤郁雄
環境部長	妹尾昌弘	経済部長	尾崎功三
保健福祉部長	江見勉	建設部長	真野弘紀
教育次長	山名浩二	消防長	山崎正雄
会計管理者	安東弘子	森林政策課長	福永道広
農業振興課長	岡本和之	社会福祉課長	長畑真吾
学校教育課長	忠政勇之	都市住宅課長	小林英樹

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	本田卓治
課長	大佛裕彦
主任	井上大佑

議長（山本 雅彦君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いをいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

9日に引き続き会議を開きます。

6番則本陽介議員が葬儀のため午前中欠席であります。また、13番岩江正行議員が通院のため本日は欠席でございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（山本 雅彦君）

日程第1、「一般質問」を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番11番、議席番号11番本城宏道議員の発言を許可いたします。

本城議員。

11番（本城 宏道君）〔質問席〕

おはようございます。

一般質問もきょうで3日目ですが、議長の許可を得ましたので、朝一番に質問をさせていただきます。

あらかじめ質問の要旨については、提出をいたしておりますが、順次それに基づいて質問をしたいと思っております。

まず最初に、平和行進への対応についてということで取り上げておりますが、ことしも核兵器のない平和で公正な世界をということで、5月6日、東京の夢の島を皮切りに全国全ての市町村へもって、原水爆禁止、国民平和大行進が始まっております。

岡山県には、7月になってから入ってきたわけですが、本市におきましても、関係の人々がこのお願いに参上し、そして湯郷の文化センターからここまで行進をし、そして執行部との対話を進めてきたわけですが、ここにあらかじめ質問をいたしておりますように、この行政としての取り組みが非常にお粗末といえますか、対応の仕方が萩原市長になってから非常に悪くなってきたわけですが、それまでは、玄関で迎えてくださったり、あるいはまた交渉の場でもペナントや、あるいは各署名などのお願いにも気持ちよく応じていただいたわけですが、萩原市長になってから非常に扱いが悪くなったということがございます。そういうことで、この平和の問題について市長がどのように考えられておられるのか、まず質問をしておきたいと思っております。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

改めておはようございます。

本城議員の平和の問題です。

言うまでもなく原水爆の禁止とか、あるいは核兵器の廃絶ということについては、私は日本国民のほぼ総意であるといつていいというふうに思っております。私自身もその中の一人として強く核の廃絶を求めています。ですから、例えば被爆者の方の会とかということについて支援をしているところではございます。また、市としても、入り口のところに立っておりますけれども、非核平和都市宣言というものを広島、長崎の方々ともども全国で何十かの都市が参加をしてくれて、その仲間として活動しているということでもあります。

それが基本的な考え方でありまして、事にこの核廃絶については、このところ、近隣の国が相次いで核実験をしているという状況もあり、より強く政府に対しても、私たちの国の安全、そして世界の平和のためにまずは極東地域において核兵器の廃絶というものを、これが達成できるように心から願っているし、市長会か何かでもそういう議論があり、それに参画をし、適切な対応をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

市長の気持ちはわかるんですが、言われておることと実際とが食い違っておりますので、その辺を指摘したいと思うんです。

岡山県下の全自治体を回って、美作市だけが核兵器の廃絶の署名に応じていないということのようでございます。後日、また美作市だけということで特別にこの署名のお願いに上がるということも聞いておりますが、もう県下の自治体で美作だけというのは非常に私としては心外なわけです。例えば岡山県から広島県へ引き継ぐ最後の段階では笠岡だったわけですが、笠岡の場合は市長みずからがデモ行進に参加して、広島の方へ引き渡すというようなことまでされておるようでございます。そういうことにおいて、なぜこの美作市だけがそういう状態になったのか、その辺をもう一度ひとつ答弁願いたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

なぜそういう状態になったかという事についてははっきりとした状況が残念ながら理解できていないというか、把握できておりませんが、対応に至らんところがあったということで御指摘いただきましたので、これについては私どもの行政組織を指揮する立場として重大な指摘だというふうに受けとめさせていただきたいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

実際にそういう現象があらわれたということで非常に心外に思っているわけですが、市長が言われましたように、美作市の場合、非核自治体宣言をしておる町であります。加えまして、最近では、北朝鮮のほうの5回にわたる核実験がやられて、非常に脅威を感じておるといっていますが、そういう状況の中でとにかく地球上から核兵器そのものをなくすということが非常に大事なことだろうというふうに思っておりますので、今後、1年限りじゃなしにずっと続くわけですから、それなりの対応をしていただきたいということをまずお願いをして、次の項目に入らせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

それじゃあ、2項目めに入ってください。

11番（本城 宏道君）

次に、ベトナムとの交流についてですが、先日、ベトナムに行かれたそうですけれども、旅の目的は何であったのか、あるいはどういう同行者そのものがどういう人だったのか、あるいは旅行先の目的そのものが十分達成されたのか。

現在、2番目の問題としてベトナムの人を雇っておるわけですが、この人は今、どういう部署でどういう仕事をされておるのか、その辺についてお聞きをしておきたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

本城議員の御質問にお答えします。

まず1番目で、ベトナムとの交流を深めているが、先般行った目的について等の御質問でございます。

去る7月24日から28日の日程で、美作日越友好協会の役員の方々とベトナムへ訪問し、教育訓練省、文化スポーツ観光省、財務省、ダナン市日越友好協会、ダナン大学を表敬し、ベトナム人看護師の日本看護師資格取得の支援、文化、学術、スポーツ交流への協力要請、女子サッカーの交流、ベトナム建国の父であるホー・チ・ミン氏の銅像の寄贈、相互の日越友好協会の民間交流の推進などについて意見交換を行ってまいりました。

その中で、美作市のベトナムに対する交流は、ベトナム政府内でも高く評価いただいているところでございまして、美作市の取り組みに期待するとともに協力していきたいと力強いお言葉をいただいております。

2番目の質問で、ベトナムの人を市の職員として採用しているが、現在どのような仕事をしてるかとの御質問でございます。

まず、市で採用しております職員の身分は美作市嘱託職員で、配属は企画振興部営業課となっております。業務内容は、市内に在住するベトナムの人の支援やフェイスブックなどソーシャルネットワークを活用し、美作市の観光情報などをベトナム国や日本に在住するベトナム人に向けて、情報発信を行っているところであります。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

2回目の質問ですが、24日から28日までの日程でベトナムへ訪問されたということですが、この美作日越友好協会というのは民間団体だろうと思いますが、この組織の内容についてどういう構成になっておるかをお尋ねをしたいと思います。もちろんこの規約なんかもあるんだろうと思いますが、その辺についてひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、嘱託職員として雇われておられるわけですが、この人の所属が企画振興部の営業課ということですが、実際にこの私たちの目にどのような仕事をしておるんだというようなことが十分伝わってこないわけです。その辺においてもう一つわかりやすく説明をしていただきたいと思います。その関連において、今までの仕事の評価そういうものはどういうふうに見ておられるのか、その辺についてもひとつくらい成果が上がったんじゃないという評価なのか、それなりの仕事をされたいと思いますが、ひとつお聞かせ願いた

いと思います。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

失礼します。

本城議員の2回目の質問でございます。

美作日越友好協会の規約でございますが、この日越友好協会につきましては、ベトナム社会主義共和国と親善友好を深め、経済、文化、教育、観光等の相互利益の分野における交流を図るということを目的として設立されております。

構成員といたしましては、民間の方、それからみまさか商工会の会長といたしまして民間の方々それぞれ会員となって入っていただいているところでございます。

また、2番目のベトナムの方の嘱託職員の仕事の内容でございますが、既にごらんになってるかと思いますが、毎月発行しておる広報紙をごらんになっていただいていると思いますが、毎月クイーコラムを掲載し、美作市の生活で感じたこと、それからベトナムの情報等を発信をさせていただいているところでございます。また、美作市観光ボランティアの方々を対象として、ベトナム語の講座の開催、それから観光パンフレット等のベトナム語化、ベトナム人の来庁者への相談事、そういうなものも対応していただいているところがございます。

仕事の評価でございますが、そういったコラム等を発信をさせていただいているところでございますが、日本人以上のすばらしいと思える日本語の表現力で文書を作成していただいているとか、読む方に何かしらの感動を与えているか等、そういったことでかなり活動をしていただいているというふうに思っております。それから、美作市の観光ボランティアのベトナム語講座でございますが、毎月1回開催をしております、毎回とも10人程度の御参加をいただいているということで、参加者の方からも非常にわかりやすいというふうな評価もいただいているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

日越友好協会の関係で市民と商工会長さんなどが入っておられるということですが、行政組織ではないわけですよね、民間組織です。そういう方が一緒に行かれて、旅費などは友好協会のほうから出ておるんですか、行政が全部肩がわりして出しておられるんか、その辺をもう一つ聞いておきたいと思うんですが。

それから、もう一つは、8月にベトナム外務省の外務交渉局長さんなど8名の方が来られたということで、ホー・チ・ミン像の設置などが決まったというようなことを聞いておるわけですが、その候補地を視察されたということですが、その候補地というのはどの辺を予定されておるのか、それも合わせてひとつお聞きしておきたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

本城議員の3回目の質問でございます。

まず、先立ってのベトナムへの訪問の際の日越友好協会の方々の旅費についてでございますが、一応個人

負担ということで御参加をいただいております。

それから、8月8日のほうに〔聴取不能〕になりましたホー・チ・ミン像の設置場所の検討状況でございますが、このホー・チ・ミン像につきましては、文化交流の象徴としてベトナム国から寄贈をいただくものでございまして、ベトナムの側からの要請がございまして、屋内への設置という希望もございまして、そういった希望も踏まえまして、市内の文化施設を中心に設置場所等についてただいま検討しているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員、総括です。

11番（本城 宏道君）

ベトナムとの交流を嫌うとるわけじゃないんです。仲良くするのが当然のことでやればええわけですけども、特別ベトナムと深い関係を持っていこうということでやっておられるわけですが、市民生活全体を見て、力の入れようがもう一つ市民のほうにも目を向けるべきではないかなというように思います。

そしてまた、このホー・チ・ミンさんの銅像についても、候補地を見てもらったということですが、今の答弁ではいろんな施設を見たということになるんだらうと思いますが、これも設置する以上はかなり永久的にするものですから、十分市民の皆さん方の理解が得られるような、そういう場所の選定というものが必要になってくるのではないかと思います。特にその辺を気をつけながらやっていただきたいというふうに思います。

以上で総括にかえさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

それでは、3項目めですね。

11番（本城 宏道君）

次に、農業問題についてお伺いをいたします。

まず、農地の所有の関係ですけれども、美作市においては、農地の所有というのは10アールから50アールまでに規定をされておると思うんですけども、移住とかあるいは定住をしようとした場合に、少なくとも家を建てる周囲で野菜づくりぐらいはしたいなというのが常だらうと思うんですが、この田舎へ来る以上はそういうものが必要になってくると思うんです。したがって、1アールとかあるいは2アールとか、そういう規模の小さいものでも所有権ができるようにすべきではないかと思うんです。確か島根県の大田市だったと思うんですが、そこでも特別のものを設けて、1アールでも2アールでも希望があれば、農業委員会のほうで許可を出すというような制度もあるわけですが、その辺についてお伺いをしたいと思います、とりあえず。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

改めましておはようございます。

それでは、本城議員の3項目めでございます。

農業問題についてであります。農地の所有10アールから50アール以上規定されているが、移住定住を推進する上で1から2アール程度でも所有できるように特例をとということでございます。

まず、移住定住促進に関する御質問ということでございますが、農地が関係してございますので、経済部

より答弁をさせていただきます。

農地を取得しようとする場合、農地法第3条第2項第5号の規定によりまして、所有する農地の最低面積、下限面積が定められてございます。これは、限りある農地を有効利用を図り、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対して、農地の利用を集積することを目的としたものでございまして、その下限面積は各農業委員会が農林水産省令に基づき定めることとなっております。美作市の場合、地域によりまして10アールから30アールまでの10アール単位で定められておるということでございます。しかしながら、平成21年12月に農地法施行規則が改正され、新規就農を促進し、遊休農地の拡大を防止するため、一定の条件を満たした農地を地域指定することで10アール未満の農地でも取得することが可能となっております。

先ほど議員も申されましたが、一部の市町村では、そういった空き家バンクなどの登録された家屋に家庭菜園のような農地が附属している場合は、その農地を地域指定することにより、わずかな面積ではあっても農地が取得できるような特例を設け、移住の促進が図られているという例もございます。

当市におきましても、こういった移住定住を促進する担当部署から、そういった市の農業委員会に要望あるいは提案がなされましたら、農業委員会のほうでこういったことを審議され、決定されれば、議員の御質問にありますような特例でも可能であるというふうに考えております。また、わずかな面積でありましても、遊休地の拡大抑止、これにもつながってくるのではないかとこのように思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

この問題については、いつだったか、ちょっと時期を覚えておりませんが、前に一遍質問したことがあるんです。法改正の前だったかもしれんのですが、そのときには持てないということだったんですが、今、話を聞きますと、やり方によってはそういう措置ができるというように解釈をしたわけですが、この一定の条件というのがそれだろうと思うんですが、例えば家庭菜園的なものを置くとした場合に、この登録地を地域指定をするというようなことらしいですけれども、それは扱う物件といえますか、申請があったものをそのまま地域指定をすぐにするということになるんでしょうか。その地域指定というのはどの担当が地域指定をするのか、それを含めてもう一度答弁願いたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

先ほど申しました地域指定ということでございますが、基本的にはまず移住定住を目的としたということでありましたら、そういった市のほうからまず農業委員会のほうへこういった特例ということの地域指定をお願いしたいという、例えば旨をまず協議をさせていただくようになろうかと思えます。農業委員会のほうでどういう御判断といえますか、されるかによりまして、個々にそういう物件を登録していただくと、市内の方々から登録をしていただくと。そういった上で、今度、それに必要な希望者がありましたら、それを行政側と御協議させていただいて、農業委員会のほうへ手続をさせていただく、そういった流れになろうかと思えます。ですから、まずは、こういった特例を設けたいということを行政のほうから農業委員会のほうへお話をさせていただくのが1番目だと思っております。その後、案件がありましたら、その都度御協議いただくということになるのではないかと思います。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

方法ですが、当然担当の定住あるいは移住、そういうことの証明といいますか、そういうものが農業委員会のほうへ出されるということなんです、農業委員会に申請する仕組みとして、それは市のほうが農業委員会へ申し込みをするというのが基本でなしに、所有したいと、その所有者が申請をし、それに市のほうが例えば企画のほうから、この人は新しく移住する人だとかあるいは定住する人だとか、そういうことで証明をつけるという形になるのではないかなと私は思うんですが、その辺はいわゆる定住者あるいは移住者、その人の申請はなくても、市のほうから農業委員会へ申し込みされることになるのかな、その辺がもう一つはつきりせんわけですが。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

申請の方法でございますが、まず他の市町村では、空き家の所有者が空き家バンクに登録申請を行うということでございまして、それと同時に定住促進担当課を経由して、特例を受けようとする農地の地域指定申請書を農業委員会に提出するというふうなシステムづくりをされておるといのが例でございますので、あくまで申請はその方、個人が農業委員会のほうへするというものでございます。当然それの手助けといいますか、協力を市のほうは移住定住の担当部署がするというところでございます。

まず、それをする前に、私、先ほど申しましたのは、こういった特例ができないかということをもまず担当部署のほうから農業委員会のほうへ話をさせていただいたほうがその後の手続がスムーズに行くのではないかと、お話をさせていただいたところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員、総括です。

11番（本城 宏道君）

市長もこの移住定住で人口をふやしていこうということでかなり力を入れられておるわけです。そういう面においても、10アールあるいは30アール、20アールいろいろあると思いますが、家庭菜園的なものについては、特別に農業委員会のほうで許可を出していただくというようにしてもらいたいと思うんです。

それで、この農業委員会の中でこのことに非常に興味を持っておられる人から資料が先日届いたわけですが、宮崎県のえびの市でも同じようなことがやられておるわけです。ちょっとでも荒廃地をつくらないようにするとか、あるいは田舎を希望してくる人は、そういう家庭菜園的なものはつくりたいというような希望を持ってこられるわけですから、そういう点で農業委員会としても十分対応していただきますようお願いをいたしまして、総括としておきたいと思っております。

議長（山本 雅彦君）

続いて、3項目め。

11番（本城 宏道君）

それでは、次に農地の中間管理機構についてですが、8月末までに扱った件数、契約率、貸し手の申請が

あっても借り手がないというような件数がどうなっておるか、あるいはまた平地とあるいは草刈りが大変な山間部、こういうところでの対応というのが違ってくるのではないかと思うんですが、その辺はどういう状況になっておるだろうかということ。

それから、先立って山陽新聞で報道されておったわけですが、貸付期間を10年から3年にするというような報道がなされておったわけですが、その辺についてもお聞かせ願いたいと思います。

また、農林漁業の担い手財団のスタッフというものを28名に増員するということが報道されておりましたが、これらについてこのスタッフは美作市のほうにも派遣をされるというようなことになるのかどうか、あわせてお伺いしておきたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

先ほど私、3項目めと申しましたが、これは4項目めの間違いでございました。訂正いたします。

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

それでは、4項目めの農地中間管理機構についてでございます。

まず、これまでの取扱件数でございますが、貸し付け申し込みのあった農地のうち、取り下げられたものを除きますと、申込件数は市内全域で519筆、面積にしまして約65ヘクタールとなっております。このうち、これまでに貸し付けの権利設定が完了した農地は254筆、約33.5ヘクタールでございますので、面積での契約率は51.5%ということになっております。また、これに7月にマッチング作業をしたものを加えますと、約70%を超える見込みでございます。この70%は、昨年度の県の平均を超えておるというものでございます。

次に、過疎地域での契約が進まない、対策はということでございますが、地域ごとの契約率でございますが、まず勝田地域では62.3%、大原地域では36.1%、東粟倉地域が46.4%、美作地域が49.0%、作東地域が69.7%、そして英田地域が65.1%でございます。この結果、一概に過疎地域であるから低率であるということとはなかなか難しい結果でございます。なお、少し前の資料になりますが、担い手育成財団の平成27年度末の資料では、岡山県全体での貸付率は69.6%でございまして、岡山市で68.0%、津山市で40.3%、お隣、勝央町が26.0%、それから奈義町が88.9%で、美作市の場合が37.2%という結果でございました。この結果から見ましても、一概に過疎地域かどうかによりということとはなかなか難しい面もございまして、むしろこの制度自体の浸透度合いが重要であるのではないかと感じておりまして、これまで以上に増しまして、広く啓蒙啓発に努めてまいる必要があるというふうに思っております。

それから、3点目の貸付期間のことでございます。

10年から3年という報道でございますが、昨年度までは10年の貸付期間が基本とされてございました。これは、借り受け農家が計画的な農業経営を行うためには、ある程度の期間、安定的に借り受けできる農地が必要であるとの判断から、10年が基本ということにされておりました。

しかしながら、事業を推進する上で、貸し付けを希望する農家が高齢であるなどの理由により、長い期間での貸し付けが困難な場合は5年での貸し付けを行った例もございます。そして、このたび貸付期間の下限が5年以上から3年以上というふうに引き下げられたということでございます。これは、事業を進める過程において、貸付希望農家から5年未満の短期間での貸し付けがしたいとの要望が多く寄せられたことによるものであると報告を受けております。

なお、このように3年以上の期間であれば、貸し付けをすることが可能となりましたが、10年以上の貸し付けでないと、転換協力金などの対象にはならないということでございますので、御注意願いたいと思いま

す。

それから、4点目の担い手財団のスタッフの増員の件でございますが、昨年から28人ふえたわけではなく、昨年より7名の増員ということでございまして、全員で28名となったものでございます。また、この増員につきましては、本部の職員を2名減らし、直接農家とかかわる技術支部職員、駐在職員を9名増員したというものでございますが、直接美作市のほうへの駐在というのにはございません。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

一通り答弁いただきましたが、この取り下げの理由などの主な理由はどのようなものがあるか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、先ほどの答弁から見ますと、山間部と平地と余り差はないというような答弁されましたが、この数字で見る限り、英田とかあるいは作東の場合は契約率が高いと、しかし東とかあるいは勝田とか、そういう点は、今の数字から見ますと低いのではないかとと思われるわけですから、やっぱり差が出てきておるなという気がいたします。奈義町の例もありましたけれども、奈義町なんかは割と平たんところで農業が非常に盛んなところですから、パーセンテージは当然上がってくると思うんですが、勝央にしてもまだまだ低いわけです、津山にしてもそういう差が出てくるのかなというように思っておりますし。

それから、貸付期間の5年とか3年とか、そういうものに契約ができるようになったということなんですが、それについていわゆる協力金が出ないというのは何か不公平ではないかなという気がいたします。これは、美作市だけで対応することはできんと思いますが、国のほうに対して少なくとも5年とか3年についてもその制度を認めるんなら、それなりの協力金の割合は変わってくるとしても出すべきではないかというように思うわけですが、その辺についてもひとつ答弁願いたいと思います、いわゆる国、県に対してその要望をするかどうか。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

それでは、2回目の御質問でございます。

まず、農地中間管理機構の関係の2回目の取り下げの理由等についてでございます。

主なものといたしましては、機構に申し込んだ後に個々で受け手農家を見つけられた、あるいは土地の所有者がお亡くなりになられた、こういったことで相続人の中で改正期間の調整ができなかった、こういったこと。また、何回も受け手農家とのマッチング作業をしたが、受け手農家があらわれなかった、こういったことなどの理由により取り下げを行ったといわれる方が多うございました。

そして、もう一点が10年から3年に年数の関係でございます。

基本的にもととの国の制度設計が10年間というのが基本でその補助金の対象基準を設けておりますので、例外といたしますか、その中で5年にし、今度は3年以上というふうに改正期間を短くされてきたという経緯があります。議員も先ほど申されましたように国のほうでの基準がありますので、当市だけでどうこうということはできませんので、当然国のほうへもそういった意見が多いんだということでの要望についてはさせていただきますというふうに思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

協力金の関係につきましてはしっかり上のほうへ上げていただきますようお願いをして、この問題については、次の項目がたくさんありますんで、移りたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

それじゃあ、5項目めに入ってください。

11番（本城 宏道君）

それでは、森林の間伐のことについて質問したいと思いますが、近年、集中的な豪雨などが降ることが非常に多くなってきているわけですが、最近はちょっとした夕立でも濁り水がすぐに出てくるという状態が続いております。これは植林地の手入れができていないということによって、土砂が河川へ流れ込むということの実態だろうというように思うわけですが、これら災害防止の観点からも早急な間伐が求められているのではないかと思います。所有権の問題もあるわけですが、各種補助制度を利用すれば、所有者負担もなく、間伐ができると思います。森林行政としてPRをしながら、積極的な取り組みをすべきではないだろうか。

森林課を設置をされて間がないわけですが、この森林課としても林業行政というものをもう少し積極的に進めていく必要があるのではないかと。そうしないと、森林課というものをせっかく設けながら、この実態が見えてこないというような気がしますので、その辺を含めて質問をさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

それでは、5項目めの森林の間伐等についてでございます。

平成27年度では森林所有者648名、間伐面積712ヘクタールを実施し、補助金を交付している状況でございます。

また、現在の間伐等を行う事業は、計画的かつ一体的な森林の施業実施が重要であることから、今般、組織体制が整備できたことにより、今後は積極的に各種PR活動を行っていきたいというふうに考えてございます。

それから、森林政策課の取り組みについてでございますが、美作市産材を利用した美作市産材利用事業及び美作市産材利用住宅リフォーム事業を行っており、平成27年度の利用実績では、市産材の利用事業では3件、市産材利用住宅リフォーム事業では18件を利用いただいております。また、美作市内の林業振興を図ることを目的に取り組んでおるところでございます。

また、本年度は、県下でも初めてという事業になろうかと思いますが、里山公園内の天然林を搬出する更新伐を計画しております。森林環境保全直接支援事業といいますが、これの計画をしてございまして、搬出した材木をまきボイラー及びまきストーブなどの燃料として活用促進に取り組むとともに、当然チップとしても搬出を行い、森林所有者に搬出した木材で得た収益が出れば、それを還元したいというふうに考えてございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

里山公園内の天然林を搬出をして更新材を契約ということで、県下で初めての事業だという報告ですが、この更新伐のいわゆる森林環境保全直接支援事業というのがどういう事業なのか、これは公園内だけでしか使われるものなのか、そのほかでも十分対応できるのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思いますし。

同時に天然林がずっと放置されて、東や西のほうではナラ枯れの状態ができてきておるということなんです、そういうナラ枯れを待つんでなくして、枯れずにどんどんどんどん大きくなっていくというところも多数あるわけです。それで、山頂付近のこういう自然林が大きくなることによって、平地への日照が非常に少なくなってきておるといのが今あらわれてきとんではないかと思うんですが、そういう辺について、山頂の天然林を伐採するようなことが考えられないかなというように思うわけですが、植林地についてはそういうことができるわけですが、この自然林についても同じようなことができないか、その辺を含めてひとつ答弁をお願いしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

今回、里山公園内で予定しております森林環境保全直接支援事業でございますが、まず事業の目的といたしましては、里山林の質的、構造的な改善のための適正な更新伐を行うことにより、森林の公益機能を高めるとともに、森林資源の活用を図ることを目的としてございまして、補助率が68%、伐採率といたしましてそれが70%以上、面積要件といたしましては単年で5ヘクタール以上、材積で1ヘクタール当たり10立方メートル以上の搬出集積を行うものでございます。また、更新伐の計画面積は、森林資源構成表以前の森林簿でございまして、からの面積となりますが、10年間でございまして98.6ヘクタール、事業期間としまして平成28年から37年までの10年間を計画をしております。こちらにつきましては、建設部のほうで所有者との契約に基づいておる山でございまして、今回のこういった事業が可能であるということでございます。

続きまして、山頂付近の天然林が平地に日陰をつくって日照が悪い、こういったことの御質問でございます。

議員も御承知のように、要するに植林されました部分については、森林組合などが実施する間伐の事業が市のほうも上乘せ補助をさせていただくとる事業でございます。その事業で天然林も対象になるというふう聞いておりますので、そういった当然実施に必要な現況調査なり森林経営計画等の資料などの作成等は必要になりますが、そういった天然林も対象にはなりませんので、御要望がございましたら、担当部署のほうから森林組合等にも相談なり協議をさせていただきながら、可能であれば進めたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

3回目ですが、特に植林の場合は、それなりに要望もあると思うんですが、さっき言った天然林の場合、もう手をつけられないというのが実態だろうと思うし、所有者のほうももう後継者もおらんし、どうなっても自然のもんじゃから自然に任せて、そこまで手入れをしようというような気は全くないというようなところがあると思うんです。そうした場合に、所有者のほうから申請をするということではできんと思うんです。

したがって、この森林組合なり林業経営の全体、現況調査に合わせて、そういう伐採計画も立ててもらおうというようなことをやらないと、もう全く放置されたままということになってくりにやしないかと思うんで、ひとつせつかく森林課というのができたわけですから、その辺にしっかり力を入れていただきたいというように思います。

以上でこの項を終わりたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

本城議員、次の項は休憩の後からお願いします。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本城議員、6項目めの質問から始めてください。

本城議員。

11番（本城 宏道君）〔質問席〕

この農業問題では、最後の熊の実態調査についてということで質問を出しておりますが、以前、熊の実態調査をやったわけです。その後、この調査はどのように生かされておるのか、あるいはまた監視カメラが現在どのように利用されておるのか、その2点についてお聞きをしておきたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

それでは、6項目めの御質問の熊の生態調査についてでございます。

今まで岡山県内において、ツキノワグマの生態について知られていなかったことから、平成24年10月から平成25年3月までの期間におきまして、熊棚、足跡、爪跡などツキノワグマの痕跡調査などを行ってございます。そして、当時の数値では、市内に100から300ぐらいはということの調査結果でございました。

岡山県では、県民の安全・安心の確保を第一にあわせて、ツキノワグマの地域個体群の安定的維持を図ることを目的とした取り組みを進めておられます。ツキノワグマの保護、管理政策の一環として、県内に生息するツキノワグマの個体数を推定しておりまして、県が昨年末で個体数は90%の確率で79頭から377頭の範囲内であると推定されております。その中央値で171頭ということで、県としては推定をされておるという状況でございます。なお、本年度、県下での全体の出没件数は70件ございまして、そのうち約半分が美作市内での目撃等の情報でございます。市内における個体全体の大部分を県下の半分ほどを市内で目撃されておるというふうに推定をしております。

それから、2点目の当時に監視用に使ったカメラはどうなっているのかということでございますが、4年前の調査で生態調査の実施するに当たりカメラを購入し、その当時の使用目的は達成したということでございまして、その後、カメラにつきましては、市の各部署で業務用として使用、活用させていただいております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

一通り答弁いただいたわけですが、県内に生息するツキノワグマの個体数の推定ということで79頭から377頭ということですからかなり開きがあるなという気がいたしました。平均をとって171頭ということらしいんですけれども、相当数おると。そのうち5割が美作市へおるのではないかということらしいですけれども、これは5割おる熊は攻撃したときにどうされよんでしょうか。保護動物ということでしたら、岡山から呼んで点検を受けて、それからでないと処置ができんとかというようなことになると、相当時間がかかるし、来るまでにせっかく柵の中に入るとものが逃げてしまうというようなこともあると思うんですが、その辺はどういうような対応をされておるのか、お聞きしたいと思います。

それから、監視カメラのことですが、目的を達成したので、現在は業務用として活用しておるということなんですけれども、このカメラは暗視カメラで非常に高価なものだろうと思うわけです。いわゆる夜間に撮影できないけんわけですから、そういうものが価格的に幾らぐらいして、それが何台当時使用したかと。業務用といわれましたけれども、10台のカメラが経済部だけで使用されておるわけではないだろうと思うんですが、その10台のものが業務用としてどの部署で使われておるのか、その辺について質問しておきたいと思えます。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼します。

それでは、2回目の御質問でございます。

御質問の熊を捕獲したときの対応についてでございますが、本年4月以降8月末までの状況でございますが、錯誤捕獲といいまして鹿とかイノシシのオりに間違っただけで熊が入る、こういったのがございます、それが4月以降で10件ございます。それから、有害捕獲というのがわなでございます、これが1件ございました。錯誤捕獲の10件のうち、議員も先ほどちょっと申されました7件は保護しておりますが、3件につきましては確認をしたときには入っておったが、その後、最終的な県のほうに連絡をして、環境保全事業団等が来て対応するんですが、それまでにオリの底といいますか、地面を掘って逃げるというのが実際ございましたので、10件のうち3件は保護し放獣を行っており、1件の有害捕獲につきましては殺処分をしております。放獣につきましては、環境保全事業団及び特定鳥獣専門指導員が参りまして、対応をしておるところでございます。

続いて、当時調査したときのカメラのお話でございますが、まず価格についてでございますが、1台当たり10万円で10台でございますので100万円の当時価格でございます。

カメラとしましては、議員申されましたように、暗視カメラといいますか、基本は市販の一眼レフのカメラでございますので、夜間の撮影には当然それに附属するフラッシュとか、いろんな機材は受託者が整備をされたということでございます。この委託料の中では、カメラとしては10万円の10台ということでございます。

それで、そのカメラにつきましては、現在、経済部、それから総務部、また教育委員会等で各部署で、先ほど申しましたように業務用として使用しておるということでございます。市販の一眼カメラでございますので、性能が若干高いために金額的にも10万円したということでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

答弁いただきましたが、これは25年9月の定例会で安本議員がこのことについて質問をいたされております。その当時、これは道上市長のときのようですが、美作市と東中国といたら違いますが、そのような人のことになぜ730万円、これは安本議員のほうが質問しとんですが、監視をしていただいた先生ですね、その人に対して730万円の委託料を出しとるわけです。それで、機材としては220万円使ったということになっておるわけです。これは当時そういう記録が残っておるわけで、カメラだけで10万円と。1台10万円ということになれば220万円かからん、100万円で済むわけですけど、それがなぜ220万円ついておったのか。

それから、カメラだけが仮に10万円で、そのほかの機材が120万円ですか、別にかかっているんだということになれば、それらの資材、これはどうなっておるのか、カメラ以外のもの、このことが問われるんではないかと思うんです。もし委託をした先生が持って帰ったということになると、こりゃ市のものを勝手に持って帰ったということになるわけですが、その辺についての見解はどういうように考えられておるのか、質問しておきたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

3回目の御質問でございます。

カメラの価格といいますか、委託事業の内容ということになるかと思います。

議員先ほど申されました件でございますが、当時、平成24年9月にこの委託事業の補正予算ということで議決いただいております内容でございます。そのときの予算説明の中で担当部長のほうが説明しております中身でも若干高うございまして、約220万円ぐらいということで、それはカメラのセット、機材等ということでございます。そのほかスタッフがなどの技術的な経費、合計で730万円かかるということで予算説明をさせていただいております。

実際、それが半年ほどの調査期間を終えまして、実際の事業実績として、市のほうへいただいております内容がございます。そちらを申しますと、経費的にはカメラが先ほど申しました1台10万円の100万円、それに伴い、こちらに調査に来られておりますので、半年間のもろもろのガソリン代でありますとか消耗品、現地へ向かうためのガソリン代とか消耗品、それから半年間の家賃、それから往復の旅費、それと外注費といたしまして報告書の作成とか編集、それからデータの集積また経理の手数料、こういったものがそのほかで82万円ほどかかっております。直接の消耗品とかカメラの備品等の経費を含めて130万円ほどでございます。それを合計しますと、直接調査費といいますか、そのあたりが約220万円ということでございます。そのほかは、夜間撮影するための機材の作成費というのは、別途作成といいますか、撮影をするための現場づくりみたいなものに対する任務賃でございます。それから、現地を取材したための人夫賃、それから原稿執筆の人夫賃、こういった日当等の合計が520万円ほどで、合計で730万円の委託料の内訳という実績でございますので、当時は説明がはっきりとといいますか、見積もりでありました予算のときなので、明確な1台幾らという答弁にはなってなかったと思いますが、実績では1台10万円の10台の100万円というのが現状でございますので、よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員、総括です。

11番（本城 宏道君）

総括ですんで、次の質問できませんが、いずれにしましても安本議員に対する答弁、最終的な答弁があるわけですが、730万円というのは、いわゆる委託をしたその先生にいろんな諸々の経費を含めて730万円というものを設定し、委託料としてそれが払われておると。220万円というものは、カメラとそれらに附属する機材、そういうものをつけて機材として別に組んだわけですから、カメラの10台分については業務用として使うけれども、そのほかのいわゆる夜間に撮影できるような機材、そういうものは宮崎先生だと思っておりますが、その先生が持って帰ったということになると、これはちょっと筋が違うんじゃないかなというように思います。その辺について改めて十分調査をするようにお願いをしておきたいと思います。

また、1台10万円するようなカメラ、一眼レフのようですが、今ごろは簡単なカメラでほとんど使うわけですね。例えば携帯電話での撮影もできますし、そういうものが主流になってきたわけですが、非常に高級なカメラで、先ほど業務用で使っておるんだという報告ですが、これが一眼レフでかなり持ち回りに不便だということになって、どこに行ったやらわからんというようなことのないように十分気をつけて管理をしていただきたいということを注文として出しておきたいと思います。

以上でこの熊のことについては終わりたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

それでは、7項目めに入ってください。

11番（本城 宏道君）

それでは、7項目めのいわゆる生活保護関連についてということで質問をいたしておりますが、これは直接生活保護とかということじゃないわけですが、OHKの岡山放送がさくらそうの人々というタイトルでドキュメントを全国ネットで放映をしたそうです。それによりますと、岡山市の不動産業を営む人がいわゆる居住がなくて困っておる人、いわゆるDVで家でおられないような人じゃとか、あるいは生活困窮者で路頭に迷っておる人じゃとか、あるいは身障者で保護者がいないというような人たちを面倒を見ようということで、NPOの人が救済に取り組んでおるという内容の放映であったわけです。その人が市内のあるところへ依頼があって、見に来たと、そうすると、もう大変な状況だったということですね。それで気になって、2週間、7週間だったかな、通い詰めたそうです。そういう中でいよいよ困って、奥さんと子どもを連れて、岡山のほうへ預かって帰ったと。今では立ち直って、奥さんも何とか頑張っておられるし、子どもたちもそれなりの学校へ行ったり職についたりしておるようですが、その間の扱いについて、この福祉部の関係が非常に扱いが気に入らなんだということで、市長宛てに文書でお願いを出されておったわけです。これがなぜ生活保護が受けられなかったのか、あるいは子どもが不登校で学校にも相談したのに、児童相談所にもつないでいなかったというようなことがあるようですが、その辺について答弁をお願いしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

それでは、OHKで放送された内容のことについて御答弁をさせていただきたいと思います。

対応に問題はなかったのかということでございますが、お問い合わせの書面につきましては、平成27年8

月28日付の市長宛てのお手紙のことと推察しております。このことにつきましては、同じ平成27年9月18日午後1時30分より御本人様に美作市の保健センターまでお越しいただきまして、当時の保健福祉部長と社会福祉課長、これは私でございます、が市が行っている生活に困り感を持っておられる方への支援体制なども含め説明をさせていただいております。お手紙には、該当する家族の実情等が書かれている部分をお見受けできませんが、口頭でお話を伺いしまして、この家庭についてもかかわりを持ち、支援を行っていることを説明した上で、一定の御理解をいただいていると認識しておりました。プライバシーの関係上、細かい支援の内容をこの場で申し上げることはできませんが、頻回に訪問し、相談を繰り返す中で、他者の介入に拒否的だったお父さんに心を開いていただきまして、客観的に見れば、ひきこもり状態であった3人の子どもさんたちを就労に結びつけることができるなど、徐々にではあります、生活の立て直しのお役に立てていたものと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

この人は、この人というのはNPOの人ですが、たびたび現地へ足を運んでおられるし、それから私がかかわったのは、ことしになってからですけれども、岡山の市議会議員のほうから、この問題についてNPOの人からこういう話を聞いたと。実際にどういう状態か話を一遍聞いてもらえんだろうかという紹介があって、このNPOの本人さんと、それから岡山市の市議会議員と特にこれは文教厚生に関係に携わる問題でございますので、金谷議員にも立ち会っていただいて、実情について話を聞いたわけです。

その中で、特にこの問題があったのは、このときに現地では25匹も犬がおったり、猫が2匹、その上におると。それで、部屋の中には、ふんが10センチぐらいたまって、その中で生活をしておるといような状態だったようですが、この実態を訴えたところ、福祉のほうから行って、全部きれいに掃除をして、ふんだけは片づけたと、門先へいっぱいふんの山があったといようなことがあったようです。御主人のほうもどちらかといえば、ちょっと精神的なこともあったりして、十分いろんな話の中で対応がしにくかったといような、そういう面もあったようですが、先ほど1回目の質問に出したように、子どもたちが不登校のいような状態になっておるにもかかわらず、児童相談所への相談を持ちかけるいようなことがしてなかったんではないかといようなことがございます。父親のほうは、その人がしょっちゅう行くもんですから、子どもを連れ去られりゃへんだろうかといような心配もされておったようですが、子どもを連れて帰るいようなことはなかったんですが、いろんなことで福祉のほうもある程度の対応をされておったようですが、最終的なところまで面倒を見ていくいようなことができていなかったといようなことのようにです。それで、奥さんは、最終的にはDVといいますが、家庭内暴力で困って、暴力を家の中で振るういような状態であったために、奥さんと、それから長男、長女もその奥さんだけじゃなしに、いような子どもにも当たるいようなことで、子どもたちが家ではものも言えないいような状態になったとい報告を受けております。そこで、このNPOの人が何とかとめたり、あるいはこの生活保護の申請などをできんだろうかといことでやったんですが、最終的に岡山へ一時連れて帰ったもんですから、生活保護は岡山で受けてくださいといようなことになって、この人もいろんな苦労をされて、岡山でとりあえず生活保護の手続をしたり、あるいはまた子どもたちが学校に行けるいような環境づくりをしたりしたようですが、その辺についてひとつもう一遍答弁したいと思っております。

議長（山本 雅彦君）

答弁調整のために暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午前11時41分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本城議員の質問の答弁から行います。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

2回目の質問にお答えしますが、これ個々の家庭のお話でありますし、小さい町ですので、プライバシーの漏れにつながるおそれもありますので、概略だけお話ししますが、私、お手紙を拝見したもんですから、担当部局にこういうのが来てるけれどもというようなことで、関与をいたしました。したがって、大きな流れ、全体を把握しておりますけれども、それを見た上でどういう思いがあるかといいますと、当市の教育委員会、そして保健福祉部は非常によくやったというふうに思っております。ただ、目的が若干違っていたと、向こうの方とは。向こうの方は、一定の施設を自分で持ってらして、その入居ということ的前提に議論をしておられた。私どもは、現居住地である美作市において何が一番できるかという観点から、きちっとしたケアをしていたという差があっただけだというふうに考えておりますので、以上をもってお答えといたさせていただきます。終わります。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

市長から今、答弁いただいたんですが、ちょっと認識が違うようですね。このNPOの人は、不動産業もされておって、宿泊するような施設もこの人は持つとるわけです。最初、動機をつくったのは、いわゆるある人が古美術、こういうものがあるんで、見てくれというようなことから、最初入られたようですが、非常に家庭の状況を見て、大変な状況だったということで、何とかせないけんという気持ちになって、7週間だったか、8週間だったか、連続して、そこへ調査に入られたわけです。それで、そういう状況の中で、これは何とかしてあげないけんということで、最終的に岡山に連れて帰らなんだら、もう居場所がないなということで連れて帰ったようなことになるとるわけですが、ちょっと市長の答弁と食い違った部分があるなという気がいたします。

私もこのときにずっと話を聞かせてもらったと同時に、現地にも入ってみました。大変なことじゃなというように思いましたが、この人からいいますと、いわゆる市の対応そのものが十分だったということにはならないという認識でおられるわけです。そういうことで終わりましたけれども、終わります。認識が多少違うということです。終わります。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番11番、議席番号11番本城宏道議員の一般質問を終了いたします。

ただいまより1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後1時00分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

午後から建設部の真野部長が体調不良のため退席をされております。代理で建設部都市住宅課の小林課長が出席しておりますので、お知らせをいたします。

それでは、続きまして通告順番12番、議席番号8番尾高誉久議員の発言を許可いたします。

尾高議員。

その前に則本議員が出席されております。

8番（尾高 誉久君）〔質問席〕

議長の許可をいただきましたので、9月定例会の一般質問をしたいと思います。

今回の私の一般質問は、教育改革についてと市の花カタクリについての質問でございますが、教育改革についての質問に入る前に、今から10年ぐらいいになりますか、10年以上になるかもしれませんが、津山の文化センターで開催されました芸術市民劇場を観に行ったことがあります。人形劇の映画の上映でありました。1つは道成寺、安珍清姫の物語で、もう一本が鬼という人形劇でした。その鬼という人形劇をちょっと御紹介して、一般質問に入りたいと思います。

どのような物語かといいますと、今は昔、あるところに親孝行な兄弟と母親が住んでおり、母は床に伏せておりました。いつものように兄弟は森に猟に出かけます。その日は猟に恵まれず、獲物もなく、家路を急いでおりました。兄弟が一本の生い茂った大木のもとに差しかけたとき、突然生い茂った木の中から鬼の腕がぐっと出て、弟をつかみ上げます。引きずりこもうとするわけです。とっさに兄が刀を握って、鬼の腕を切り落とします。無事に弟を助けて、恐ろしかったなど言いながら、家に帰り着きます。家に着いてみると、寝ている母親が寝床の中でもがき苦しんでいると。驚いた兄弟は、寝床に駆け寄り、布団をばっとはぐると、そこには血だらけになった母の姿が。その片腕は切り落とされていたと、こういう物語ですが、10年たった今も私の中では鮮明にこの頭の中に焼きついて、このことが何をあらわすんだろうかと、まさに教育は大事だということですけど、皆さんの心の、私もそうなのかもしれないんですけど、心の奥に鬼が住んでいるのかなというようなことが時々ふと思い出します。

では、今回の一般質問に入らせていただきます。

まず、教育改革について、第二次安倍内閣の教育再生実行会議は、第二次安倍内閣における教育提言を行う私的諮問機関であります。私的諮問機関と申しましても、内閣総理大臣を筆頭に官房長官、それから文部大臣兼云々という肩書の方で非常に力を持った懇談会というか、私的諮問機関であったというように。これは以前、第一次安倍内閣が教育改革といいますか、教育再生の取り組みを強化するために設置した教育再生会議がもとにあって、これは2006年10月の閣議決定により設置した機関で、安倍内閣が2006年8月29日に退陣したために、2008年1月31日に最終報告を提出して解散した機関であります。この教育再生会議の提言や実績を踏まえつつ、直面する具体的な課題について集中的かつ迅速な審議をし、教育再生を実行するための提言が随時行われております。

それでまず、提言は、第一次提言が「いじめの問題等への対応について」という、第二次提言が「教育委員会制度等のあり方について」、第3提言が「これからの大学教育等のあり方について」、第4提言が「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学選抜のあり方について」というのが例えばこの場合は、今、検討されとんだと思うんですけど、マークシート方式から論文方式によるべきじゃないかとかというような、それから第五次提言が「今後の学生等のあり方について」、第六次提言が「学び続ける社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育のあり方について」、第七次提言が「これからの時代に求められる資質・能力

と、それを培う教育、教師のあり方について」、第八次提言が教育立国、私の同級生がもう40数年前になりますか、尾高ちゃん、美作町は何を目指すべきか、教育立町なんだと。若いころ、酒を飲みながらそうかそうかと言ってたことがきのうのように思い出されるのは、彼は先見力のあった同級生だったなという思いがします。「教育立国実現のための教育投資・教育財源のあり方について」、第9提言が「全ての子どもたちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育」、このうちのいじめ防止の第1次提言、また教育委員会制度、皆さん御承知のことだと思いますけど、教育委員会制度改革（第2次提言）、大学ガバナンス改革（第3次提言）、義務教育学校の——この義務教育学校というの、今、義務教育学校じゃないかというふうに、義務教育じゃないかとちょっと勘違いされる方がおられるんですが、ちょっと意味合いが違うんで——制度化（第5次提言）ともについて、既に法令改正等がなされ、実行に移されております。

以上の提言や法令改正等に基づいて一般質問をするわけですが、教育長にまずいじめ防止対策推進法についてというような話をしていると、私の時間がなくなるところじゃなくて、ここの議会の時間のほうがなくなってしまうようなことになるので、こういう質問の仕方はなしにして、簡単に簡にして要を得た質問をしなければいけないと思ひまして、今、教育長、教育が直面している問題は何なのか。どのような方向を目指しているのか。そのためのアクティブラーニングという言葉がもうそこかしこに出てきます、どのような学習方法なのかについて、まず第1回目の質問といたします。よろしく願ひします。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。

教育についての本当に大所高所からの御質問ありがとうございます。

それではまず、教育改革、そしてまた教育が直面をしている課題、アクティブラーニングとはどのような御質問でございますが、まず教育改革でございますが、現在、第9次提言までなされております。教育再生実行会議からの提言ということでございます。これは21世紀の日本にふさわしい教育体系を構築して、教育の再生を実行に移していくために、内閣の最重要課題の一つとして、教育改革を推進する必要があるということで、平成25年7月から開催され、現在、9次の提言をいただいているところでございます。

皆さん御存じかもしれませんが、第1次提言としてはいじめ問題への対応についてということで、これにつきましては、いじめ対策の法が設置され、それに基づきまして、各学校においていじめ対策の基本の指針を定めなければならないというように、もう既に実行に移されているところでございます。

教育が直面している問題ということなのですが、特にこの中で第7次の提言の中には、こうした話題が出ております。これは、これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師のあり方についてということでございますが、実は現在の子どもたち、小学生でございますが、大学卒業する20代つまり就職をするころには、65%は今現在存在していない職業につくであろうという経済学者の予測がございます。例えばほかにもございますけれども、今現在でも恐らく子どもが幼いころには思いも寄らなかった職業というものがたくさんございますけれども、そうした今の小学生は65%ということでございます。そして、今後、10年から20年では、雇用者の約47%の仕事が自動化されると。私たちが思いも寄らなかった車の運転も今は危なければ、車のほうが自動的にとまるというような時代でございますが、そうした予測もございます。

将来の変化というのが非常に予測が困難な時代、これを生きていく子どもたちでございます。したがって、この社会の変化に受け身で対処するのではなくて、みずから課題を発見し、他者と共同してその解決を図っていくと、新しい知、価値を創造する力を育成するということが今、喫緊の課題として求められてお

ります。

したがいまして、今現在、子どもたちには、昔、私たちは先生が黒板に書いたことを一生懸命覚えて、テストのときにそれを書けば100点がもらえるということでございましたけれども、そうした何を教える、知識を教えるということだけでなく、子どもたちをどのように学ばせるかと、学び方という視点が非常に重要ということで、現在、耳にされたこともあるかと思いますが、アクティブラーニングという視点で授業を改善していくということが求められております。

アクティブラーニングと聞きますけれども、一体何なんだろうかということですが、そうしたいろいろな課題をみずから見つけて、そしてその解決に向けて、自分たちが主体的にみずから進んで考え、そして共同のつまりお互いに相談し合い助け合って学んでいく学習ということが求められ、それを充実させていくということでございます。したがいまして、アクティブラーニングというのは、教員が教える一方的な授業ではなくて、子どもたちが主体的、能動的に参加をするということがまず一番でございます。

特にこの夏、概要が発表されておりますが、平成32年度から始まる新しい学習指導要領のまとめ案、この中には全教科でこのアクティブラーニングを取り入れなさいということが示されております。授業を聞いて何を覚えるかという受け身の学習から、現在も学校ではされているわけですが、例えばグループ学習をして、自分たちで習ったことをまとめて発表する、あるいは地域の課題をみずから調べて解決をして、そして提言をしていくというような学習を通しまして、何を知っていて、知っていることをどう使い、どのように社会とかかわっていくかというのを学んでいくということに変わってきます。

いずれにいたしましても、今現在の子どもたちというのは、我々の時代には想像もつかない非常に厳しい、そして変化の激しい世の中に生きていくわけでございますので、情報化、グローバル化、急激な社会的変化の中で、その中でさらに未来のつくり手になるための必要な資質、能力を養う学習方法ということで、このアクティブラーニングというのが期待されているわけでございます。

美作市といたしましても、そうした指導ができますように現在、もう既に授業改善及び教員研修というのを進めております。今、このような状況で新しい教育課題に取り組んでいるということでございますので、以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

尾高議員。

8番（尾高 誉久君）

ありがとうございました。

アクティブラーニングについて、子どもたちの学習方法は大きく変わっていくとのことで、今の子どもたちが早く言や大人になったときには65%が職業、今、職業名がないわけですね。その職業は一体どういう職業なのと、例えばかなり前、システムエンジニアというような言葉というのはなかったと思います。

私もきょうは私の大好きな明治大学、おまえ出とんだろ云々というおじさんがちょうどお休みでございますので、私も明治に通ってたときに将来的にはコンピューターの時代が来るなと思ってたので、新宿のコンピューター学院というところに通ってたことがあります。そのときは、本当にたばこなんか吸えないし、ほこりがたつたらいけない部屋、完全に完備してて、それ以上に非常に授業料が高かったのを覚えてますけど、はっきりして何の能力にもならなかったわけですけども、当時は商業言語COBOLというような、それから理数系のFORTRANというんですけど、それでプログラムは穴のあいたパンチがずっと出てくるようなことで、一体金を私自身がどぶに捨てたようなもんで、それだけばかな金遣いをしてしまった私なんですけど、その後にある人が私、こっちに帰ってから私、誉久というんですけど、誉久来てくれんかと、う

ちの息子がコンピューターの学校に行くんだといったときにどう思やあ、いや、それはもう必要ないだろうというのが美作町役場においては、昔は計算するのにもうほとんどの人が入ったとき、そろばんでやってたんですよ。それが〔発言の削除〕に計算機、例えばそういう〔発言の削除〕が有名ですけど、〔発言の削除〕といったら計算機だと思うんですけど、見ながらぼっぼっぼっぼはぐりながら手でやるわけですよ。それをやっていると、くるくるくと回してちん、くるくるくと回してちんというような機械も使われて、計算やっておられましたけど、その後に大きなパソコン、コンピューターというか、パソコン、富士通のシグマだとか、そういうのが出てきて、きっとそういうようになるだろうと、もっとコンパクトになって手持ちになるよというて当時言ったことがあるんですけど、この予言は私自身も的中したなというのが新宿に行っていたときは、大きな部屋のぐるぐるぐると、こういうふう回るテープレコーダーの大きなようなもんがかちゃかちゃかちゃと回ってるわけですね、それが小さくなってきたなと。そうすると、どんどんどんどん小さくなって、これからの時代もますます変わっていくんだと。

ここが大事なんですよ。この教育の改革こそが日本の発展に非常に寄与してくる、すなわち少子・高齢化、生産者人口ですね。若者たちがそういうような能力を携えるように今から頑張っていかなきゃいけないんじゃないかなというのが安倍首相が再度起こした教育再生実行会議。最初の教育再生会議で実行がついたのが第二次内閣のときにやったということですが。

それじゃあ次に、この質問がたまたま教育新聞という、とってくださいといって送ってきたのをずっと見ると、教育がどんどん変わっていったらなと、例えば小学校のプログラミング学習賛成派やや多くという中に、岡山県西栗倉村の教育長は云々というような記事も載ってるわけですが、この新聞をもとにいろいろ読んだ上で、また教育創生実行会議の中から、プログラミングの学習の導入とは何ぞや、小学校英語の教科化、改正学校教育法成立により小中一貫教育、連携教育じゃなしに一貫教育の義務教育学校の設置ができることとなり、中1ギャップの解消等々、国民総活躍の教育改革が急がれていると思われませんが、おのおのについての説明とどのように捉えているのかお尋ねします。

この改革に対応する現場担当の教職員の方は、先ほど教育長がもう今からそういう研修だとか準備をやっているんだということで少し安心しましたが、早寝早起き、朝御飯、教育の原点は家庭教育にあるといわれる中で、アクティブラーニングの学習方法が子どもたちに求められておるわけですが、周囲の環境はそれに応じて変わらなければならないと私は思っているわけですが、すなわち子どもを取り巻く環境というのは保護者でありPTAであり、関係者の方々の対応は理解ができるようになるのだろうか。平成32年から小学校、次の年は中学校、次の年は高校という、順次やられるという。平成32年というとぴんときませんが、これを2020年という、ああ、その年かと。先日も松浪健四郎先生がスポーツは文化だと言われましたし、大きく1964年東京オリンピックにおいて、日本はどんどん変わっていったと、このような大きな分岐点にあるんじゃないかなということで、今回の質問は私はそのことが大事じゃないかなという思いで質問しているわけですが、子どもを取り巻く環境、その中であって、また道徳教育というもんも取り入れるという中で、アクティブラーニングによるものと思われませんが、アクティブラーニング難民という言葉が聞かれますが、そういうようなよくわからないんですけど、難民というのはよくある党の方がよく使われますけど、弊害はないんだろうかということをお尋ねします。

また、義務教育学校制度は、市区町村教育委員会などの判断で、これがもう一番聞きかかったことなんですけど、既存の小・中学校などを義務教育学校にできるようですが、現在の6、3制ですね、6年生と中学校の3年生を例えば4、3、3、2制、合わせて9ですけど、または5、4制の区切りについて市教育でできるのか、県教委が考えるのか、このことについてお尋ねしております。

次に、教育委員会制度により、ここの中にはぐると時間がかかりますので、一応はぐりましょうか、私があればいいので、ここに強まる首長の影響力、部活の顧問教員課題という、いろいろ新聞の中で大きく取り上げられているんですけども、強まる首長の影響との報道もありますが、どのようにお考えですかお尋ねいたします。

また、総合教育会議とは何ぞやと、これまでに開かれているのかをお尋ねします。

それで、市長は、当然市長の一つの基軸としているのが育食住のお考えで各分野で精力的に市政を遂行されておられますが、町職員人事について、小学校、中学校の人事は、当然いまだに多分県教委によってなされることと思いますが、その権限はないものと私は思っておりますが、幼稚園、保育所、または幼稚園において、今回の教育委員会制度改革によって、市長は強い影響力を持つものなんでしょうか、三つ子の魂死ぬまでと申しますけど、この大事な時期に係る保育職員が、私が聞いたところでは嘱託職員が60名ぐらいなんだと、職員の約半分よりははいかないんじゃないかと認識はしておりますが、平成27年度の決算においては、多分48名と目指していた定例数よりは附属して、充足していなかったと思います。今日まで議会のほうでも長く職員を減らせ、事業仕分けの名のもとに職員の人数を減らしてきたことは十分理解しておりますが、少しでも多数の正職員を充てるようにすると、すべはないんだろうかなと。一気にこんな人数を正職員にすることは到底できないんですけど、例えば1年契約っていうようなのではなくて、そういうようなもう少し安定感のあるようなことはできないのかなというように尋ねることでございます。それと、当然、国がこれだけのことをこれほどの教育制度改革を行うといっているならば、当然地方分権、要するに権限は地方に委ねますよと、そのかわり責任はとってくださいよと。地方創生の観点も同じだと思うんですが、財政的な裏づけを持って取り組んで、国は要るんだろうかと。もう本当に次世代を担う若者たちのために教育費にもっと予算を投資すべきだと私は考えておるんですが、いかがでしょうか、2回目の質問といたします。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。

たくさん御質問がありましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、今度、新学習指導要領につきましてどのような内容かということでございます。

コンピューターの時代になり、いろいろなことが新しく変わっているということですが、私も大学時代にFORTRANなんかを少しかじってみました。要するにそのときに言われたのは、機械が考えるんじゃなくて、人間が考えて、こうしたい課題解決をきちんと言語でコンピューターに伝えるんだというようなことを学んだような気がいたしますが、それと同じでございます。

プログラミング学習とかいろいろございますけれども、それではまず現在の学習指導要領でございますが、この中には議員御指摘のアクティブラーニングの推進という以外に、プログラミング教育の導入、小学校英語の教科化等が示されております。この新学習指導要領は、32年から実施に移されていくわけでございますが、小学校では授業数がややふえるということでございます。中学校は、授業数は変わりません。その中でプログラミング教育でございますが、先ほど申し上げたようにコンピューターに何をさせるかということを示すことができるということを経験させながら、将来どのような職業につくとしても、時代を超えて不変的に求められる力ということで、プログラミング的思考、論理的思考、問題解決能力というものを育むということで、このプログラミング学習につきましては、小・中・高等学校で学んでいくということが大きな改革でございます。

その次に英語でございます。現在、小学校では、外国語活動ということで小学校5、6年生がやっておりますけれども、小学校英語を教科化する、今は教科ではなくて、活動でございます。したがって、評価等はないわけですが、現在、5、6年生は聞いたり話したりということだけをやっているわけですが、その活動を今度は小学校3、4年生でやっていくと。5、6年生では、少し読むこと、書くことということにもなれ親しんでいきたい、そうした内容を加えていくという外国語科を5、6年生で行うということでございます。

これらは、先ほども申し上げたように、現在の社会の変化の激しさ、そしてグローバル化、人工知能の飛躍的な進化など、これからの社会を生き抜く子どもたちに必要な資質、能力を育む教育ということでございます。

それから、議員御質問のアクティブラーニング難民ということでございますが、これは子どもたちに主体的に考えなさいということで、ただ単にさあ、これについて考えてごらんとか、これについて何かわからないことを言ってごらんというふうに指示しても、子どもたちは一体何のことなんだと、どういうふうに答えればいいんだということがわからないと、これを指してアクティブラーニング難民というふうに言うそうでございますけれども、やはりこれは教師がその発達段階に応じてどのように答えればよいのか、あるいはどのように考えていくかというふうに具体的に示すと、指導の工夫、改善というものが求められるかというふうに思います。また、文部科学省のほうもアクティブラーニングというのはただ一つの型にはめた授業法、このときはこういうふうに聞きなさいとか、型にはめた授業法ということではなくて、教える技術だけを改善するということではありませんよというふうにこの中でも指導要領のまとめ案の中でも指示しております。

こうした新しい指導内容、指導方法というのは、教員自身が学んでいかなければならないわけですが、実は大体10年ごとに指導要領というのは変わっていきます。大きく変わる年もあれば、余り大きな変わりがない年もございますけれども、変わっていくたびに私も実際に若いときには今度は指導要領が変わるからということで、何回も研修に参りまして、こういうふうに変っていくということを学びながら、授業をしておりました。教員自身も学んでいくということでございますが、今回はまた大きな改革でございますので、ただ個人的に授業改善を進めるだけでなく、校内全体で授業法でございますので、学校全体で統一補助をとりながら進めることということで、効果も大きくなるんじゃないかと思っております。今後もまだまだ具体的には示されておりませんが、国や県の動向に注視して、スムーズな移行に備えたいというふうに考えております。

次に義務教育学校でございます。これは法が改正されまして、義務教育学校を設置することができます。市教委の判断で、今現在ある小学校、中学校を義務教育学校ということが可能でございますが、ただその中には教員免許の制限等もございますので、現在はそれを今、研究しているというところでございますが、6、3制が基本になるわけですが、義務教育でございますので、公立の学校においては、この中で例えば私立の学校がしているような中学校の勉強を中学校1年生か2年生までに全部終わって、3年生では高校の勉強も入っていくと、そういうことはできませんけれども、区切り方として5、4、小学校5年生までと、もう6年生からは今の現在の中学校と同じような教科担任というような形で学んでいくとか、あるいはもう一年早くするとか、そうした区切りもできますよということは、これは市教委の判断でできます。

それから、教育委員会制度、首長の影響力が強まったと。私自身は、旧法による教育長でございますので、議会で教育委員として皆様方にお認めいただき、教育委員会で教育長に任命されております。しかしながら、私の任期が終わりまして、任期が終わりますかどうなるかわかりませんが、もし何かあればや

めて、次の選ばれる際には議員の皆様にご承認をいただいたら、そのまま市長が教育長として任命をすると、新教育長制度ということになります。つまり任命者が教育委員会の内部から首長が任命をするという形に変わっていきます。

そして、総合教育会議、これも昨年は4回ほど開催をいたしました。この総合教育会議は、首長、市長が教育委員会と十分な意思疎通を図って、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層市民の考えを反映するというので、教育行政を推進するために設置をするものでございます。したがって、市長の考えを十分に酌み取りながら、教育委員会と協議をして、同じ方向を向いて進もうということでございます。そのための教育大綱も昨年定めております。

しかしながら、教育委員会は、引き続き執行機関であり、独立した委員会でございますので、最終的な執行権限というのは教育委員会にあるわけでございます。そこは大きくは変わらないわけですが、教育長の任命ということ、あるいはこの教育長はだめだから罷免するということは、首長に権限がございます。

最後に、幼・保の職員についてでございます。

先ほど御指摘のように、実は美作市は幼稚園、保育園合わせまして職員の約半分が嘱託という形でございます。採用予算につきましては、以前と変わりなく市長に権限がございますので、市長にも御相談をしながら、できるだけ多くの職員というものは採用したいというふうにご希望をいただいているところでございます。こうしたことも含めまして、市長と共同歩調をとりながら、教育行政というものを進めてまいりたいというふうにご希望をいただいております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

尾高議員。

8番（尾高 誉久君）

ありがとうございました。

教育者というものが、10年ごとに変わるんだと、おおむねですけど。それから、私立の場合は、義務教育をそういう形の例えば先ほどの4、3、2とかできるんだけど、公立では5年制、4年制というんですか、5、4制だということ。それから、首長は今現在というんですか、今までは教育委員会の互選によるもんだったけど、首長が教育委員さんの中から教育長を任命し、罷免権もあるというふうにご理解いたしました。

それで、ちょっとだけ触れたのですが、私が例の子どもを取り巻く環境という部分が本当に私は大事なんじゃないかなと。教育長もおっしゃられたのが第7次提言の初めのところに下の欄のほうに、教育改革は少なくとも20年以上先を見据えて取り組まなければなりません、今現在の教育に携わる人たちは現在の常識や価値観を基準にしており、親世代は自分が受けた20年以上前の教育を基準にして考えますので、そこには40年以上のギャップがあるという指摘もあります。しかも、これから先の社会の変化は、過去の変化とは比べ物にならないほど加速度のついたものとなることは確実ですと。政府においては、地方公共団体を初め、教育関係者、保護者を含む社会の全ての人々と本提言の改革のビジョンをしっかりと共有し、その着実な実行を図ることを期待しますということで、このことを踏まえて、子どもを取り巻く環境すなわち先ほども言ったんですけど、保護者、PTA、世帯的にいうと、今、多分我々の中学校の当時は美作じゃなくて、林野中学校に行ったんですけど、A、B、C、D、E、F、G、H組で特別教室というのがI組というのがありまして、1クラスが50人以上いましたから、ちょうど我々の学年は四百何十人の生徒がいた中で、当然家に帰っても、子どものいる世帯がほとんどでかなりの戸数の中の比重を占めてたと思うんです。それで、環境づ

くりというのは、当然保護者の方、PTAの方、地域の方をもって、そういうような認識を持って、方向づけの中で子どもを送り出してやるんだというようなものが私は非常に必要なんじゃないかなと。ましてやこの40年のギャップ、そしてアクティブラーニング、全くコペルニクスの展開っていうか、もう180度、今までは詰め込みとは言いませんけれど、ある意味ここ詰め込みになってるんだと思うんですけど、受けた、教えてた、そうなんですか、そうなんですかと、要するに学校で教えてもらったものを家に帰って復習してたということが、今度は自分でそういうものについて研究して、学校でグループの中で、僕はこういうものを思うんだというようなグループの中で発表し合う中で、お互いが教え合うというような授業になるんだというふうに思いました。

ちょっとかたい話ばかりすると思うのが本当に私は極端なたちなんで、そんなばかな話をすんなと言われるかもしれませんが、今、自動車会社でももうロボット、そんなものがみんな自動車をつくっているわけですよ。だから、少子化に歯止めをかけるということとその機械化するということが非常に私の中では矛盾が生じるんですけども、また日立でしたか、空港で12月まで仕事してみるという、外国の方をどこどこに昔は赤帽というんか、何いうんかわからないんですけど、荷物を運ぶ人のような役目をするんだというようなこともどんどん変わっていくというようなことを考えると、サラ・コナーはジョン・コナーをどうやって育てたのかなという映画のシュワルツェネッガー扮するターミネーターの世界は、それはそんなに近くはないけども、こういうものがどんどん進んでいく、我々がこの世を立った数百年先にはコンピューターというものが自我に目覚めるのかなというような思いもしますが、それはちょっと蛇足でございます。

異物の混入問題という、もう教育長、一体何をやっとなんだというようなことでよく言われるんですけど、この子どもの安全・安心の観点から見て大変大事なことで、子どもの安全はもう親が一番心配してるんですけども、この問題も物すごく大事なことです。生命というか、職を失う、職につけないということは、最終的に生命を失う可能性だってあるわけです。

もう一つ心配なのが、こういう能力的なものがどんどんなってくると、ついていけない子どもたち、その点で道徳だとかというような思いの中で、心のありようという思いを込めて、先ほどの鬼というのは、心の中に住んでいる鬼をできるだけそういうものがないようにしなきゃいけないというのはどういうことかといいますと、お母さんは、兄弟が狩りに行った一日中、ずっと家で寝てるわけですよ。そうすると、いろんな思いが湧いてくると。母親に孝を尽くす子どもであるにもかかわらず、そういうところにそういう心の魔物が入ってくるように、確かにそういう機械化されていく、私はその機械化というか、文明というか、コンピューターというか、人間が何を目指しているかという、人間は人間を目指しているんじゃないかなと、よりよく聞くことをより記憶することというような、全て目指しているものは、人間は人間じゃないかなと。だけど、ここに書いてあるのは、人間にしかできないことがあるとうたわれているんですけど、私は人間にしかできないことが果たしてあると言い切れるかどうか、非常に今の時点でこれは問題にすることじゃないかもしれませんが、そういうことで保護者、PTA関係者の皆さんの理解がなければ、この改革というものは革命じゃないんですよ、改革なんですよ。現場の先生、学校はどのように取り込まれるんだろうかなと、教育委員会としてはどのように指導していかれるのかという思いがいたします。

そして、もう一つは、ゆとり教育というものがよくゆとりの教育と言われているんですけど、今は核家族、そして共働き、生活がきつときついから働いて、男女の共同参画という観点からどちらも働いているということもあるかもしれませんが、結構生活がきついと。だから、先ほどの補足、長くてもいいから安定した計画というものが生活設計できるように、行政もそういうほうに力を入れたらいいんじゃないかというのが保育士さんの囑託というような思いですけど、両親が子どもは親の背中を見て育つというんですけど、両

親の背中に本当にゆとりとやっぱり貧すれば鈍するということがありますけど、両親の背中にゆとりっていうものが本当あるのだろうか。その背中を見て育つ子がゆとりを感じるのだろうか。ゆとりがないと、いい発想も浮かばないんですね。要するにせっぱ詰まった、背に腹はかえられないというときは、もうエンゲル係数がめちゃくちゃ高いわけですから、ゆとりがあるから新しい発想とか、そういうものをこれを国が求めているわけですよ。私は、私なりに大学ガバナンスとか高校の云々と言わないのは、これはもう教育長管轄でないんですけども、小学校、中学校、もっといえば幼稚園からずっと小・中・高・大学までが一つの方向を向いているんじゃないかなと、それがその手法がアクティブラーニングじゃないかなというふうには捉えているわけです。だから、世界に伍すると、にんべんに五を書いて、伍する、肩を並べるという意味でしょうけど、教育体制の確立をうたうのであれば、もっと抜本的な改革が必要と考えておりますけども、それは国が考えることじゃなと言われるかも知れん、ここは違うんですよ、美作市は違うんです。15市の中で一番小さい市ですけど、ただ経産省のお役人さんというか、皆さんが事務次官が現事務次官が前事務次官が何々市長が来られたんだったら、時間をあけて待ってましたというようなことがありますので、このほうについても市長にぜひとも頑張ってください、より早く手がけることも恐らく市長も考えられたと思いますので、そんな思いで第3回目の質問といたします。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

今般の教育改革について私の所見を申し上げさせていただきますけれども、決してアクティブラーニングという発想がどれくらい新しいことはありません。これは、かつて生きる力というのが言われていて、その生きる力の内容が時代の変化、特に先ほど教育長もお答えをし、そして議員もおっしゃったように将来の職業というものが未知のものが多いという状況になったときに、その生きる力の中に、このところのアクティブラーニングというものがなきゃ食っていけない、知ってることだけを知ってんじゃこれ食えないよと、こういう発想で生きる力の拡大ということに理解をすべきだと思います。何なんだという、これはいろいろあるんですが、すごく簡単に言うと質問力です、これ。自分が知らなきゃならないこと、また改めて本を読んだり、大学に行って直して学ぶというのでもできませんので、質問を適切な形で適正な対象に対して行って、それをある程度人の空気を読む中でその答えが信頼できるかどうかを判断するというところが恐らく最終的な意味でのアクティブラーニングの姿勢のコアになる。アクティブラーニングは何をするかという、学び続けるという意味での生きる力をつくるということにほかならないと、こんなふうに思います。ほっといてもできてくることは、かつての子どもたちよりも調べ学習というか、ネットの中から何か探してきて理解するということに関しては、ほっといても今の先生方より上手にできていると、これは非常にプラスなんです、そのネットの中から拾ってきた知識みたいなものはどう確からしいか、それを発言したときにどんな反応が起きるかみたいなのも含めて質問力にしていかなきゃいけない。よってもって、ネットプラス、ぱっと思いついたことでいうと、NHKのラジオでやってる夏休み子ども電話相談室みたいな、ああいう子どもの姿勢がみんながつくることができると、これはほっといてもっていうか、将来大丈夫じゃなからうかということになると思うんです。今、市長会においても、みんながアクティブラーニング（仮）とよくいうんですが、その内容は何だ、言ってみると言われたときになかなかみんな言えてないんですね。そりゃ、今、議論されてるアクティブラーニングであろうということで積極的な学びであると、こういうことが結局煎じ詰めていくと、わからないことがあったときに、それを1から勉強しなくても、誰か知ってる人に、知ってるはずの人に質問をする、ディスカッションをして、その中から学び取って、自分の力にし

て、自分のしたいことに変えていくという力が私は本源的なものであって、このことについては実は古来からあったということだと思いますし、議会においては、常にアクティブラーニング、質問力というのはなきゃならないですし、議員になるということは、アクティブラーニングの成果があった人だけがここに残っているというふうに考えてもいいのかもしれませんが。このことは非常に重要です。今さら例えばコンピューターの本を1,000冊読めと、読むわけがない。しかし、スマホがあって、使い方がわからないときに、この問題はどの議員に聞きや一番早うわかるかと、これはどうなつとんだと、大体スマホが使えるようになると。みんな、あんな膨大なマニュアルなんか読んだことないでしょう、使える人は。あれなんかも典型的なアクティブラーニングの一つの姿、わからないことはいっぱいある、もっともっとわからなくなる。しかし、人類全体として、社会全体としてはわかってるはずなんで、その答えを質問をすることによって、自分のものになるべく早くしていくということがコアの技術だというふうに思って、ここのことをさっき申し上げた市長会なんかでもよくわかんないうちに言っているんですが、恐らく教育現場でもそのことは完全にわかってないと思うのであって、したがって実はどういうことを言ってるかと、こういう意味なんだということを美作市内では早く浸透させたいなと思います。ほかにも若干これに加えて専門的な表現でいうと、幾つかの要素はあるんでしょうけども、私にとっては、そのことが一番大切なことじゃないかというに思っています。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

尾高議員、総括になります。

8番（尾高 誉久君）

ありがとうございました。

市長の答弁はあると思ってもみませんでして、大変光栄でございます。質問力ということで、私の母ももうこの世にいないんですけど、「為せば成る、為さねば成らぬ何事も、成らぬは人の為さぬなりけり」っていううちの母親はそれを誰が読んだものなのか、まさか上杉鷹山だとは気づかずにこの世を去ったと思いますが、市長が言われるように、私もそれは心がけているのが問わなければならないとって、そのとき恥をかいてもいいと。恥をかいてもいいから、問わなかったらそのこと一生わからないという思いを持って、きっとおじいちゃん、おばあちゃん方、みまちゃん見てと思うんですけど、恥ずかしいことじゃないんだよと。中島みゆきじゃないですけど、最後まで覚えられない言葉もいっぱいあるわけですから、問うようにしていただいて、一歩でも二歩でも前進して、この美作市のために若い世代が育つことを本当に心から願っています、この質問を終わります。

議長（山本 雅彦君）

尾高議員、2項目めは休憩の後からお願いします。

ただいまから10分間休憩します。

午後1時57分 休憩

午後2時07分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

尾高議員。

8番（尾高 誉久君）〔質問席〕

2の市の花カタクリについての質問に入る前に、先ほどの私の質問の中でメーカー名、〔発言の削除〕と

いうことを言ってしまいましたので、その点を削除していただきたく、よろしく願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

ただいま尾高議員より発言の削除の申し出がございました。これを許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

それでは削除することになりました。

続けてどうぞ。

8番（尾高 誉久君）

それでは、市の花カタクリについて。

市の花カタクリは、合併した6町村を象徴する6枚の花弁があり、早春に他の花に先駆けピンク色の華麗な花を咲かせます。しかしながら、現在、美作市内のカタクリは、さまざまな要因によって絶滅が危惧されております。美作市にあっては、最も保全がなされているのは美作市三倉田幕谷の群生地ではないかと思っておりますが、たにあい約500平方メートルの山の斜面に自然に群生しております。この場所を含め美作市内のカタクリの群生地の保全に向けて、何らかの対策はないものかお尋ねいたします。

議長（山本 雅彦君）

市民部長。

市民部長（安藤 郁雄君）〔登壇〕

失礼いたします。

尾高議員のカタクリのお話でございますが、カタクリの花は美作市制施行5周年を記念して、平成22年3月に市の花として定められたもので、かつては市内各地に自生していました。ところが、里山の荒廃や獣害、心ない人による盗掘などで激減し、現在では数カ所に群生を確認するにとどまっています。

その中で、議員おっしゃられましたように、幕谷のカタクリは、地元カタクリ保存会の方々により大切に世話をされ、また遊歩道を整備されるなど、幕谷カタクリ群生地として、日本観光振興協会の観るなびでも紹介されております。ところが、ことしは、周囲をネットで防護しているにもかかわらず、鹿の侵入により、ほとんどの花芽を食べられる被害を受け、開花を楽しみにされた方々には大変残念な結果となりました。

カタクリに限らず、鹿、イノシシによる農作物への被害は、美作市内で見受けられ、電柵やネット、トタン、電球、猟友会による駆除などの対策をとられていますが、一時的には数は減少しますが、すぐに繁殖を繰り返し、完全な対策には至っていないのが現状でございます。

議員御指摘のように、カタクリは非常にデリケートで、一度群生地がなくなると、再生は非常に難しいと言えます。市内に残された数少ないカタクリの群生地の維持は、どうしても地元の方々の見守りと草刈りなどの世話が必要かと思えます。カタクリの群生の維持にしましては、有効な施策はございませんが、市としまして、市の花であるカタクリを市内各地で見られるよう、保護や群生地の拡大に検討、努力をしてみたいと存じます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

尾高議員。

8番（尾高 誉久君）

カタクリというのはユリ科の多年草で、大体7年から8年、種をまいてから大きくなるまでにかかるそうです。それから、細くて、根が長いので、勝央町のほうで何か盗難にあったとかということで、英田のほう

にも群生地があるようなんですけれども、それがわかると、結構希少価値があるらしいです。希少価値があるんだと思うんです。それでそういうことがあるので、場所は言わないでいるというような現状があると思うんです。私もそういうところもせっかく美作市の市の花なので守っていったらどうかという思いがありますし、ここで幕谷という場所が今回も委員の方々からも火葬場等の質問出てましたけど、旧クリーンセンターがあるということで特に火葬場という、旧美作の皆さんは幕谷というとイコール火葬場という感覚を持っておられるんです。それで、45年からも今日に至るまでかなりの年月が経過しておると思うんですが、これもおじいさん、おばあさんまたお父さん、お母さん、時には不幸にして子どもに世話になったところかもしれないませんが、東浜の皆さんや、それから高校の周りの三倉田上の皆さんの理解があればこそ、ここまでできたんだと。大きな煙突で、風が強く吹き込むと、骨粉というんですか、それが降ってきたというようなこともあって、長い間、今、世話になつとるわけですけど、新たな場所にいつか移るのか、その計画は安部副市長もおっしゃってましたけど、そういう思いを込めて、施設じゃないんだと。市の花カタクリの公園があるとこなんだというような位置づけをするのが人に恩を受けたものの恩返しというような形で、これから検討すべきじゃないかなと。私のやっぱり浪花節が勝ってるんで、私はジャズは不向きかもしれませんが、私は私なりに浪花節に誇りを持つとんですけど、そういう思いで何とかここを守って、また他の英田のほうの群生地を守ることによって非常に弱い花ですけど、弱い花は強く守っていきたいというのが私は萬代議員、山本副議長、岡崎議員、団塊の世代です。団塊の世代は何を見て育ったかと、ヒーローを見て育ったんですよ。要するに正義というものがこびりついた世代です。だから、弱いものには非常に盾となっていくという意味で、美作市の花はカタクリでよかったなと、強く生きるんだと。だから、そのことが先ほどの子どもたちのことについても、それを見て守るんだ、強く生きるんだと、逆にそういう思いを持ってやるにも、カタクリの群生地を何とか何らかの方法でよりいいものにならないかなというのが2度目の質問でございます。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

カタクリの2回目の質問でありますけれども、お尋ねにもあり、市民部長からの答弁にもありましたように、里山の荒廃というのが一つの原因ということは、里山というのは基本的に落葉する広葉樹ですよ。これを人の手を入れて、一定の密度に常に保っている、下草は刈る、これが里山の基本的形態でありまして、煎じ詰めていうと、カタクリというのは山における人間の営みと共存していると、こういう特徴がある。そこも含めて、先ほどの花卉の6枚であるとか、いろんな意味を含めてまことに私たちの町にふさわしいと思っています。いろんな方法があるんですけど、一つはこの議会で申し上げると、則本議員が巨木とかという話をされましたけど、これが私どもの自然系の記念物として指定はされているんですけども、カタクリのような多年草が天然系の自然系の記念物として指定できないかどうかということ、十分に検討に値するわけでありまして、そういたしますと多少でありますけれども、木であれば樹木医、カタクリといたら何というですかわかりませんが、専門家が恐らくいらっしゃると思うんですが、そういう方の支援もできる可能性が開けてくるということで、その方向の検討が一つ残っております。

それから2番目に、これは何名かの議員が質問を今回されましたけども、公園の拡大ということでありまして、話は長大寺までいってますんで、長大寺からもういま一步というところでもあります。厳密に都計区域の線引きがどの辺になっているかは、必ずしもこの場でははっきり覚えておりませんが、一方で都計区域の拡大に向けて今、環境部がいろいろ下準備をしていることもございまして、とりあえず公園にした上

で別途都市計画区域に編入することもありますので、公園化した上できちっと市としての管理ができる、市として多少の収入をベースにして、地元の方々にお願いができるというような形でのやり方というものがあります。

それから、3番目は、先ほどお話をした1番目の類型になるんですけども、1番目にこの木やこの草花のあるところ、その草花、この木そのものは大切なのであるから、それに対して危害を加えることについて、市として一定の抑止措置というか、過料とか、そういったものを科すことができないわけではないと、これ法制論をちゃんとやれば。そういうことによって、人々が幕谷だけじゃなくて、市内における特定の指定されたエリア、例えばエリアの指定も余り厳密にするといけないんで、今、現認されてるところでいうと、美作市旧作東町内、旧美作町内、旧英田町内というぐらいのラフな指定におけるカタクリの群生を篡奪。

〔10番西元進一君「市長、勝田もあるで」と呼ぶ〕

今、議場から発言がございました。勝田にはあるということになりますと、大原と東栗倉がどうかということになりますけれども、全部になりますね、これ。ほんなら、市内全域になりますけれども、における群生のカタクリをとっちゃいけませんということを立法化する、つまり条例化することもこれまた可能性があるというふうに考えております。

お尋ねのように一生懸命見守ってきた方々のお声も聞きながら、今、可能性について3つほどお示ししましたけども、どれが具体的に妥当なのかといったことについて、市民の方々の対話の中でさらに検討をしていきたいと考えておりますので、御案内をよろしくお願いをいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

尾高議員。

8番（尾高 誉久君）

3回目です。もう議長、総括といたします。

大変市長から本当に前向きな答弁をいただきまして恐縮しております。平成3年から、この方、本当にカタクリ保存会初め、皆さんがその中には先ほどの東浜の方や三倉田上の方が含まれているので本当に喜ばれるんじゃないかなと、そのことを聞かれただけでも喜ばれるなと思っております。大変うれしく思っています。これで質問したかいがありました。

9月の定例会の一般質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番12番、議席番号8番尾高誉久議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番13番、議席番号1番金谷典子議員の発言を許可いたします。

金谷議員。

1番（金谷 典子君）〔質問席〕

議長のお許しをいただきましたので、平成28年9月議会の一般質問に入ります。

先ほど尾高議員がアクティブラーニングとか、横文字でいろいろな教育改革についてお話しされて、その後、市長がフォローされたことについて本当だなと思いましたのは、私は勝央町で自主的共同学習という学習を中学1年、2年生、それも5年生、6年生と、そういう画期的な学習を受けるから、もう小学校の先生からそういう事前に練習をして、中学に入って、班でみんなで勉強して、授業は子どもがする、フォローは先生がするというので、班で行動して、みんなで勉強したという記憶がありますので、50年前からそういう近いものがあったということを思い出しました。

それでは、一般質問に入ります。

日本勢が大活躍したリオデジャネイロ五輪が幕を閉じ、その勢いを引き継ぎリオパラリンピックが始まり、熱戦が繰り広げられています。南米初のリオ大会は、159の国と地域から過去最多約4,400人の障がい者アスリートが集結、日本からも132人の選手が参加、その姿は輝きを放っています。世界中の人々は、障がいがあってもスポーツを楽しめる事実、さらに心の壁を取り払い、ともに生きる社会の大切さに気づく、よい機会ともなっています。

しかし、そのような中、日本でも障がい者スポーツに社会的理解が進んでいるとは言いがたい事実もあります。26年に一般選手強化の文部科学省と障がい者スポーツの厚生労働省がスポーツ庁となり一元化されましたが、日本代表選手を対象のアンケートで約2割の選手が施設の利用を断られたりと課題は山積みのようなのです。25年4月に障害者差別解消法が施行されている中、本年7月にあった相模原市の障がい者施設事件は、障がい者と健常者の共生社会というテーマが大きくクローズアップされてると思います。そうして、スポーツの世界で障がい者が生き生きと輝ける環境が生まれ、社会全体に浸透していくことが大切とされています。2020年東京オリンピック・パラリンピックは、日本国の共生社会の進歩のきっかけとなる祭典でもあるのではないのでしょうか。

では、1項目に入ります。

私は、今回2つの質問をしております。

まずは、美作市の権利擁護について質問いたします。

障がい者の地域生活への移行の推進や急速な高齢化の進行に伴う、認知症の独居高齢者や高齢者のみの夫婦の増加、核家族化による子ども子育てへの認識不足、核家族化による夫婦間のやりとりの行き過ぎ、さまざまな理由により障がい者、高齢者、幼児、児童、疾病により身体能力や意思判断能力が不十分な人、犯罪被害に遭った人、家族、パートナーなどが判断能力の低下による困難事例が多く、深刻な生活課題が顕在化しているとともに、権利擁護、支援の必要性が推測されることが多くなってきました。

美作市権利擁護センターの基本方針と役割を質問します。

次に、関係機関との連絡調整とはどのようなことなのか。

次に、今後の事業計画について。

公的責任による権利擁護とはどのようなことなのか。

365日24時間対応についてどのようにしているのか。

そして、本城議員も質問されたのですが、2016年5月28日にOHKのテレビの放送がありまして、美作市の家族の対応はどのように具体的にされたのか、これは個人情報等もあるのでなかなか話づらいということでしたが、現実にこれ放送されてしまっているの、私は本城議員と一緒にお話も聞きましたが、その後、市民の方からこういうテレビを見たんだけど、どういうことだったのかなということも尋ねられましたので、そのことについても話せる範囲でお尋ねいたします。

以上の6点について質問します。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

それでは、権利擁護センターと先ほどのOHKのテレビの件につきまして御答弁をさせていただきたいと思っております。

美作市権利擁護センターですが、本年4月1日に開所をいたしております。

基本方針と役割ということでございますが、高齢者、障がい者、児童の虐待の防止、DV被害者への支援、成年後見制度の利用やその他市民の権利擁護の支援を行うことにより、市民の誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を推進することを目的としております。

次に、関係機関との連絡調整ということですが、権利擁護センターに対応策に即応できる体制としまして、支援検討委員会を設置しております。原則月に1回学識経験者、権利擁護アドバイザー、弁護士、民生委員、その他福祉関係者などにより、担当課のみでは対応が困難な事例につきまして支援の方向性を検討していただいております。この中で、各関係機関が果たす役割を明確に支援を迅速に行えるよう調整しております。

次に、権利擁護センターの事業計画ですが、権利擁護センター運営委員会におきまして、年間の事業計画を定めています。開設イベント支援検討委員会部会の開催が今年度事業計画の主な内容です。また、センターの組織ですが、この運営委員会の下に先ほどの支援検討委員会、さらに子育て支援部会、虐待対応部会、成年後見支援部会が並列で設置されております。

それから、公的責任による権利擁護についてということでございますが、自分のことを自分で決める自己決定や自分を主体的に生きる自己実現という権利につきましては、認知症や障がいにより判断力が低下している場合などに無視されるあるいは侵害されることが少なくありません。このような方々につきましては、成年後見制度の利用をお勧めしますが、虐待を受けるなど申立人となる親族がない場合などにおきまして、市町村長は後見開始の審判等の請求ができるとされています。これは、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉法に定められております。

美作市では、申立ての実施はもとより、成年後見制度の利用に係る費用の負担が困難な方に対し要綱に基づき助成も行っているところでございます。

それから、365日24時間対応ということでございますが、虐待の対応につきましては、平日の昼間は美作保健センターもしくは障がい者地域生活支援センターなごみ、これは作東支所の中にごございます。これは、障がい者の虐待に限るということですが、にて通報を受けておりますが、休日夜間におきましては、常駐の職員の設置はしておりません。この時間帯の通報につきましては、市役所宿直に電話連絡をいただき、担当課長を通じて、関係職員へ連絡が入るよう体制を整えております。

それから、先ほどのOHKの放送の件ですが、本城議員の御質問にもお答えしましたとおり、プライバシーの関係上、細かい支援内容をこの場で申し上げることはできませんが、頻回に訪問を行い、相談を繰り返す中でほかの方の、ほかの者の他者の介入に対し、拒否的であった父親に心を開いていただき、客観的に見れば、ひきこもり状態であった3人の子どもさんたちを就労に結びつけることができるなど、徐々にではありますが、生活の立て直しのお役に立てていたと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

金谷議員。

1番（金谷 典子君）

2回目の質問に入ります。

センターの場所は、保健福祉部ということでよろしいのでしょうか。それから、高齢者、障がい者、児童虐待とかDV被害の被害状況の把握はどのようになっているのか、現在のところどのような状況なのかというところもお尋ねしてみたいと思います。

事業計画は、支援検討委員会及び部会の開催との答弁だったのですが、委員会とか部会での検討内容などはどのようなことを中心とこれからされるのでしょうか。

それから、もう一点、成年後見制度について詳しくお伺いしたいということです。

もう一点、それから虐待の対応、DV被害者に対しては、昼夜を問わず、対応が必要と考えます。先ほども言いましたように365日24時間対応ということはなかなか難しいかもしれませんが、夜など急なことがあったときに、宿直の人に電話が入ってくる可能性もある。そのときの対応についての心構えとか職員間の連携、そういうところがどのように今後指導していかれるのかということもお尋ねしてみたいです。

それから、テレビ放映の件ですが、職員の皆さん、大変しっかり頑張ってくださっていたとの答弁で、美作市の市民としまして安心いたしました。しかし、対応の中では、難しい点もいろいろあったのではないかと思います。何につきましても完璧だったということはなかったのではないかなということも考えられるんですが、あえて反省する点などがあれば、今後の改善につなげられるかと思いますので、言える範囲で、以内でお答えいただきたいと思います。

そして、男女共同参画の立場から考えて、人権という面、この権利、部局考えて、どのような対応をされていかれるか、各部署の連携等の面も教えていただきたいです。

それから7番目に、児童虐待も深刻な状況であるのかないのか、ちょっと件数をこれからお答えいただくんですが、教育委員会の対応はどのような点に注意されていかれているのか。児童相談所との連携、教師への対応、それからほかの保護者の方からの情報とか、いろいろなところからの情報に対しての対応、そして幼児、児童の権利についてどのように考えて対応されていかれようとしているのか、その7点お答えください。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

それでは、2回目の質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

まず、センターの場所ですが、北山の美作保健センター内の社会福祉課内にあります総合相談係の中にセンターを設けております。正職員1名と嘱託員1名、これを置きまして日々の相談業務に当たっておると高齢者虐待とか障がい者虐待の進行管理をやっているということでございます。

それから、虐待の件数ですが、最近の数字でいきますと、幼・保児童、何らかの支援が必要であるということで通報が入って、通報の入った人数でございますが、児童の場合は27年度が32件、それから障がい者関係で3名、それから高齢者が6名、それから夫婦間のDVが5人というような状況でございます。

それから、事業計画ですが、支援検討委員会とかにつきましては、毎月1回定期的に困難事例を弁護士でありますとか、権利擁護アドバイザー、そういった方を中心に困難事例の検討を行っております。

それから、専門部会として子育て支援部会、虐待対応部会、成年後見支援部会というのがございます。ことし5月2日に立ち上げをしたばかりで、この支援部会につきましては、まだ具体的には動いておりませんが、例えば子育て支援部会であれば、児童虐待対応の点検と改善検討に対すること、それから性的虐待対応体制の構築に関すること、権利擁護事業の啓発に関することというふうになっています。それから、虐待対応部会では、高齢者、障がい者虐待、DV対応の点検と改善検討に関すること、それから虐待の早期発見、予防への取り組みとしての研修と、そういった内容の取り組みをしております。

それから、もう一つ大きい事業がありまして、成年後見部会というものがございます。これは、非常にこ

れから認知症の高齢者とか障がい者につきましても、地域移行というのが進んでいまして、権利の擁護をしてあげなければならない。支援を必要とされる方が非常にふえてくるということで、後見人ということが専門職でなければなかなか十分な数が足りないということで、市民の方を後見人として養成していくという動きがあります。美作市におきましても、今年度、この市民後見人の養成ということで、先般、市民後見人の養成の希望のある方につきまして申し込みをしていただきまして、事業としては旧の勝英2郡、美作市以外に勝央・奈義・西粟倉の方が入っておりますので、当初13名の方から申し込みがありまして、作文と面接の審査を経た後、9名の方が残りまして、これから県が行う研修7日間を受けた後に、美作市が行います養成研修2日間を経た後に、市が行います市民後見人のバンク登録というのがございまして、このバンク登録を行った後に、後見人として登録されて、実際そういうかかわれる案件がありましたら、家裁のほうに申し立てをするというようなことで活動していくような事業がございまして、これが市民後見人部会の大きな活動の一つでございます。

それから、成年後見制度の内容ということでございまして、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などで精神上の障がいによって判断能力が十分でない方々が社会生活において、さまざまな契約や資産分割などの法律行為をする場合に、自分が行った行為の結果の判断ができなかったり不十分だったりする場合があります。成年後見制度は、このような方々につきまして、本人がお持ちになっている預貯金や不動産などの財産管理あるいは介護施設への入退所などの生活に配慮する身上監護を本人にかわって、法的に代理や同意、取り消しをする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度でございます。

それから、中の対応ということですが、社会福祉課も高齢者福祉課もそうなんですが、緊急の場合の携帯電話というものが各職員が持っております。市のこちらの本庁舎の宿直のほうには、各課の課長の代表の携帯番号であるとか自宅の電話番号を掲載して、とりあえず市役所に入った情報は、そこから担当のほうへ流れるというような体制には常時夜間につきましてもしておりますので、過去にもそういった事例があった場合は、各自で対応した事例というものもあります。それから、そういう夜間に動かなければならないときというのは大体わかりますので、そういうときは携帯を常に持って、携帯の受信が漏れないようにということで対応をとるようにしております。

それから、各部の連携ということでございまして、この権利擁護センターの構成メンバーの中には、市役所の中では教育委員会、それから市民部等人権にかかわる部署は全て入っております。その市役所の関係機関以外にも法務局でありますとか、県等の機関、児童相談所も当然そうなんですが、そういった部署につきましても、考えられる機関については全て今回この権利擁護センターには加入というか、構成メンバーとして構成団体になっていただいておりますので、そういった連携はとれるような体制になっているということでございます。

それから、先ほどの支援の反省点ということでございまして、対応につきましても、この支援が終わったら次にこれ、この支援が終わったら次にこれというようなマニュアルに沿ったような支援ができるようなものでもありませんし、そのときに応じて何が一番いいだろうかということで、今回の事例につきましても、社会福祉課の中の総合相談係を中心としていろいろと方策を考えての中での対応ということでございました。結果につきましても、我々が思ったところと違う方向に進んだということになってしまいましたが、我々としては、一生懸命支援はさせていただいたというふうに今も考えておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思っております。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

市民部長。

市民部長（安藤 郁雄君）〔登壇〕

金谷議員の御質問の中に男女共同参画の立場からというお話がありましたけれども、この件につきましては、擁護センターの中にDVとか虐待の担当をします市民部のほうも入っているということで、当然人權の尊重ということを第一にしまして、連携をとっていきたいと思っております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

まず、子どもの虐待に対しての学校の対応ということでございますが、現在、美作市内では、28年度現在では49家庭を学校、保育園、幼稚園等で見守り家庭ということで、毎月のように家庭訪問を繰り返すあるいは子どもたちの様子を見てということで、報告をいただき、保健福祉部局と共同して見守りということで見ております。その中で、当然これは気がつけば通知をするということになるわけですが、例えばあざがあるとか、保育園では毎朝やってくるのにおむつが全くかえてないとか、そういう状況があれば、通告なりお願いはしておりますが、児童相談所としては、非常に多くの案件を抱えているということで、明確な事案がない限り、なかなか現状では一緒に動いてないということもございますが、美作市の教育委員会としては、美作市の保健福祉部は、本当に今回、例に挙げられましたOHKのテレビ放映の件でも、教員が家庭に入るといことは、これは法律上許されません。入ってはいけないと言われたら、もうそれ以上入れませんが、そこをやはり福祉の立場で本当に親身になって動いてくださり、保健福祉部局と学校とが一緒になって、本当に誠心誠意対応をしていったという経緯がございます。なかなか御理解いただけない部分もあるかもしれませんが、そうした場合にも明確な虐待ではないということで、兎相に入っていたくということ、ケース会ということでお願いをしたわけですが、それはできて、そういう形にはなっておりません。いずれにいたしましても、そういった虐待あるいは虐待のおそれがあるという家庭につきましては、十分に学校のほうでも見守りを続けているという状況でございます。

また、人権ということでございますが、皆様御存じのように児童の権利に、子どもの権利条約というのがよく言われますけれども、国連で批准され、日本においても平成6年に批准されております。そうしたものに基きまして、子どもの権利を守っていくということで、人権の一つの大きな課題にもなっておりますので、ほかの部局とも連携をしながら、こうした部分はしっかり進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

金谷議員、3回目です。

1番（金谷 典子君）

3回目の質問に入ります。

知り合いの方から、本当にこれは虐待に当たるかどうかわかりませんが、よくあることかもしれないんですけども、もうこの子どもさんは朝御飯を絶対食べてきてないという、そしてその家庭では飼っている猫が何匹もいて、学校に来たときに服ににおいがついてしみついて悪臭がするため、本当かわいそうだ、そしていじめにつながってくるというような事例があるんじゃないかとかということを知り、どうしてあげたらいいんだろうか、友達の保護者としてというような話も聞いたり、テレビ放映の家族の方も似たようなケー

スもあつたんじゃないかなということもあるんですが、一家族の問題であり、プライバシーに踏み込むことが本当困難であるということはもう私も承知しておりますが、その後ろにいる苦しんでいるのは子どもたちであり、弱い女性であつたりするところもありますし、それから高齢者の人とかということもありますし、一市民として今後どのようにそういう家庭かなと思うところにかかわっていけばいいのかという、専門的に市民の方々に教えていただいたらなど。地域住民のかかわり方ということ、教えていただきたいです。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

今、御質問がありましたような家庭につきましては、権利擁護センターのほうでも、先ほど申し上げました支援検討委員会の中で検討を實際行っている家庭もございます。支援検討委員会の中には、教育委員会でありましたり、日々そういうことを頻繁に相談を受けている弁護士であつたり、社会福祉課の生活相談の専門担当者であつたり、そういうメンバーが入ってるんですが、なかなか解決の糸口を見つけることはできないということも事実である部分もありますが、こういった権利擁護センターでありますとか、また学校の児童につきましては要保護児童対策地域協議会と、これも社会福祉課が事務局を担当しておりますが、そういうところでは県の保健師が入つたりとか、児童相談所、そういった専門職がかかわっていくようになります。ですので、そういった子どもさんとか、そういう家庭の問題につきましては、市民の方への伝えていただくこととすれば、とりあえず社会福祉課の権利擁護センターへ相談をかけてくださいというふうにお伝えしていただければ、我々のほうで各方面にどういった支援があるかというのを対応をさせていただくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

総括です。

1番（金谷 典子君）

総括に入らせていただきます。

美作市権利擁護センターは、始まったばかりですが、この抱えている困難な問題は、以前から混在している大変複雑であることには間違いありません。大変な問題に対して対応していただく職員の皆さんに期待し、地域住民の心構え、対応力なども並行して学んでいく必要性を考えました。市民の誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を願ひ、この項を終わらせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

続けて、2項目めに入ってください。

1番（金谷 典子君）

続けて、2項目のLINE用スタンプについて質問させていただきます。

日経新聞によりますと、内閣府が3月の消費動向調査によりスマートフォンの世帯当たりの普及率が従来型携帯（ガラケー）を上回ったとあります。スマホの普及は67.4%で、スマホの切りかえが進んでいます。10代の利用率は68.6%、それから20代の利用率は94.1%、30代の利用率は82.2%、50代は48.6%、60代は18.3%とあります。私もすれすれ50代なんですが、LINEとか、フェイスブックなど使用させていただいてます。

そのような中、自治体が市のキャラクターをデザインにして、無料通信アプリLINEなどでスタンプの

販売を始めています。近隣では、真庭市がまにぞうファミリー、ことし8月26日の新聞でごらんになったと思います。そして、奈義町はさと丸くんとか、市のPRとともに収益を子育て支援に活用するなど、さらなる盛り上がりを図る目的のようですが、美作市としてはどのようにお考えでしょうか。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

2項目めの御質問でございますが、LINE用スタンプについてでございます。

無料通信アプリのLINE用スタンプについてでございますが、無料、有料問わず、国内では約29万種類が存在するというところでございまして、そのうち岡山県関係では、先ほども議員が申されました真庭市と奈義町を含め216種類のスタンプがネット上で無料もしくは有料でそれぞれ配布、販売をされておる状況でございます。

議員御質問のとおり、真庭市と奈義町では、キャラクターによる市のPRと収益の財源化、こういったことを目的に販売をされてございます。その他県下では、井原市が昨年11月から、赤磐市が本年4月からキャラクターを活用した市のPRを目的に販売を行っているところでございまして、また岡山県でも昨年7月から公式マスコットのスタンプを販売されておるというふうな状況でございます。

経済部といたしましては、これらの事例を十分参考にしながら、当然、市のPRの観点から申しますと、そういったものも必要かと思えます。関係機関や関係部署と十分意見交換などを行いながら、今後については調整検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

金谷議員。

1番（金谷 典子君）

2回目の質問をさせていただきます。

自治体によるLINEスタンプの販売は、直接的に利益を目的にすることではなく、自治体のイメージを発信するPR戦略の一環として、LINEスタンプを利用していく必要があるということです。大事なことは、ゆるキャラを売り込むことでなく、地域を売り込むこと、そのことで地域が得られる収益が増加するという、ゆるキャラを売り込むだけではなく、地域を売るイコール地域活性化をなし遂げることができるという意味で捉えていただきたいと思えます。

私は、過剰な投資をすることはもうお勧めできないんですが、美作市にはむさっちという、武蔵、世界に通用するキャラクターを持っております。海外の人は、日本人を、日本をイメージするときに、まずイメージするのがすしとか富士山、京都、東京、舞子さんとか侍、忍者、そういうのが出てくるそうです。その中で代表的なのが侍イコール宮本武蔵です。海外を意識する必要はないかもしれませんが、私は私自身、オリジナリティのあるLINEスタンプは、岡山県でも一番のLINEスタンプになるんじゃないかと思えますし、日本でも一番じゃないかなと、それが成功すれば、世界に通用するスタンプになる可能性があるゆるキャラを持っているんだなというのを思っておりますので、これは使わないわけにはもったいないと私は考えます。

次に、東京都の渋谷区は、LINE株式会社と28年8月3日に協定を締結したということも聞きました。これは、LINEには関係ないことなんですが、目的としましては、自治体と生活者が簡単につながる方法

としてLINEを使用する、情報発信をするということのようです。特に若い層への発信をしても伝わらない、広報紙も読まないということがありますので、情報を重点して発信するためにLINEを使う。例えば妊婦健診の状況とか子育て情報を広げていくということで、東京都の渋谷区はLINEと締結したというふうに書いてありました。

今後、10年間のうちにスマホの利用者は何%になるのでしょうか。100%とは言いませんが、もうほぼスマホになっていきます。その中で利用することは大変重要なことではないかと思います。近隣の町でもお悔やみ情報をメールで配信しているようですが、そのことについてもう一度どのようにお考えでしょうか。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼します。

2回目の御質問でございます。

私のほうから、先ほどからかなり幅の広い御質問でございますので、当然、経済部としましては、観光振興の主管部でございます。国内だけでなく、海外に向けてもそういったLINEですので発信ができるということでございます。少しでも市のPRを兼ねて、そういったものも十分考えていきたいというふうに思います。

経費の話がちょっと最初にございました。確かに他の市町村ではデザインを委託するとか、手続上のことを委託するとかして、若干数十万円程度の経費をかけられているところもあります。当然そういったことは実際職員のほうで十分どういったものがあるか、つくれる範囲でつくるとなると思うんですけども、約40種類ぐらいのパターンがワンセットというふうに聞いておりますので、そういったものを作成し、確かに収益的にはさほど財源になるほどにはなかなか難しいように思います。ただ、市のPRの面でいいますと、当然こういったものも考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

市民生活あるいは福祉分野における移動体の活用についてでありますけれども、重要なことは、媒体としてスマホが落ちついたものになるかどうかということにあります。スマホがしっかり落ちついて普及率が非常に高くなってくる。そうすると、それを広報連絡の媒体にすることが非常に容易になってくるということありますので、我々もある程度意識はしております。今後の市民との広報関係、特に災害その他の問題も含めて、今度、全員協議会を開いていただいて、どういうやり方で行くんだという議論をいたしますけど、そこにもスマホまたは携帯、スマホの中の携帯機能を生かしながら、災害情報伝達をしてもいいんじゃないかという議論も入ってくるわけですから、今後、いろんな面でこういったことの検討が必要かと思っております。

先立っても、母子手帳つまり母子福祉の関係でスマホを使い始めている都市が全国に20か30ぐらいありますので、そういった情報も関係者からいただいて、保健福祉部のほうで検討を若干始めているところがございます。これからのいろんな情報を頂戴しながら、じっくりと余り急いでやると消えたりするんで、ある程度速度調整をしながら、確実にできると。一方で確実にできるにできなかったことによって、市民の方が被害をこうむる、そんなことにならないようにそういうときには迅速に行動していきたいという基本姿勢で考

えておりますので、よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

金谷議員。

1 番（金谷 典子君）

3 回目の質問で、今、市長が答えられた内容の答えが返ってくるというところを用意していたんですが、調査研究をもっと進めて、前向きに進んでいただきたいという、いかがでしょうかという質問を考えておりましたが、答弁を聞かせていただいて、総括させていただくんですが、美作市のイメージを売るということと情報発信をするということで、とてもスマホの利用ということは大切かなと思うんですが、まずもう一つは私が考えますのは、若い人とつながっていききたい、美作市から出ていくこの18歳で就職なり、進学で出ていく若い人たちとつながる機会であると思います。特に成人式でぜひ若い人にLINEのスタンプをつくって、プレゼントしていただいて、美作市と切っても切れないという縁をつないでいただければ、よりLINEスタンプも効果が出るんじゃないかと思っておりますので、提案としてお願いしたいと思います。

これで私の9月議会の質問を終わらせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番13番、議席番号1番金谷典子議員の一般質問を終了いたします。

お諮りをいたします。

本日の会議は都合により、これで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会します。

再開は明日13日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午後3時11分 延会

平成28年9月13日

(第 5 号)

1. 議 事 日 程 (5 日 目)

(平成28年第3回美作市議会9月定例会)

平成28年9月13日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

追加日程第1 緊急質問について

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑 (認定第1号～認定第15号、議案第70号～議案第80号)

日程第3 請願・陳情について

陳情第3号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかる
ため2017年度政府予算に係る意見書採択の要請について

陳情第4号 陳情の議長預かりに関する陳情書

請願第6号 議会の運営マニュアル公開に関する請願書

請願第7号 人権教育啓発活動に関する請願書

請願第8号 議案公開に関する請願書

請願第9号 本会議及び各委員会のユーストリーム (U s t r e a m) 配信に関する請願書

請願第10号 出資法人の財政状況の公表に関する請願書

請願第11号 議会による放課後児童クラブ運営実態に関する検査の請願書

2. 出席議員は次のとおりである (18名)

1 番	金 谷 典 子	2 番	重 平 直 樹
3 番	安 藤 功	4 番	安 本 博 則
5 番	谷 本 有 造	6 番	則 本 陽 介
7 番	萬 代 師 一	8 番	尾 高 誉 久
9 番	岡 崎 正 裕	10 番	西 元 進 一
11 番	本 城 宏 道	12 番	鈴 木 悦 子
13 番	岩 江 正 行	14 番	小 淵 繁 之
15 番	万 殿 紘 行	16 番	日 笠 一 成
17 番	山 本 重 行	18 番	山 本 雅 彦

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (21名)

市 長	萩 原 誠 司	副 市 長	安 部 薫
副 市 長	横 山 博 光	教 育 長	大 川 泰 栄
政策審議監	福 原 覚	総 務 部 長	山 本 直 人
危機管理監	山 本 和 毅	企画振興部長	池 田 義 和
総合戦略監	森 分 幸 雄	市民部長	安 藤 郁 雄
環境部長	妹 尾 昌 弘	経 済 部 長	尾 崎 功 三
保健福祉部長	江 見 勉	建 設 部 長	真 野 弘 紀
教育次長	山 名 浩 二	消 防 長	山 崎 正 雄
会計管理者	安 東 弘 子	財 政 課 長	遠 藤 宏 一

税務課長 玉 櫛 哲 也
社会教育課長 宮 前 聖

健康づくり推進課長 山 下 富 貴 子

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会議務局長 本 田 卓 治
課 長 大 佛 裕 彦
主 任 井 上 大 佑

午前10時00分 開議

議長（山本 雅彦君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いをいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いをいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

欠席者は本日はおりません。全員の出席でございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に御報告を申し上げます。

岩江正行議員より、緊急質問の発言通告書の提出がございました。美作市議会申し合わせにより、緊急質問は議会運営委員会で諮ることとなっておりますので、これより議会運営委員会を開催いたします。

ただいまから暫時休憩といたします。

午前10時00分 休憩

午前10時40分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、これより議会運営委員長の報告を受けます。

議会運営委員長。

14番（小淵 繁之君）〔登壇〕

先ほど、議長、委員、市長、副市長、政策審議監、担当部長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。議席番号13番岩江正行議員からの緊急質問、「二代表制を問う」については、緊急質問と認められないと決定をいたしました。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

議会運営委員長の報告が終わりました。

美作市議会会議規則第63条の規定により、本会議においてお諮りをいたします。

岩江正行議員の「二代表制を問う」の緊急質問に同意の上、日程に追加し、発言を許可することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、岩江正行議員の「二代表制を問う」の緊急質問に同意の上、日程に追加し、発言を許可することに決定をいたしました。

これより議会運営委員会を開催いたしますので、暫時休憩といたします。

午前10時42分 休憩

午前10時59分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、これより議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長。

14番（小淵 繁之君）〔登壇〕

先ほど、議長、委員出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

議席番号13番岩江正行議員からの緊急質問、「二元代表制を問う」については、日程第1、「一般質問」の前に、追加日程第1として追加することに決定いたしました。

以上、運営委員会からの委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りをいたします。

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、岩江正行議員の「二元代表制を問う」の緊急質問を日程第1、「一般質問」の前に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、岩江正行議員の「二元代表制を問う」の緊急質問を日程第1の前に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

なお、関連質問はお受けしません。

また、質問方法は一般質問に準じ、1質問項目ごとに3回までとし、質問時間は45分といたします。質問も答弁も自席で行っていただくようお願いをいたします。

これより緊急質問の発言通告書を配付いたします。

〔発言通告書配付〕

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

追加日程第1 緊急質問について

議長（山本 雅彦君）

追加日程第1、「緊急質問について」を議題とし、岩江正行議員の緊急質問を許可いたします。

なお、先ほど申し上げましたように、関連質問はお受けいたしませんので御承知願います。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

二元代表制を問うということで質問をさせていただきます。民主主義の根幹である二元代表制って何でしょうかねということでございます。美作市で二元代表制が機能しているのかということで質問をさせていただきます。

本年3月において上程された新庁舎移転に基づく設置条例が上程されて以来、議員全員による委員会が設置され、9月まで慎重に継続審議してきました。9月議会に先立ち、検討委員会で質疑、討論を行い、採決で新庁舎の設置、位置については賛成少数で否決となりました。今議会において委員長報告を受けて、委員会同様質疑、討論を経て、記名投票で賛否を決したということでございます。御承知のとおり、賛成少数で

否決となり委員会主義の美作市議会としては当然の結果であると言えます。そこで、問題なのが議会同意が出席委員の3分の2が必要な重要案件で、およそ5カ月もかけて審議した議案が本会議で否決されるや否や、市長は再議に向けて市の職員を動員し、反対した議員に個別で再議には賛成するよう働きかけました。このことは、地方自治の根幹をなす二元代表制を否定し、議会介入の最たるものであると。コンプライアンスを高らかにうたい、市長になられた方が行う行動としては思えないと思います。地方自治の大原則である二元代表制を否定するものである、市長の見解を求めるものであります。地方自治の二元代表制とは何ぞや、お答えください。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

まず、地方自治の二元代表制、これにつきましてはそれぞれ首長と議員が直接住民、有権者の選挙によってその職を得るところが根幹の第一であります。基本的には、歴史を振り返りますと、この二元代表制という形をとるか、あるいは議院内閣制というような形で、住民の直接選挙については議員のみとするという考え方と、両方が民主主義の流れの中でそれぞれ切磋琢磨をしてきているという一般的流れであります。日本においては、戦後民主改革という嵐の中で、地方議会、県及び市町村においてこの二元代表制というものが採用されて、さまざまな変化を経ながら今日に至ると。そのさまざまな変化というのはどこにあらわれているかというところ、基本的には地方自治法における議会の権能、そして執行部、首長の権能というこの2つの権能をどう調整をするかというところであらわれております。そして簡単に申し上げますと、二元代表制の意味ってというのは、そこに2つ目の大きなところがあって、切磋琢磨をする、相互にチェックバランスをとる、総合監視をしていく、あるいは相互協力をしていくと、こういうところに実は2番目の大きな二元代表制の意味があるというふうに一般的には解されている。もう一回言いますと、1番目は、それぞれが直接住民の意思の表明である選挙によって職を得ること。2番目に、そのそれぞれがチェックアンドバランスということで、相互に監視をする、あるいは相互に協力をするという形で、これが存在をしているというのが2番目の大きな意味であるわけでありまして、そういう意味で、私どもの市議会とそして執行部の関係を見ますと、私もいろんな議会あるいはいろんな市長さんの意見をさまざまな場で聞いてきておりますし、県内の状況等については県の市長会などでよく把握をしているつもりでございますけれども、実質的に協議が行われたり、チェックアンドバランスが機能しているというような意味において、美作市はすぐれた状況にこれまでもあるということでありまして、その二元代表制の真価が割合発揮をされてきているというふうに私は考えているわけでありまして。

なお、一点だけ残念なことを申し上げますと、市民の方々の中にその二元代表制の根源である選挙というものについて、無投票は避けるべきじゃないかという議論が残っているところが現行の問題といえば問題でありますけれども、実際には先ほどから申し上げているとおりでありまして、よく機能している二元代表制の一つの典型例が当市にあるというふうに考えておりますので、第1回目の答弁といたします。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

2回目。市長、この28年の3月議会の定例会におきまして、市長の所信表明の中で、新庁舎につきましては、当局といたしましては地方自治法の精神にのっとり議会の判断に当然従うものを明言するという書いとうろ、言われとん。言われとって、今言よう二元代表制の一方の長は議場外で、今言よう議員個人

に賛同を求める行為はチェックバランスの機能を弱める行為で、地方自治の破壊ではないかと、市長の行為は地方自治法を破壊することになるんじゃないかと、議会を愚弄して議会に介入し、この場で私は謝罪したほうがいいんじゃないかということは、職員まで政治に介入させるとする責任というのは、これは重大ではないかということで、きょうこういうふうな緊急質問をさせていただいたわけでございます。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

お尋ねの趣旨、一つの見方かもしれませんが、どこの自治体にも、国においても、例えば重要な法案であるとか、重要な決議に際して職員が総出で議員の方々に理解を求めていくというのは当然あることでありまして、それがないとむしろ議会と執行部の意思疎通、切磋琢磨できない。逆に、何の情報提供であるとか、お願いもしない中でやってくっというのは、熱意についても疑われるということがあるという意味で、むしろやらないほうが議会の重視をしていないというような見解が一般的だというふうに私どもは考えております。

以上であります。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

3回目。わかっとなんかじゃろう思う。回るときに協力してくれえじゃなしに、説明するのに、あそこの造成の説明不足があったんですよ。そのことに対して私らは、今言よう議員の人にいま一つ手落ちしとった問題について聞いていただきょんじゃと、説明して回りょんじゃということだったら、これは楽しいです。けれども、再議に協力してくださいということは、これはだめですよと言われておりましたよ。ですから、そんなことについてはあんた方わかってしょんでしょう。市長も岡山の市長もされ、衆議院も1期された人ですから、日本の最高学歴を取得された人じゃから、ようわかっとな、わかっとなじゃないか、わかっとなってすることほど悪いことは、これはない。わからずにしたんじゃというんだったら、ああわからずにしたんじゃなと言えりけども、わかっとなってするというのは、これは大変な問題なんですよ。そういうようなことをここで質問させてもらいました。3回目とさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

答弁はありますか。

市長。

市長（萩原 誠司君）

このところの地方自治法の改正、特に平成24年改正の精神は、議会と執行部がいろんな意味で深く関係を持って、住民福祉の向上に努めるという趣旨に一般的には出ているというふうに広く解されております。議員のお好みかどうかは別として、我々としては誠心誠意市民福祉の向上に努めるために、手段をきちっと選んだ上でお願いを申し上げているというのが大変自然であるというふうに改めて申し上げて答弁いたします。

議長（山本 雅彦君）

総括ありません。

以上で岩江正行議員の緊急質問を終了いたします。

日程第1 一般質問

議長（山本 雅彦君）

続いて、日程第1、「一般質問」を行います。

昨日に引き続き通告順に発言を許可いたします。

通告順番14番、議席番号15番万殿紘行議員の発言を許可いたします。

万殿議員。

15番（万殿 紘行君）〔質問席〕

失礼をいたします。皆様にはようございます。きょうは朝から折々しましたけれども、15番万殿であります。

ことしの夏は暑くて猛暑日が連日続くということで、私も体調管理に非常に苦慮した。いわゆる熱中症、この対策で、といいますのも、この暑い夏にリオでのオリンピック、各地で出場にソビエトの関係が多少あったようでありますけれども、各国からアスリートが一生懸命やろうる、一喜一憂。テレビ、オリンピックも見にやいかん、高校野球も見にやいかんということで大変でありました。そうした中で、いろいろと私も考えながら、よう頑張っておるなという思いで見ただけでありますけれども、スポーツでは世界が一つになってやっておる。今もパラリンピックが障がい者の人たちが一生懸命やっておられる。すごいな、つくづく感心感心でね。私の無力さ、無能なことに再確認をしたというような状況であります。スポーツでは一生懸命やってくりょうんですけれども、世の中おかしいことがたくさんある。気候にしても、皆さん御存じのように8月に台風、東京の南のほうで発生したやつが南大東島のほうへ西に西に、そこでUターンしてまた八丈島のほうへ入ってきて北へ上がる。9、10、11号、9号と11号は北のほうへ上がって東北、北海道の方に災害をもたらして、10号に関しては、今も言うたように西に西に行つてUターンしてまたもとの発生したほうに返ってきて北上して岩手県、北海道、大変な被害を起こした。死者も多く出て、ヘリコプターで人命救助、あの映像見て、予想してなかった水が出たと。災害に遭われたと、皆そう申されとる、テレビで。やはりこの防災、これはきっちりせないかんということをつくづく私も感じて、先ほどよりました我が市庁舎の〔聴取不能〕でも、私もあれを見て、こりゃあ防災拠点きっちりせないかんという思いでやったようなことでありますけれども、今日何が起こるかわからんという中で、きのうも議員が言われた平和、日本は平和で、大戦でひどい目に遭うとるということで平和をやろうと、平和で世の中を丸くしようということでもありますけれども、北朝鮮では御存じのようにどンドンどンドン打ち上げようる。中国は中国でフィリピンのほうへ島を埋め立てて滑走路、飛行場をつくりようる。そうかと思やあ日本の軍艦に守られて漁船が200隻からのものがたむろ。こういうことで日本はだめよ、だめよ、やっちゃだめよという。でしょう、いつのときかも申し上げたけども、やめて、やめてです。どこまでなめられたらええんな、日本をどこまでなめたら、北朝鮮、中国、わかってくれるんかな、これはいつも思うとんです。向こうは好き放題やりようる。日本は平和で仲よろしませうという。やめて、なめるんもええかげんにせえと、そういう状況であります。そういう状況で今回複雑な状況でありますけれども、今回一般質問で教育長のほうへ、子どものことについて質問をいたします。

現在の、きのうも同僚議員が言われておったけども、社会行政、子どもにとってええとは言えれん。親が子を、また子が親を、本当にどねえなつとんならと。この義務と権利がきっちりできてない、教育長、そう思われませんか。命を大切に、このことがしっかりできておれば親が子を、子が親をと、そんなことは起きんのだろうと。命の大切さ、このことをきっちり教育し直さないかん。これが緩んで今の社会行政がこ

ねえなつとると。私は常に教育長に申し上げておる。権利は主張するけど義務を履行しない。これなんですよ。権利もあるが義務もあるんだということをきっちり理解していく人間を育成せんと、いつまでたっても三面記事がにぎやかなことになるわけじゃ。私がこう思い常に言ようんです。人を思いやる、そういう人間の育成、人のこづめをひらうような性格、だめなんですよ。それで私もう常に教育長に申し上げとんです。人のあら探しをするような人間形成させちゃだめ。教育長が私が常々申し上げとるから十分理解していただいとると思ふけども、その辺を十分理解していただいて、答弁期待しております。

まず、申し上げておりますけれども、通告いたしておりますけれども、夏休み中の市内の児童・生徒の生活についてお尋ねをします。夏休み期間中、事件、事故の報告、これを受けているか受けていないか。もし、そういう報告を受けているとしたならば、どのような内容でどのような事件、事故なのか。そして、学校側としてどういう対応をしたか。その対応結果で現在どのような状況になっておるかということを、まず教育長お尋ねをいたします。

次に、2学期も今始まっております。2学期に入って例年いろいろとあるわけですがけれども、不登校児童・生徒の有無。そういう生徒は発生していないかということでもあります。夏休み中に生活の規律のリズムを崩す子どもが、これまでも随分報告されてきておる。このことは教育長も十分認識されておると思う。そういうことで、私夏休みのリズムを崩す子どもが多いから、以前にも申し上げた。そういう子どもを減らすためにも、正しい生活をさせるためにも朝のラジオ体操、このことが私は必要であると。これで実施してくれえと、PTA等でしっかりお願いをする、これが私の思いでありますけれども、ことしの夏の夏休み中、ラジオ体操実施状況はPTAに任せるということで、家庭での生活は家庭に任せておくと、子どもの自主性に任せていけえということ、昨年と同じような夏休みにさせておるのか、本年は、いや、このように指示をしたというようなことがあればお尋ねをする。まず、1回目の質問、よろしく。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。

それでは、万歳議員からいつも教育への御質問をいただき、本当にありがとうございます。

まずは、いろいろ教育についての思いを語っていただきました。夏休み中にも、全国では悲惨な事件、事故、そして子どもたちの自殺というようなことも言われております。しかしながら、幸いにも美作市におきましては、7月21日から夏休みが始まったわけでございますが、夏休み期間中の児童・生徒の事件、事故の報告は受けておりません。夏休み中は学校を離れ、家庭や地域での生活が中心となるわけでございますが、地域の皆様、市民の皆様の御協力により落ちついた夏休みが過ごせたことというふうに思っております。

そして、夏休み中の生活リズムということでの御心配でございます。確かに夏休みは自由に時間が使えるということで、ともすれば生活が不規則になりがちでございます。そのため、市内の学校は多くの学校で登校日、これを多く設けまして、その時々には宿題の点検、そしてそれに対するアドバイス、また学力補充などを行っております。小学校は夏休み前半、7月中は水泳記録会の参加がございますので、この練習を重点的に行って、そこはもう毎日のように通っております。中学校では部活動がございます。夏休み期間を通して活動しております。これらの水泳記録会の練習であったり、部活動であったりということは、学力補充、体力向上のみならず、生活リズムを崩さないという取り組みにもなっております。それ以外にもさまざまな機会を捉えまして気になる子どもたちには声をかけたり、家庭訪問をしたり、細やかな配慮をしながら始業式を迎えております。8月末の始業式を迎えております。

不登校につきまして御心配をいただいておりますが、始業式では残念ながら全員登校ということにはなりません。欠席の場合には電話連絡、家庭訪問等で安否確認を行い、報告をいただくようにしております。これについては、心配の向きはございませんでした。昨年はマスコミにおきまして、9月1日が自殺が多いということが言われております。この統計を見ますと、9月1日のみならずその前後ということで、子どもたちの自殺がふえているということでございますが、こうしたことも学校のほうに注意喚起をいたしまして、必ずその日のうちに確認をする、あるいは心配な子どもたちにはもうその前日、前から声をかけていくというような形で取り組んでおります。2学期も一人一人の子どもたちを大切にということで、校長を中心に今教育活動に取り組んでいるところでございます。

夏休み中のラジオ体操、昨年も御質問をいただきました。議員おっしゃったように、PTAや子ども会で主催ということでございますが、昨年も学校のほうにしっかりとこのラジオ体操は大事なものだからということもお願いをしております。ことしも各地区で全て実施されております。毎朝のラジオ体操というのは生活リズムの上でも大切なものというふうに考えておりますが、さらには最近の子どもたちの体操はどうかなというような御指摘もいただいておりますので、運動会での準備体操でラジオ体操を行うときには丁寧な指導、美しく見える指導というのが必要ではないかということで、9月初めに行いました校長会で指導をお願いをしたところでございます。

そのほかにも、いろいろな行事あるいは参加できるもの、イベント等を行うことで子どもたちの夏休みの生活リズムを保ちたいということで、教育委員会といたしましても例年行っておりますサマーキャンプのほか、例えば大原公民館においては宇宙実験教室、液体窒素でいろんなものを凍らせたりとか、英田地域におきましては岡山理科大学に御協力をいただきまして不思議発見ツアーというのを行いまして、多くの子どもたちが参加をしております。指導していただいた理科大の先生によりますと、美作市内にはまだまだ珍しい生物、地層、地形が多くあるということで、今後も各地で実施したいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、子どもたちへの指導の基本ということでございますが、私も長年子どもをしっかり指導してまいりましたが、そのときにまず一番には思いやる心、ほかの人のことが想像ができる、そして相手の心の痛みがわかると、これが一番大切だということを常々学級活動等のときに申しておりました。また、思春期の難しい子どもたちは何でも自由だということをよく申します。自由、自由にやらせてくれと、何でこんな決まりがあるんだというふうに申しますが、そのときに子どもたちに言い聞かせていたのは、自由ということは必ず責任が伴うんですよと。自由にできるということは、いろいろな法を守ったり、いろいろな自分がやるべきことを果たして初めて自由というものが保障されるんだというような話もよくしておりました。そうしたことも先生方にも時々お話をしておりますけれども、そうしたことを基本にいたしまして教育を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

万殿議員。

15番（万殿 紘行君）

今教育長のほうから夏休み中に児童・生徒の事件と事故、報告がなかったということで、少しは安堵いたしておりますけれども、先ほども申し上げたが、以前から夏休み中に生活が緩む。どうしても、これもういたし方ないことかなとは思いますが、そのために事件、事故を起こし、そうするとクラスの中で1人、2人でもそれが全体に与える影響。この議会の中でも、例えば教室として1人でもおれば、周りもそのようになるんです。これはきっちり不登校の原因にはいじめ等あるだろう。これいじめを見つけるというのもまこと表面

にぱっと出てこん。それに相当する教師、能力でしょうね。そこら辺を私が一々言わなくても教育長がしっかり認識されとると。そして、対策、対応をとっておると、今の答弁で感じたわけでありませけれども、全ての子どもたちが安心して授業をできる態勢、それが一番子どもと接する機会の多い担任の教師が、子どもと家庭、地域とのコミュニケーション、これもしっかりとっていただかにはいかん。そういう態勢づくり、教育長もなさい、なさいだけじゃぐあいが悪いんで、そこら辺が教育長の指導力で、そねえなことは言われんでもわかっるとるわいと腹ん中じゃ思われとるかも知らんが、そういうことでありますんで、教育長。先ほど不登校はいろいろあるけども、そこら辺もきっちり気配り、目配り。

それから、次の夏休みのラジオ体操の件。この体操も我々の子どもの時分にはもう当然というような行事の一環であったけども、今は先ほども答弁の中へあった子どもの自主性、いろいろと申されておったけども、子どもたちにとってよかれということはどんどん教育長進めていくべきじゃと、私はこのように考えております。教育長はさっきのラジオ体操、倫理や規律、有効であると、よう認識されとるのに、どうも保護者に聞いて自主性に任せると、そういうあれなんかなということをつくづく感じながら今聞いたわけでありませけれども、そこら辺は教育長の指導力というもんもあるけれども、各先生方の向上させにやいけんわな。技術も能力もない者が子どもを教えいというたってこれ無理なんじゃけん。研修等しっかりやっておられるだろうとは思っけども、男女共同参画の時々職員の方の直接会うて話をするときに、研修しても周りに広がっていきょうらんというように感じたことがある、けど教育長がそういう校長までされてこられた方じゃからその辺の配慮は十分されとるとは思っけども、ひとつそこら辺をしっかりと認識してやっていただきたいが、このことについて何か思いがあれば。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

不登校のこと、ラジオ体操のこと、授業規律のこと、いろいろ御質問をいただきましたが、まずは授業につきまして。

子どもたちが安心して生活ができるというのは、落ちついた授業の状態、あるいは安全で安心な学校ということかと思っます。4月には市内の学校のことで皆様にも御心配をおかけをいたしましたけれども、こうした対応につきましては1学期には県の事業を活用いたしまして、そこで集中指導員の方にその学校に入っただき生活の安定を図るという取り組みを進めてまいりました。また、当然夏休み中でのさまざまな活動も、まずは子どもたちが達成感をすると、自己有用感、自己肯定感といいますが、そうしたものが高まるように、あるいはやろう、頑張ろうという意欲が向上すると、そうしたさまざまな試み。学力補充だけではなくて、生活リズム、規律を保つということもありまして、そうしたさまざまな取り組みを進めております。幸いなことに、先ほども申し上げましたように今回の夏休みは落ちついた状態で過ごせたことというふうに思っしております。警察のほうからもそうした補導は一切ないというふうに報告をいただいております。

次に、教員の資質向上ということでございます。皆さん夏休みというと学校も休みというふうに思われがちですが、夏休み中は学校のほうではしっかり職員研修を行っっておりまして、特に2学期からどのようにして態勢を整えて指導していくかというような指導態勢の確認をした学校もございませ。また、新たな取り組みを検討した学校もございませ。2学期も一人一人の子どもたちを大切にできるように校長を中心に教育活動に取り組んでいっということございませ。

不登校への対応でございませが、私も幸い夏休み、8月は少し時間がございませたので、教育委員会の中にございませ美術塾、指導の不登校の子どもたちが通ってくるわけございませが、そこで実際に昔とった

きねづかで子どもたちがわからない宿題を教えたり、何回かその子たちと話をしたりいたしました。そういう中で、いろいろな課題を抱えながら、でも勉強がわかるようになりたい、あるいは頑張っ勉強したい。いろいろな心の持ち方で、学校、多くのみんながいるところには行けない。でも、勉強したいという子どもたちがたくさんおりますので、そうした子どもたちはまた別の環境でしっかり落ちついて学習をしているということでございます。

ラジオ体操につきましては、議員の思いというのは昨年も校長会のほうでこうしてお話しておりますが、たまたま今NHKで巡回ラジオ体操というのが夏休みとか全国で行われておりますが、そこへ参加申し込みというのが来ております。市長からもそういうのはどうかなというお話もございましたので、これ多くの申し込みがありますので、できるかどうかはわかりません。選ばれるかどうかはわかりませんが、そうしたことも考えてみたいと、申し込みも考えてみたいというふうに思って、少しでもラジオ体操というものを市内に普及するという形でできたらというふうに思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

万歳議員、3回目です。

15番（万歳 紘行君）

このラジオ体操、私が何でこんなしつこうしつこう言うかという、規律なんです、朝きちっと起きてきちっと体操する。この間も英田の中学校の運動会のときに私もラジオ体操を、市長も張り切ってやっておりましたが、去年ともう格段によなると。市長、英田の中学校の子、ラジオ体操きちっとやろうというたらまだまだじゃなというようなことを市長が言うとりましたけど、そりゃ私が見たら去年より格段に、おっこりや大川教育長、また言ようらあじゃなしにきっちり校長に指示してくれよんじゃなというのを私感じたんですけども。そういうことで規律、これをきっちりせんと、だらだらだらだらしたら人間ええことにならんのです、そこを私が言いたいわけなんで。先ほども言うたように、指導態勢、これをある程度勉強させんならどねえもならん。命の大切さ、さっきも言うたが、親が子を、命をどねえ思うとんかなと。このことを徹底的に教え込みにやいかん。人への思いやり、それから先ほども言うた義務と権利、これなんです。これを両てんびんでつり合いとつとかにや。権利ばあ表に出たんじゃぐあいが悪い。こういう人間形成に、そういう人間をこしらえたらだめなんです。そこら辺をきっちり義務教育の過程で教え込む。そりゃ高校、大学になれば、それぞれ自分のそれまでに培った能力にあわせてする、自分で進んでいきやあええわけです。義務教育の間にきっちりそこら辺の教育を吹き込んどかにやいかん。このことを私は申し上げたい。

それから、市長、今教育長がNHKの巡回ラジオ体操、できるかどうかわからんけどという頼りない答弁であったけども、市長、ぜひともこのことをやってもらうたら市内にその機運が生まれてくると思うんで、市長、その辺の思いを、市長。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

応募をしますということだったんですけども、根回しができるもんならしますけども、重要なことは美しいラジオ体操をやってくれます。僕も1回巡回体操に行ったことがありますけど、指導者っていうのはえらいしっかりしてます。ですから、それを多くの子どもたち、市民に見てもらう、1番目です。できたら、小・中学校の先生方にラジオ体操の巡回指導員の方から1回指導してもらって、それを今後の美しく役に立つラジオ体操の新たな出発点にしたいなっていう気があるんです。きちっとすると、実はずっと私なりに見て

るんですけども、いろんな筋肉を一遍に動かすことになるんです、あれね。これが実は頭の活性化に効果があって、あれラジオ体操っていうのはもちろん関節であるとか筋肉であるとか腱であるとか、そういうところを鍛えてるような気もするんですが、運動中枢、頭の、そこにもいい効果があって、それは脳内活性化とかというふうにもつながっていくということで、ぜひ規律プラスいろんな意味での能力開発に貴重な効果があるということもあわせて考えておりますので、したがっていいラジオ体操をしたい。いいラジオ体操をするための指導がいただける一番ええチャンスが巡回ラジオ体操なもんですから、これはやればいいなと強く思っている、そのことをお答えいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

万殿議員、総括です。

15番（万殿 紘行君）

教育長、私の言わんとすることは十分わかるだろう。もう私は学力のほうは専門でないんで、そりゃ教育長のほうに任せるとして、私は道徳、人を思いやる心。このほうはもうあなたに負けんぐらい私も持つてる。学力のほうは、これはそりゃどねえもなんのではつきりかぶとを脱ぐけれども、そういう思いで、教育長、よろしく願いして、次移ります。

議長（山本 雅彦君）

万殿議員、2項目めは休憩の後からお願いします。

ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

万殿議員、2項目めの質問から始めてください。

万殿議員。

15番（万殿 紘行君）〔質問席〕

それでは、通告いたしております幼児教育についてということでお尋ねをいたします。

この件、私も以前から先ほどの件と同様申し上げておりますけれども、今のこの社会情勢、殺伐とした、子どもたちの教育には不向きな状況であることはたびたび申し上げて、皆さんもその辺は十分理解しておると思うんですけども、私今回申し上げるのは、幼少、小さいときの教育、この教育がしっかりできておればと。この教育が十分できてない。そのことが現在のこの親が子を、子が親と、親だという、人を食うたようなことを平気で物を言う、小さい時分に幼児教育ができてれば、義務教育のじょうにしっかりそれができとれば、先ほども申し上げたが、こういう状況にはならんだろうと私は常にこういうことを考えております。幼少期の教育、これは人生の人間形成の基礎を養うまことに重要な時期、教育長もしっかり認識されると思う。この幼少期に、先ほども言うたように、しっかり教育を受けた者とそうじゃない人とは、成人になってからでも、大人になって十分差が出てきとる、歴然としとんですよ。

先ほども申し上げたが、子どもたちの教育、まことに残念であるけれども、状況はええということは言えれん。我が美作市の次代を担う子どもたち、きめ細かな教育で幼少期から保育園、幼稚園から保護者と一緒に指導してもらわにゃあ。幼稚園、保育園ではしっかり子どもにルールがあるんですよと指導しても、家へ帰ってチャランポランじゃ子どもたちの理解度も落ちるんです。家庭でもしっかり園と同じように指導して

いただかんと、なかなか効果が見えてこん。そうなると、家庭、家族の方にコミュニケーションづくりも必要になってくる。いつだったか申し上げたけども、保護者も子どもが小さい時分には足しげく園なり学校なりに通ってくれる。あれ中学になったらかなり遠のく。もう高校になったら、もうそれこそ。幼稚園、保育園当時は親も足しげく子どもたちのためにということで園にも通ってくれる。そしてまた、園からの指示もしっかり聞いてくれる。こういう状況にさせていただかないけん。先ほども申し上げたが、家庭、親、親は家庭です、この協力がなかったら、もう万歳議員たびたびしつこう言わんでもええということになるだろうけれども、コミュニケーション、これがなかったら子どもたちが先生を選べるわけにいかんので、より好みはできんので、親と少々あれがあってもコミュニケーションしとれば、まあということで親御さんの理解もできると。そして、そうすることによって家庭でやってもらわにゃいけんこと、園で指導して園でやるべきことと、家庭でやるべきことと、何もかも放り投げてもらうたんじゃこれ、幼稚園、保育園でも困るわけなんので、それを推し進めるためにもコミュニケーション、このことが大事になってくると。

私が思うのに、教育長、その幼少期に、保育園から幼稚園、このことに先ほど言うた、きっちりルールがあって、物事には約束事があるんだと、しっかりこのことが子どもたちにできとれば、小学校へ上がっても小学校の先生が授業に専念できるんです。小学校できっちりやとれば、中学も先生方が授業に専念できるんです。幼少期にきっちりできてないから、いろいろと出る。それが家庭との、家族との、地域とのコミュニケーションをきっちりこしらえて対応していただければ、その確率が高うなってくる。このことが私言いたいわけで、小学校へ上がるまでに子どもとしての基本的な習慣、このことが重要であるということをお私に申し上げておるわけです。教育長、十分理解しとると思うけども、あえてお尋ねをします。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。

幼児教育、教育委員会といたしましては就学前教育という言い方をいたしますけれども、これにつきましては、実は昨日は尾高議員から小中一貫教育につきましては御質問をいただいております。教育委員会といたしましては、ちょうど現在保育園も美作市におきましては教育委員会が所管をしているということで、ゼロ歳から15歳までを見通した教育ということを考えて、今特に就学前教育については充実を図らなければいけないということで力を入れております。まずは、基礎がしっかりしていなければその上へ何を積み上げていっても上には重なっていかないということでございます。

そこで、ことしからは就学前教育のアドバイザーを教育委員会に設置をいたしまして、幼児教育あるいは園長の園運営に対しての助言、そしてまた保護者への働きかけを進めているところでございます。幼児教育は決して子守をするということではなくて、もう一番の基礎、基本であるということで進めております。この就学前教育の充実に関しましては、そのアドバイザーの設置のほか、保健福祉部及びみのり学園と連携をいたしまして、巡回相談事業を実施して、支援を要する子どもについて臨床心理士等の専門職員がほぼ毎月、保育園、幼稚園を訪問しております。この訪問指導によりまして、支援を要する子どもへの指導の手だてを早期に決定いたしまして、適切な支援や療育につなげていくということが、今後その子の一生涯の生きやすさ、あるいは就学後の環境適応力へつながっていくと考えております。こうしたさまざまな指導、助言を受けることによって子どもたちが理解しやすい保育環境といいますが、保育園、幼稚園のいろいろな教室の様子、そうしたものをつくることができ、クラスが落ちついて支援を要する子どもの生活しやすさへとつながっていったという例も現実にございます。さらに、この就学前アドバイザーと教育委員会に現在勤務

しております指導保育士が各園を訪問し、保育指導を行い、保育園、幼稚園、小学校の接続ということで小1プロブレムの解消に向けた指導を行っております。

そのほかに、新学習指導要領についての御質問もいただいておりますけれども、その中では就学前教育と小学校教育の接続ということに関しまして、その接続期のカリキュラムづくりというものが今求められております。そこで、保育園、幼稚園、小学校の合同研修会等を検討し、どのようにすれば円滑にそこがつないでいけるかということで今研究を進めているところでございます。

また、万殿議員が大変力説をなさいました保護者への指導ということでございますが、これは保護者への働きかけというのは、言うのは簡単ですが、なかなか難しい部分がございます。ですが、まず園長の仕事の第一は保護者への働きかけ、そして指導と申しますか、保護者が保護者になっていくための導きをする役割であるということでの働きかけをお願いをしておりますし、また適切に支援の必要な子どもは保育支援、療育につないでいくためにも、園長や小学校の校長も含めまして保護者にそのいろいろなお話をするなどして保護者の認識を改めていくように努めてまいりたいというふうに考えております。いずれにしても、再度申し上げますが、子どもの幼いころの教育というのは何よりも大切ですし、そして最も基礎になるのは家庭での教育でございます。その家庭での教育というものの大切さというのは、今後も訴え続けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

万殿議員。

15番（万殿 紘行君）

教育長も就学前の教育が重要であるということを認識されて答弁いただきました。みのり学園等の連携で、それだけのそれ相当の対策、対応はとっておるということを今お聞きいたしましたけれども、私も保護者とのコミュニケーション、大変だろうということは十分理解しますけれども、根気よく園の方針等を理解していただくように。それぞれ保護者の方の、子どもさんたちのために皆やっつとることをゆっくりかみ砕いて説明をしてコミュニケーションを図っていただく。そうすることによって、すばらしい子どもたちが誕生すると、こういうことになるわけでありますから。

ただ、園ですること、家庭ですること、先ほども申し上げましたが、園でするにもきのうの同僚議員の質問にもあったが、職員と嘱託職員の、これも財源の関係でまるでということにはならんかもしれんが、その職員の方にしても、嘱託職員の方にしても、いろいろと勉強してもらわにやいかん。人を教育するわけだから、まるで知識がなかったら。今も学童保育でも、前には子守ぐらいであったけども、今は教育も絡んできとんで、それと同じようなことで嘱託職員にもしっかり研修してもらわにやいかん。子どもたちが指導できるだけの能力、そのようにしてもらわんと教えるほうがどうもさっぱりできてないのに、子どもに、そういうことにはならんじゃ。そうすりゃあ、職員の質向上しようとするすりゃあ研修にも行かにやならん、本買うて勉強もせにやならん。ほんなら給料安いのに、自分で勝手に研修費払うていきなさいということにはならん。だから、財源を必要とする、こういうことになってくる。萩原市長にしても、将来の子どもを立派に成長させるために使うもんじゃというたら、そりゃだめじゃというようなことは絶対ないじゃろうと、私はこのように理解しとんで、そこらあたり、教育長。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

就学前教育のためには幼稚園教諭、保育士の研修、そしてまた経費も必要であろうということで、ありがたい応援のお言葉ありがとうございます。

実は、私は美作市の教育長になりまして1つ驚いたことがございました。それは何かと申しますと、実は保育士、初任者の保育士でございます、採用された保育士の研修が、実は美作市の職員として採用されるということで、普通の一般の事務の方と全く同じ研修ということでございました。これでは、保育士という者は専門職でございます。それではおかしいのではないかとということで、昨年は私も4月当初からおりましたので、少しでも何か保育士としての研修が必要なんではないかとということで、園長先生なんかにもお願いして何回かやっていただいたりしています。ことしは実は、教育総務課のほうに保育の能力、そして今までにもさまざまな研修を自主的にいろいろやってきた主任指導保育士を配置いたしまして、そうした初任者研修も市の総務のほうとも相談させていただきかえさせていただいております。それから、それ以外にも、この研修につきましては若い嘱託の方にも参加をしていただいて、希望の方は参加してくださいということで門戸も広げております。保育士の力量を高めるための研修というものを実施しております。こうしたことによって、教育委員会が主体となってそうした研修を行えるということで、保育の質の向上が図れるのではないかとというふうに考えております。

また、直接資質ということではないんですが、予算の措置におきまして、保育園への支援員の配置ということをお認めいただいております。これによりまして、保育に専念できるようになったという声を全園から寄せられております。そうしたことも保育の質の向上につなげていければと考えております。採用につきましても、昨日も申し上げましたように市長にも御理解いただき、できるだけ多くの保育士が採用できるよというところで検討いたしております。いずれにしても、今後とも教育の最も基礎、基本の部分でございます就学前教育の充実を図り、そして保育士や幼稚園教育の皆様には美作市の教育の土台を支えているんだという誇りと自覚を持っていただきまして、日ごろの保育に当たっていただけるよというということで、私もしっかり働きかけ、指導もしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

万殿議員。

15番（万殿 紘行君）

教育長から力強い答弁もらいました。

先ほどもしつこく言うとりますけども、家庭ですること、園ですること、こら辺をきっちり父兄に了解してもらわにゃいかん。そのためにはコミュニケーションをきっちりこしらえて、園が言うことを受けとめてもらおうようにしとかにゃ、何言よん、あの人はというようなことじゃあにっちもさっちもいかんようになる。

それで、先ほども学童保育の件出したですけども、おうちに帰って、教育長、お兄さんやお姉ちゃんが園と同じような指導を、こまい時分に指導を受けて大きくなって、おうちへ帰ってやってくれたら、今の保育園、幼稚園の子がずっと溶け込めるんです。ですから、指定管理のほうに学童なっておりますけれども、こら辺の横の連絡を教育長しっかりとってもらって、我が美作市の子どもたちを、お兄ちゃん、お姉ちゃんにもきちっと指導してくださいというようなことは、垣根が違うから知りませんが、それは言わずに。よろしく願いをしておきます。それで教育長の件はこれで終わりますんで。

議長（山本 雅彦君）

それでは、3項目めに入ってください。

15番（万殿 紘行君）

通告をいたしております有害鳥獣捕獲についてということであります。

実は、5市の町村圏域議員連盟の部会に出席した際に提出された資料によると、佐用町、智頭町、西粟倉、宍粟市、そして美作市、鹿とイノシシの捕獲頭数が記されておるわけでありますが、それを見ると25年から27年度までの資料でありますけれども、我が美作市だけが増加の一途をたどっております、鹿が。それで、近隣の奈義町、津山、和気町、このことがどのようになつたということをおも聞かずにいかなんかという思いで、まず部長、近隣の奈義、津山、それから南へ入って和気、ここの状況はどのようになつたか。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

それでは、まず万殿議員1回目の御質問でございます有害鳥獣捕獲についてでございますが、議員先ほど申されましたように、3県境の市町村につきましては、25年度から鹿についての捕獲頭数が削減しておるということで、県内の先ほど申されましたところでございますが、まず奈義町でございますが、奈義町につきましてはニホンジカの捕獲頭数が平成25年度が447頭、26年度849頭、27年度907頭というふうに増加傾向にございます。それから、和気町でございますが、同じくニホンジカでございます。平成25年658、平成26年964、平成27年1,152頭でございます。それから、近隣では津山市でございますが、ニホンジカが平成25年129、26年130、平成27年353ということでございますが、県内の近隣の市町におきましてはニホンジカについては当市と同様の増加傾向にあるというふうな現状でございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

万殿議員。

15番（万殿 紘行君）

部長、うちの場合、平成25年にししが841、27年には1,427。鹿が平成25年に3,794頭、27年には5,855。それで宍粟市のししが25年には470、うちの半分とは多いんか、平成26年が490、ひどうかわらんです、20頭ほどふえとる。27年には減ってきて、400頭、宍粟市。うちはうなぎ登りで、鹿に至っては25年が3,846、27年が3,790で宍粟市は下がってきて。うちは25年に3,794頭が5,855頭じゃ。ここの県北合わせて同等に近いような数字なんです。猟師の方やそれぞれ猟、わな等で皆お願いしとるわけなんじゃけども、こんだけどんどんふえてきとんじゃ。今まで同じようなやり方したら、いつまでたっても。皆さん、往生しますから柵をしてください、柵をしてもあれ入って、家の近くじゃ鉄砲も打てるのですよ。晩に鹿が出てきて、暗闇じゃ鉄砲も打てる。そこをしてもらわんと、困った困ったこまどり姉妹じゃ困るんよ、そこら辺。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

議員御質問のとおり、県境の市町村に比べまして確かに当市の捕獲頭数が多いという状況ではございます。どういう対策と申しますか、今後の対策等についてでございますが、実は昨年度から鳥取県と兵庫県は合同で1カ月間でございますが、10月を猟期強化月間、捕獲強化月間ということで合同で兵庫、鳥取は1カ

月間をされておったという状況がございます。そのあおりと申しますか、影響もあつたのかというふうな推測でございますが、その辺もあつたのではないかと思います。その辺で、岡山県側のニホンジカの捕獲量は増加しております。逆に、兵庫県、鳥取県側は減少しておるといふ状況ではございます。それが全てじゃないと思いますが、そのあたりも含めまして、実は岡山県にも3県境合同で鹿の捕獲の強化をやってほしいということをやっとお願いしておったんですが、実は昨日県のほうから連絡がありまして、ことしの10月、来月からでございますが、来月の10月をこの3県合同で鹿の捕獲強化月間と定めて一斉にやっというふうなことになると思います。当然、やっというふうなことは猟友会の皆様に御協力いただくということになるかと思ひます。そういったことで、対応をしていきたいと、これも一つの対策になるかと思ひます。

また、確かに猟師の方々も年配の方がふえておりますし、銃を使われる方より今はわなとかオリをされる方のほうが多くなつておるといふふうな状況もござひます。そういった中で、当然夜間とか家の近くでは銃も撃てないということもござひます。その辺も踏まえまして、いろいろと今岡山県にも森林研究所というのがござひまして、従来のオリではなく、もっと確実にとれると申しますか、そういった扉の関係で、余り詳しく内容はまだ申せないそうですが、ことし試作品をつくりまして県内でも試験的にオリを設置して捕獲の実験をするということをお願いしております。そういったものが完成しますと、今後の捕獲について大きくかわつてくるのではないかと申します。いづれにしても、そういった市としましては猟友会の方々、また地域の方々の御協力をいただきながら、そういった新しい方策なども研究しながら頭数の減少を目指していきたいといふふうな考へておりますので、よろしくお願ひいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

万殿議員。

15番（万殿 紘行君）

部長、先ほども申し上げたが、猟友会の皆さん、言うてもプロじゃから、そこら辺をよく話し合つて、猟期をかえるとか、猟の仕方を何とかええ方法ないかと。猟友会の人ばあに山へ行つてくれ、山へ行つてくれといふそういうことにはならんので。ひとつええ知恵を出してもらわにやいけん。同じようなことをして困つた困つたじゃ。市長、何か今部長のほうから言われたんじゃけど、市長と個人的に、市長としてこのことに対しての思ひを聞きたい。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

美作市が特に鹿についてふえてると、これ実際どうふえてるかということについては調査をしてみにやいかんと思つてるんですよ。かつて、別の市でありますけれども、その地域の猟友会の要望に沿つて1頭当たりの補助金の額を上げたらぐつとふえたんです、尻尾が。つまり、住所の登録がない方々が相手なものですから、どこへおられたかはつきりしないんですけれども、尻尾がふえるということもあつたりする。そういうことも含めて、1番目に当市でふえてるものが一体どういふことでふえてるのかということについては再点検をする部分があるといふふうな思ひます。

それから、2点目に先ほどの話もありましたが、兵庫と鳥取が捕獲圧、捕獲の圧力なんです、それを一斉にかけますと、当然ですけどこつちへ流れてくる。同じときにうちもかけることになつたらディフェンスはなるんだけど、どうなるか。これについてはやってみないとわかりませんが、やるんですけど、うちは結構岡山県内では捕獲圧が高い地域になつていて、うちが高いんです。したがつて、うちで捕獲圧を高め

るもんだから、これは言いにくいんだけど、奈義や津山が多分ふえていて、こういうことにもなっております。私どもとしては県が重点的に私どもとか和気、あと備前については一生懸命に捕獲圧を高めないかんということで上増しの助成もふえてますので、当面は真面目に捕獲圧を高める。そして、ディフェンスの穴があかないように兵庫、鳥取と歩調を合わせてディフェンスを固めるということを基本にして、冒頭申し上げたそのほかの注意事項ということについて、これは調査をしてみないかなと、こんなふうに思っています。

ただ、岡山県としても今当市と協力をしてやりたいと言っておられるのは、ニホンジカについていうと、この中国地方東部の個体群の数を今の水準の約半分にコントロールするということであって、それがために今後数年間は今までよりも多くとらなきゃいけないんだという基本方針がありまして、したがって当面減らないと思います、一生懸命とりますんで。減らないからっていつてこれはいけんでということにならなくて、減らないぐらい、減らすためにはこれから数年間はとる数をむしろ上げていくという作業があるんだということもあわせて御説明をさせていただいて、多くの方々の御協力お願いをしたいなというふうに思っております。どうぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

万殿議員。総括です。

15番（万殿 紘行君）

何にしても、うちが断トツなんです、ずば抜けとんです。被害も効果上がってきとりますけど、私思うのに、漁網とかのごつい網で一網打尽にするとか、もう一頭一頭じゃ追いつかんのじゃないかなと。高齢化も進んで無理ばあも言えれん。それと、悪臭の問題がまだ、うちにも電話がかかってくる。だからそこら辺もひっくるめて、部長、今鹿の耳と大きな個体を引っ張って捨てるわけにいかんだろうというんで、ついでに今度はそこで埋めてもらう、引っ張って負うて大変だから。その状況の写真も添付というようなことは猟友会とも相談してできんかなというようなことを私も提言しときますんで。何にしてもこれすごい数字なんですよ。そこら辺をよう把握して、対策お願いをして私の質問は終わります。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番14番、議席番号15番万殿紘行議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番15番、議席番号9番岡崎正裕議員の発言を許可いたします。

岡崎議員。

9番（岡崎 正裕君）〔質問席〕

一般質問も最後になったわけですが、どうもよく万殿議員の後に順番がよく回ってくるような気がしまして、万殿議員が声が大きいのでマイクが要らないというような状況でございますが、私はおとなしい性格でございますので、なかなか聞きづらいという部分もあるかと思いますが、よろしく願いいたします。また、万殿議員が午後の最初ということで、皆さん眠たいのを起こされたような感じで、私のときになるとまた眠たくなるというようなこともあるかと思いますが、よろしく御清聴をお願いいたします。

今回、私は監査結果の報告への対応ということでさせていただきますが、1つお断りしておかなくちゃいけないのが、これが第2号というのが、市長、議長、教育委員長、農業委員会の会長宛に出されております。そういった中で、議会にもこれ出されておりますわけで、これの質問の結果については、議会もまた対応をしていかなくちゃいけないということになるかと思っております、それはちょっと横へ置いといてというような感じで質問をさせていただきます。

それで、1、2、3とございますが、ほかの議員から、これどのようなことかなと言われたんで説明しま

すが、1のどのように対応しているのかというのは、これは総論でございます。それから、2、3、4につきましては、この事例の中でピックアップをして3つのことについて具体的にどうされたのですかなということを知りたいと思います。

それでは、質問に入ります。

監査結果報告の対応でございますが、これ行政ということの中での対応ということなんですが、私はまた金融機関ということに関して知っておるわけでございますけれども、金融機関なんかについては詳しい監査報告をやっております。ここの中を見ますと、報告義務というのが、どこにも、地方自治法にも書いてございません。そこらがまたどうなってるのかという疑問もあるんですが、質問いたします。

第1には、監査結果に対しての報告はどのようにやっておられるのかということ。

それから、2番目でございますが、指名委員会の会議録というのが、これがございません。これ監査の指摘がございます。監査委員の指摘がございます。これについて、なぜ会議録を作成していないのかということ、監査の結果の報告ということで行政のほうから出ておりますけれども、このことについてはインターネット、ホームページでもあるんですが、改めてここで聞きしたいと思います。

それから、予算編成の方針でございますけれども、そのことについて規則では部長名で出すということになっておりますが、これができていなかったということなんですが、これがどのようになっておるのか。

それから、3番目に、この番号でしたら4番目ですけれども、社会福祉協議会の随意契約の理由、それから採択の現状ということについて、説明をお願いいたします。第1回目といたします。

議長（山本 雅彦君）

総務部長。

総務部長（山本 直人君）〔登壇〕

それでは、議員御質問の監査結果報告への対応についてということで、御質問いただきました1番目と2番目、3番目について、総務のほうから答弁をさせていただきます。

まず、平成27年度定期監査第2次結果報告への対応についての御質問でございますが、平成28年3月31日付、美作監査第85号で監査委員から平成27年度定期監査第2次結果の報告がありましたので、市長部局では地方自治法第199条第12項の規定により、平成28年5月25日付、美作総務第48号で当該報告に対する措置について、監査委員へ通知をしたところでございます。

また、2点目の指名委員会の会議録をということでございますが、現在は指名委員会の議事録は作成しておりません。美作市契約規則第7条で、入札に参加する者の資格の適性審査等に関する事務を処理させるため、美作市建設工事等入札指名委員会を設置しているところでございます。そして、規則で定める指名基準により、発注案件の業者の指名及び入札を執行しております。指名委員会会議の内容につきましては、規則第10条第5項で入札指名委員会が審議された事項は、その内容を他に漏らしてはならないとされておりますので、平成28年5月25日付で監査結果報告に対する処置状況等で回答をしておりますが、指名委員会の決定事項は文書作成し、事務分掌及び決裁規定の定めにより決裁を受けて行っております。また、入札結果につきましては、後からでございますが、事後公表として美作市のホームページに掲載しております。

それから、3点目でございますが、予算編成方針の通知の名前が適当なのかという御質問でございますが、予算編成方針の通知につきましては、この御指摘を受けまして平成29年度予算編成方針からは幹部会議で協議後、市長の命を受けた上で総務部長名で通知をしたいと考えております。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、失礼します。

4番目の食の自立支援事業について、社会福祉協議会への随意契約の理由、採択の現状ということのお問い合わせですが、御質問ですが、美作市食の支援事業は、高齢者等が健康で自立した生活を在宅で送ることができるよう、食の自立の観点から食関連の支援をするとともに、あわせて利用者の安否確認を行うことを目的にしています。

美作市社会福祉協議会への随意契約理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その他の契約でその性質または目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するということで行っております。この事業は、食関連の支援と安否確認を目的とした事業で、社会福祉協議会は地域に暮らす皆様、社会福祉関係者など、関係機関の参加、協力のもと、地域の人々が住みなれた町で安心して生活することができる福祉のまちづくりの実現を目指し活動をされています。身近なところでみまもり会議や福祉会議などを実施されており、安否確認を行うに適していると判断し、随意契約としております。

次に、再委託の状況でございますが、社会福祉協議会へ委託を行っております大原、東栗倉、作東、英田地域のうち、作東地域の配食を除き、配食及び調理を業者に委託しています。安否確認につきましては、配食を委託している地域では、業者が配食時に確認を行っていますが、配食時に不在等で安否確認ができない場合は、美作市社会福祉協議会に連絡され、社会福祉協議会が持っている情報を利用して安否確認を実施していただいております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員。

9番（岡崎 正裕君）

2回目。

この監査結果への対応でございますが、これに地方自治法には、措置について講じたときは通知をすることになっております。どこにも義務というのが書いてないんでございますけれども、この辺のところはどういうふうに思われておるのか。例えば、金融機関では必ずこれは、監査に関しては報告する義務というのがあるということになっただけですが、地方自治法の中にはこれございません。ほしたら、措置を講じなくてもいいのかというような解釈もまたできるわけなんですけれども、その辺のところについて、結果報告あったら必ずこれは措置をして返さないかんだという、そういう認識のもとにやっておられるのか。その辺のところをお聞きしたいと思います。

それから、指名委員会の議事録ということなんです、これは監査委員の指摘では、文書管理規定第2条というのでこれに違反しているというようなことなんです、その中に、これが該当するんだろうなと思うんですが、全ての公務が文書によって遂行される云々と、これに該当するのかなと思います。

それから、議会なんかでも秘密会というところでも議事録はつくりません。ただ、公開をしないということなんです、この会議録につきまして、議事録はこしらえるんだけど、公開はしない議事録をこしらえるんだというようなことは考えておられないのか。ただいまの答弁では、結果報告、これは決定事項ということになっておりますが、これで済ませておるとのことなんです、問題はなにかないのかな。文書管理規定第2条に書いてあるとおりになっていないので問題があるのかなと思うんですが、それについて再度質問いたします。

それから、予算編成方針については、これは対応したということなのですが、まず金融機関の例を出しますけれども、対応したと書いてあるんですが、インターネットでこの結果を見ましても、読ませていただいたんですが、金融機関と違うところは金融機関の場合は、細かいことなのですが、これがなぜそうなっていたのかということまで書きます。例えば条例、規則を認知していなかったとか、そういうような事を書きます。それから、何月何日にこれをやったのか、誰がやったのか、これは氏名ではございません、当時の役職の人です。例えば当時の総務課長が何月何日、こういうふうにしたんだとか、そういうことを書くんですが、そこまで、この例を出しましたけれども、ほかのことについてもそういうことが言えるのではないかなと、そういうことも書いたほうがいいのではないかなと思ったりするんで、その辺のところの考え方をお聞きしたいと思います。

それから、社協のことなんですけれども、随意契約ということなんで、答弁は安否確認をするので必要だというような、そういうふうには聞かええたんですけれども、そういった関係でこれが安否確認をするということが地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、これに該当するのか。もうちょっと詳しく説明をお願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

総務部長。

総務部長（山本 直人君）〔登壇〕

それでは、第1点目でございますが、地方自治法第199条第12項の措置を講じたときということですが、定期監査の結果に関する報告があったときは、第2次分につきましては総務課で各課の分を取りまとめまして監査委員へ通知しております。通知では措置の結果ではなく、措置をした方針や現状報告を、全てではないんですけど、その中にそういうことを通知をしたというか、通知の中に入れていたものが三十数点の中でそういうものが入っていたということでございます。これらの措置の報告方法が不明瞭であったものにつきましては、今後は措置を講じたときにその都度各部であるとか課ごとに通知を行うように徹底し、報告通知に漏れないように対応していきたいというふうに思っております。

それから、会議録の件でございますが、先ほども申し上げましたように、指名委員会の会議録は作成しておりません。入札指名委員会で審議された事項は、その内容を他に漏らしてはならないということで、情報公開を前提とした審議内容を記録した文書は作成できないと判断しておりまして、審議の詳細な内容になりますと、案件ごとに誰がどのように発言をしたかということになろうかと思いますが、結果については文書作成しておりますので御理解のほうをいただきたいと思います。また、県内の他市の状況調査では、ほとんどの自治体が作成していないか、概要のみを作成しとるというような状況でございます。

それから、3点目でございますが、予算編成方針の通知でございますが、これは美作市予算規則の第6条に予算編成方針のことが書いてありまして、総務部長は市長の命を受けて会計年度ごとに予算の編成方針を定め、各部長に通知しなければならないというふうに書かれておりますが、美作市はできまして以来、予算は企画振興部の担当でございました。機構改革に伴いまして本年4月から総務部の担当と変更になったわけなんですけど、今までの流れを申し上げますと、平成26年度予算編成方針までは市長決裁後、市長名で通知をしておりました。平成27年度の予算方針につきましては、企画振興部長が市長の命を受け、作成した案を幹部会議後、幹部会議名で通知を27年度についてはそういうふうにしておりました。御指摘を受けましたんで、先ほど1回目の答弁もありましたが、今後は幹部会議等で協議をした後、市長の命を受けて、私総務部長のほうから各部長に通知をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の目的が競争入札に適しないものとするという理由についてと、再度説明ということですが、本事業の目的が自立した生活を在宅で送ることができるよう、食の自立の観点から食関連の支援をするとともに、あわせて利用者の安否確認を行うということとしております。安否確認を適正に実施していただける信頼できる事業者を選定し実施していただくのが最良と考え、競争入札には適さないと考えております。また、本事業は介護保険事業の地域支援事業として取り組んでおります。事業の制度設計は栄養改善が必要な高齢者に対して、地域の社会福祉法人等が実施している配食の支援を活用して高齢者の状況を把握するという事業の趣旨になっておりますので、この趣旨も鑑みただ中で社会福祉法人への事業の随意契約での委託ということによっておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員。

9番（岡崎 正裕君）

3回目。

私が聞いたのは、措置を講じたとき、これについての答弁、ああいうことでいいんだろうかと思うんですが、私が聞いたのは義務というのが地方自治法には書いてないわけなんです。そこの中で考え方というのを、措置を講じたときはとしか書いてないので、考え方としてこれは義務としてやらにやいかんのじゃというふうなことを考えられておるのかどうなのか、そこが聞きたかったわけなんで、そこをもう一回お願いいたします。

それから、会議録の件につきましては、公開をしないという前提があればこしらえなくてもいいというようなことだったんですけども、その件についてはうちの議会の中でも、秘密会についても一応こしらえるのはこしらえるようになってくると思うんです。そういった中で、その辺は疑問だなと思います。結果については出すということなんですけども、議事録がないというのはどうかなと思います。

それから、3で予算の編成の件なんですけど、私が聞いたことは答えられていないので、なぜそうになっていたのかなど。これ細かいことなんです、この件につきましては。ただ、ほかのことにも言えるんで、なぜできていなかったのか。その辺のところを聞きたいのと、何月何日に誰がどうしたということも何か欲しいかなど。より明確に監査の結果報告に対しての措置というのがわかるんじゃないかなと思います。

それから、3番目の社協の件につきましては、安否確認といった中で、そういうことを重きを置いたような事業なので随意契約をしたというふうになっております。わからんでもないと思うんですが、そうなのかなという感じにはなるんですけども、答弁ができれば答弁をいただきたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

地方自治法の論点が出ましたので、私の理解するところを申し上げますと、地方自治法が想定する監査というのは、銀行等が行っている金融監査と比べて幅が広いということをお前提としております。どういうことかと言うと、例えば監査の報告の中に勝田に図書館つくったらどうだとか、こういうことが入り得るわけです、おわかりでしょうか。幅広い論点が入っているんで、したがってその中には政策提言もあったり、一

方で会計処理のミスがあったり、これは必要的にやらなきゃいけないこと、てことなんで、必要的に対策を講じなきゃいけない性質のものと選択的に参考にすべき内容が同時に含まれていいというのが地方自治法が想定する監査であるというのが明確な答えでございますので、よろしくお願ひします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

総務部長。

総務部長（山本 直人君）〔登壇〕

2点目の議事録についての件でございますが、これは秘密を漏らしてはならないという先ほどのあれにもありましたように、その内容部分には漏れてはいけないことですし、もしこれが公開の対象になって公開をするということであれば、その会議の内容は自由闊達な意見が出なくなるおそれがあるということが一つはあると思います。ただし、それを作成をしなくて公開をしないものでも作成したほうがいいのかということであれば、それは今後、他の市町村も概略程度かほとんど作成してないところが多いんですけど、研究はしてみます。

それから、3点目の企画振興部長名また総務部長名、市長名で今まで出ていたという点でございますが、先ほどの答弁では経過を私のほうが申し上げたんでございますが、規則のほうに担当部長名、当時は企画振興部長名で市長の命を受けて出しなさいということになつとんで、それをそのまま100%理解してそういう作業をしとけば一番よかったんですけど、当初予算といいますが、当初予算だけではないんですけど、予算の編成方針をするときには市全体の考えで市長名に慣例的になっていたんだと、これは私が確認したわけではないんですけど、合併以来代々そういうことになっていて、それから新市長になって幹部会議というものでその予算編成を徹底させるという意味でそういうものをした後に、今度は幹部会議で了承されて市長の命を受けて、幹部会議名で27年度については出してしまったということなんで、どちらが幹部会議で出すほうがいいのかもわからないんですけど、今の規則を尊重すれば当然企画振興部長名、または本年度でいえば総務部長名で出すのが正しかったということで、今後はそういうふうにかえさせていただきますので、何月何日いつ誰がどうしてというようなことになつたわけではないんですけど、御理解のほどよろしくお願ひいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

食の自立支援の関係でございますが、過疎高齢化が進む地域におきまして、在宅生活を行う高齢者の見守りが重要視されており、地域支援事業の趣旨、先ほども申しましたが、地域福祉を担う社会福祉法人として地域への貢献をいただいているという意味合いもございます。そうした中で、社会福祉法人として大原、東栗倉地区、英田、それから作東、これが現在美作の社会福祉協議会をお願いをしているところの地域でございますが、現在の社協以外には社会福祉法人において、こういった食の支援を行っている事業者がほかには該当していただけないところがないという考えから社協の委託ということで行っておりますので、御理解いただきますようよろしくお願ひします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員、総括です。

9番（岡崎 正裕君）

大体わかりました、言われることは。

それで市長の答弁、これ私はある意味予想はしておりました。金融機関等においては狭い範囲の中での監査ということで、割と答えが出しやすいといったような中での対応ということなんですが、行政においては広範囲などでの監査ということで、型にはまった監査というものではないということで、なかなか対応が、考え方が多岐にわたるといふ、それはよくわかりました。そういった関係なんですけれども、それで例に挙げたのは私は細かい大きな問題ではなかったと思うんですが、ただ3つ例に挙げたのは、これを機に監査に対する行政側のやり方というのをもうちょっと詳しい措置をしていただければいいのかなということがありましたし。

それから、もう一つは今の市長の体制になってから監査委員をうちの自治体の規模では2名でいいわけなんですけど、これを4名にされた。それからまた、コンプライアンスの副市長を置かれたと、頑張っていたいております。安い給料の中で、報酬の中でやっていただいとんで、これは特に頑張っていたきたいなと思います。

しかしながら、この前の西元議員の質問の中で、合議が整わなかったということで文章が出たりしました。それから、今度の決算の審査意見の中でも合議が整わなかったというのが出ております。これが特に前回と同じことについて1人の監査員が……

〔「もう総括じゃねんか」と呼ぶ者あり〕

前回のあれと違っておるということの中で、監査委員の方どうなっておるのかなという心配もしておるわけなんです、これから監査も大変だと思います。そういった中で、より以上の監査をやっていただき、また行政もそれに対応していただきたいということをお願いして、私の質問は終わります。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番15番、議席番号9番岡崎正裕議員の一般質問を終了いたします。

ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時12分 休憩

午後2時22分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、議案質疑にまいります。

日程第2 議案質疑（認定第1号～認定第15号、議案第70号～議案第80号）

議長（山本 雅彦君）

日程第2、「議案質疑（認定第1号～認定第15号、議案第70号～議案第80号）」を一括議題といたします。

これより質疑を行います。なお、議案質疑につきましては、申し合わせにより発言の通告者は質問席で行い、議案質疑の回数は3回までとし、一括質疑となっております。また、通告をしていない者の質疑は1議案につき1件の質疑とし、自席で行うこととなっております。

なお、議案質疑は一般質問化しないようよろしくお願いいたします。質疑の発言につきましては、お手元に配付しております発言通告書により議案ごとにその都度発言を許可いたします。通告をしていない質疑

につきましては、通告のありました質疑の後、お受けをいたします。

それでは、認定第1号「平成27年度美作市一般会計決算の認定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号9番岡崎正裕議員。

岡崎議員。

9番（岡崎 正裕君）〔質問席〕

認定第1号「平成27年度美作市一般会計決算」でございますけれども、不用額について質問をいたします。たくさんあったんでございますが、絞りまして不用額が100万円以上、そして支払済額より不用額のほうが多いものを抽出してみました。それでは質問に入ります。

43ページの款2項1目の5でございます。これは財産管理費の中の補償補填及び賠償金、これが支出済額が92万260円、不用額が107万9,740円。

2番目に84ページの款6項1目5節14の使用料及び賃借料、これが支出済額が67万2,426円、不用額が293万7,574円、これは農地費の関係でございます。

それから、97ページ、款8項1目1節13土木総務費の中の委託料、これが使用済額が114万2,640円、不用額が125万360円。

それから、101ページの款8項6目1節12、これは住宅管理費の一部でございますが役務費になります。これが支出済額が319万1,116円、不用額が350万884円。

それから、もう一つは全体に旅費、原材料費に多くの不用額、これがずっと見た中でそういうふうに感じました。そのことについて、何か政策的な意図があったのかということをお尋ねいたします。

議長（山本 雅彦君）

総務部長。

総務部長（山本 直人君）

まず、1番目の43ページの2総務費、1総務管理費、5財産管理費、22補償補填及び賠償金の不用額107万9,740円についての御質問でございますが、この項目につきましては、職員が公用車により交通事故を起こした場合に責任割合に応じて相手に賠償金として支払うもので、毎年度見込みで200万円予算を計上して組んでおります。27年度は7件の交通事故により賠償金92万260円を支出してありまして、3月末まで事故がある可能性はありますので、3月議会での減額補正はしておりませんでした。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）

歳出84ページ、農地費でございますけれども、款6項1目5節14使用料及び賃借料の不用額の御質問でございます。この内容といたしましては、主なものとして重機借り上げ料が284万9,740円の不用額としております。内容といたしましては、昨年度洪水などの大雨が少なく、毎年幾らか予定しておるわけですが、重機借り上げの地元からの申請が少なかったということで不用額となっております。

続きまして、97ページ土木費です。款8項1目1節13委託料の不用額でございますけれども、これは砂防指定地の申請者作成業務というのがございます。県が事業主体となって砂防ダムが実施されるということになれば、砂防の指定地の事務ということが市のほうで行わなくてはなりません。そのため、何件か申請が出ておりますので予算をしておりましたけれど、地元との調整の結果、申請までには至らなかったため残額とな

ったものでございます。

続きまして、この土木費の住宅費ですが、役務費の不用額350万884円でございますけど、主なものといましては住宅使用料の滞納整理等に係る訴訟の費用でございます。予算では裁判所への手数料、弁護士費用等を300万円としておりましたが、平成27年度中に裁判所を利用した案件については職員が指定代理人となり対応いたしましたので、したがって弁護士費用が不要になったということでございます。

議長（山本 雅彦君）

政策審議監。

政策審議監（福原 覚君）

失礼いたします。岡崎議員の御質問の5番目でございます。

旅費、原材料費の不用額の件でございますけれども、一般会計全体に関係することということなので私のほうから答弁させていただきます。

この件につきましては、予算編成方針にも最少の経費で最大の効果を上げるというのを基本とするということをおっしゃっておりますけれども、当然予算のスリム化を図るために歳出のほうは必要最低限の額を計上しておりますけれども、その出向に当たりましても当然必要性を十分検討した結果、不用額発生したということで、議員御質問のような政策的な意図があったというようなことはございませんので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員。

9番（岡崎 正裕君）

よろしい。

議長（山本 雅彦君）

続きまして、通告順番2番、議席番号13番岩江正行議員。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）〔質問席〕

歳出ページ52、款2項1目38節の19教育施設等誘致促進補助金2,189万4,000円、この内訳を御説明ください。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）

岩江議員の御質問にお答えをさせていただきます。

52ページ、款2項1目38補助金、節19の教育施設等誘致促進補助金の内訳でございますが、この内訳につきましてはそのうち1,189万4,000円が施設移転の補助金でございます。残り1,000万円が施設運営費の補助金となっております。

以上でございます。

〔13番岩江正行君「どこにか場所を言わにゃいけんが」と呼ぶ〕

この補助金につきましては、平成27年3月に市内の教育施設等の設置する学校法人等に対しまして、若年層の人口増加を図り、活力ある地域づくりを目的として制定したものでございます。先ほど申し上げました施設移転の補助金の使途でございますが、平成25年4月から栃木県茂木市で開校しておりましたNODAレ

ーシングアカデミーが実習等で使用されたレーシング車両の整備器具、それから机、ロッカーなど、事務品などの美作市への移転に要した費用でございます。また、施設運営費につきましては、岡山国際サーキットで走行実施によるレーシングカーの燃料費、それからレーシングタイヤ等の消耗品、それから地元雇用の職員の人件費から光熱費等の運営に要する経費でございます。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

これNODAレーシング、30人からということだったんだけども、生徒が。あっ4人じゃ5人じゃ6人じゃというようなことで、現在4人じゃというようなことで、これおかしいと違う。投資効果出よん、これで、こんだけの補助金出して。卒業してぼつと帰ってしもうて、とんでもないことしょんじゃないん。これ以上は言いませんけども。よう考えて出してください。余りのことしょうたら、後から監査請求せにやいけんようになる。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

通告者の質疑は終了いたしました。

他に質疑を受けますが、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで認定第1号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第2号「平成27年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号13番岩江正行議員。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）〔質問席〕

認定第2号「平成27年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」。

歳出でページ182、款1項1目1節19市町村会計特別会費6万円ですが、ずっと私合併してからこのことについて疑問に思うて質問させてもろうとんじゃけども、監査委員の報告書見ようたら平成26年の決算審査の決算定期監査第2次でじゃ、4人が合議した案件がなぜ平成27年度のこの決算審査委員会で合議にならないのか。今まで2回合議したのになぜ合議にならないのか。おかしいんじゃないん、この監査委員。誰がこんなことしょんか知らんけどな、昼あんどんがおるんと違うん、これ。美作市は他の市町村よりも多い監査委員が4人もいながら、いいかげんな監査、審査してもろうちゃ困るんです。これについて教えてください。

議長（山本 雅彦君）

答弁、6万円支出してることについての説明をしてください。

監査委員のことじゃありませんよね。6万円についてですね。

13番（岩江 正行君）

なぜ再々6万円出さにやいけんのなら。

議長（山本 雅彦君）

6万円についてのことです。監査委員のことじゃございません。

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

ただいまの御質問ですが、国民健康保険特別会計の作東診療所の直診勘定の負担金についてでございます。

美作市医師会に通常の会費とは別に月額1万5,000円の特別会費を支出していたものです。内容は医師会が過去に行っておりました借入金について、裁判所の和解案を受けて新たな借入れを行い、その返済に充てるための費用を特別会費として支払ったものです。支払い期間は平成17年8月から10年間で、平成27年度が7月までですので、1万5,000円掛ける4月ということで6万円の支払いとなっております。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

これは選挙に使うた金じゃろ。そういうことができるんかな。ほいでこの監査委員もおかしいがな。初めはこれはだめじゃと言うとったやつが、合議しとったやつが、また今回、居眠りしよったんかどないなんか知らんけども、また今度は合議に至らない。どがいな監査しょんな、これ。この金の使途についてたらおかしいんじゃないんか、これ。答弁できんじゃろ。終わります。

議長（山本 雅彦君）

通告者の質疑を終了いたしました。

他に質疑を受けませんが、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで認定第2号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第3号「平成27年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで認定第3号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第4号「平成27年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで認定第4号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第5号「平成27年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで認定第5号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第6号「平成27年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで認定第6号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第7号「平成27年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで認定第7号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第8号「平成27年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで認定第8号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第9号「平成27年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで認定第9号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第10号「平成27年度美作市武蔵の里特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで認定第10号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第11号「平成27年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで認定第11号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第12号「平成27年度美作市愛の村パーク特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで認定第12号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第13号「平成27年度美作市水道事業決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで認定第13号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第14号「平成27年度美作市病院事業決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで認定第14号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第15号「平成27年度美作市下水道事業決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで認定第15号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第70号「美作市附属機関設置条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで議案第70号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第71号「美作市税条例等の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号11番本城宏道議員。

本城議員、質問席で。

11番（本城 宏道君）〔質問席〕

それでは、議案第71号について質問いたします。

この条例は税の関係になるんですが、税条例というのは難しいわけです。これをちらっと読んでいただけは、どういうところがどういうようにかわって、市民にどういう影響が出るかということがわかりにくいわけです。したがって、今回たくさんページ数が出ておるわけですが、主な改正の内容と、それから市民にどのような影響が出てくるのか、その辺について詳しく説明をしていただきたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

市民部長。

市民部長（安藤 郁雄君）

それでは、議案第71号「美作市税条例等の一部を改正する条例について」御説明をさせていただきます。

今回の市税条例の改正は、国の平成28年度税制改正に伴う条例の改正でございます。その概要は、国が地方創生の推進を図り、地方税について都市への偏在助成に向けた見直しと車体課税の見直しを行うこととし、地方税法等が改正されたことに伴うものです。

1番目としまして、条例改正の主な内容ですけれども、平成26年度改正において法人市民税の税率を引き下げ、その一部を国税の地方法人税とし交付税の原資とされておりましたが、今回の税制改正において地方交付税原資化をさらに進めるため、法人市民税の税率を消費税10%への引き上げ時である平成29年4月1日以降に開始する事業年度から12.1%から8.4%に引き下げるものです。

なお、税制改正では法人県民税の税率の引き下げも予定しており、法人県民税の税率も4.0%から1.8%に引き下げられて合わせて5.9%の引き下げとなります。この5.9%の引き下げ分は、国税の地方法人税を4.4%から10.3%に引き上げ交付税原資化の拡充を行うもので、結局国のほうは5.9%上げますので、法人税そのものはかわらないということでございます。都市部に集中する法人市民税の偏在を是正した再配分効果を高めることを目的とした改正です。この結果、法人市民税率の引き下げにより法人の経営状況により税収は左右されますが、27年度決算で美作市では法人市民税は1億7,800万円の収入でありましたが、引き下げ後の税率で試算しますと約3,500万円の減収になります。ただし、この法人市民税の減収は発生しますが、国税の地方法人税を原資とした交付税の交付が行われますので、その差し引きがどうなるかというのは今の時点ではわかりません。多分美作市では有利になるのではないかとはおもわれますが、以上です。

それから、2点目は車体課税の見直し、つまり自動車税全般でございますが、車体課税の見直しによりまず軽自動車税の環境性能割の導入でございます。消費税10%への引き上げ時である平成29年4月1日において、自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税においてグリーン化機能を維持強化した環境性能割を導入するとされています。つまり、取得税を廃止して新たに環境性能割を導入すると、そういうことでございます。環境性能割については、従前の自動車取得税と同様に取得価格を課税標準に、自動車の登録時に取得者に対して燃費等の環境性能に応じた税率区分により非課税から2%の税率で課税されます。なお、市税であります軽自動車税の環境性能割は、当分の間は県が賦課徴収することとされています。また、県が賦課徴収し、市に送信してきます徴収事務経費、県がとるんですけれども、徴収金の5%が予定されています。収入見込み額は概算でざっくり算定しますと、1年間の軽四輪自動車の新規登録600台、車両平均100万円、平均の環境性能割の税率を1%と見込んだ場合、約600万円の市税の収入となります。また、今回の改正で軽自動車税が名称が変わりまして種別割に変更することから、全国的に軽自動車税は5月の納付時期が中心であり、県内の市でも4月納付の市なくなる状況から自動車税の納付時期であります5月納付にあわせ

て、市民の方の納付の円滑化を図る目的で軽自動車税の納期の変更を5月末といたします。

なお、この法人市民税の引き下げと軽自動車税の環境性能割の導入は消費税の10%への引き上げ段階において実施するとされており、ことし8月24日に消費税率の引き上げ時期の変更について閣議決定されました。つきましては、消費税率の10%への引き上げと関連する税制上の措置についても、10%への引き上げが平成31年10月1日に延期されることに伴い、今後国の税制改正が行われる時点で該当の地方税についても実施の延期の改正が見込まれております。

3点目に、現行の軽自動車税は種別割と名称変更し、現行のグリーン化特例による環境負荷の小さな車両の税を経過する取り扱いを1年間延長することとなります。つまり、名称が軽自動車税は種別割と変更しますが、これにつきましては税額の変更はございません。

それから、4点目に個人の方に課税される所得税、個人市民税について医療費控除の特例が創設されます。セルフメディケーションの推進の観点から、健康の維持増進や疾病の予防への取り組みとして健診や予防接種などを受ける経費や医療用から転用された医薬品であるスイッチOTC医薬品、つまり今まで処方箋による医薬品だったものが薬局で買える市販薬となったものでございますが、この購入費用につきまして1万2,000円を超えて購入した場合は所得控除する制度が医療費控除の特例として導入されます。なお、この特例は現行の医療費控除との併用はできないことになっております。

5点目に、電気自動車による……。

議長（山本 雅彦君）

もっと簡単に言えんのかな、一般質問じゃないんじやから。

市民部長（安藤 郁雄君）

わかりました。

固定資産税、太陽光などの認定発電設備について条例に規定することになりました。

その他、税制改正に伴う所要の条例改正であります。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

法人税、自動車税などがかわってくるわけですが、特に軽自動車税などは市のほうで徴収したり、市税のほうへ一般財源に繰り入れとったわけですが、これが県のほうが扱うということになるんですか。その辺がわかりにくかったんですが、それから実際に適用されるのは税制改正が行われる2年半ほどさきのことになると思うんですが、その時点で今まで使用しておった自動車については変更はないけれども、新たに登録するものについて適用するということになるんですか。その辺はどういうふうにかわるんでしょうか、お聞かせ願いたいと思いますが。

議長（山本 雅彦君）

議案質疑なので、それに沿った答弁をしてください。

市民部長。

市民部長（安藤 郁雄君）

その税の引き上げといいますか、改正でございますが、議員のお見込みどおり消費税の引き上げ時期、先ほども申しました31年10月1日に延期から実施になる見込みでございます。

それと、自動車税の件で環境性能割につきましては、先ほども申しましたように、今かかっております取

得税をやめて環境割を入れるということでございますので、これは今でも県が指定交付金として市のほうに入ってきております。ですから、そのこと自体は変わりはありません。取得税のかわりに環境性能割が入る。これは当然今おっしゃられましたように今後の取得の分でございます。

それから、もう一件は、あとは今の軽自動車税という名称が、それは種別割にかわるということで、これは税額に変更はございません。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

よろしい。

議長（山本 雅彦君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございますか。

安本議員。

4番（安本 博則君）

何枚かあるうちの後ろから4枚目。

〔「総務」と呼ぶ者あり〕

総務になっとった。ほんまじゃ。失礼しました。

議長（山本 雅彦君）

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで議案第71号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第72号「美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号11番本城宏道議員。

本城議員。

11番（本城 宏道君）〔質問席〕

議案第72号「国民健康保険税条例の一部改正」の関係ですが、この保険条例についても所得税と同じように難しいわけです。この改正によって、納税者にどのような影響が出てくるんじゃないかなということがあるのと、それから個々の全県一本化の問題がずっと出てきとるわけですが、この税制改正というのはそれをにらんだ改正が含まれておるのかどうかということ。それから、もう一つは一般質問でも取り上げたわけですが、この課税方式の4段階のものから固定資産税は加えない3方式ということについて関連が出てくるかどうか。その辺について説明を願いたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

改正の主な点の説明をしてください。

市民部長。

市民部長（安藤 郁雄君）

それでは、改正の主な点でございますけれども、国民健康保険条例につきましては、特例適用利子等配当等の特例についての変更でございます。国民健康保険税の賦課については、既に租税条約の締結された国の外国人については条例適用利子配当等についての課税の特例が制定済みでしたが、今回の改正でさらに対象となる外国人が追加されました。これは、租税条約の締結の困難な国の外国人に対して適用する特例の拡大で、実質は台湾の方を対象にした改正であります。この改正により、国民健康保険税条例の改正も発生して、国保の算定軽減判定において、先ほど申しました特例適用利子等配当等を負担軽減し算定に含める取り扱いでございます。この改正により影響を受ける方は美作市にはいないと思われまます。

それから、またこの改正は税法の改正による対象外国人の負担軽減の特例の拡大でありますので、国保の全県一本化との関連はありません。

それからまた、この改正によりまして、先ほど言われました4方式から資産割を除いた3方式による、賦課方式が変更になるようなこともございません。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

よろしいです。

議長（山本 雅彦君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで議案第72号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第73号「美作市立図書館条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで議案第73号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第74号「字の区域・名称の変更について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第74号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第75号「市道路線の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで議案第75号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第76号「平成28年度美作市一般会計補正予算（第3号）」について、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号7番萬代師一議員。

萬代議員。

7番（萬代 師一君）〔質問席〕

歳出のページ15、款3項1目3節19介護ロボット等導入支援事業補助金419万4,000円。こちらにつきましては、事業内容といたしましてはどのような機種を導入するのか。そして新聞によりますと5施設ということでもございましたけども、ともに同じようなロボットを導入されるのか。そして補助金の支払い先についてをお尋ねします。また、この補助基準について、また購入される方への全体での補助率はどのくらいになっているのか。それから、施設からの購入の要望は充足されておるのか。この予算で充足されておられるのかということをお尋ねをいたします。

2点目の歳出ページ15、款3項2目1節19病児・病後児保育施設整備補助金1,405万6,000円につきまして、支出先につきましては一般質問の中で南部地域という市長答弁ございましたけど、具体的にどちらのほうへ支出されるのか。また、補助金額1,405万6,000円の財源といたしますは国、県、市がそれぞれが3分の1ということで、それぞれが468万5,000円という内訳となっておりますでございますが、この補助金の積算基準はどのようになっておるのか。また、この補助〔聴取不能〕については、整備をされる施設に対してはどのくらいの補助率になっておるのかをお尋ねをいたします。

3点目の歳出ページ17、款10項1目2節12手数料310万円が増額補正されておりますけども、この事業内容。それと、補正予算での計上となった理由についてお尋ねをいたします。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

失礼します。

それでは、まずページ15の款3項1目3節19の介護ロボット等導入支援事業補助金についての説明をさせていただきます。

今回補助対象となりました5施設が導入する介護ロボットは、介護の動作を検知する見守り支援システム、主には介護ベッドが対象になりますが、これが4施設でございます。それから、介護従事者を装着し人やものを持ち上げる際の体の負担を軽減するマッスルスーツ、これが1施設となっております。補助基準は92万7,000円を限度に10分の10となっております。

施設からの購入要望は充足されているかということですが、市内31法人に要望を確認したところ、7事業所が導入を希望されており、そのうちの5ということになります。ただ、補助率につきましては10分の10が原則なんですけども、92万7,000円を限度ということで購入事業費に比べまして3割から、事業所によっては100%の補助ということではばらつきがあるような内容となっております。

以上でございます。

それから、病児・病後児保育事業につきましてはですが、現在北部の大原病院で1カ所の開設ということで、子どもの人数が多く、事業のニーズが高いということで市の南部に新たに病児保育施設を建設するとい

うことでございます。場所につきましては、美作地域の豊国原地内を予定しております。建設規模につきましては、平家建てで50平方メートルの建物を想定しており、補助額は建設経費の9割を補助するもので、1割は事業者負担となります。歳入につきましては、建設経費の10分の6を子ども・子育て支援金事業交付金により、国、県より交付を受けるものです。計画としましては、今年度中に建設を完了し開設は29年5月を予定しております。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

17ページの款10項1目2節12手数料の310万円でございます。この支出につきましては、旧大原高校の校舎内に小学校、中学校で使用していました机や椅子など約1,170脚余り保管しておりましたけれども、このたび滋慶学園が校舎の補強工事に入ることになっております。校舎内を早急に片づける必要があります。ここで補正をさせていただきたいということでございます。また、これらの備品につきましては相当古く使用が困難なことから、ここで処分させていただくための補正予算でございます。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

萬代議員。

7番（萬代 師一君）

1点目の介護ロボットのほうでは、私のほうから施設からの購入要望に対して充足されているのかというところで、申請については7施設からありまして、そのうち5施設について対応したということでございます。この2施設についてはすぐわなかったのかなという、これは勝手に思うんですけど、そこらについて再度説明を求めたいと思います。

それと全体が31施設で、たまたま今回は7施設からの要望で5施設についての補助金ということでございますけれども、残ってる31施設、たくさんございます。この事業そのものがことしだけの単年度事業なのか、また継続する事業なのか、わかる範囲でよろしいので説明のほうお願いをいたします。

それと、病児・病後児の保育施設等について、50平米ということでございますけれども、この50平米については対象とする保育児の人数が何人を予定してるから50平米になったという、何かそういう補助基準等があれば示していただきたいと思います。

以上、お願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

失礼します。

2事業所がなぜ落ちたかということですが、これは国のほうで申請の機種等を見られた中で、落ちた機種の内容を見てみると、人をつり上げて動かすようなリフト的なもの、そういったものが今回は対象から落ちたということで、この辺の選定につきましては我々の手元の前の段階で選別されていきましたので、理由については詳しくわからないというところでございます。

それから、この事業の継続ですが、今回補助対象となってるのが27年の国の補正予算の対応でございまして、今年度以降もこの事業があるかどうかというのは現在のところ未定ということですので、現在のところ

では継続してこの事業があるかどうかというのはお答えできませんという状況でございます。

それから、病児・病後児保育ですが、預かるお子様の人数は3人ということで今事業を進めております。看護師、それから保育士等の設置基準もありまして、3人を基準として考えておるということでございます。よろしく申し上げます。

議長（山本 雅彦君）

萬代議員。

7番（萬代 師一君）

国の27年度補正での対応ということでございますけれども、こういう施設等については職員の確保というのが難しい昨今でございます。ということになれば、この介護ロボットの需要というものは年々ふえてくるだろうと思います。ただ、先ほども説明の中にありました対象にならなかったというようなことでございましょうけれども、介護ロボットと言ってもいろんな種類の機具があるだろうと思います。今後、そういうような国の補助制度等がもしあるようでしたら、十分に施設のほうへのPRをしていただきまして、施設の要望に十分充足するようにやっていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

続きまして、通告順番2番、議席番号11番本城宏道議員の発言を許可します。

11番（本城 宏道君）〔質問席〕

私は12ページの歳入のところで質問をさせていただきたいと思うんですが、一般寄附金でふるさと美作応援寄附金というのが1,500万円補正で生まれとるわけですが、これは年度末までを見越して組まれておるかどうか。

それから、全国的にふるさと納税に対する返礼品と申しますか、そういうものについて話題が多いわけですが、年度末までの予算とした場合に、この返礼品によってふえたり減ったりする可能性もあるということではないかと思うんですが、年度末までの予算か、それとまたこの返礼品について関連があると思いますけど、そういうものはどう思うように考えられておるのか、質問しておきたいと思っております。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）

失礼します。

本城議員の歳入の12ページ、款17項1目1節1のふるさと美作応援寄附金1,500万円についてでございますが、年度末を見込んでの額なのかということでございますが、当初予算では800万円を予定しておりましたが、この議会の冒頭で市長のほうから行政報告で御報告させていただいたとおり、ふるさと納税の7月末時点の寄附者、申込金額が既に1,340万円ということになっておりまして、これを踏まえまして今後の目標も含めて1,500万円の増額補正をこのたびお願いをするものでございます。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

これ全部説明を。

議長（山本 雅彦君）

一括質問ですので、今質問の場合、①しかありませんでしたので、その①についての今答弁をしたところ
であります。

[11番本城宏道君「ええ」と呼ぶ]

いやいや、そりゃ今の答弁についてはどうぞ。

11番（本城 宏道君）

今の答弁でも返礼品に関係したことは一切触れなかったわけですが、それによって予算がふえる場合もあるし減る場合もありませんかという質問をしたんですが、それについては答弁はなかったんですが、その辺もひとつお願いしたいと思います。

それから、14ページ、もうついでに言うのを忘れとったんですが……。

議長（山本 雅彦君）

一括質問ですから、さっき質問されませんでしたので、これ以上質問できません。

[「ルールじゃ」と呼ぶ者あり]

一括質問ですから、一括で全部質問されなければいけないんですが。

[11番本城宏道君「今残っとる分」と呼ぶ]

だから、それはもうさっきされたので。

[「ルールは守らにゃいけん」と呼ぶ者あり]

さっきされたので、これ以上の質問はできません。①についてはできます。それ以外できませんので、御了承ください。

[11番本城宏道君「いや、通告出しとるが、その分で」と呼ぶ]

[「全部一遍に言わにゃいけんなんたんじゃが」「それがもう一回できるんじやったら何遍でもできるがな」と呼ぶ者あり]

[11番本城宏道君「よろしい、ほかの人も同じ項目が出とりますんで」と呼ぶ]

[「ルールだけは守れよ」と呼ぶ者あり]

続きまして、通告順番3番、議席番号4番安本博則議員の発言を許可いたします。

安本議員。

4番（安本 博則君）〔質問席〕

私歳出のことがばかしなんですけど、歳出の15ページの款3項2目の1節の19の病児・病後児保育施設整備補助金、これ先ほど萬代議員が質問されましたけど、もう少し聞きたいとこがありますのでそれについて、2番目は15ページで放課後児童健全育成事業費補助金480万7,000円、この場所と規模。1については平家で50平米、でも9割と言われたんですけど、50平米が限度なのかどうなのか聞き漏らしとったもんで、その辺の答弁も1番。

2番は先ほど言った480万7,000円で規模について、それと収容人数、当然。これは多分国が定めた基準があるように思うんですけど、その辺がクリアできてるのかできてないのか。

3番目はページ17の款8項2目1節15の工事請負費で1,700万円。これは細こうは言えないと思うんですけど、大体どの地区で何件ぐらいは言えるんじゃないかと思うんで、言える範囲でお願いします。

4番目についても同じで250万円について。

5番目は、これ多分場所的には勝田総合支所内の分だと思うんだけど、ページ18の款10項5目2節15で、これでどれぐらいの規模のものを計画してるのか。それと、場所は多分総合支所内だと思うんだけど、じゃ

あどういう辺を使うのかということ、それに関連して主な備品、どういうものを28万円で計画されてるのか。

以上、6点。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

失礼します。

まず、1点目の病児・病後児保育の面積基準ですが、50平米が上限ということは、上限というものを今確認しておりませんので、はっきり答弁ができないで申しわけありません。ただ、利用の児童数を3人ということで基準を考えておりますので、その3人に対応する面積ということで50平米の面積を想定して建設を行うということでございます。

それから、2つ目の放課後児童クラブの関係ですが、施設基準に沿いまして、現場に参りまして大きさ等も確認しております。専用区画が36.76、その他の区画が41.6平米ということで、合計で78.39の放課後児童クラブということでございます。定員は20名ということで届け出をさせていただいております。

以上です。

〔4番安本博則君「国が定めた基準なのかって聞いたんで」と呼ぶ〕

大きさにつきましては、国の定めた基準をクリアしております。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）

17ページ、款8項2目1節15工事請負費の1,700万円でございます。これは、梅雨時期の降雨より機能の損失や維持管理上の補修事業で早期に改修するという必要があるため補正を行うものでございます。地域といたしましては、大原、美作、作東、英田で7件を予定しております。

次に、款8項2目2節15工事請負費250万円です。これは、美作地区の1件につきまして、当初部分的な補修で済ませる予定でございましたけれども、再度詳細を調べた結果、安全性を考慮し附帯施設、側溝等も含めて一体的に工事をやりたいということで補正をお願いしたものでございます。

議長（山本 雅彦君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

18ページの款10項5目2節15の工事請負費の810万円でございます。これは勝田の図書館ではございませんで、この工事請負費につきましては英田の就業センター及び英田の創作館が、土地の返還が来年の3月31日ということになっております。そのために、地権者に返すこととなりますので、そこで今活動されております生涯学習で活動されているグループがございます。そのグループの活動拠点をつくるということでございます。内容でございますけれども、陶芸クラブにつきましては福本にあります英愛センターの横にあります共同作業場に移設して対応するための予算でございます。陶芸釜の新設や移設費など約600万円でございます。また、日本舞踊とか踊りの関係につきましては、公民館で活動するためにその一室を改造しまして、床の張りかえなどを行う費用約210万円ということで合わせて810万円をここの補正でお願いしたいということでございます。

また、18ページ、同じく10の5の2の18の備品購入の28万円でございます。これは大原公民館でございます。ここにつきましては、大原公民館において活動されているグループ、うららおおはらじゃだとかバレンタインダンスサークルとかというグループがございます。その団体がホールを利用して活動する上で鏡が必要という要望も出ておまして、この団体が利用して活動する上でどうしても鏡が必要という要望もございまして、公民館活動の活性化を図る上でも必要と判断をさせていただきまして、鏡5台分約28万円をここで補正させていただくということでございます。

以上で……

〔4番安本博則君「最後もう一回言うて」と呼ぶ〕

鏡5台分、合わせて28万円を補正させていただくということでございます。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

1番目について、聞くのを忘れとったんですけど、これ萬代議員のときに豊国地内と、平家で50平米、9割の補助、何を基準に9割なん。上限が何かあるわけでしょう。出たもんがたとえ1億円で2億円で9割見るんかという話になるんで、何が基準の9割なのか、僕が聞き漏らしとるかもわからんです、萬代議員の質問で。僕がメモしとんのは50平米とか9割補助、3人の予定とかというようなこと聞いてんじゃけど、その9割補助というのはどういうあれなん、その辺の説明をお願いします。

それと2番目については、一応答弁では国が定めた基準をクリアしてると、今は20名程度の方がおられるということ。これは国が定めた基準をクリアしてやってもらえていればいいとは思んですけど、その辺はよろしいですわ。

それと3番、4番についてもよろしいです。

それと5番については、以前一般質問等でほかの議員が質問されとるようなことは、僕ははっきりここで図書館の話があったんで図書館かなと思ったので質問してみたわけで、鏡は5台分で28万円だと。

とりあえず、病児・病後児保育のその9割の補助という部分についての答弁をもう一回お願いしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

9割の補助ですが、事業費につきましてはまだ予算の段階ですので確定はしておりません。現在、設計ができておまして、その設計の内容ですとか見積もりの単価について通常より高い単価になっていないかどうかというような精査をしたものから、県のほうに補助金の申請を行ったところでございます。それから、今後事業の実施する要件として、事業者が工事を行っていくわけになるんですが、入札に付するということがございます。市役所が行います一般競争入札に準じた形で、事業者が設計に基づいた形の入札をやって、その落札金額によりまして事業費が確定するということになりますので、その確定した事業費の1割を事業者負担していただいて、残りを国、県、市の3で3分の1ずつ持つということになりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4 番（安本 博則君）

それで説明は大体わかった。

とりあえず、今の計画じゃ50平米を計画しとるということで、それについて今部長が説明されたようなことを進んでいって、決まったら9割で、国、県、市で9割。業者のほうは1割見ると。そのように理解していいんですね。それ答弁。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

今の安本議員様の言われたとおりで結構です、よろしいです。

〔4 番安本博則君「終わります」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

続きまして、通告順番 4 番、議席番号 9 番岡崎正裕議員の発言を許可します。

岡崎議員。

9 番（岡崎 正裕君）〔質問席〕

歳出の14ページなんですけど、款云々というよりも名前言うたほうのがわかりやすいんで言います。

総務費の中の総務管理費、総務管理費の中の企画費、企画費の中の報償費ということで記念品代として459万円。この説明をお願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）

ただいまの御質問について御説明させていただきます。

この記念品代につきましては、ふるさと美作応援寄附金1,500万円をこの議会で追加補正をさせていただいておりますが、これの返礼品に伴う増額をお願いをしておるものでございます。返礼品といたしまして450万円とその送料を含めて459万円の増額補正をこの回でお願いをしておるものでございまして、この寄附金の返礼品につきましては、ブドウの個数をふやしたり、それからブランド米などを追加したり、さらに寄附をしていただく方に魅力を感じていただけるような品物の充実につきましても、今後そういうことにも取り組んでいきたいというふうを考えております。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員。

9 番（岡崎 正裕君）

要するに1,500万円で返すのが450万円ということですね。

それで、済いません、私は以前のことは失念しとんですが、前々と今度の補正予算は、前に組んどる分と同じものということで理解をしてよろしいんでしょうか。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）

この450万円につきましては、以前組んでるものと含めまして、先ほど申し上げましたが、ブランド米、そういったものも新たにこの返礼品の中に組み込んでいきたいというふうを考えております。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員。

9番（岡崎 正裕君）

済いません、前のことがわからなかったもんですから。ということは、これは追加を、返礼が、割合が高くなったと、追加をするというような考え方でしょいかね。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）

返礼品を追加するというわけではございませんが、返礼する割合につきましては、既に〔聴取不能〕予算と同じ割合ということで、このたびも3割を返礼品としてお返しするというふうなことにさせていただいております。

議長（山本 雅彦君）

続きまして、通告順番5番、議席番号13番岩江正行議員の発言を許可します。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）〔質問席〕

返礼品関係で記念品、459万円と言よんじゃけども、これは今さっき言ったブランド米というてどこの米がブランド米かな。予算決める上には、予算を我々に提示するときには、こういうものをしょう思うとるからこのくらいのお金が必要なんですというやつを説明せなんだら、ブランド米じゃというてどこの米がブランド米やらわけわからんけん。どこのが一番ブランドかな。

それと、介護ロボットの関係、2番目。

こいつについて、優先順位云々というて言よんじゃけども、優先順位はほんなら早う要望した者が、7人の中で5人というのは早う要望した者がしたんか、それともあんた方がこの人をよう知つとるからこの人をマル入れちゃろう思うてしたんか。こりゃ嫌いじゃけんペケにしとけというてやったんか。そんなとこについての話をせなんだら、これについても疑問に思う。

それと、病児・病後児保育施設整備補助金、これもなんじゃけども、これはどがいなん、3人やこおらんのか。これ補助金もらうときに、今回は3人じゃ言よんじゃけども、50平米、1人の人を預かるのに何平米が必要なんか。今病院やこうでもベッド数は広うなつとる、どつこのも。6人部屋が4人になつとる、岡山日赤やこうでも全部広うなつとる。ほじゃから、1人に対しての平米数はどのくらいなんか。ほいで、この50平米というの、今言ようる何人ぐらいは入所可能なんか。その辺のところのぐらいな説明をせなんだら。それで、豊国原のどうのこうの、なぜ豊国原に決めたのか。ここが一番最適地なんか、ほかにええところあるんじゃけど、あつこが近くにええ医者がおるけん、あの近くにしようというてそこへしたんか。そういうなことをちょっと説明してくれなんだら。ほじゃけん場所の指定、それから50平米で3人だけしたらあとの人はもう入れんのじゃとかというような話なのか、これは何人ぐらいはここへ入れるんか入れんのか。その辺のとこについての説明をお願いします。

それと4番目、放課後児童育成事業の補助金、これもどこの場所なのか、施設はどこへあるんか。それから、なぜこんだけのお金がかかるんか、細こう説明してください。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）

岩江議員からの御質問で返礼品のブランド米という御質問ですが、ブランド米につきましては、ただいま粟井地区でありますとか東栗倉、そういったところを想定をさせていただいております、具体的には今後出品をいただく方と細かく交渉に入っていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

失礼します。

まず、介護ロボットですが、決定になった方が早いほうが優先されたとか、それからうちのほうから依頼をかけたというようなことは一切ございませんので。ただ、今回この補助の対象になるパターンが、介護の仕方では排せつが目的であったり、見守りが目的であったり、入浴が見守りだったり、移動だったり、それから移乗という形でそういった区分の5分野の製品を対象ということでございました。その中で今回対象から漏れたものがスカイリフトっていうものが漏れた中に半分ございます。これは全て移乗支援ということで、乗って動くようなその支援の装置については今回対象から漏れたという傾向が見えてまいります。それから、もう一つ入浴支援というのが1つあったんですが、これが漏れておりますので。先ほども申しましたけれども、決定のことに関しては国の段階での審査ということで、我々がこれに関知することはできませんので、一応先ほど申し上げましたような基準をもって国は判断したんじゃないかということをお我々は想像しております。

それから、豊国原へ決まった経緯でございますが、南部への病児保育の施設が必要ということで、まず医師会のほうにお願いに上がりました。医師会のほうで受けてもらえる施設を検討していただけないでしょうかということをお願いを申し上げましたら、医師会のほうではもう対応が無理なんで市のほうでやってくださいということで、医師会での引き受けは断られた中で、それでは院内保育をやっている事業所がそういう経験があるので、そういう事業所をお願いをするのが一番安全・安心な保育園になるということで、院内保育をやっている事業所に当たることにしました。そのやっている事業所が3事業所ありまして、そのうち2つはもうできないということで、最後豊国原の事業所のほうで引き受けましょうということで返事をいただいてここに決まったということでございます。

それから、3人っていうことなんですけど、子どもさんをお預かりするのに看護師と保育士、これを配置する必要があります。看護師の場合につきましては、おおむね10人について1人を配置しなさいと。それから、保育士についてはおおむね3人について1人ということで、なかなかその保育士の確保というのは、放課後児童クラブでもそうですけど困難なときなんで、病児保育で充足に保育士を確保するということはなかなか難しいということで、3人に1人ということですから、お預かりする子どもさんは3人が限度ということで考えております。3人預かった場合のスペースとか、あと洗面するとか、ある程度病気が同じであればあれですけど、病気がインフルエンザでもA型とかB型とかありますから、そうした場合はAと部屋を仕切ったりする必要もありますので、そういうことを考えて積算した合計が50平米ということになるということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

1人に対しての何平米が必要なのかということを開くとんで、病児1人の、そこ中で要する面積がどのぐらい必要なんですかというて開くとんで。そやから、ほんならもう50平米だったらこれ3で割ったらじゃなというような話になるのか。もうほんなら後から来られた人はもう入れないのか。

〔「入れん」と呼ぶ者あり〕

今言ようる、美作市の実態を全部把握をしたら何人ぐらいおられるんか。どのぐらいの施設が必要なのか。そのくらいな計算せずに、50平米だけのやつをして3人だけしちやるけど、おまえらどこへでも行けえというような、そういうような極端な話というのは、これはいかがなもんか思う。

それと、この放課後児童クラブ育成事業の、これについて説明してくれい。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

済いません、申しわけありません。放課後児童クラブの開設の場所は楢原上地内でございます。

それから、先ほどの病児保育の面積でございますが、保育室の中には共有のスペース、例えば洗面所であったりとか、玄関があったりとかといったものもあります。実は今回新築の場合の事業が今年度初めて補助対象になりまして、県の補助金交付要綱もこれから細かいところが決まっていくということでございますが、事業の内容につきましては県のほうに照会かけて事業がこの要件ではだめというようなことにはならないように、慎重に県とは協議をしながら進めておるところでございます。

それから、3人以上は、先ほども申しましたように、保育士の設置の基準がありますから、4人目が来られたときはもうそれは断らないといけないということで、そういう対応になりますので御理解いただきたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

その前に人権尊重の町というて大きな看板上がとる。障がい者の完全参加と自由と平等、ここにはないんじゃない、この美作市には。あとの人は断ったらええんじゃないというような、そういうふうなとんでもないことを言ったら大きな差別行政やど。萩原差別行政をな、議会の議場でさらしていきよるようなもんじや。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

そういうことで。そのとこについては、十分ほんまに皆さんが愛される施設、そのような形の中でよく考えたほうがいいんじゃないですか。終わります。

議長（山本 雅彦君）

続きまして、通告順番6番、議席番号1番金谷典子議員の発言を許可します。

金谷議員。

1番（金谷 典子君）〔質問席〕

それでは、質問に入らせていただきます。

歳入の13ページ、款21項1目5節2の過疎対策事業債ソフト事業分2,950万円、商工費の9,800万円に追加して過疎債がふえております。どのような事業分なのか、ここでふやした理由とか教えてください。

議長（山本 雅彦君）

静粛をお願いします。

1 番（金谷 典子君）

それから、2番の記念品については先ほどから質問が出ておりますのでよろしいです。

それから、3番の14ページの款2項1目6節12の通信運搬費、これ1,050万円については、これは運送費と捉えたらよかったですでしょうか。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）

失礼します。

それでは、最初の1項目めの御質問でございます。

13ページの商工債の中の過疎対策事業債ソフト事業分2,950万円でございます。こちらにつきましては、歳出の17ページでございます企業誘致費の中の作東産業団地分譲促進補助金1億2,400万円の財源ということで、過疎債を発行するものでございます。過疎債のソフト分といいますのが、本年度今現在で限度額が2億5,810万円ということになってございまして、当初予算で2億2,860万円を計上してございます。その差額、残り2,950万円ということで、限度額いっぱいこの事業が対象になるということで財源を充てさせていただきました。今後でございますが、昨年から財政課のほうで確認しておりますと、ソフト分というのが限度額の2倍まで借りると発行が可能だということで、現在県のほうへは調整、要望しておるということでございますので、仮に今後つけば残りの9,450万円の部分についてもできれば過疎債のほうに充当したいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）

失礼します。

それでは、3番目、支出の14ページでございます。通信運搬費105万円でございますが、この運搬費につきましては、ふるさと納税をしていただいた方に礼状と広報紙を送付させていただいております。今回1,500万円の増加をお願いしておりますので、その増加分に見合う輸送費、郵便料をここで計上をさせていただいております。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

金谷議員。

1 番（金谷 典子君）

先ほどの3番の運送費、記念品代の運送費は2番に入っていて、広報紙を発送するのは1,050万円ではないということですね。あ、105万円。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）

今の議員がおっしゃるとおり、この105万円につきましては礼状と広報紙をそれぞれ寄附をいただいた方にお渡しするものでございます。

議長（山本 雅彦君）

金谷議員。

1 番（金谷 典子君）

記念品と一緒に送るというわけにはいかないんですか。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）

返礼品の送付につきましては、出展をいただいている方から直接寄附をいただいた方に送付をしていただくようにしておりまして、それで後日改めて礼状と、それから広報紙を寄附をいただいた方に1年間お送りさせていただくこととなりますので、毎月毎月広報紙のほうは送らせていただくということとなります。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

金谷議員。

1 番（金谷 典子君）

以上でよろしいです。

議長（山本 雅彦君）

通告者の質疑が終了しました。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで議案第76号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第77号「平成28年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第77号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第78号「平成28年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第78号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第79号「平成28年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。
ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第79号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第80号「平成28年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで議案第80号の質疑を終了いたします。

以上で全ての議案に対する質疑が終了いたしました。

これより議案の委員会付託を行います。お手元に配付しております審査付託表をごらんください。

お諮りをいたします。

ただいままでに上程されております各議案は、審査付託表に記載のとおり、各常任委員会及び決算特別委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、付託表のとおり付託いたします。

日程第3 請願・陳情について

議長（山本 雅彦君）

続いて、日程第3、「請願・陳情について」を議題とし、一括して上程いたします。

今定例会までに受理した請願・陳情につきましては既に配付いたしておりますので、付託表のとおり所轄の委員会に付託いたします。

なお、請願第6号から請願第11号につきましては、紹介議員からの請願の紹介をお願いいたします。

初めに、請願第6号から第10号について、西元議員お願いいたします。

西元議員。

10番（西元 進一君）〔登壇〕

それじゃあ失礼します。

請願第6号、岡山県美作市議会議長山本雅彦さん、議会の運営マニュアル公開に関する請願で山根忠弘氏から出て、私が紹介議員になつとります。美作市議会運営のマニュアルの市ホームページの掲載の請願についてということで、いろんな請願に対する申し入れが出ております。これは文書になっておりますから、きちっと読んでおいてください。

以上で請願第6号の提案を終わります。

議長（山本 雅彦君）

西元議員、続けて請願第7号もやってください。

10番（西元 進一君）

それでは、請願第7号もついでにやらさせていただきます。

請願第7号、岡山県美作市議会議長山本雅彦殿、人権教育啓発活動に関する請願書で、紹介議員西元進一、請願者、美作市真加部1097号、山根忠弘氏であります。

請願の趣旨は、人権教育推進委員会を主体とした地域自治振興協議会の主催による人権教育啓発講演会の開催を請願しますということで、講演会に対する請願であります。一件一件詳しく説明はできませんが、請願理由ということで何項目か上げておりますから、よろしく読んでおいてください。

議長（山本 雅彦君）

西元議員、申しわけありませんが続けて請願第11号までお願いします。

10番（西元 進一君）

それじゃ、請願第8号、岡山県美作市議会議長山本雅彦殿、議案公開に関する請願書、紹介議員西元進一、請願者、美作市真加部1097、山根忠弘氏であります。

請願の趣旨は、市長提出議案の概要及び会期中の市長提出議案の概要を市ホームページへの公開を請願するものであります。これも請願理由としては各項目に載っておりますから、皆さん方読んでおいてください。

議長（山本 雅彦君）

西元議員、先ほど請願第11号と申しましたが、請願第10号までの間違いでございましたので、続けてお願いします。

10番（西元 進一君）

そうですね。

それでは、請願第10号です。

議長（山本 雅彦君）

請願第9号です。

10番（西元 進一君）

請願第9号がある。わしゃないんじゃ、ごめん。

請願第9号、岡山県美作市議会議長山本雅彦殿、本会議及び各委員会のユーストリーム（Ustream）配信に関する請願書で、これは難しい言葉ですが、私はようわからん。本会議及び各委員会の様子をユーストリームによる配信の請願であります。これも難しいことになっておりますが、よろしく。各項目については、請願理由をちゃんと書いておりますから、よろしくお願いします。

それから、請願第10号、岡山県美作市議会議長山本雅彦、出資法人の財政状況の公表に関する請願で、紹介議員が私です。請願者、住所美作市真加部1097、山根忠弘。

請願趣旨は、出資法人等の経営状況によって、毎年9月30日までの期間を上半期6カ月を経過する出資法人等の合計残高、資産表に相当する内容事項の市ホームページへの公表を請願するというので、請願理由としては各項目に分けてきちっと請願されておりますから、これをよく読んでおいてください。

以上、美作市議会に対する請願に対して、私の紹介議員に議員としての請願を終わります。ありがとうございました。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

続きまして、請願第11号について、本城宏道議員お願いします。

本城議員。

11番（本城 宏道君）〔登壇〕

それでは、請願第11号について、紹介議員として説明をいたします。

議会による放課後児童クラブ運営実態に関する検査の請願です。提案者は山根忠弘さんでございますが、請願の理由については裏面に印刷をしてあるとおりでございまして、一々読み上げませんが、検討いただきたい。なお、この請願につきましては、本来監査委員がやるべき問題ではないかというような話があるかもしれないませんが、議会としての自浄能力といいますか、議会としての責任を果たすためにお願いをしたいという趣旨の請願でございますので、議会として特別委員会などつくってやるべきではないかなということも考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りをいたします。

明日14日の議事日程は議案質疑の予定でしたが、本日で議案質疑が終了いたしましたので、あす14日は休会といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。あす14日は休会とすることに決定をいたしました。

本日はこれで散会といたします。

再開は29日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午後 3 時58分 散会

平成28年9月29日

(第 6 号)

1. 議事日程（6日目）

（平成28年第3回美作市議会9月定例会）

平成28年9月29日

午前10時開議

於議場

日程第1 議案第71号撤回の件

日程第2 議案第72号撤回の件

日程第3 認定第1号～認定第15号、議案第70号～議案第80号、陳情第3号～陳情第4号、請願第6号～請願第11号（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第4 委員長報告（総務委員会）

追加日程第1 緊急質問について

日程第5 議案第81号 財産の取得について

議案第82号 美作市立湯郷幼稚園新築工事請負契約の締結について

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	金谷典子	2番	重平直樹
3番	安藤功	4番	安本博則
5番	谷本有造	6番	則本陽介
7番	萬代師一	8番	尾高誉久
9番	岡崎正裕	10番	西元進一
11番	本城宏道	12番	鈴木悦子
13番	岩江正行	14番	小淵繁之
15番	万殿紘行	16番	日笠一成
17番	山本重行	18番	山本雅彦

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市長	萩原誠司	副市長	安部薫
副市長	横山博光	教育長	大川泰栄
政策審議監	福原覚	総務部長	山本直人
危機管理監	山本和毅	企画振興部長	池田義和
総合戦略監	森分幸雄	市民部長	安藤郁雄
環境部長	妹尾昌弘	経済部長	尾崎功三
保健福祉部長	江見勉	建設部長	真野弘紀
教育次長	山名浩二	消防長	山崎正雄
会計管理者	安東弘子	スポーツ振興課長	枅岡雅之

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	本田卓治
課長	大佛裕彦
主任	井上大佑

議長（山本 雅彦君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いをいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いをいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

9月13日に続き会議を開きます。

本日、議員全員の出席でございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、議会運営委員会を開催いたしておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

議会運営委員長。

14番（小淵 繁之君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

本日午前9時から、議長、委員、市長、副市長、政策審議監、担当部長のもと議会運営委員会を開催し、議案の追加について協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、総務委員長から総務委員会の所管の事務調査の委員長報告をしたいとの旨の申し出があり、日程第4として報告を受けることにいたしました。

次に、市長より送付されました議案は、財産の取得についての議案1件、契約の締結についての議案1件であります。この2件の議案につきましては、日程5として上程いたします。

また、市長から平成28年9月26日付で議案撤回請求が提出されましたので、本日の日程第1と日程第2に上げております。

次に、議席番号13番岩江正行議員からの緊急質問の通告がありました。内容は、新聞報道と旅行業法違反について、9月8日美作保健センターで代表者と住所も正体不明の怪文書のコピーについての2項についてですが、協議の結果、緊急質問と認められないと判断いたしました。

以上で議会運営委員会の報告といたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、議案第71号、72号の撤回の件と、総務委員長報告、議案第81号、82号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

次に、岩江正行議員から提出がありました緊急質問についてお諮りをいたします。

委員長の報告のとおり、議会運営委員会の協議においては緊急性がないと判断されましたが、岩江正行議員の緊急質問、新聞報道と旅行業法違反についてと、9月8日美作保健センター内で代表者と住所も正体不明の怪文書のコピーについての発言を許可することに賛成の方も一度申し上げます。岩江正行議員の緊急質問、新聞報道と旅行業法違反についてと、9月8日美作保健センター内で代表者と住所も正体不明の怪文書のコピーについての発言を許可することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。したがって、岩江正行議員の緊急質問を許可することに決定をいたしました。

これより議会運営委員会を開催いたしますので、暫時休憩といたします。

午前10時04分 休憩

午前10時22分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、これより議会運営委員長の報告を受けます。

議会運営委員長。

14番（小淵 繁之君）〔登壇〕

先ほど議長、委員全員、副市長、政策審議監出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。

議席番号13番岩江正行議員からの緊急質問、新聞報道と旅行業法違反について、9月8日美作保健センター内で代表者も住所も不明、正体不明の怪文書については、日程第4、委員長報告の後に追加日程第1として追加することに決定いたしました。

以上、議会運営委員会からの委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

議会運営委員長からの報告が終わりました。

お諮りをいたします。

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、岩江正行議員の緊急質問を日程4の後に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。したがって、岩江議員の緊急質問を日程第4の後に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

日程第1 議案第71号撤回の件

議長（山本 雅彦君）

続いて、日程第1に入ります。

「議案第71号撤回の件」についてを議題といたします。

「議案第71号撤回の件」について、撤回理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

改めましておはようございます。

それでは、平成28年9月6日に提出いたしました議案第71号「美作市税条例等の一部を改正する条例について」を撤回いたしたく、その理由を御説明申し上げます。

撤回理由といたしましては、美作市税条例等の一部を改正する条例の一部改正において第3条の表に記載漏れがあったためでございます。議案の撤回という状況になりまして、議員各位、市民の皆様にも多大な御迷惑をおかけしましたことについて、ここに深くおわび申し上げます。今後はこのようなことのないよう、職員一同気を引き締めてまいります。まことに申しわけございませんでした。

以上、議案の撤回の理由とさせていただきます。よろしくお取り扱いいただきますようお願い申し上げます。

す。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

撤回理由の説明が終わりました。

お諮りをいたします。

「議案第71号撤回の件」について、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、「議案第71号撤回の件」については承認することに決定をいたしました。

よって、議案第71号は欠番として削除いたします。

日程第2 議案第72号撤回の件

議長（山本 雅彦君）

続きまして、日程第2、「議案第72号撤回の件」についてを議題といたします。

「議案第72号撤回の件」について、撤回理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

それでは、平成28年9月6日に提出いたしました議案第72号「美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を撤回いたしたく、その理由を御説明申し上げます。

撤回理由といたしましては、先ほど撤回させていただきました議案第71号「美作市税条例等の一部を改正する条例」と関連する条例でございますので、あわせて撤回を提案するものでございます。議案の撤回という状況になりまして、議員各位、市民の皆様にも多大な御迷惑をおかけしましたことについて、ここに深くおわび申し上げます。今後はこのようなことのないよう、職員一同気を引き締めてまいります。まことに申しわけありませんでした。

以上、議案撤回の理由とさせていただきます。よろしくお取り扱いいただきますようお願いいたします。

〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

撤回理由の説明が終わりました。

お諮りをいたします。

「議案第72号撤回の件」について、承認することに御異議ございませんか。

西元議員。

10番（西元 進一君）

この税条例を撤回するということについて、意見は議会では述べられないという規則でもあるんですか。

それがあれば言いませんが、税のことですからな。

議長（山本 雅彦君）

西元議員、撤回されますので、ここでの議論にはなりませんので御承知ください。

10番（西元 進一君）

ちょっとだけ。税のことですから、やっぱりコンプライアンスという美作市議会権威の問題で、しかも税金に対しては専決も何もできん、議会が議決するようになってるわけですから、それを出したものが撤回さ

れにやあならんというような美作市の執行部の取り扱いというのは本当は問題なんですよ。だから、総務委員会で論議されたということがあるんでしょがないというふうに私は思いますが、しかしこの問題は重大な問題としてやっぱり執行部が受けるということが大事だというふうに思うんで、その点だけ言うときま

す。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

他に異議はございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、「議案第72号撤回の件」については承認することに決定をいたします。よって、議案第72号は欠番として削除いたします。

日程第3 認定第1号～認定第15号、議案第70号～議案第80号、 陳情第3号～陳情第4号、請願第6号～請願第11号（委員長報告、質疑、討論、採決）

議長（山本 雅彦君）

日程第3、「認定第1号～認定第15号、議案第70号～議案第80号、陳情第3号～陳情第4号、請願第6号～請願第11号」を一括して議題といたします。

これより審査結果報告書を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔審査結果報告書配付〕

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これらの議案等につきましては、9月13日に議会運営委員会、各常任委員会及び決算特別委員会に付託となっております。いずれも各委員会及び決算特別委員会において審査終了の旨、報告があり、審査結果報告書はお手元に配付のとおりであります。

この際、各委員長から審査結果の報告を求めることにいたします。

初めに、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

14番（小淵 繁之君）〔登壇〕

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る9月16日午後1時から、議員控室において、委員全員、議長出席のもと運営委員会を開催し、本会議で付託されました陳情1件、請願3件について審議いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、陳情第4号「陳情の議長預かりに関する陳情書」については、委員より意見、討論とも特になく、採決の結果、賛成少数により陳情第4号は不採択となりました。

続いて、請願第6号「議会の運営マニュアル公開に関する請願書」については、委員より、当議会は議会マニュアルはつくっていないかと思うとの意見があり、ほかに意見はなく、討論に入り、委員より、議会マニュアルはできていないので公開は難しい。うちの議会は条例規則によって運営されているので、そちら

のほうを参考にさせていただきたいとの反対討論があり、賛成討論はなく、採決の結果、賛成少数で請願第6号は不採択となりました。

続いて、請願第8号「議案公開に関する請願書」並びに請願第9号「本会議及び各委員会のユーストリーム（Ustream）配信に関する請願書」の2件については、委員からの意見はなく、討論はなく、採決の結果、賛成少数により請願第8号、請願第9号は不採択となりました。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長。

5番（谷本 有造君）〔登壇〕

産業建設委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案第74号「字の区域・名称の変更について」外4件であります。

これらの審査に当たりましては、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました。審査の結果、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第79号、議案第80号の5議案については、討論はなく、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程において議論となった点について順次御報告を申し上げます。

まず、議案第74号「字の区域・名称の変更について」では、執行部より、県営中山間地域総合整備事業美作地区の赤田団地圃場整備に係る換地処分による字の区域・名称の変更であるとの説明があり、質疑はありませんでした。

次に、議案第75号「市道路線の認定について」では、執行部より、地元から要望のあった公共性及び利用度の高い9路線を新たに市道認定するものであるとの説明があり、委員より、一級河川沿いの路線について幅員はどのように考えているのかとの質問があり、県との協議により決定していると説明がありました。

次に、議案第76号「平成28年度美作市一般会計補正予算（第3号）」では、まず建設部所管では、このたびの補正は梅雨時期の降雨による機能損失、低下した道路施設の維持補修、通学路の危険箇所早期解決を図るため工事請負費を計上したとの説明があり、質疑はありませんでした。

続いて、経済部所管では、執行部より、農業振興費ではジビエ販売促進用冷凍ショーケースの購入、林業振興費ではナラ枯れ被害林再生事業の計上、企業誘致費では作東産業団地分譲によるものであるとの説明があり、委員より、ジビエの商品開発推進について質問があり、執行部より、今後研究していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第79号「平成28年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第1号）」では、執行部より、国庫補助金の確定に伴う市債との財源更正であるとの説明があり、委員より、今後は国の動向を早く見きわめ、予算配分を行うようにとの意見がありました。

次に、議案第80号「平成28年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）」では、執行部より、下水道使用料改定に伴う財源更正であるとの説明があり、質疑はありませんでした。

以上、本委員会における審査の経過及び結果を御報告いたしましたが、執行部におかれましては、こうした意見や要望を真摯に受けとめ、十分に考慮され、事務事業の執行に当たられますようお願いいたします。産業建設委員会の報告を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長。

9 番（岡崎 正裕君）〔登壇〕

失礼します。

それでは、文教厚生委員会の委員長報告をさせていただきます。

来る9月23日午前10時より委員会を行いました。市長以下幹部の方、それから委員は全員出席でございました。

本委員会に付託されました案件は、議案第70号「美作市附属機関設置条例の一部を改正する条例について」外3件及び陳情1件、請願1件でございました。

審査に当たりましては、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました。

審査の結果、議案第70号「美作市附属機関設置条例の一部を改正する条例について」、議案第73号「美作市立図書館条例の一部を改正する条例について」、議案第76号「平成28年度美作市一般会計補正予算（第3号）」、議案第78号「平成28年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」の4議案について、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成により全て可決されました。

それでは、審査において議論となった点について御報告申し上げます。

まず、保健福祉部所管でございますけれども、議案第70号「美作市附属機関設置条例の一部を改正する条例について」でございますが、委員より、委員会構成についての質疑があり、執行部より、委員人数は15名以内の予定、主な構成員としては学識者、商工観光関係、医師会関係、金融機関関係者等で構成予定との回答がございました。また、健康寿命の延伸を目的とあったが延伸目標の決定についての質疑がございまして、執行部より、健康寿命の項目がはっきりせず、全国的にも目標が明確にならないのが、約1年前後の健康寿命の延伸が今後五、六年の課題という説明でございました。

他の委員より、現在市内にヘルスケア産業が何社あるのか、また介護保険の利用等が健康寿命の境目になり得るのでそこを調べてほしい、今どれくらい利用者がいるのかという質疑がございまして、執行部のほうからは、現在ヘルスケア産業になり得る産業が市内にどれくらいあるかといったことも含め調査検討委員会で調査していきたい、今介護認定を受けている方は2,650名程度、65歳以上の人数は1万1,000名ほどの説明でございました。

また、委員より、この事業をどのように推進し、検討委員会での検討内容を各地域に広げてどのように活用していくのかとの質問に対し、執行部のほうからは、検討委員会が各地域に出向いて説明会を開くといったことは予定してないが、検討内容を民間の力をかりてヘルスケア産業として拡散していく予定。ただ、裾野を広げていくのも大切なことなので、地域の代表と意見交換やヒアリングをし、地域と直接的につながる活動も取り入れていきたいとの回答でございました。

次に、議案第76号「美作市一般会計補正予算（第3号）」では、委員のほうから、介護ロボットに対する補助金の今後の見込みと導入予定の機器の内容についての質問がございまして、執行部より、平成27年度の補正予算に基づいて実施されたもので、国からは補助を継続することは聞いていないが、今回の補助の結果、評価によっては継続した事業として要望していく必要もあると考えている。導入を予定されている介護ロボットは、見守り支援として主にベッド上や離床時の動作検知ができるものが4事業所で申請台数18台、移乗支援として介護従事者が着用して腰などへの負担を軽減させるマッスルスーツが1事業所で申請台数2台であるという答弁でございました。

委員より、病児・病後児保育の利用対象者と利用手続について、また放課後児童健全育成事業について定

員20名とのことだが、施設の広さから国の基準により20名以上の受け入れは不可能なのかという質疑に対しまして、執行部より、病児・病後児保育の利用できる方は市内に住所がある方、また市内に就業している方であり、利用申請は事前申請だが当日でも申請可能、それから放課後児童健全育成事業の定員については20名と運営法人の運営規則によって決められていたが、建物はそれ以上の受け入れができる広さを持ったものであるとの回答でございました。

委員より、今、病児・病後児保育を実施している施設の利用者はゼロと聞いたが、市民への周知が足りないのではないか、また新しい放課後児童クラブで事故等が起こった場合の責任はどうなるのかという質疑がございまして、執行部よりは、市内の保育園、小学校等にチラシの配布、また広報紙への記載を行ったが、今後は各事業所などへの周知も行いたい。現在利用登録は約40名の方にしていただいております。また、放課後児童クラブで事故等の対応については運営法人の加入保険等で対応していただくとの説明でございました。

また、放課後児童クラブ補助金の内容についての質問があり、執行部より、利用人数により段階的に補助金の基準額が決まっており、これに加え実態に応じて備品購入、開設準備、障がい児受け入れ、家賃等の補助金を加算する予定との回答でございました。

委員より、新しい民間の放課後児童クラブについて、市はチェック機関として十分な指導等を行うようにとの指摘がございまして、執行部のほうからは、設置の届け出があった時点で現地に赴き、申請内容と間違いがないか、また市の基準条例に見合っているものなのかを確認して申請の受理を行った。市内初めての民間の放課後児童クラブなので、運営内容等について定期的に確認等を行っていききたいとの回答でございました。

次に、議案第78号「平成28年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」では、質疑はありませんでした。

次に、教育委員会の所管でございすけれども、議案第73号「美作市立図書館条例の一部を改正する条例について」でございすが、委員より、蔵書の冊数はどれくらいかとの質疑がありまして、執行部のほうからは、当初は約2,000冊を準備し、将来的には約4,000冊を収納する予定であるとの答弁でございました。

次に、議案第76号「平成28年度美作市一般会計補正予算（第3号）」についてでございすが、委員のほうから、公民館費の備品購入費の鏡5台とはどのようなものかとの質問がございまして、執行部のほうからは、移動のできるキャスター付で、体全体を写すことのできるサイズのものを5台購入するとの答弁でございました。

続きまして、全議案の質疑終了後、本会議において文教厚生委員会へ付託された議案について討論、採決に入り、議案第70号「美作市附属機関設置条例の一部を改正する条例について」、議案第73号「美作市立図書館条例の一部を改正する条例について」、議案第76号「平成28年度美作市一般会計補正予算（第3号）」文教厚生委員会所管分、議案第78号「平成28年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」の4議案とも、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成により全て可決されました。

次に、本会議において付託された陳情1件、請願1件について審議に入り、陳情第3号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2017年度政府予算に係る意見書採択の要請について」は、委員より、意見として、第一小学校のほうでも1クラスの人数が多くてクラスのまとまりがしづらかったという話を聞いているので、これは必要じゃないかと思えますとの意見がありました。ほかに意見はなく、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、賛成少数により不採択となりました。

次に、請願第11号「議会による放課後児童クラブ運営実態に関する検査の請願書」については、意見並びに討論はなく、採決の結果、賛成少数により不採択となりました。

以上、文教厚生委員会委員長報告とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

次に、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長。

6番（則本 陽介君）〔登壇〕

それでは、総務委員会委員長報告をいたします。

去る9月26日月曜日午前10時から、美作市役所4階議員控室において、総務委員全員出席、執行部より萩原市長、安部副市長、各担当部課長以下関係職員出席のもと、総務委員会を開催いたしました。

本会議において当委員会に付託された議案は、議案第76号、議案第77号及び請願第7号、請願第10号であります。

初めに、議案第76号「平成28年度美作市一般会計補正予算（第3号）」総務委員会所管分について執行部より説明を受け、質疑に入りました。

最初は、消防本部所管分であります。

質疑に先立ち、消防長から、6月定例会一般質問において新たに更新された消防自動車の型式、ポンプ性能の放水圧力、放水量についての質疑に説明不足があったことについての説明がありました。

続いて、議案第76号「平成28年度美作市一般会計補正予算（第3号）」常備消防費分の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、消防署大原出張所の耐震診断に伴う耐震設計委託料の補正に至った経過、及び大原総合支所と大原出張所で耐震補強と出張所施設の併用について協議をしたのかについての質疑では、耐震補強及び出張所施設の併設については協議していない旨の答弁。

委員より、大原出張所の耐震補強工事は平成29年度事業で実施するののかとの質疑では、耐震補強工事については9月定例会で承認決定しましたら平成29年度予算の工事費に計上し、平成29年度中に工事完成したい予定との答弁。

委員より、要望事項として、質疑に対する説明及び回答については事前の回答準備をしっかりと、説明及び回答が滞ることがないように対応してもらいたいとの発言では、わかりましたとのことでした。

以上、消防本部の質疑を終了しました。

続いて、企画振興部所管分です。

執行部より説明を受け、質疑に入りました。

委員から、ふるさと納税の市内の状況、返礼品の率、一般財源の投入、交付税算入についての質疑では、平成28年度において8月末で643件の寄附を受けている。このうち岡山県内の方が21件で10%に満たない状況である。市町村別の把握はできておりませんが、平成27年度においては約400件のうち美作市内の方は数件で、少ない状況であった。一般財源については、予算上は返礼品を一般財源で購入したように見えるが、このふるさと納税事業にも寄附金を充当しているので、結果的には一般財源は投入していない。充当に当たっては、具体的な充当事業を指定しなかった方の寄附金を使っている。地方交付税との関係は、美作市の方が他の自治体に納税された分は基準財政収入額から除かれるとの答弁。

委員から、ふるさと納税の返礼品にブランド米を確保したのか、寄附金の使途について具体的な説明を求

めたことの質疑では、粟井地区については小房和田営農組合と粟井中営農組合の組合長に協議したが、今年度提供できるものはもうないとのことだった。東粟倉については源流米として登録の予定である。今後、ラインナップをふやし、納税額の増加に努めていきたい。また、寄附金の使途は寄附金の申出書に7項目の充当事業を記載しており、寄附者にチェックしていただくようにしている。7項目の充当事業は、1、地域産業及び観光の振興、2、子育て支援及び高齢者の生活支援、3、教育環境の整備及び歴史伝統地域文化の振興、4、環境の保全及び景観の保全、5、定住促進及び集落対策、6、協働推進、交流事業、その他まちづくり、7、使途を指定しない、以上の7項目であり、7項目めの使途を指定しないとされた方のものは返礼品に充当しているとのことです。平成27年度決算では、約700万円の決算額のうち、使途の指定がなかったものが一番多く250万円、次が子育て支援で138万円であるとの答弁。

委員から、国際交流の説明が求められ、答弁では、説明が漏れていた、申しわけありません。国際交流費の一般社団法人岡山県国際経済交流協会負担金3万円を追加補正させていただきたい。当初予算編成時は岡山県国際経済交流協会の美作市に対する成果が確認できなかったため予算措置をしなかったが、市内の民間団体が支援を受けていることがわかったため今回予算要求させていただいた。負担金3万円は定額の負担金である。活動内容であるが、企業の海外進出のサポートを行ったり、美作市内の企業も支援を受けていることがわかったので必要な予算であると判断をしたとの答弁。委員から、当初予算との大きな変更点であり、質問をする前に説明すべき内容であるとの発言がありました。

以上で企画振興部所管分が終了しました。

続いて、市民部所管分の市民課について執行部から説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、市民部所管分を終了しました。

続いて、秘書課について執行部から説明を受け、質疑に入りましたが、質疑がなく、秘書課所管分を終了しました。

以上で議案第76号を終了しました。

続いて、議案第77号「美作市国民健康保険特別会計補正予算」の市民課所管分について説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、終了しました。

続いて、全議案の質疑終了後、本会議において総務委員会に付託された議案について討論、採決に入り、議案第76号「平成28年度美作市一般会計補正予算（第3号）」総務委員会所管分については、委員より、この補正予算については疑義があるので反対ですとの反対討論がありました。賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数により議案第76号の総務委員会所管分は可決されました。

次に、議案第77号「平成28年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」については、討論はなく、採決の結果、全員賛成により議案第77号は可決されました。

続いて、本会議で付託された請願2件の審議に入り、請願第7号「人権教育啓発活動に関する請願書」については、委員より、請願理由にもあるが人権尊重都市宣言の制定に関する陳情書が平成24年9月20日の議会運営委員会において全員賛成により採択することに決定されている経過があります。この総務委員会においてはこれを尊重するという意味もありますが、総務委員会これを可決して自治振興協議会とかそちらのほうに申し入れることは手続上少し難しいと思います。これは趣旨そのものを採択して執行部に送りたいと思いますとの意見がありました。討論はなく、採決の結果、全員賛成により請願第7号は趣旨採択することに決定いたしました。

次に、請願第10号「出資法人の財政状況の公表に関する請願書」については、委員より、出資法人等の財政状況については市民の知る権利はあり、市のホームページ上に掲載することは無理のないところと思う。

しかし、この請願書の趣旨では毎年9月30日までの期間に上半期6カ月を経過するとあります。監査が必要であり、その監査終了後でないと公表できない状況から、これを採択するのは少し難しいと考えるとの意見がありました。

討論に入り、委員より、監査が終わらない段階から公表するというのは無理がある。この請願の状態では反対するとの反対討論がありました。賛成討論はなく、採決の結果、賛成者なしで請願第10号は不採択となりました。

以上でございます。

以上、総務委員長報告とさせていただきます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長。

10番（西元 進一君）〔登壇〕

失礼します。

決算特別委員会の委員長報告を行います。

ただいまから決算特別委員会の委員長報告を行いたいと思います。

去る9月13日本会議終了後、議員控室において、委員全員の出席のもと、決算特別委員会を開催いたしました。その結果を報告いたします。

この9月定例会で付託を受けました平成27年度決算の認定第1号から認定第15号の審査につきましては、協議の結果、継続審査といたしました。決算審査につきましては、議会閉会中の特別委員会を開催し、12月定例会までに審査終了する予定であります。

以上で決算特別委員会の委員長報告をいたしました。ありがとうございました。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

各委員長からの審査結果の報告はただいまお聞きのとおりであります。

これより各委員長の審査報告への質疑を行います。

初めに、議会運営委員長の報告に対する質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議会運営委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、産業建設委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで産業建設委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、文教厚生委員長報告に対する質疑はございませんか。

本城議員。

11番（本城 宏道君）

文教厚生との関係で、請願の部分なのですが、請願11号との関係、議会による放課後児童クラブ運営実態に関する検査請願書ですが、委員長報告では質疑、討論なく不採択ということになったようです。これは議会として一つの審査権を行使する上で、議会としての責任を果たすという意味でこれが必要だという請願なのですが、この不採択になった理由といたしますか、その辺を明らかにしていただきたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

文教厚生委員長。

9番（岡崎 正裕君）

委員長の報告どおりでございまして、質疑も討論もございませんでしたので、これについてこれ以上申し上げることはございません。

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

質疑も反対討論も何もなくという報告なんですが、委員長報告でそれがなかったけん報告しようがないというような、非常に無責任な結論ではないかと思うんですが、これはいたし方ないことで、私としては不満の表明をしておきたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで文教厚生委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、総務委員長報告に対する質疑はございませんか。

本城議員。

11番（本城 宏道君）

議案第76号の関係ですが、委員長報告で最初にこの消防関係で消防長のほうから6月議会での説明不足があったのでということで報告されたようですが、一般会計の補正予算とは直接関係がないものなのですが、委員会で報告されたということは6月議会で説明不足があったということのを他の議員、総務委員以外の人はわからんわけで、この辺について委員長のほうから、どういう説明不足の説明があったのか、その辺を一つお聞かせ願いたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

総務委員長。

6番（則本 陽介君）

ただいまの質問でございまして、委員長報告のとおり新たに更新された消防自動車の型式、ポンプ性能の放水圧力、放水量についての質疑に説明不足があったとのことでございました。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

今の委員長の答弁では、内容がさっぱりわからんのですが、消防のほうからどういう説明不足があったのか、その辺を明らかにしてもらわんとわかりませんが。

議長（山本 雅彦君）

総務委員長。

6番（則本 陽介君）

繰り返しになりますが、先ほど答弁したとおりでございます。

議長（山本 雅彦君）

よろしいか。

本城議員。

11番（本城 宏道君）

先ほどの質問と同じようなことで、非常に無責任な回答だというように思います。

議長（山本 雅彦君）

他にございますか。

西元議員。

10番（西元 進一君）

本城議員と同じことなんです、やっぱり消防はかなり老朽化しとるということがあるんで、新規のポンプなんかを購入されとるということで、購入されるということは十分私たちは知ってるわけです。しかし、古い物と新しい物を交換したときには古い物がどれだけ老朽化して、新しい物に変えたら美作市民に対する貢献度というものと同じ税金を使いながらもやっぱりどえらい違うんだということをちゃんと説明して、それを資料にするか何かで議会に、今本城議員が言われるようにちゃんとわかるようなものを示すと。古いからしょうがないから変えてもろうたんだというような、そういう単純な議会では困るわけで、その点では美作市民に対する貢献度というものがあるべきかというものに対して消防長あるいは総務委員会の委員長か、少しそういう点では踏み込んでやっぱり聞いてほしいということだけを要望しておきます。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

要望でよろしいか。

他にございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで総務委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、決算特別委員長報告に対する質疑ですが、委員会は議員全員で構成され審査を行っておりますので、質疑はないものと思います。よって、決算特別委員長報告に対する質疑を終了したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認め、決算特別委員長報告に対する質疑を終了いたします。

続きまして、討論、採決に移ります。

討論、採決は1議案ごとに行います。

それでは、認定第1号「平成27年度美作市一般会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第1号「平成27年度美作市一般会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、認定第1号は委員長の報告どおり継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第2号「平成27年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第2号「平成27年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、認定第2号は委員長の報告どおり継続審査と決定をいたしました。

続きまして、認定第3号「平成27年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第3号「平成27年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、認定第3号は委員長の報告どおり継続審査と決定をいたしました。

続きまして、認定第4号「平成27年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第4号「平成27年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、認定第4号は委員長の報告どおり継続審査と決定をいたしました。

続きまして、認定第5号「平成27年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第5号「平成27年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、認定第5号は委員長の報告どおり継続審査と決定をいたしました。

続きまして、認定第6号「平成27年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第6号「平成27年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、認定第6号は委員長の報告どおり継続審査と決定をいたしました。

続きまして、認定第7号「平成27年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第7号「平成27年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」は、委員長の報告ど

おり継続審査とし、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、認定第7号は委員長の報告どおり継続審査と決定をいたしました。

続きまして、認定第8号「平成27年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第8号「平成27年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、認定第8号は委員長の報告どおり継続審査と決定をいたしました。

続きまして、認定第9号「平成27年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第9号「平成27年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、認定第9号は委員長の報告どおり継続審査と決定をいたしました。

続きまして、認定第10号「平成27年度美作市武蔵の里特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第10号「平成27年度美作市武蔵の里特別会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、認定第10号は委員長の報告どおり継続審査と決定をいたしました。

続きまして、認定第11号「平成27年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第11号「平成27年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、認定第11号は委員長の報告どおり継続審査と決定をいたしました。

続きまして、認定第12号「平成27年度美作市愛の村パーク特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第12号「平成27年度美作市愛の村パーク特別会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続

審査とし、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、認定第12号は委員長の報告どおり継続審査と決定をいたしました。

続きまして、認定第13号「平成27年度美作市水道事業決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第13号「平成27年度美作市水道事業決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、認定第13号は委員長の報告どおり継続審査と決定をいたしました。

続きまして、認定第14号「平成27年度美作市病院事業決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第14号「平成27年度美作市病院事業決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、認定第14号は委員長の報告どおり継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第15号「平成27年度美作市下水道事業決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第15号「平成27年度美作市下水道事業決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、認定第15号は委員長の報告どおり継続審査と決定をいたしました。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時32分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、議案第70号「美作市附属機関設置条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第70号「美作市附属機関設置条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第70号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第73号「美作市立図書館条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第73号「美作市立図書館条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第73号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第74号「字の区域・名称の変更について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第74号「字の区域・名称の変更について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第74号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第75号「市道路線の認定について」、討論に入ります。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第75号「市道路線の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第75号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第76号「平成28年度美作市一般会計補正予算（第3号）」について、討論に入ります。

ございませんか。

安本議員。

4番（安本 博則君）

反対討論します。

私は、今回のこの一般会計補正予算について反対の立場から。というのが、これは庁舎の問題で全員で一応委員会の中で認めとる案件があるんですけど、その中について、これを言わせてもらおうと6月14日に委員会がありました。その中でボーリングの話が出たときに、尾高議員のほうから、自分が経験したことで許可なく支出するのはおかしいから専決ではどうかというような話があり、その流れで市長のほうで政策調整費を使いたいというような話が出とる。そして、もし使うとしても入札すると日数がかかり過ぎるので随契にしたいということで、委員会ではみんな承認したんですけど、この補正の中で、ページの14ページの中にあるんですけど一般管理費の中で消耗品費、それから修繕費、地域振興補助金を、これを流用でそういうのできるのかなというような疑問が残りますので、私はこの補正について。それと、随契であれば恐らく委託をしとんだから委託料というような項目も出ていいんじゃないかと思うけど、この中には出てないので、説明では、この補正予算については反対いたします。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論ございますか。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

今4番議員が言われましたけどもボーリングの関係、これについても、なぜここでこの説明があったときに、なぜこの辺のところでとめたんならというて言うたらお金がなかったんじゃないからというていうような説明を聞きました。ボーリングというのは安心・安全のために、それを調査するのに途中でやめて、はい、これでほんならここまでしましたから予算承認してくださいというような、何やら、しとるんやらしてないんやらわからんような予算をこの中に計上しとることについては、いささか疑問がございますので、私は反対をさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第76号「平成28年度美作市一般会計補正予算（第3号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第76号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第77号「平成28年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第77号「平成28年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第77号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第78号「平成28年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第78号「平成28年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第78号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第79号「平成28年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第79号「平成28年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第79号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第80号「平成28年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第80号「平成28年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第80号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、陳情第3号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるため2017年度政府予算に係る意見書採択の要請について」、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

まず、反対討論からございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採決となります。

再度申し上げます。本案は原案についての採決となります。

それでは、陳情第3号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるため2017年度政府予算に係る意見書採択の要請について」、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成少数。よって、陳情第3号は不採択となりました。

続きまして、陳情第4号「陳情の議長預かりに関する陳情書」について、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いします。

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採決となります。

再度申し上げます。本案は原案についての採決となります。

それでは、陳情第4号「陳情の議長預かりに関する陳情書」について、原案のとおり採択することに賛成

の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成少数。よって、陳情第4号は不採択となりました。

続きまして、請願第6号「議会の運営マニュアル公開に関する請願書」について、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採決となります。

再度申し上げます。本案は原案についての採決となります。

それでは、請願第6号「議会の運営マニュアル公開に関する請願書」について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成少数。よって、請願第6号は不採択となりました。

続きまして、請願第7号「人権教育啓発活動に関する請願書」について、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は趣旨採択です。

請願第7号「人権教育啓発活動に関する請願書」について、委員長の報告どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、請願第7号は委員長の報告どおり趣旨採択されました。

続きまして、請願第8号「議案公開に関する請願書」について、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採決となります。

再度申し上げます。本案は原案についての採決となります。

それでは、請願第8号「議案公開に関する請願書」について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

[起立少数]

議長（山本 雅彦君）

賛成少数。よって、請願第8号は不採択となりました。

続きまして、請願第9号「本会議及び各委員会のユーストリーム（U s t r e a m）配信に関する請願書」について、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採決となります。

再度申し上げます。本案は原案についての採決となります。

それでは、請願第9号「本会議及び各委員会のユーストリーム（U s t r e a m）配信に関する請願書」について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

[起立少数]

議長（山本 雅彦君）

賛成少数。よって、請願第9号は不採択となりました。

続きまして、請願第10号「出資法人の財政状況の公表に関する請願書」について、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いします。

討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採決となります。

再度申し上げます。本案は原案についての採決となります。

それでは、請願第10号「出資法人の財政状況の公表に関する請願書」について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

[起立少数]

議長（山本 雅彦君）

賛成少数。よって、請願第10号は不採択となりました。

続きまして、請願第11号「議会による放課後児童クラブ運営実態に関する検査の請願書」について、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採決となります。

再度申し上げます。本案は原案についての採決となります。

それでは、請願第11号「議会による放課後児童クラブ運営実態に関する検査の請願書」について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成少数。よって、請願第11号は不採択となりました。

日程第4 委員長報告（総務委員会）

議長（山本 雅彦君）

続きまして、日程第4、「委員長報告」を行います。

今定例会中に委員会を開催されておりますので、報告をお願いいたします。

なお、この総務委員会の委員長報告は付託案件ではございませんので、委員長報告のみといたします。

それでは、則本委員長。

6番（則本 陽介君）〔登壇〕

総務委員会委員長報告をいたします。

去る9月26日月曜日午後1時20分から、美作市役所4階議員控室において、総務委員全員出席、執行部より萩原市長、安部副市長、福原政策審議監、森分総合戦略監、各担当部課長以下関係職員出席のもと、総務委員会所管のその他の事項についての調査のため総務委員会を開催いたしました。

内容については、1、コピー・輪転機の使用について、2、旅行業法違反報道について、3、滋慶学園の生徒数及び事業費総額についての概要を報告いたします。

1、コピー・輪転機の使用についてであります。委員より、印刷の依頼を受けたのはどこの部署か、印刷の場所と文書内容を確認したのかとの質問では、答弁は、総務課へ持ってこられた。6,000枚印刷してほしいと申し出があった。本庁の印刷機が故障中のため、保健センターの印刷機で印刷するようお願いし、原稿は確認したとのこと。

委員より、領収書は請求の写しが開示され、宛先が上様となっていること、印刷は9月8日と思われるが領収の日付が9月12日となっているのはなぜかの答弁では、領収書の宛名を確認し、相手方から上様でとの申し出があったこと、保健センターでの印刷だったので即日納付ができなかったが、早いうちでの納付をとのお願いにより12日の納付となったとのこと。

委員より、本庁の機械が故障との説明であったが、コピー機か印刷機か、1枚1円の積算根拠はどの答弁では、印刷機、いわゆる輪転機です、印刷代としては紙は持ち込みして、マスター代、インク代等により100枚100円としておりますとの答弁。

委員より、今回のことが前例となるので、今後はだめということにはならない。どのように改正するのかとの答弁では、決まりに基づいた取り扱いとなっている。決まりが改正されるまでは同様の取り扱いとなるとのことでした。

委員より、領収書の宛名が上様とは公が出す領収書ではない。見直しの結果、このようなことはしないのかとの答弁では、本件は政策的サービスではない。市民の利便性を考慮したサービスである。見直しをしても原則に沿った部分であって、継続すべきもので、単価は現在の考え方により社会的変動により見直しの必要があれば見直すとの答弁。

委員より、議員から見てわかりにくいものは市民から見てもわかりにくい。見直すべきは見直し、透明で

適正な運用をお願いしたいとの発言には、自治法の解釈も幅がある。幅広く解釈すれば条例。これまでの実例からすると、民法上の合意契約を担保するための規則あるいは行政決定となる法律論がある。これについて研究したいとの答弁。

次に、旅行業法違反報道について、このことについて事務調査は委員から種々の質疑がありましたが、概要の部分のみを報告させていただきます。

委員から、新聞の記事では県や国への登録が必要だが団体は未登録だったと書いてあり、県や国への登録がなかったことが違反だとしている。市長の解釈ではそうではないようであるがどうかの質疑の答弁では、最終的な判断は留保するが、国の機関に相談した上で登録の必要があるかどうか疑義があるので、このように説明している。新聞が報道するのは報道の自由だから否定はしない。新聞記事にある旅行業であればということ的前提に解釈するのが妥当かと考えている。

委員から、市長は先ほどの新聞記事の中で旅行業には該当しないと判断しているが、言論の自由があるからとはいえ、新聞記事に出ると市民は大変なことになっていると大部分の人が思っている。誤りがあるのなら新聞の記事の訂正を求めるなど考えはないのかとの質疑の答弁では、検討します、既に不満なことについては申し入れているとの答弁。

委員から、第三者が勝英支局などに通報したものと考えられる。断定的な表現はしていないが、新聞記事となれば市としてはイメージダウンとなる。市長も検討すると言われたが、強く抗議をして訂正文を出していただくことができないか検討してみてもどうか。また、このような報道になったのは市側の説明が不十分であったのではないかと考える。今後しっかり研究をしていただいて、また法律に触れることのないようにしていただきたい。新聞社には強く抗議し、訂正文を求め、応じない場合は当面の取材を拒否するくらいの対応を考えてもよいのではないかとと思うとの発言の答弁では、検討していきたいと思っておりますとのことでした。

[発言の削除]

次の項に入ります。

議長（山本 雅彦君）

今のところは委員会のことじゃないので、削除してください。

6番（則本 陽介君）

申しわけありません。

最後の部分は削除をお願いいたします。最後の、 [発言の削除] そこを全部、 [発言の削除] までを削除をお願いします。

続きまして、滋慶学園の生徒数及び事業費総額について、委員から、当初学生数は最大で680人だと聞いている。今年度1億円の予算、29年度で9億円の債務負担行為について議会の多数決で予算が通っているが、この前の全員協議会の際にももらった資料を見ると、学生数の最大は360名と記載していた。また、一般質問の答弁の中でも看護学科が40名で3年の計120名など学生数の最大は360名。大原高校は耐震工事を大阪滋慶学園が行い、通信制高校に定員120名と言われていた。しかし、平成28年8月に美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂版を出しているが、これによると平成30年4月に開校、平成32年3月時点の在学生徒数は260名となっているが、数字がいろいろあり、何が正しいのか。専門学校建設に伴う補助金のうち美作市の負担は2億円前後であると市長も答弁されているが、こういう数字をもとに国に要望し、8億円もの補助金をもらえるのか。学生数は680名が360名になり260名となっているが、そのところをしっかりと答弁していただきたい。あと、国に補助金の申請を幾らしているのかとの質疑の答弁では、12月議会で申し上げ

た最大680名というのは1学年当たり130名から170名と想定していたもので、当時の状況から最大学生数を申し上げたものであります。当時と現在の状況の違いは、学科構成でございます。当時は理学療法士、鍼灸スポーツトレーナーが設置予定でありましたが、その後大阪滋慶学園との交渉によりまして、近隣の専門学校との状況や社会的な状況を考慮し、学科構成の変更に至りました。その結果、現在のところかたい数字として見積もっているのが最大で360名。それから、総合戦略での学生数260名というのは平成32年3月末時点での数字となっており、学生数が最大でない状況の数字となっております。平成30年4月に開校予定ですので、平成34年3月末であれば最大学生数は360名となります。また、昨年12月に最大で680名と申し上げましたが、その当時は通信制高校を設置するという形はございませんでした。通信制高校は現在のところ3年制で、1学年40名の計120名で設置予定となっており、通学制でございます。したがって専門学校と合計し、学生数は360名と120名で合計480名となり、職員数も合わせますと500名程度の規模になることが大阪滋慶学園との話による最新の状況でございます。また、加速化交付金をいただくのは内閣府であります。内閣府とは逐次情報交換を行っており、私自身が内閣府の地方創生人材派遣制度で美作市に来ており、美作市に来る前は内閣府の地方創生推進室の併任辞令をいただいておりますので、常に内閣府と連絡を密に行っており、国へ情報が伝わっていないということはありません。あと、大阪滋慶学園への補助金の限度額10億円のうち、合併特例債による国からの交付税措置をいただくと考えています。国と県の負担分を合わせると、美作市の純然たる負担分については2億円台という説明は従来から変わっておりません。

続いて、2点を申し上げます。

1点目は、補助金交付要綱にあります。学生数に応じて補助金額が変わるものではございません。施設、設備の金額に応じて決まります。

2点目として、想定される施設、設備が減少するようであれば、補助金額もそれに依りて影響される可能性があります。学生数そのもので補助金額が左右されるものではないということをご理解いただきたい。

委員から、今の答弁で施設と設備と言われたが、美作市が土地を貸してその上に建つ建物が補助対象であって、設備については大阪滋慶学園が5億円で準備するという話ではなかったか。トータルで15億円かかり、10億円は建物部分が対象で、5億円かかる設備については大阪滋慶学園が支出するという説明を当時受けているはずだがとの質疑に対する答弁では、そこのところはおっしゃるとおりでございます。補助金交付要綱の趣旨が学生数でないということをご理解いただければ結構でございます。

委員から、学生数ではないにせよ、当初は680人という数字で計画を練っているわけだから、学生数が減れば計画変更は当然ではないかという疑念があるとの質疑に、答弁では、680人というのは最大ということです。学生数が直接反映するものではないですが、学生数が今後の計画や見込みによって建物規模等が影響を受けた場合には補助金額に影響を与える場合もあり得ることを申し上げます。

委員から、美作市スポーツ医療看護専門学校建設費等補助金交付要綱の中の12条に交付決定の取り消しとして開校後10年以内に営業を休止し、または廃業したときは交付決定の取り消しを行うことができるものとする。ただし、補助事業を中止し、または廃止するときも同様とする。13条には補助金の返還として、市長は前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合、期限を定めてその返還を命じるものとすると書かれているが、そこのところはどうかとの質疑に、答弁では、12条、13条の趣旨は事業を最低10年間は継続してくださいということで、10年以内に学校の閉校などがあれば当然最初の施設に対しての補助金額は返還していただくという旨を記載しています。

委員から、10年間事業を継続しなかった場合は補助した金額全てについて返還していただくということで間違いはないかとの質疑に、答弁では、そういうことですとのことでした。そして、若干補足説明をいたしま

す。返還していただく金額は現に当市が支出した金額となります。限度額10億円の補助金額のうち、国や県の負担金が含まれている場合においてはそれぞれ国、県の補助金規定によって決定するものであり、返還額について当市として決定できるのは現に当市が負担したものについてでございますとの答弁でした。

委員より、9月議会の一般質問の中で今回の加速化交付金のうち佐用町と西粟倉村の負担分が計1,000万円あると話があったが、きちんとした資料をもとに佐用町と西粟倉村に説明されているのか、理解を得られているのかとの質疑の答弁では、十分説明をさせていただき御理解もいただいておりますとの御答弁でした。

委員より、私が懸念するのは学生数の数字がひとり歩きしているのではと思う。当初680名と言いながら、大阪滋慶学園の橋本常務理事が講演されたときには480名と言われており、現在は360名となっている。最大360名だが、私は最少だと思いたい。最低でも360名を確保するというで私なりに理解したいと思っているとのことでございます。

以上で総務委員長報告とさせていただきます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

先ほど則本総務委員長から発言の削除の申し出がございました。

〔発言の削除〕 ということからの部分についてを削除していただきたいという申し出でございましたので、これを許可してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、〔発言の削除〕 ということの発言を削除することになりました。

以上で総務委員長の報告を終わります。

追加日程第1 緊急質問について

議長（山本 雅彦君）

続きまして、追加日程第1、「緊急質問について」を議題といたします。

お手元に緊急質問の発言通告書を配付しております。なお、関連質問はお受けいたしません。また、質問方法は一般質問に準じ、1質問項目ごとに3回までとし、質問時間は45分といたします。質問も答弁も自席で行っていただくようお願いいたします。

それでは、岩江正行議員の緊急質問を許可します。

13番（岩江 正行君）〔質問席〕

皆さんの御理解をいただきまして、緊急質問をただいまよりさせていただきますと思います。

今回の質問は、1番目は新聞報道と旅行業法違反について、2項目めは5月8日美作市保健センター内で代表者も住所も正体不明の怪文書コピーについての2項目についての質問をさせていただきます。

では、順次質問させていただきます。

緊急質問、市政刷新、コンプライアンスを掲げて萩原市長が誕生してからはや2年半が経過いたしました。2016年9月24日の山陽新聞に、犯罪性の濃厚な記事が掲載された。湯郷Be11e観光ツアー停止、美作市関西ふるさと会旅行業法違反、無登録業法違反のおそれがある事件が掲載されておりました。次に、9月8日には美作保健センター内では美作市を愛する市民の会、代表者が不明の怪文書が6,000枚がコピーを

して、郵便ポストに大量の差出人不明の文書が投函され、非常に遺憾しております。

市長の言われるコンプライアンスとはいかがなものなのか。市長はもちろん全国民が日本の憲法、法令、規則を守るのは当然のことです。わざわざコンプライアンスをうたわれたのは、また違った意味を言われたんじゃないかと思っております。例えば、先般も緊急質問をした議会軽視の件の答弁、否決された案件を議場外で議員に市長が職員とも賛同を求める、そのような行動がありました。私のとこも市長さん来られました。2番目ですね、計画も示さずに予算を上程していること、それから3番目ですね、自分が役員にいた会社、自分がやめたら今度は奥さん、そういうような会社にいつの間にか市の大切な土地を無償で……。

議長（山本 雅彦君）

それは岩江議員、通告にございませんので。

13番（岩江 正行君）

こういう以外になお数え切れないことがございます。法以外にも市長として行うべき手順を守り、市民に対して明確に説明できる手法も市長として大事なコンプライアンスであります。

そこで、今回緊急質問は2点について質問いたします。

1点目、2016年9月24日の山陽新聞に犯罪性の強い記事が掲載されておりました。私は、今回この質問をした根拠は、この前皆さんもいろいろとテレビ、新聞等でよく御承知のことと思いますけれども、多くの選手は何があったんか知らんけれども湯郷Be11eを脱退した、やめられた。そんな中で残られた選手が一生懸命新生湯郷Be11eを頑張ろうという中で頑張っている最中に、今言うこのような報道がされたというのは、湯郷観戦ツアー停止、関西ふるさと会旅行業違反というような、そういうふうな見出しが新聞に掲載された。やっぱりこれは、関西ふるさと会は従来市の職員が事務をつかさどっているわけでございますけれども、当然市のトップである萩原市長、あなたの責任はどうとるつもりなら。まさか職員だけを処分して済ますつもりではないでしょうか。旅行業法違反で全県下に大きく報道までされたもので、コンプライアンス市長としてこの問題をどう対処していくのかということの質問でございます。

先ほど委員長の報告の中でございましたけれども、これはきょうの新聞ではというような、これは今取り下げますと言うたけど、この過去5年間については違法だったという認識はしたんか、してなかったのか。それと、これ新聞屋がメディアが勝手に書いとんじゃあ恐らくないんよ。メディアというのは一応確認はするんよ、どこのメディアも。これこれ書かせてもらえない、こういうようなことが私とこへ情報があるんですけども、これについてはいかがなものかというてあるん。それを今言う、きょうになったら新聞屋がどうのこうのという話を言われようりましたけれども、これはいかがなものかな。恐らくここに書かれた新聞屋さんは市の担当のところに、窓口にこういうような事実関係については絶対にお話があったと思います。それに基づいてこのようなベルツアー停止、旅行業法違反のおそれがあるんじゃないですかという見出しを書いた。そしたら、きょうの朝、Be11eの物すごくファンの人に会いました。そしたら、サポーターが物すごくこういうふうな記事を見て心配されてきとる。遠くからでも車で、試合があったらもうどの試合にも参加しようる人らが、そのような人たちの心を踏みにじるような、コンプライアンスの先生、よう教えちゃってくれなんだから、こんなことを軽々しくべらべらべらべらしゃべって、そんなことを、ほんならきょうは書いた者が悪いんじゃ、抗議しようか、謝罪文を出せというような、そういうような話にはならないと思うんですよ。このイメージをダウンさすということが、皆さんは湯郷Be11eという大きな見出し、一番初めに湯郷Be11e観戦ツアー停止と書いた、このことが大きな今回の問題ではねえかと思うんですよ。まあ、この問題はやっぱり反省の上に立った御答弁をきちっとしていただきたいもんでございます。これが1

回目の答弁です。

議長（山本 雅彦君）

それでは、1項目めの答弁から行きます。

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

岩江議員の質問にお答えをさせていただきます。

この湯郷Be11eの観戦ツアーにつきましては、新聞等では言われたとおり、9月21日に岡山県のほうから旅行業法に抵触するおそれがあるというふうな指摘を受けたことから、募集を一時停止をしております。その後、関係機関等々と協議をした結果、内容等につきましては旅行業法に違反することはないというふうな確認をとれ、ただし一部の記載につきまして疑義、誤解を招くような表示があったということでございまして、そこにつきましては改めて内容等一部修正をした後に当募集のほうを再開させていただいたというところございまして、その内容が本日の記事ということになっておるところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

きょうの記事であったと思いますというんじゃないしに、謝罪文というのはそうじゃないじゃろう。うちの書いた記事が誤りだったというのが謝罪じゃねえか。私が今先ほど言うたのはこれが一つ。

それともう一つは、あんたどういうふうな認識で言われるんか知らんけども、大きな湯郷Be11e一門の湯郷Be11eに、また選手が何人かやめられた。その後の残りの選手がこの間もええ試合してきょうる、新しい選手が。残った選手が。そのようなときに、もう少し慎重に答弁せなんだら、あんた方が対応せなんだから、メディアの対応をきちっとせなんだら。新聞屋が悪いんか、そがんしたらあんたらが悪いんか、どっちが悪いんなら、これは。サポーターが怒るとんよ、とんでもないこっちゃというて。そのことを言よんですよ。そりゃたくさんの人が遠くから車で来るらしいですがな。試合という試合、サポーター、全試合に行きょうる人もおるらしいですわ。どのような認識でおられるんかという、そのことを言よんよ。このやつでは謝罪にならんよ。もう一遍やり直すんじゃというような話だけじゃ。バス代だけじゃ。おかしいじゃろ、言よることが。初めのこの前の新聞の見出し、あんたはこの見出しをどのような認識でおられるん。そんなとこについてようわからない。副市長のコンプライアンスも、あの先生が一生懸命教えてきょうる中で、あんた方が聞く耳を持たんからこういうような問題が起きるんよ。私、自分にしていてもあんた方にしていても、一言が大きな問題に波及してくるんよ。まあ、そういうことで、反省が見られない。弁解ばあのような答弁なんで。もう何遍言うても恐らくこの辺のとこじゃろうと思うんで。まあ、そのぐらいの程度じゃなあと想着、この質問についてはもう終わります。

議長（山本 雅彦君）

それじゃ、2項目めを続けてください。

13番（岩江 正行君）

では、2項目めに入ります。

議長（山本 雅彦君）

もとい、市長から答弁がありますので。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

私から若干お話、答弁いたしますが、まずその謝罪という言葉が出ましたけれども、私どものほうで誰かに謝罪をしてくれというようなことを求めたつもりはございません。

事実をまず申し上げますと、私どもとしましては法令違反に該当するかどうかについて強い疑義がございましたので、その点について県並びに国土交通省と事実をもとに協議をした結果、私どもが事務局をしていたツアーと言われているものにつきましては旅行業法の違反の問題はないということが明らかになったということでありました。

謝罪云々については私どもが言ったわけじゃなくて、委員会でそういう発言があったという報告を委員長がされたところを、岩江議員が誤解をされてそのようにとっておられるというふうに考えておりますので、ぜひその点は御理解を訂正をしていただきたい。

私どもとしては、もう一点つけ加えるとしましたら、今回の件によってサポーターの方々に御心配をかけたことについてはまことに残念でありますし、誰が謝罪するかということについて云々する立場にはありませんけれども、私個人としては市政全体を預かる者としてまことに申しわけないと個人的には思っておりますが、誰の責めに帰すという問題では、どうもずっと見ておりますとなかなかその責めの帰す場所がはっきりしないという気もいたしておりますけれども、今言いましたように私個人としてはサポーターの方々、そして市民の方々に申しわけないなという気がいたしておりますので、つけ加えさせていただきたいと思いません。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員、3回目に入りますか。

13番（岩江 正行君）

3回目入るわけねえがん、3回目言わにやいけんがん。

議長（山本 雅彦君）

じゃ、3回目の質問されますね。

13番（岩江 正行君）

あのね、誤解も六階もありゃへんねん。こういうふうな新聞が出た、その事実関係のことを言よんよ。これを見た、新聞をされた人がどう思われてきとるかということ今説明したんよ、わし、サポーターが。非常に残念がとる、悲しがとる。誰がこれを受けたんならって言よんよ。ほいじゃから、メディアの人が勝手にこういうような文書を書かんのですよと。あんた方にこれを取材してきとんじゃ、絶対に取材を。取材を受けとる人間が誰か知らないよ、誰か知らんけれども、奥歯にものがはさったような言い方をされたのか、何かがあったんよ。だから、こういうふうな旅行業法のおそれがあるんじゃないかというて心配されて、こういうような新聞に載せとんよ、記事にしとんよ。これ全県版よ。美作版とちゃうんよ。そのぐらいのことがあんたわからん人じゃあるまいし、その辺のところについて職員教育を含めてもう少し一生懸命頑張って、湯郷 B e l l e の目線で今後行政をやっていただきたいと思います。

では、2項目めに入らせていただきますが……。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員、今の岩江議員の質問に改めてまた市長から答弁ございますので、ちょっとお待ちください。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

マスコミの方々がどういう基準でどういう記事を書くかについてはさまざまな問題がありますので、私か

らどうだったとか確認がとれているとかいないとかということについてはお答えできませんけれども、唯一その岩江議員がおっしゃった中で取材を受けたときの初期対応の重要性ということについては、確かにこれは重要なポイントがあると思いますので徹底をしていきたいというふうに考えているところでございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

では、岩江議員。

13番（岩江 正行君）

では、2項目めに入らせていただきます。

9月8日に美作市の保健センター内で、美作市を愛する市民の会という代表者も住所も不明の怪文書じゃないかと言っていいようなもんが私とこのポストの中に、初めの日は19枚、それはうちに入っとったやつは則本議員に、おおい、うちに間違っただもんが入るとるぞって渡してあげたんですよ。それと、また明る日には今度は30部入っただんじやな。これ、うちのポスト、不法投棄してもええような、そがいなこと何も書いとらへんよ、うちのポストには不法投棄してくださいというようなことは全然しとらんよ、郵便受けやから。怪文書入れてくれというようなことは言うたらんよ。それを、刷りに行った人間ははっきりしとんよ、明見の人。市長さんとこの入りの何とかなんという人。入り口のね、4人ぐらい来とんよ。それで6,000枚のコピーをわずか1円でしとるらしいです。

それから、このお金を払ったのが9月8日に印刷して、それから12日に上様、わしゃ神戸の上組かと思たら、組がないけん、今政務調査費の関係で2を4にしたようなやつが全国で問題になったりしょうから、ああ、ここはうちの書いとんじやなしに上組さんがこれをしとんか、領収書、神戸の運送屋の上組さんに領収書切ったのをちょっと間違っただんじやないかと思よつたら、やっぱり上様じやな。ほいで、12日にお金を払うとるわけじやな。自分がそのコンビニに行くでしょう、買い物に。上様、私誰やらわからない。誰か名乗らないような人に私だったら、ありゃ、しもうた、金を持っとらん、4人も行っただけど6,000円の金を持たんと行っただわけじやな。4人も行っただのに6,000円の金を持たんといっただ。ほんなら、私だったら、私が役場の職員だったら、ああ、金がないんだったら今度またこれをとりに来てください言いますわな。金を持って。それを金を持たずに来とる人に品物を渡してしまう。まあ、美作市の役所は親切なもんじや。

それとこれね、こういうふうな文書じやな。A4の紙で書いとる内容も、今言よう、早う言やあ借金せなんだら損じやというようなあんばいの話じやな、これ。誰が払うんか知らんけど。元利償還を70や80にしてもろうても、起債〔聴取不能〕になったら、今度生活に密着した事業やろうと思つてなつたら、夕張市と同じことになるよ。市長さんは今実家が西栗倉にもあるし、あんたの家が千葉のほうにあるから、ここをさつとおらんようになってしまったらしまいじやけども、我々はここを逃げるわけにはいかんよ。全部この借金払うていかにやいけん。こんなとんでもないような文書を、役所の中でこれを怪文書じゃないというような、議会に対する挑戦か。一事不再議の関係で、一旦議決したものについてはだめですよということはあんた方知っただんじやろう。一事不再議、この議会じやだめですよといういうことを知っただんじやろう。その中でこのような職員がわからずに怪文書のお手伝いをする。総務課と市民部とが一生懸命やれと言つてやらす。こんなばかな話が、市民の血税で給料もらようかと思つたら情けのうなる。

まあ、これについては議会への挑戦じやないかというふうなね。議会が自立しとんのにこれはでええ腹立てとんじやな、ここの職員は。どうでもあそこの山の上のほうにすることに對して議会が反発したんで、とんでもない、ほんならあつこへ文書持っていっただ人たちの応援団でもあつたんじやな。私はいかがなもん

じゃと思うとんじゃけど。

これ余り借金しようたら、市民の平均年収からいうて言うたら250万円じゃと。今やる城山で10億円、大原の滋慶学園で10億円、あそこで40億円というような、多くの60億円、ざっと見ても60億円に近いような借金して、今度は今言ようる、ほんまに、ああ、災害が起きたんじゃ、市民に直結した問題、どがいするんじゃろうかと思うてね。まあ、その辺のそこについても職員の方々もよう認識されて事務をやってもらわなんだら困ります。

とりあえず、買い物行ってもお金払わず、私らでも買い物行っても金がなかったら、きのうらでもちょっとそこへ買い物寄ったんですよ、買い物に。ありゃ、ちょっと財布忘れとんじゃというて言うたら、いやいや、それだったら岩江さん持つとるけん、払うたげると言うてわしの友達がそばで払うてくれた。かごに入れたものをそこに置いとって出よったら、岩江さん、持っていきな、車の中へ行ってほんなら払うわ、ほんならちょっとお願いじゃというてしますがな。それを、ちょっとこれ常識が、考え方がずれとんと違うん。6,000枚。何もうちの、これ軽犯罪法になるんかな、今言ようる、ちょっとおかしいなと思うとんじゃけど。うちのポスト、わしがこれ焼いたら警察言われたら、ごみをどっどっどっどっど焼きゃったら警察言われたらわし罰金来るん。誰やらごみ焼きよった、50万円の罰金じゃというて、お金を払うようになる。そりゃ私はお金が払えんから、ほんならすぐに払えんで困るからといって懲役行ってきた、50万円分の。ほんなら私その袋、今度はそれを不法投棄で道に投げたら今度はまた私が不法投棄でやられるでしょう。ほんならそれを持って袋の中に入れてごみに出そうと思うたら、袋代を私が払わにやいけんのでしょうか。もう少し考えてくれなんたら。常識も何もあったもんじゃない。これについて、使用料の後払い、公の施設で正体不明の文書をコピーさせた、このことについての御答弁をお願いします。

議長（山本 雅彦君）

答弁。

総務部長。

総務部長（山本 直人君）〔登壇〕

使用料の後払い、コピー代の後払いについてでございますが、まず総務のほうへ来られて輪転機の故障ということで保健センターのほうへ回っていただいたという経過で、実際に保健センターのほうで輪転機を回して、それでその納入につきましては納付書をお願いしまして、それが土曜日、日曜日を挟んだ週明けの12日になったということでございます。

答弁については以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

部長な、土曜、日曜だったら、飛ばされたから後から領収書持って、6,000円行かれた、今言ようるように4人来られたんじゃけど4人とも6,000円のお金がなかったんか。お金がねえからお金持ってきて後からこの品物とりに来ますから、きょうは済まんけどこれお金持ってきてないんでというて言われたんか。いやいや、あんたらじゃけん誰でも、上様でも構わへんけん、よその人でもええけんという形の中でこれ、町の規則や条例のことについてあんたはようわかっとなんじゃろう。大字の部落じゃとか誰々じゃとか、そういうふうな人以外についてはここはうんと言わなんだらだめですよということを書いとるのを知っとなんじゃな、あんた。あんた総務課じゃけえ知らんわな。この前、この春総務へ来たばあじゃけえ、ようわかっとなんじゃろう。ほいじゃけど、あんたが前におったところでしとんで。保健センターの前におったところでしと

んで。おかしいじゃろう、こんなもん。あんた、うちにとりに来んさい、あっこ置いとるけえ、30部ある、袋に入れて。それで、一事不再議ということをおんたはよう知っとんじゃろう。終わってからこれをばらばらばらばら配らしょんじゃけえ、おかしいんではないんか、ほいでこれ。何を言よん、おかしいことを言うな、あんた。土曜、日曜というような問題じゃありやあせんがな。コンビニ行って、私が今言うたがな、コンビニ行ってちょっと金持っとらんけどちょっと貸しとってといたって、そりや岩江さん、また今度お金持ってきてからにしてくださいと言うぞ、コンビニの店員さん。あんたらのような親切な人はおらんぞ。よう部長じゃというてそこへ座っとるな、ほんまに。3回目じゃ。2回目の答弁。

議長（山本 雅彦君）

総務部長。

総務部長（山本 直人君）〔登壇〕

確かにコピー代については当然その日のうちに払っていただくのが原則でございます。それから、議員のポストのところに大量に19枚と30枚ですか、入ったということについては、これは配られた方の責任になると思うんですけど、私どもはコピーについては一定のルールにのっとり、それから輪転機につきましても今までの市のルールにのっとり、コピーについては民間のものに対しての〔聴取不能〕をしないように、また自治会等のいわゆる行政の一端を担っていただくような団体については輪転機の使用を認めさせていただきまして、言われるように安い単価で印刷をさせていただくというのが今までの現状でございます。

〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

自治体のだったらわかるんで。大字、あんたとこの鯨の部落長が総代として来られたんじゃと、ちょっとお金持ってなかったからまた後日持ってきますというんならわかるんで。領収書を見てみなさい、上様というて書いてとんでしょうがな。私ここでほんならちょっとコピーしてくださいというても、会派のやつを使おうと思うたら私の会派の名前を書いてくれる、これに書いてくださいよというたら書いてくれる。上様というて書かんぞ、市民部やこう行ってみんなさい。そういうのが通用するか、あんた。おかしかろうがな。なぜ上様といわずに名前を書かさんのんなら、ほれで。わけのわからん、上様のようなお金をあんた方が受け取る自体がおかしいじゃねえか、これが。これが問題じゃと言よんじゃ。とんでもない話じゃ、こんなもん。何を考えとんでですか。そういうこと。

議長（山本 雅彦君）

よろしいか。

13番（岩江 正行君）

よろしいかって。答弁も何も要らんわ、もう。そのくらいのもんじゃ。〔聴取不能〕みたいなものに話したって一緒じゃ。

議長（山本 雅彦君）

以上で岩江議員の緊急質問を終了いたします。

日程第5 議案第81号「財産の取得について」
議案第82号「美作市立湯郷幼稚園新築工事請負契約の締結について」

議長（山本 雅彦君）

続きまして、議案第81号「財産の取得について」、説明を求めます。

副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第81号「財産の取得について」を御説明申し上げます。

平成28年3月議会において議決された平成28年度一般会計予算に基づく雇用促進住宅の取得について、現入居者の居住の安定、子育て世代の定着、Uターン、Iターン者等の受け入れ、新規就農者予定者の居住場所の確保など市内での住居を確保するため、雇用促進住宅勝田宿舎、美作北山宿舎の2宿舎を先行して取得しようとするもので、平成28年9月14日に相手方と売買仮契約を締結しています。この譲渡契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び美作市の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

以上、議案につきまして御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願い申し上げまして提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

西元議員。

10番（西元 進一君）

これで結構なんですけど、いつも私は言うんじゃけど、延べ床面積3,898.74平米と、それから3,812.35平米が6,812万6,400円ということであるんですが、総計して割りゃあ結構わかるんですが、やっぱり単価も発表してもらわんと。それから、これは少なくとも市営住宅になるわけですから、そういう点ではどういう整備というか、そういうものも含めて、次にあるんでしょうけど、そういうものも含めてやっぱり若干の説明をしてもらわんと、私たちに聞かれるわけですから、そういう点ではそういうものとしてちゃんと副市長がわかる範囲でよろしいから説明をください。

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）

まず、単価でございますけど、土地の単価でございますが、美作北山宿舎につきましては平米当たり1,814円ということになります。それから、勝田宿舎につきましては631円です。

議長（山本 雅彦君）

真野部長、もう少し聞こえやすいように発言してください。

建設部長（真野 弘紀君）

631円であります。お手元の資料の中で土地の面積が、例えば勝田宿舎であれば土地代についてが372万7,368円、それから美作宿舎については1,219万1,958円というふうになっております。したがって、その上に敷地の面積がございますので、割っていただければこの単価になるというふうに思います。

それから、今の予定でございますけれど、北山宿舎につきましては60戸、30戸が2棟ございまして60戸あります。現在入居されとるのが半分の30戸の方が入居されている状態です。それから、勝田につい

でも同じく30戸が2棟ございまして60戸ということになるんですけど、現在私どもで調べているのは4戸の方が入居されております。

これをこのままにしておきますと平成33年度には機構のほうが、それぞれのステップがありまして、官公庁へまず売り出しをされて、手を上げなければ民間へ出されて、民間も手がなければ追い出しをして出ただいて、それでまた売るといようなステップがあるわけですけど、我々としては今おられる方を、居住されてる方をおっていただくということで、合計でいきますと34戸になるとは思いますけれど、その方を含めてお受け取りするというふうなことになります。

今後の方針でございますけれど、扱いといたしましては市民住宅というふうなことにいたしまして、入っていただく方を、今の市営住宅とは別に市民住宅で広範囲に選択肢があると、ふやして募集をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

それで結構です。それで、そういうことをちゃんと説明してもらわんと、私ら買うんだろうということだけで終わるとるわけで、今真野部長が言われるような、そういう点ではそういうものとしてやっていくと。

それから、私の要望ですが、そういう点では100%60戸が入れるようにやってもらって、市民住宅で結構です。何でも結構ですから、僕は特に若い人を期待しとんですが、そういうものとしてやっぱり安くできるだけ生活がしやすいような環境をつくっていくと。そういう点では市が指導しながら、しかも私は市営がええんじゃねえかと思うんですが、そういうものとしてちゃんと最終的にはそこまでやっていけるような、そういうものを見通しながらやっていくということが大事なんじゃないかと思うんで、その辺の方針というのがあるかどうかというのをちょっとだけ説明ください。

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）

財産取得ができませんでしたら、今後その機構のほうが部屋の改装とかをやりまして最終的に市が受けるということになります。今の予定では、そういうふうになると12月の議会で家賃とかいろいろなことについての条例を定めて説明してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

萬代議員。

7番（萬代 師一君）

取得金額が6,812万6,400円ということで、勝田住宅が2棟60戸、北山住宅が2棟60戸という説明でございましたけれども、この取得金額を決定するに当たって、取得先である雇用支援機構との交渉過程につきまして詳しく説明を求めます。

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）

財産としては機構のほうにあるわけです。機構のほうで財産のほうの評価をされまして、土地については

2分の1、機構の中の評価ですけれど、2分の1の額で出すと。それから、建物についてもその基準の中でされております。実際四、五年前ですか、示された額よりはかなり下がっているというふうな状態でございます。ちなみに、固定資産評価、市の評価額でいきますと、土地については評価額が北山宿舎では27年度ですけれど3,458万7,920円ですけれど、それを1,219万1,958円、それから勝田宿舎では2,934万8,473円ですけれど327万7,367円というようなことになっております。建物についても市の評価であれば北山であれば1億8,171万2,487円のものについて4,452万5,000円、勝田宿舎であれば2億877万2,256円のもので1,855万5,000円として評価をされて、向こうでオーケーして契約をするというふうな運びになっております。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

萬代議員。

7番（萬代 師一君）

それぞれ土地についても非常に評価額の2分の1相当額の金額提示があったということでしょうし、また建物についても相当安く、固定資産評価額よりも安く提示があったということでございます。先ほども部長の中で数年前よりも相当安くなっておるということでございますけれども、数年前の金額はどのくらい提示されておったのか、そしてどのくらい数年前より安い金額での仮契約がなされたのかをお尋ねいたします。

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）

数年前の資料ということになると、今は持ってはないので。

議長（山本 雅彦君）

わかりました。それでは、どのくらいかかりますか、時間。

建設部長（真野 弘紀君）

10分ほどです。

議長（山本 雅彦君）

10分間休憩いたします。

午後0時53分 休憩

午後1時03分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

萬代議員の答弁から再開いたします。

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）

当初の希望価格というのが、北山、勝田合わせまして1億2,800万円のほうを予定しておりましたけれど、現在今申し上げたようなのを足しますと8,404万4,000円ということになっておりますので、その分安く提示をされてきたというふうに思っております。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

これ部長、やっぱり骨とう品のほうが高くなつとるな、これ。何でも鑑定団みたいに骨とう品のほうが高いが、これ。棟数が2棟、戸数60戸、年数が平成2年度、建ったのが、築年数が。こっちは平成7年に建つとる、築年数。それで物は一緒や、2棟と60戸や。何でこれ、どういうふうな算定してこういうふうな数字になったんか、ちょっと教えてください。

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）

その算定につきましては機構のほうで算定されておりますので、我々が算定したものではありませんけれど、先ほど言いましたように北山については約半数がおられるということで、その分評価をされておるというふうに思っております。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

人間も一緒に買うんじゃねえんじゃからな、言うとかけど。おかしいことを言っちゃあいけんぞ。建物の評価の話をしょん、建物の評価の話を。なぜ古いのが高いんならと言よん。それだけの値打ちがある建物なんか。勝田のほうで平成7年、5年後に建つとんじゃ。それなのに何で安いんなら、これ。何で安いんなら。その説明ができんのにここへ上程してきて議会承認してくれと、そんなばかな話はありませんぞ、これは言うとかけど。ふんじゃなかるうが。それ以外にも、勝田のほうで中が腐つてしもうとるから、あっこはどっちみち向こうが耐震してきても長うもたんのじゃと、それじゃけえ単価安うしとんじゃというんか。ここは築年数は平成2年じゃけども、ここはまだ何十年も長もちするんじゃというような評価をしたのは、誰が評価したんならと言うんじゃ。買う物に腐った物か、新鮮な物か、腐った物か、そのくらいな評価をして買うぞ。あんたはそのくらいな評価をせんといて、何でもええ、サバの目が死んだようなやつをびやっとなんか。おかしかろうが、そんなもん。

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）

建物の内装をしていただいて、一定の当初の住める状態にして、うちはいただくというふうになっております。勝田宿舎については我々担当者のほうも部屋の中まで入って一つ一つ調べておるわけですけど、内装をつつとところは少ないということです。それから、北山団地については経過もしておりますので壁を塗りかえたりとか畳をやりかえたりとかということが多いので、その分が加算されとるということでございます。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

この北山4,800万円や、4,800万円。それで、勝田のやつが2,000万円やな。倍からじゃ。あんた方がわしに説明したのは、全部内装も何も向こうが入れるようにして何ぼじゃという話でしょう。おかしいことを言うちゃいけんがな、そがんなとぼけたような話ししょうる。おかしいがな、あんたが言ようるのは。前に説明したのは、全部入れるようにして、それで買うてくださいという話だったろうがな。何でこがんな話になるんか。おかしい言よんじゃ、これが数字が。前のは、ほんならわしに言うたのは、あれはうそだった

んか。あつこの議事録のテープ巻き戻して、それから昼からでももう一遍議長に頼んで、それじゃからわしがあと時間かかるぞ、また休憩ですよというて議長、言うたでしょ。このことなん。ほいじゃから1発目にしとかにやいけませんかなというていう話だったん。そんなもの、この前は全部内装も耐震も皆してから入ってくださいよというような、そういうような説明聞いとんよ。それを今ほんなら北山のほうは今の内装がきれいなけんどうのこうのという問題ではないがな。きれいなのが当たり前じゃがな。なぜこう数字が違うの、棟数からいうても平米数からいうても皆同じなんじゃけえ。土地の価格が違うのはわかる。勝田とこの北山だったら、そりゃ多少は違うじゃろう。ほいじゃけど勝田でもあつこは一等地じゃ、勝田のな。勝田の一等地じゃ。それじゃけど、あんたがここの言ようるやつは、あつこの山の上じゃ。これの説明ができなんだら、余りに議会をばかにし過ぎじゃぞ、部長。

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）

ちょっと説明が悪かったのかもしれませんが、我々がいただくのは内装ができたものをいただくというふうになっております。それは前からも言うたとおりです。その分で、改装賃も含めた分で向こうから来ておりますので、北山については中を直すということが古い分だけ多いというふう到我々としては思っております。ですから、この額で改装したものをいただくということには間違いございません。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員、総括です。

13番（岩江 正行君）

あんたの言ようるのはおかしんじゃ。何ぼしたっておかしいんじゃ、これ。よう家でもう一遍寝て、考えてみんせえ。ここで出したってこがいなものを議論する値がねえ、あんたの答弁しよったら。きれいにしたものを……。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員、議案質疑ですから、総括はございませんので、申しわけありません、ここで終わってください。

それじゃ、安本議員。

4番（安本 博則君）

いろいろ岩江議員の質問があつたんじゃけど、ここはこれちょっと尋ねたいんじゃけど、最初の議案第81号財産取得で、1が取得する財産で勝田と北山、2番目に取得金額6,812万6,400円。その次の写真入りのやつで見ると、土地も建物も含めて合計すると8,400万円になるんじゃ。それで、これは建物だけが出とるようなもんで、土地についてはどうなるんかな、その辺は。ちょっと説明をお願いしたいんですが。

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）

議案の内容についての御質問でございます。先ほど言われましたように、ここに示しておる取得金額というのは建物のみでございます。それで、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例というのがございますけれど、この中で上限価格が2,000万円以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは売り払い、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限るというふうになっておりまして、土地については2,000万円以下でございますので、ここでは建物だけを議案として出させていただきます。

ております。

4番（安本 博則君）

わかりました。

議長（山本 雅彦君）

他にありますか。

岡崎議員。

9番（岡崎 正裕君）

リニューアルをすると、していただいて取得をするということなんですが、5階建てなんですよね。それで、その当時はエレベーターなしでもえかったんでしょうけど、今回5階建てを買うということで非常に上階のほうに入る方が少ないんじゃないかなという心配もします。その中で家賃の設定なんか、これは統一したものにされるのか。例えば買い取りマンションだったら上のほうが高いですわな。下が安い。けども、過去の雇用促進住宅の入居状況を見ますと、例えば一番古い中山ですけども、大井が丘ですけども、あそこでは上のほうからあいていって、もう上は空き家になってしもうたというような状況がございます。そういった中で家賃設定は統一したものにやられるのか、その辺のところをちょっと聞きたいのと、それから需要予測です。先ほど計算しましたら34戸埋まるとということですから、120から34を引いたら86戸になりますかな。それが需要予測としてそれがいいように埋まるのかということがございます。そういったことがちょっとわからないということなので、エレベーター、そこについてはこれはしていただけんのかな、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

財産の取得でございますので、そのあたりの議論は結構でございますが、一般質問化しても困りますので、そのあたりはお気をつけください。

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）

家賃につきましては今後決めていくということにしておりますけれど、例を申し上げますと、ほかのところではエレベーターの話がございましたが、エレベーターがないというようなことで上階のほうが高いというような家賃設定をされてるようなところが多いようですので、私どもとしてはその方向で考えていきたいというふうに思っております。

それから、需要につきましては、先ほど言いましたが北山については半分埋まっておるという状態です。それから、勝田については4戸、60戸中の4戸ということになるわけですけど、今後その家賃設定をどのようにするかいろいろ検討したり、それから他町村の例を参考に多くの人が利用していただけるような施設にしていきたいというふうに思っております。

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員。

9番（岡崎 正裕君）

需要予測ですけども、結構、86戸あいているというのはかなりたくさん戸数があいておると思うんですが、その中で今までの募集ですね、今までやっとなる募集でどういうふうな状況になっておったのかも含めながら、需要予測がないとこれ買えないわけですから、買ったわ、誰も入らなんだというのは非常に困ることなんで、そこら辺のところを。まあ家賃の設定もあるかと思うんですが、需要予測としたらこれがほぼ埋まるであろうという予測を持ってされておるということでしょうか。

議長（山本 雅彦君）

それは一般質問じゃないんですかね。財産の取得ですからね。真野建設部長、答弁できますか。一般質問の中で答弁があったということでございますけども、それで御了解いただけませんか。

本城議員。

11番（本城 宏道君）

済みません、これを購入した場合に、岡崎さんとちょっと似たような質問になるんじゃないけども、この4階、5階ということになると年寄りはないかな入れんわけ。若い人が中心になると思うんですが、入居率をどの程度考えておるか。あるいは、例えば80%なら80%見たときに、それを取得してから何年ぐらいで予定をとする入居率まで達成するようにするのか、その辺についてちょっと質問しておきたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

これも一般質問化しているように思いますけれども、あえて答弁があれば。ありませんか。ないですな。

これについても答弁が一般質問でありましたかね。一般質問化しているように感じられますけれども、財産の取得でございますので、そのあたりのことの質問をしていただきたいと思います。

11番（本城 宏道君）

要は取得しようとした場合、そういう土地じゃなかったら買うてもええかどうかかわからんのよ。

議長（山本 雅彦君）

契約の締結でございますので、そのあたりの判断を皆さんでお願いしたいと思います。ですから、質問される方はそのあたりのことを考えて質問していただきたいということを先ほどから申し上げておりますので、よろしくをお願いします。

金谷議員。

1番（金谷 典子君）

北山の30戸入っているところの改装についてが、前回の私の一般質問のときにはしない、入っているところにはしないで譲渡されるというようなことだったんですが、その場合安くなるんじゃないですか、その改装がないだけ。半分ないわけですから、その辺はどのようにこの価格に設定されているのかというところがわからないのですが。

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）

先ほども申しましたが、価格については向こうが示されておるもので我々が設定したものではないです。

それから、先ほど言われましたように機構のお話では今あいているところについて、ずっと空き家になっているようなことがありますので、それを住める状態にしてこちらに出すというところまで承っております。

議長（山本 雅彦君）

よろしいか。

金谷議員。

1番（金谷 典子君）

それじゃ、今入っている方がとりあえず、その後のことになるんでしょうけども、出ていかれてリニューアルしたところに入るといったことは可能である。で、あいたところはリニューアルしてないわけですから市

がしていくということになっていく可能性があるということなんですかね。

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）

取得後の運用ということになると思うんですけど、部屋が変わるとするのは、その辺についてはちょっと検討する余地があると思いますが、ただ部屋を出られた後は当然今の市営住宅と一緒にリニューアルをして直して募集するというふうになります。

議長（山本 雅彦君）

よろしいか。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第81号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第81号「財産の取得について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第82号「美作市立湯郷幼児園新築工事請負契約の締結について」を議題とし、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第82号「美作市立湯郷幼児園新築工事請負契約の締結について」を御説明申し上げます。

平成28年9月26日、美作市立湯郷幼児園新築工事請負にかかわる一般競争入札を行い、結果、岡山市南区泉田2丁目7番26号、美作市立湯郷幼児園新築工事中国建設工業株式会社・佐藤建設株式会社特定建設工事共同事業体が6億3,072万円の税込みでございますが、で落札をしたものでございます。建設工事の概要についてでございますが、鉄骨づくり平家建て、建築面積は約2,554平方メートルの園舎が建設されます。契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号並びに美作市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取

得又は処分に関する条例、これは平成17年美作市条例第53号第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案について御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げまして提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

今質問受けたんじゃけども、これ税込みの、消費税込みじゃな。初め、これ食堂か何か知らんが、右や左にしよったのがまた変更で、当初の金額がこのくらいだったもんじゃ、初め言よったやつが。これより1億円ぐらい高うなりゃへんかということ聞いたんじゃけどな、前に。変更で。変更もうありゃへんのじゃな、このとおりのんじゃな。2年ほど前に食堂か何か知らん、位置を変えたりあれやこれやするのに、今言よるこちらへあったやつが何か知らん、車が入るかどうのこうのでこっちまいたんじゃとかというようなことで、ちょっと変更で1億円ぐらい変更で金がかかるんじゃと、そういうようなことを説明を受けとったんじゃけども。これがどがいなんかな、ふえるんだったらはやもう2年も前のこっちやから一緒に入札したらええのにな。わしこれ全部で、変更した金額、これ税は別かと思よったんじゃ。そしたら副市長が今税込みじゃというて言うたわけじゃな。税込みだったら、今言うその変更がないんじゃたらええけども、大きな変更はねえ、1割ぐらいの変更というのはこれほどこでもあるんじゃ。この上に1億円ぐらいな変更がばさっと出るということになったら、これはいかなもんかと思うんじゃけども、その辺のところをちょっと確認してん。

議長（山本 雅彦君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

2年ほど前に調理室の位置ということの問題がございまして、その辺のことについては設計変更して、このところにもう設計変更はできております。その設計変更の分でこの上程をさせていただいておりますので、この金額、6億3,000万円ほどということでございますので、大きな変更はないと確認はしております。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

ほんならもう後は変更は全然ないという話じゃな。ないという話ですな。あとほんなら1億円近いような変更が出るというたらいかなもんかというて言よんじゃが、それはあんたは確信持って言えるんじゃな。

議長（山本 雅彦君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

大きな変更はございません。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

よろしいか。

他にございますか。

西元議員。

10番（西元 進一君）

済みません、私は心配しとったんで、山名教育次長が答弁されたことで十分なんです、今岩江議員の心配されとったようないわゆる食堂の関係ですわな、食堂が煙が出て民家にかかるというやつは、文教福祉の関係でちゃんと論議して、市長もそういう設計会社はやらないと、そういう点ではちゃんと。そういうことで市長がちゃんと説明されて、設計変更の段階ではあれは問題だったんですよ。設計変更で向こうが間違いじゃないかということでしたんじゃけど、結局1,000万円以上の銭が要ったということで文教では問題にしたことがあるんですが、そういう点ではちゃんと説明してちゃんとやられたということで、1億円も変更があるようなことであつたら大ごとなんで、山名教育次長……。

議長（山本 雅彦君）

西元議員、質問がよくわかりませんが。

10番（西元 進一君）

ないと、そういう変更はないということを確認を持って言うてください。それ以外に私たちは、きょう即決なんで、そういうことだけをはっきりしてください。

議長（山本 雅彦君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

先ほども答弁させていただきましたけれども、大きな変更はございません。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

よろしいか。

他に。

安本議員。

4番（安本 博則君）

この即決案件と言われよんじゃけど、やっぱりこういう大きな問題は事前に出してもらってしないと、これ今言うこの場で6億3,000万円の契約、仮契約だったか、税込みの仮契約じゃない、これは住宅のほうだったんか、仮契約は。そんなのをこの場へ出てこれだけで議論、悪いけど、前の資料やこういっばい出したきりきたりしてどうだったかというのを調べるんじゃ。それからわし質問したりするんだけど、きょうらみたいにもぼんと出して即決案件じゃというて、できりゃへんで。この入札についても、前にも横山副市長に言うたんじゃけど、問題がありそうじゃとクリーンセンターのときに話したんじゃけど、個人的に。だけん、こういうのを出すのは考えてもらいたい。

議長（山本 雅彦君）

要望としてお聞きしておきます。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第82号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第82号「美作市立湯郷幼稚園新築工事請負契約の締結について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

以上で今議会の日程は全て終了いたしました。

この際、萩原市長より御挨拶をいただきます。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

大変お疲れさまでございます。熱心な御審議、心から感謝を申し上げます。

時間をいただきましたので、会期中の動きについて簡単に報告申し上げますが、1点目につきましては、昨年開始をしました行政懇談会、これについては今年度も引き続きやっていただきたいと要望がございましたので、現在随時の開会を行っておりまして、その内容について昨年同様スピード感を持って対応すべきということで、12月初旬までに全地区を回った上で来年度の予算編成等に生かしていきたいと考えております。議会にて御提案ありました暮らしやすさ、住みやすさプランづくりということで、10月には市民の方々3,000名程度に対してアンケート調査を行います。

次に、昨日インドネシアのタシクマラヤ市というところから訪問団がやってこられました。簡単に申し上げますと、今後日本との交流をさまざまにしていきたいのだけれども、何ゆえか岡山県の美作市と話をしたいということでお越しになられた次第でありまして、アジアのいろんな国において当市の知名度が少しずつ上がっているんじゃないかという実感があったということをお報告を申し上げます。

次、10月1日、明後日になりましたけども、武蔵コンサート2016ということでグラミー賞を2度日本人としてただ一人受賞された大野俊三さんがメインとしてジャズのコンサートを行います。その際には林野高校、美作、作東、英田の中学校などの地元のマーチングの演奏も一緒にやって合同で演奏する、そして立派なアーティストのわが子を子どもたちに盗んでもらう、見てもらうというようなことも考えている、これは当市としてのいわゆるオリンピックムーブメントの一環でもございます。ぜひ御参加をいただきますようお願いをいたします。

秋も深まってまいりました。やや天候が不順というか、これほど雨が降るといのはちょっと覚えがないんですけども、ぜひお体にお気をつけになられまして、雨の合間に農作業を楽しんでいただいたり、あるいはこれから盛んになります秋祭り、文化、スポーツ、イベント等でございます。よい秋を迎えていただきま

すように心からお祈りを申し上げ、そして市民の皆さん方、議員各位の御健勝を改めて御祈念をして、ちょっと時間がきょうはあれでしたんで、簡単なバージョンでの御挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

平成28年第3回9月美作市議会定例会の閉会に当たり、一言申し上げます。

皆様には9月6日開会以来本日までの24日間にわたり、御熱心に御審議を賜り、適切な御決定により、ここに全議案を議了し閉会する運びとなりました。市長を初め執行部各位におかれましては、今定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりまして、各委員長報告、今期中に発言されました各議員の意見を十分に尊重していただき、市政発展、向上のためにより一層の御尽力をいただきますようお願いを申し上げまして、閉会に当たり御挨拶といたします。

今定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。以上をもちまして平成28年第3回9月美作市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時34分 閉会

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成28年9月29日

美作市議会議長 山本 雅彦

会議録署名議員 岡崎 正裕

会議録署名議員 西元 進一

会議録署名議員 本城 宏道

そ の 他 資 料

一般質問【平成28年第3回（9月）美作市定例会】

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
1	16番 日笠一成	1. 交通網の整備について	①交通弱者対策について	市 長 総合戦略 監 担当部長	64
		2. 少子化対策について	①病児・病後児対策について	市 長 保健福祉 部長	66
2	6番 則本陽介	1. 市民の声を行政に反映する取組について	①市民の意識調査の内容と財源について ②意識調査に基づく具体的施策の推進について	市 長 副 市 長 政策審議 監 部 長	68
		2. 地方創生交付金の取組について	①スポーツツーリズム、ヘルスケア産業の推進、インバウンド関係の推進について ②儲かる農林業の推進について	市 長 副 市 長 総合戦略 監 部 長	71
		3. 巨大樹木や老齢樹木の適正管理推進について（教育委員会関係）	①巨大樹木や老齢樹木管理の現状と被害防止について	市 長 教 育 長	74
3	5番 谷本有造	1. 安心・安全な魅力づくり	①危機管理と利便性について	市 長	76
4	13番 岩江正行	1. 森林作業の安全安心	①ヒル・マダニの被害と駆除について	市 長 副 市 長 教 育 長 政策審議 監 企画部長 経済部長 総務部長 建設部長 危機管理 監	81
		2. 街並み環境整備事業癒しの温泉、経営者支援とこれからの観光行政、防災町づくりの推進	①温泉の転地効果について（山・高原・森林・河辺）公園等の整備。遊歩道、里山整備 ②近隣市町村との連携 ③温泉を利用した健康作りの推進 ④スポーツを通じての町づくり ⑤密集住宅地 防災性の向上と住環境の整備（避難路、避難地の確保） 浸水想定地域と市民の安全安心と通水断面の確保		84
		3. 滋慶学園の美作市支援について	①協定書には必要な支援を行うものとするがあるが、内容や関係市町村の負担額についてはどうなっているのか ②補助金10億円の事業の内容と投資効果についての説明 医療看護学校、滋慶学園高等学校美作キャンパスの事業費、規模、内容等はどうなっているのか ③（旧）大原高校の校舎を通信制高校に使用するといっているが、耐震工事はいつまでに誰が工事をするのか尋ねる ④市長は近隣の市であれば、前向きに対応してくれるはずといっている看護学校を設立する際、大きな課題があり実習病院が岡山県内で確保出来るかと言っているが尋ねる ⑤佐用町長は人口が少ない地域なので、学生を集めるには大変といっているが、生徒の確保はできているのか		93

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
5	2番 重平直樹	1. 道路整備計画について	①美作市が誕生して11年が経過しましたが、各地域の道路整備の進捗状況はどのようになっているのか	担当部長	98
		2. 滋慶学園と合併特例債について	①滋慶学園と合併特例債を美作市民にわかりやすく		100
		3. 浸水想定地域の安全対策について	①浸水危険地域に住まれている市民はどうなるのか		102
6	17番 山本重行	1. さくとう山の学校について	①美作市の指定管理である、さくとう山の学校の組合長が年度途中で辞任して混乱している。市の指導、市との関わりに問題はなかったのか、その経過・原因・責任について	市 長	106
		2. やまゆり苑敷地内に建設中の小規模多機能型居宅介護施設に関して	①事業決定前後の議会等の行政報告で、なぜ事業・事業者名について報告しなかったか ②8月に事業決定した、その9月に美作市財産条例を制定したが、まさに該当している具体例だが、議会・委員会でなぜ報告しなかったか ③この件に関して情報開示請求をしたが、事業費内訳・資金計画等の不開示理由について		108
7	12番 鈴木悦子	1. スポーツ振興の推進と市の活性化への取り組みについて	①リオオリンピックが終わりました。オリンピックについての認識はどうお持ちですか。その上で4年後に東京オリ・パラが開催されますが美作市としてこの最大イベントをどのように活用し、観光、スポーツに活かし、美作市の発展につなげるお考えをお尋ねします ②教育行政を進める上でオリンピックから学んだことを、どのように生かし取り組んでいかれるのかお考えをお尋ねします	市 長 担当部長	114
		2. 武蔵の里の運営について	①クアガーデンの休業について地域住民より請願が出されました。それについて地域に出向き説明会を開催し、理解を求めると言うことでしたが、その内容と結果をお尋ねします ②10月以降のクアガーデンの運営はどうされるのか、五輪坊をはじめとする武蔵の里全体の施設の維持管理をどのようにお考えなのか、お尋ねします 市長は台湾、ベトナムを訪問され観光事業に力を注がれていると思いますが、アジアを中心としたインバウンドによる外国人観光客を美作市、特に武蔵の里への誘客をどのような形で推進しようと考えておられるのか、また具体的な施策を指示されているのかお尋ねします		
		3. 滋慶学園学生寮について	①滋慶学園の開校も30.4.1と決定し、7月にはオープンキャンパスも決まっているようですが、学生の生活の場、いわゆる学生寮についてのお考えをお尋ねします ②地元にも学生寮、アパート、空き家の有効活用等周知をする必要があると思いますが、お考えをお尋ねします。その上でいつの時点で説明協力の要請をしていくのか合わせてお尋ねします	市 長 担当部長	125

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
8	10番 西元進一	1. 岡山道の延長問題	①今の現状はどの様に進んでいますか ②岡山道の延長問題では、萩原市長の指導力が必要になっています。どの様に扱っていますか ③岡山道の延長問題は複雑ではありますが、国道429号線を挟んで53号線と智頭の高規格道につながでありますから、奈義・勝央・智頭を入れた合同会議が必要ではありませんか	市 長 担当部長	128
		2. 市庁舎建設の位置について	①新たな情勢に対して、執行部はどの様に対応なさっていますか。庁舎問題は終わりでありますか ②私の提案は、もうもう工房を美作市が折角購入しているので、この場所を効率的に使用してはいかがですか フロア面積確保については、駐車場を一階にして、上階を増やした対応をしてはどうですか	市 長 担当部長	131
		3. 塩垂山の都市公園化の里山 長大寺の都市公園化の問題	①今の都市公園が何故行政での提案にならなかったかを教えてください。市長の思いつきでは美作市の救いにはならないので、慎重にお願いいたします。思いつきでこれは住民請願でいこう、思いつきではいけないのであります	市 長 担当部長	135
		4. 市政刷新の進捗状況について	①到達点の評価と現在の評価 ②市政刷新の状況はいかがですか ③必要ではなかったのでありませんか	市 長 担当部長	137
		5. 監査委員会の扱いについて あの情報公開の文書が公文書になるのか	①ここに監査委員さんからの文書があります。 この文書の扱いをお伺いいたします	市 長 担当部長	138
9	3番 安藤 功	1. 認知症対策について	①市内の要介護認定で認知症と判定された人数、また推移はどの様になっているか ②認知症予防対策は行っているか ③認知症患者、また家族に対しての支援は行っているか	市 長 担当部長 教 育 長	141
		2. 防犯カメラについて	①行政管轄建物等の防犯カメラの設置台数は何台あるか ②市内の商店、企業、事業所等の防犯カメラ設置台数は把握しているか ③今後防犯カメラの設置台数の充実をどの様に考えるか	市 長 担当部長 教 育 長	148
		3. 空き家の現状と対策について	①市内の空き家件数は把握できているか ②空き家の所有者の把握もできているか ③空き家の利活用と今後の安全管理について	市 長 担当部長	153
		4. 地域経済の活性化について	①市内企業の実態について ②法人税等の増減はどの様に推移しているか ③公共事業・工事等の発注状況の推移はどうなっているか ④今後地域経済活性化についてどの様に考えているか	市 長 担当部長	

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
10	4番 安本博則	1. 9放課後児童クラブについて	①6月定例会の質問以降で改善された内容 ②夏休み中の利用で問題発生はしていないのか	保健福祉 部長	158
		2. 市内の小中学校について	①給食異物混入の原因究明は出来たのか ②校内暴力はその後発生していないか	教 育 長	161
		3. 火葬場、斎場について	①三倉田地内の火葬場使用について ②作東レインボーホールの一最大利用可能 件数	市民部長	165
		4. コンプライアンスについて	①市役所内でのコンプライアンス違反は発生 していないのか ②副市長が認識されているコンプライアンス の範囲	横山副市 長	169
		5. 風水害について	①美作市としての取り組み	危機管理 監	176
11	11番 本城宏道	1. 平和行進の対応について	①「核兵器のない平和で公正な世界を」と国民 平和大行進が毎年行われていますが、対応の まずさが県下最低となっている。世界平和に 対する市長の考えは	市 長	182
		2. ベトナムとの交流について	①ベトナムとの交流を深めています。先日 行かれた目的等についてお伺いします ②今年度ベトナムの人を市職員として採用さ れているが、現在どこでどの様な仕事をさ れているのか ③今日迄の仕事の評価は？	市 長	184
		3. 農業問題について	①農地所有は10～50アール以上と規定さ れているが、移住定住を推進するうえで、 1～2アールでも所有出来る様に特例を作 れないか	市 長 担当部長	186
		4. 農地中間管理機構について	①8月末迄に扱った件数と契約率はどうなっ ていますか ②過疎地での契約が進まないと思いますが、 対策を考えているのか。成り行き任せか ③貸付け期間を10年から3年にする方向と の報道があるが内容は ④担い手財団のスタッフを28人増員するら しいが、市にも派遣されるのか	市 長 担当部長	188
		5. 森林の間伐について	①森林の荒廃が進んでいるが、間伐について もっとPRすべきではないか ②森林課が新設されたが、森林行政としてど う取り組んでいるのか見えてこないか	市 長 担当部長	191
		6. クマの生態調査について	①最近でもクマの出没情報があるが、調査は 継続されているのか ②監視カメラを導入したが、今どの様に利用 されているのか	担当部長	193
		7. 生活保護関連について	①OHKで放送されたドキュメントで、美作 市の事も取り上げられている。対応に問題 はなかったのか ②現実に困っている人の立場に立って、今少 し親身な扱いが必要ではないか	市 長 担当部長	196
12	8番 尾高誉久	1. 教育改革について	①21世紀の日本にふさわしい教育体制を構 築し、教育の再生を実行に移していくた め、内閣の最重要課題の一つとして教育改 革を推進する「教育再生実行会議」が開催 されております。この提言についての説明 とどのように受け取られているのかお尋ね します	市 長 教 育 長 担当部長	199
		2. 市の花「カタクリ」について	①市の花「カタクリ」の絶滅が危惧されてお り、保全対策はないものか、お尋ねいたし ます		209

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
1 3	1 番 金谷典子	1. 美作市権利擁護について	①権利擁護センターの基本方針と役割 ②関係機関との連絡調整とは ③事業計画について ④公的責任による権利擁護について ⑤365日24時間対応について ⑥2016年5月28日OHKでのテレビ放映美作市の家族について	市 長 担当部長	212
		2. ライン用スタンプについて	①美作市のPRや、若者につながる方法としてライン用スタンプの作成を考えることについて	担当部長	217
1 4	15番 万殿紘行	1. 夏休み中の市内児童生徒の生活について及び二学期に入ってから不登校の状況	①事件、事故の報告は？又二学期に入ってから市内各校、不登校児童生徒の実態 ②市内各校、夏休み中のラジオ体操の取り組み状況	教 育 長	228
		2. 幼児教育について	①幼児教育市内すべての園で、教育長通達の指導が来ているか。就学までに基本的な生活習慣の習得どの様に理解されているか？	教 育 長	232
		3. 有害鳥獣捕獲について	①近隣市町村の比較して美作市の捕獲数が増加 施策の検討が必要と考えるが	市 長 担当部長	236
1 5	9 番 岡崎正裕	1. 監査結果報告への対応について（平成27年度・第二次）	①どのように対応しているのか ②入札業務の透明性確保について ③予算編成方針について ④食の自立支援事業について	市 長 副 市 長 担当部長	239